

高知県環境白書 2024 (令和6年度版)

～特集記事～

第Ⅱ期高知県脱炭素社会推進
アクションプランの策定について

高知県

高知県林業振興・環境部 環境計画推進課

〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52

電話 (088) -821-4538

E-メール 030901@ken.pref.kochi.lg.jp

高知県環境白書 2024(令和 6 年度版)の発行にあたって

この「高知県環境白書」は、高知県環境基本条例第 8 条に基づき環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにするために毎年作成し、公表しているものです。

※この環境白書は、令和 6 年 3 月末で把握できるデータに基づいて作成しています。

※令和 5 年度までの取組結果と令和 6 年度を取組内容を記載しています。

※令和 6 年度の担当課名を記載しています。

高知県環境白書は、環境計画推進課のホームページからご覧になれます。

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/hakusyo/>

環境関連条例については、高知県ホームページ：県庁のご案内の「県広報・条例・規則」をご覧ください。

<http://www.pref.kochi.lg.jp/>

高知県環境基本条例（平成 8 年 3 月 26 日）

第 8 条（高知県環境白書）

知事は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的な推進に資するとともに、環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにするため、高知県環境白書を定期的に作成し、公表しなければならない。

問い合わせ先

高知県林業振興・環境部 環境計画推進課
〒780-0850 高知市丸ノ内 1-7-52
TEL：088-821-4538／FAX：088-821-4530
E-mail：030901@ken.pref.kochi.lg.jp

高知県環境白書2024 目次

特集

第Ⅱ期高知県脱炭素社会推進アクションプランの策定について	1
------------------------------	---

第1章 高知県の環境政策

高知県環境基本条例	5
高知県環境基本計画第五次計画の推進	6
高知県環境審議会	9
高知県文化環境功労者表彰	10
木の文化賞表彰	12

第2章 地球温暖化への対策

高知県地球温暖化対策実行計画	14
地球温暖化防止県民運動推進事業	16
新エネルギーの導入促進	19
太陽光発電事業	22
風力発電	24
木質バイオマスエネルギーの利用	25
フロン対策	26
高知県庁環境マネジメントシステムの取組	27
本庁舎等における省エネルギー化及びCO ₂ 削減の取組	30
エコ通勤の促進	31
パーク・アンド・ライド（P&R）事業の取組	32
コンパクトなまちづくりの推進	33
省エネ住宅の推進	34
森の工場の推進	35
オフセット・クレジット制度	37

第3章 循環型社会への取組

OA機器等のリサイクル	41
環境美化の推進	42
動物性廃棄物リサイクル事業	43
家畜排せつ物の有効活用	44
木質バイオマスの利用により発生した燃焼灰の有効利用	45
廃棄物適正処理の推進	46
公共関与による廃棄物処理施設整備	49
高須浄化センターでの下水汚泥の有効活用	50
リサイクル製品等の認定	51
グリーン購入の推進	53

第4章 自然環境を守る取組

生物多様性こうち戦略	55
希少野生動植物の保全	57
野生鳥獣の保護管理	58
外来種対策の推進	59
高知県うみがめ保護条例	60
海岸環境の整備と保全	61
藻場・干潟・サンゴ群集の維持及び回復に向けた取組	62
環境先進企業との協働の森づくり事業の推進	63
森林環境税を活用した取組	67

森林認証制度の活用	69
森林整備の推進	71
物部川上流域における森林整備の推進	72
緑のダムを創る流域保全総合治山事業	73
環境保全型農業の推進	74
高知県清流保全条例	76
四万十川の保全と流域の振興	77
協働の川づくり	81
多自然川づくりの推進	84
環境の保全と監視	85
衛生環境研究所の取組	85
水環境の保全	86
生活排水処理対策	90
大気環境の保全	94
化学物質対策	97
土壌汚染対策	99
騒音対策	100
振動対策	102
悪臭対策	102
公害対策	103
アスベスト対策	104
環境配慮の道路整備	105
公共工事での木材利用	106
文化環境評価システム	107
環境影響評価制度	109

第5章 地域資源を活かした産業振興

滞在型観光・体験型観光の推進	113
温泉の保護と利用	113
自然公園	114
自然環境保全地域	116
県立月見山こどもの森	117
四国のみち	118
CLT建築などの県産材利用推進の取組	119
CO2木づかい固定量認証制度	120

第6章 環境を守り次世代へつないでいくための人材育成と地域づくり

地球環境や風力発電の出前授業	123
自然体験型学習事業	124
森林活用指導者育成事業	125
森林研修センター情報交流館・森林環境教育指導者養成講座	126
コクヨ-四万十 結の森プロジェクトへの参加	127
県立牧野植物園	128
県立甫喜ヶ峰森林公園	129
環境活動支援センターえこらぼの活動	130

参考資料

補助金及び融資制度	133
-----------	-----

第Ⅱ期高知県脱炭素社会推進アクションプランの策定について

(環境計画推進課)

1 策定の背景

近年、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの増加によって、地球温暖化が進み、様々な気候変動の影響が生じており、今後、豪雨や猛暑のリスクが更に高まることが予測されています。2018年10月に公表された「IPCC1.5℃特別報告書」では、パリ協定（2015年に採択された気候変動抑制に関する多国間の国際的な協定）の目的である産業革命以降の世界の平均気温の上昇を1.5℃未満に抑える必要性が指摘されました。このためには、2050年頃までに温室効果ガスの排出量を「実質ゼロ※1」（＝カーボンニュートラル）にする必要があります。

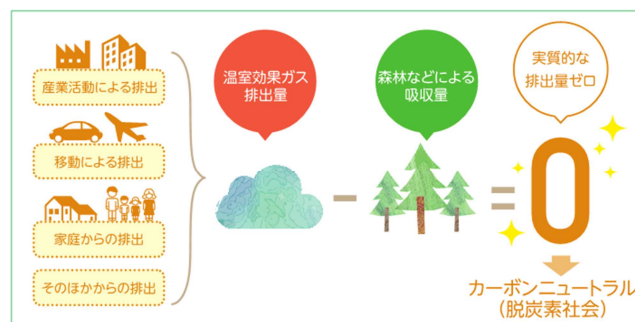
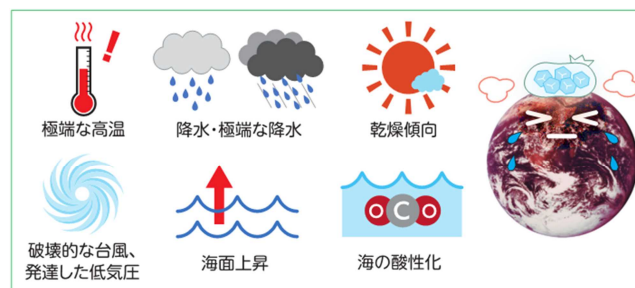
一方、企業や金融機関においても、パリ協定を契機に、ESG金融（※2）の動きなどとあいまって、脱炭素化を企業経営に取り組む動きが世界的に進展しています。また、サプライチェーンを含んだ排出量削減を目指す動きが加速化していることに加えて、SDGs（持続可能な開発目標）の達成をはじめとした地球規模での課題への対応が求められています。

こうした中、国は、2020年10月に2050年のカーボンニュートラル宣言を行い、グリーン成長戦略を策定して「経済と環境の好循環」の実現を目指し取組を進めています。また、2021年10月には、国の2030年度の温室効果ガス排出量削減目標について、「2013年度比で46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦する」ことを決定し、取組を加速していくこととしています。

このような状況を受け、本県においても、2020年12月に「2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて取り組む」ことを宣言し、「2050年カーボンニュートラルの実現」と「経済と環境の好循環」の創出に向けた行動計画として、2022年3月には森林率全国1位の森林資源といった豊富な自然資源などの本県の強みや特色を生かした「高知県脱炭素社会推進アクションプラン」（第Ⅰ期）（以下、「第Ⅰ期アクションプラン」という。）を策定しました。

この第Ⅰ期アクションプランの取組をととして、県内の脱炭素化に向けた意識が向上してきており、事業者や家庭における太陽光発電の導入拡大や、全国的にも先進的な県内市町村の取組などが大きく進みました。一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大と、それに伴う新たな生活様式の浸透や、ロシアによるウクライナ侵攻が契機となった原油・電気料金の高騰など、日々の暮らしを取り巻く状況も大きく変化してきています。

アクションプランの目標達成のためには、こうした社会情勢の変化に伴う状況の変化をしっかりと捉えて、引き続き本県の強みである豊かな自然資源を生かした取組を強化していく必要があります。そのため、第Ⅰ期アクションプランの取組による成果や見えてきた課題を踏まえ、2024年3月には事業者・県民・行政によるオール高知での取組をより一層進化させた「第Ⅱ期高知県脱炭素社会推進アクションプラン」（以下、「第Ⅱ期アクションプラン」）を策定しました。



※カーボンニュートラル：

「温室効果ガス排出量＝森林等の吸収量」とし、実質的な温室効果ガス排出量をゼロにすること

※ESG金融：

投資判断において、従来の財務情報に加え、環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance）に関する非財務情報を考慮した投資行動をとること。

2 第Ⅱ期高知県脱炭素社会推進アクションプランの概要

(1) 第Ⅱ期高知県脱炭素社会推進アクションプランの位置付け

第Ⅱ期アクションプランは、「2050年カーボンニュートラルの実現」と「経済と環境の好循環」の創出に向けて、本県の温室効果ガス排出量削減目標等を定めた「高知県地球温暖化対策実行計画」や、再生可能エネルギーの推進を図る「高知県新エネルギービジョン」の取組に加え、直近の国の動きや、グリーン化関連産業の育成、SDGsを意識した取組などの新たな取組を盛り込んだ行動計画です。

アクションプランでは、2050年の目指すべき将来像を示すとともに、その中期目標となる2030年度の数値目標（温室効果ガス排出量削減目標）について、「2013年度比で47%以上削減」することとし、取組を強化しています。

また、温室効果ガス排出量の削減とともに、本県の特徴を生かした、脱炭素化に資する新たな産業の育成など、「経済と環境の好循環」の創出に向けた取組も進めていきます。

本県の豊かな自然環境を守り次世代に引き継いでいくためにも、カーボンニュートラルの実現に向けて、多くの方々のご理解とご協力をいただきながら、県民・事業者・行政等が一丸となったオール高知で取り組んでいきます。



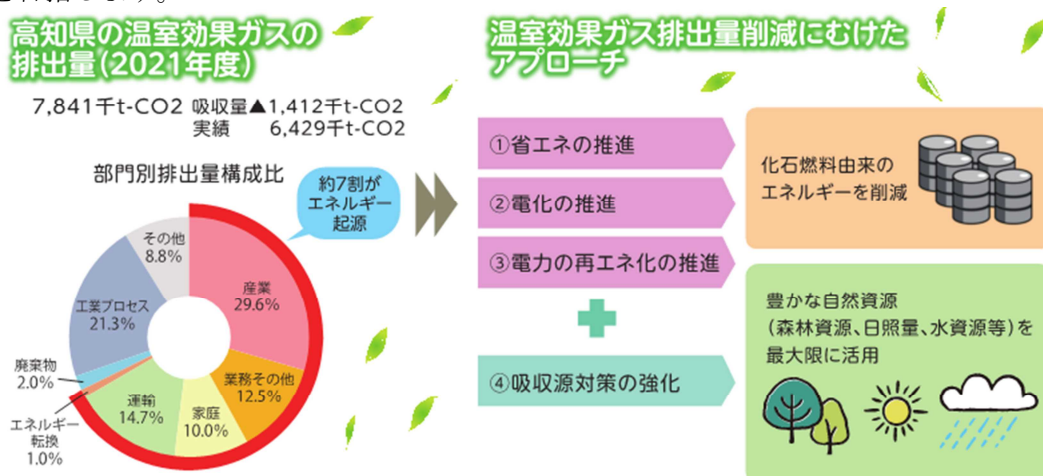
(2) 計画期間

計画期間は、県の基本政策の一つである「第5期高知県産業振興計画」の期間と合わせ、2022年度（令和4年度）から2023年度（令和5年度）までを第Ⅰ期、2024年度（令和6年度）から2027年度（令和9年度）までを第Ⅱ期としています。

(3) カーボンニュートラル実現に向けた基本的な考え方と取組内容

温室効果ガス排出量の削減やカーボンニュートラルの実現に向けては、高知県の排出量の多く（約7割）を占めているエネルギー起源CO₂への対策が重要であることから、本県の豊かな自然資源を最大限活用したアプローチによる取組を実施します。

具体的には、①省エネ・②電化・③電力の再エネ化をそれぞれ推進することにより、化石燃料由来のエネルギーの削減を図るとともに、④吸収源対策を強化することにより、カーボンニュートラルの実現を目指します。



アクションプランの取組推進に当たっては、3つの柱を中心に「カーボンニュートラル」「経済と環境の好循環」に挑戦します。

柱1 CO2の削減に向けた取組の推進

県民・事業者・行政などの、①省エネルギー化・電化、②豊富な自然資源を生かした再生可能エネルギーの導入、③吸収源となる森林保全の取組などを推進

- ・農林水産業・商工業など、各産業における省エネ化支援
- ・民間事業者や家庭向け太陽光発電設備導入への支援
- ・専門家の派遣による省エネ診断の促進や事業者のエネルギー使用量の見える化支援
- ・環境負荷を見える化する環境パスポートの運用
- ・木質バイオマスボイラーの導入促進
- ・適切な森林整備や建築物等の木造化・木質化の促進 など

柱2 グリーン化関連産業の育成

本県の特徴を生かしたグリーン化（脱炭素化を目指した取組）による持続可能な産業振興を進めるため、CO2削減につながる製品や技術の開発の支援などを推進

- ・企業等の研究開発への支援による環境負荷の低減へ資する製品・技術の開発促進
- ・県産資源を生かした新たな産業の芽となる可能性を持つプロジェクトの創出
（紙産業技術を生かしたプラスチック代替素材活用プロジェクトや、バイオマス資源を活用したグリーンLPガスプロジェクト）

柱3 オール高知での取組の推進

県内全域での脱炭素化の推進に向けて、県民・事業者・行政等が一体となって県民運動を展開

- ・こうちSDGs推進企業登録制度の運用や事業者の取組の紹介
- ・関係団体等と連携した普及啓発の展開や学校等における地球温暖化問題に関する教育の充実によるオール高知で取り組む意識の醸成
- ・県の率先垂範の取組としての県有施設への太陽光発電設備の導入や省エネ改修（照明・空調設備）、公用自動車の電動化の推進



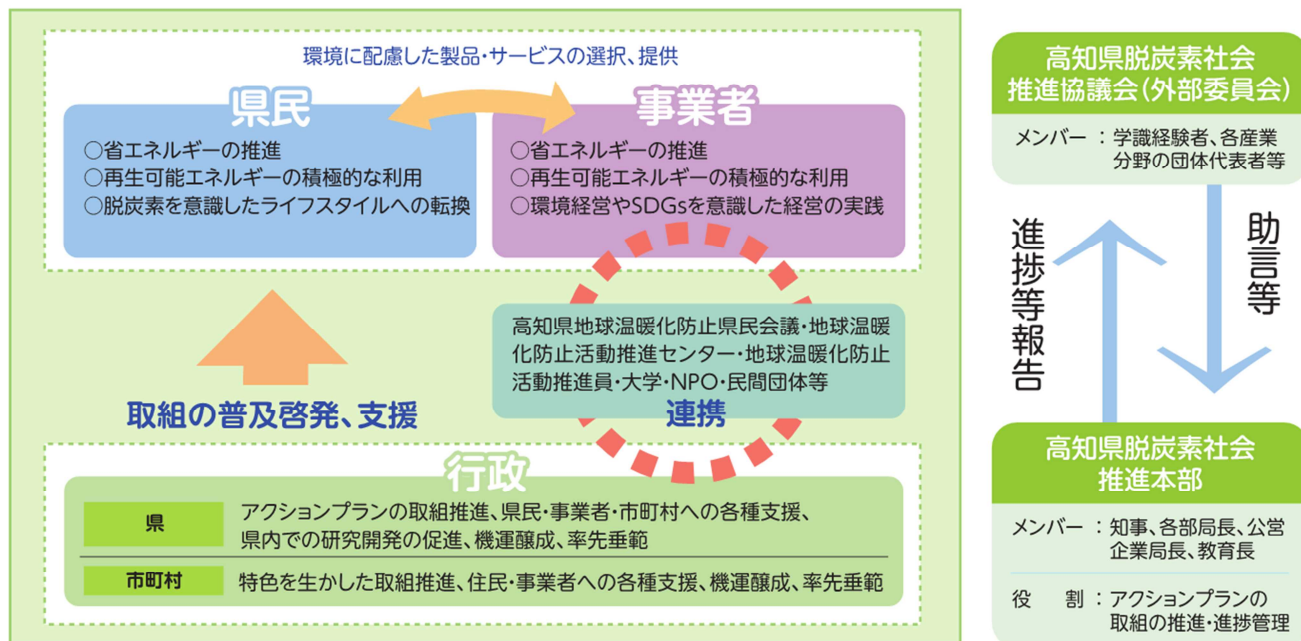
(4) 削減目標

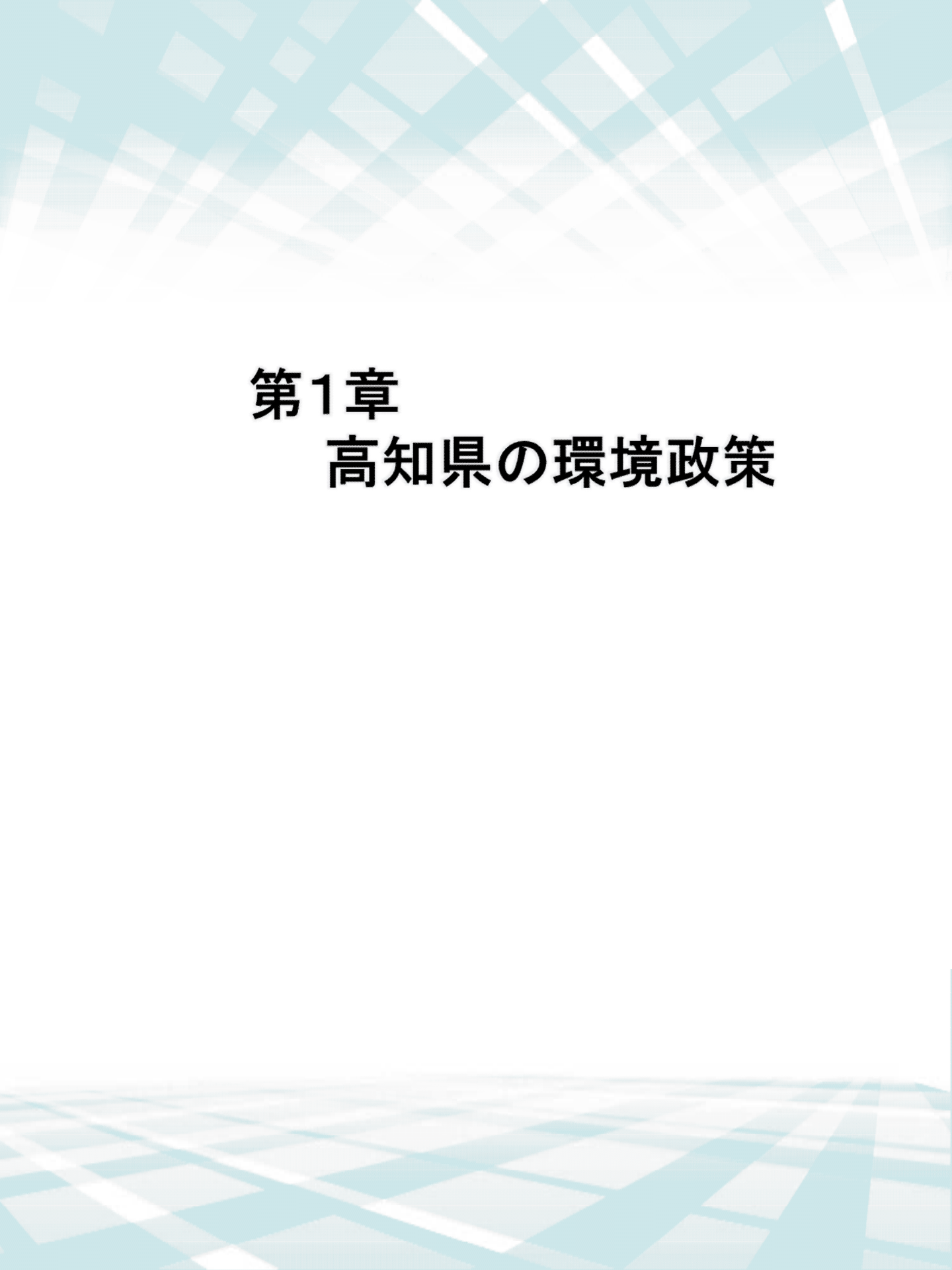
アクションプランでは、2030年度までに、温室効果ガス排出量を2013年度比で47%以上削減することを中期目標として、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、取組を推進していくとしています。

(5) 推進体制

高知県の脱炭素社会の実現に向けては、県民・事業者・行政等が一体となってオール高知で取組を推進していくこととしています。

県では、令和4年度に知事を本部長とする「高知県脱炭素社会推進本部」を立ち上げました。この本部会を通じて、アクションプランの取組の推進・進捗管理を行うとともに、学識経験者や各産業分野の団体代表者等で構成される外部委員会「高知県脱炭素社会推進協議会」に進捗等の報告を行い、助言等をいただき、PDCAサイクルを回しながら取組を推進していきます。





第1章

高知県の環境政策

高知県環境基本条例 (環境計画推進課)

1 経緯

平成5年11月の環境基本法の制定や平成7年4月の機構改革による文化環境部の設置など、本県の環境行政は新たな視点に立った対応が求められることになり、文化及び環境それぞれの視点から各種施策を総合的に推進するため、「高知県環境基本条例」を平成8年3月26日に制定しました。

2 特色

- ・環境の保全に加え、創造を目的の一つに明示したこと
- ・「森林及び緑地の保全」、「農村環境の保全等」、「清流の保全」など本県ならではの環境を再評価する項目を盛り込んだこと
- ・「都市部と中山間地域との連携の促進等」という県政の重要課題である中山間地域対策を位置付けたこと
- ・「環境影響評価の推進」、「環境教育及び環境学習の振興等」、「資源の循環的な利用等の促進」などの予防的手法を位置付けたこと
- ・環境基本計画とローカルアジェンダ21の策定を位置付けたこと

3 概要

前文(抜粋)

私たちは、今までの経済効率優先を改め、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を目指し、健全で恵み豊かな環境を保全するとともに、よりよい環境を築き、高知らしさあふれる県づくりをすべての県民の参加により推進し、将来の世代に引き継いでいくことを決意して、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

- 第2条 定義
- 第3条 基本理念
- 第4条 県の責務
- 第5条 市町村の責務
- 第6条 事業者の責務
- 第7条 県民の責務
- 第8条 高知県環境白書

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 環境基本計画

第9条 環境基本計画

第2節 県が講ずる環境の保全及び創造のための施策等

- 第10条 施策の策定等に当たっての配慮
- 第11条 環境影響評価の推進
- 第12条 規則の措置
- 第13条 助成等の措置
- 第14条 施設の整備等の推進
- 第15条 資源の循環的な利用等の促進
- 第16条 都市部と中山間地域との連携の促進等
- 第17条 森林及び緑地の保全等
- 第18条 農村環境の保全等
- 第19条 清流の保全
- 第20条 美しい海及び海岸の保全
- 第21条 環境美化の促進
- 第22条 良好な景観の形式
- 第23条 環境教育及び環境学習の振興等
- 第24条 民間団体等の自発的な活動の促進
- 第25条 情報の提供
- 第26条 調査及び研究の実施等
- 第27条 監視及び測定等
- 第28条 総合調整等のための体制の整備

第3節 地球環境の保全

- 第29条 地球環境の保全に資する行動計画の策定等
- 第30条 地球環境の保全に関する国際協力等

第3章 国及び他の地方公共団体との協力等

- 第31条 国及び他の地方公共団体との協力等
- 第32条 市町村への支援

高知県環境基本計画第五次計画の推進

(環境計画推進課)

1 経緯

高知県環境基本条例第9条に基づき、本県の環境行政を総合的かつ計画的に推進していくための道筋と具体的な施策を定める「高知県環境基本計画」を平成9年2月に策定しました。その後、計画の見直しを行い、平成20年11月に第二次計画を、平成23年4月に第三次計画を、平成28年4月に第四次計画を策定しました。第四次計画の計画期間の満了及び環境を取り巻く状況が大きく変化したことから、令和3年4月に現計画である第五次計画を策定しました。

【環境を取り巻く状況の変化】

- 令和元年6月の「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」において、最終到達地点として「脱炭素社会」を掲げ、今世紀後半のできるだけ早期に実現するという目標が打ち出されました。
- 世界全体で年間数百万トンを超えるプラスチックごみが陸上から海洋に流出していると推計されており、海洋プラスチックごみによる地球規模での環境汚染が懸念されています。このため、海洋プラスチックごみによる新たな汚染を2050年までにゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されました。

2 概要

(1) 高知県環境基本計画の位置付け

本計画は、環境の保全及び創造に関する総合的な計画として、地球温暖化対策や自然環境保全、廃棄物・リサイクル対策などの個別計画に対して基本的な方向性を示す計画として位置付けています。

(2) 計画期間

「持続可能な開発目標（SDGs）」の目標年である令和12年における本県の目指すべき将来像を見通しつつ、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

ただし、計画期間の途中であっても、社会情勢を踏まえ、必要に応じて改定を行い、計画の実効性を担保します。

(3) 目指すべき将来像

はちよん

8 4 の森・柚子の里・アユ踊る清流、
そして、ウミガメが訪れる海
～次世代につなごう！高知家の営み～

目指すべき将来像の実現のために、次の3つの社会づくりを進めます。

ア 地球温暖化対策が進んだ脱炭素社会

多様な主体が地球温暖化防止に向けた取組を進め、地球温暖化対策が進んだ社会を目指します。

イ 環境への負荷の少ない循環型社会

物がつくられ、捨てられるまでの過程で、ごみの再利用、リサイクルに取り組み、環境への負荷の少ない社会を目指します。

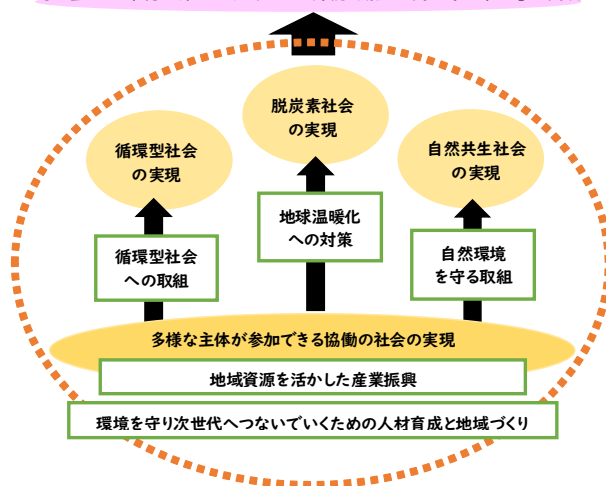
ウ 自然環境の保全が図られた自然共生社会

生物多様性が損なわれないよう、生物多様性に配慮した活動や利活用が定着し、人と自然との共生が図られる社会を目指します。

(4) 環境の保全及び創造に関する施策の展開

「地球温暖化への対策」「循環型社会への取組」「自然環境を守る取組」の3つの基本的な戦略に加えて、「地域資源を活かした産業振興」「環境を守り次世代へつなぐための人材育成と地域づくり」という2つの横断的な戦略を設け、包括的に施策を展開していきます。

恵み豊かな環境の保全と活用による持続可能な「高知家の営み」の実現



本計画では、SDGsの考え方である環境、経済、社会の統合的向上という視点に立ち、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向け、環境分野のみならず多様な社会課題の解決を意識しながら施策を推進します。

環境の保全及び創造に関する施策の展開

【基本的な戦略】

戦略1

地球温暖化への対策

- (1) 県民総参加による地球温暖化防止活動の拡大
- (2) 再生可能エネルギー導入への支援
- (3) 気候変動の影響への適応
- (4) 公共交通期間の利用促進によるCO2削減
- (5) 都市のコンパクト化と公共交通ネットワーク形成
- (6) 省エネルギー・住宅やZEB・ZEHの推進
- (7) 森林吸収源対策による温暖化防止

戦略2

循環型社会への取組

- (1) 3Rの推進
- (2) プラスチックごみ対策
- (3) 廃棄物の有効活用
- (4) 廃棄物の適正化処理と
災害廃棄物の処理対策
- (5) リサイクル産業の振興

戦略3

自然環境を守る取組

- (1) 生物多様性こうち戦略の推進
- (2) 森林環境の保全
- (3) 里地里山の保全
- (4) 清流の保全と流域の振興
- (5) 快適な生活環境の確保
- (6) 公共工事などでの環境配慮

【分野横断的な戦略】

戦略4

地域資源を活かした産業振興

- (1) 本県の強みである恵み豊かな地域資源を活用した産業振興
 - ・地域の観光振興
 - ・自然公園の適正な管理と自然体験観光による利用促進
 - ・環境保全型農業の推進
 - ・CLTなどによる県産材の利用促進
 - ・地域の未利用森林資源を有効活用した取組の推進
 - ・CO2木づかい固定量認証制度
 - ・漁村におけるサービス業の創出
 - ・再生可能エネルギーを活用して得られた利益の地域への還元

戦略5

環境を守り次世代へつなげるための人材育成と地域づくり

- (1) 環境を守り次世代へつないでいくための人材育成
 - ・幼少期、青少年期における環境教育の充実
 - ・環境学習を推進するための人材の育成
 - ・環境保全活動を実践する人材の育成
- (2) 環境を守り次世代へつないでいくための地域づくり
 - ・学校や地域との協働による環境保全活動の促進
 - ・地域における環境学習の支援
 - ・環境学習や環境保全活動に関する普及啓発や情報提供

(5) 計画の推進体制

ア 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、県民、事業者、環境活動団体、教育機関、研究機関、市町村、県などの各主体がそれぞれの役割を果たしつつ、連携、協力して目標に向かって着実に取り組んでいく必要があります。

具体的な取組の推進については、環境学習支援、環境教育の推進拠点として設置した「高知県環境活動支援センターえこらぼ」を通じて、環境情報の発信や環境学習講師の紹介・派遣、環境イベントの開催などを実施し、県民や事業者などへの普及啓発を促進します。

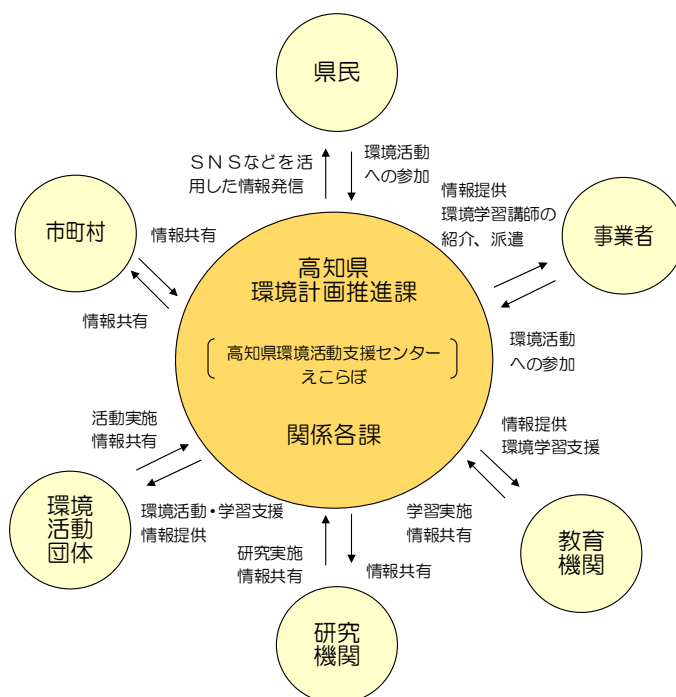
また、環境活動団体や研究機関の各々が持つ個性や地域性、知識や技術など、情報と人材を共有することで環境保全活動に取り組む体制を強化していきます。

庁内においては、環境施策を推進するため、関係各課が連携し、事業の連携促進・調整を行うとともに、先進企業などからの助言を得ながら、新たな普及啓発方法の企画・検討を行います。

イ 計画の進行管理

本計画の各分野の施策については、PDCAサイクルを踏まえ、着実に事業の進捗を図ることとします。

環境基本計画の推進体制



(6) 各戦略の指標

本計画の効果的な推進のため、令和7年度までの5か年で目指す各戦略の目標指標を掲げ、達成状況の把握及び評価を行います。

各戦略における目標指標

	目標指標		目標値(目標年度)	実績
地球温暖化への対策	県内の温室効果ガスの排出量※基準年(平成25(2013)年度)	年間	47%以上削減(R12)	23.4%削減(R3)
	エコアクション21の認証・登録事業者数	累計	270社(R7)	191社(R5)
	地球温暖化対策を何もしていない人の割合※県民世論調査における回答率	—	5%未満(R7)	5.3%(R5)
	住宅用太陽光発電の普及率	累計	11.1%(R7)	10.3%(R5)
	住宅用蓄電池・V2Hの導入件数	累計	500件(R7)	—
	民間事業所の太陽光発電設備及び蓄電池の導入件数	累計	25件(R7)	18件(R5)
	小水力発電や木質バイオマス発電の事業計画数	累計	3件(R7)	—
	地域新電力会社の設立件数(小売電気事業者の設立件数)	累計	3件(R7)	3件(R5)
	「再エネ100宣言 RE Action」に参加する県内企業数	累計	20社(R7)	1件(R5)
	気候変動の影響への「適応策」の推進	—	計画の推進	—
	県庁職員の520運動への参加率	年間	39%(R12)	21%(R5)
	「都市計画区域マスタープラン」の推進	—	計画の推進	—
	「地域公共交通計画(地域公共交通網形成計画)」の着実な実行	—	計画の着実な実行	—
	こうちエコハウスへの来館者数	年間	1,000人(毎年)	367人(R5)
	戸建て新築件数に対するZEH補助金の交付決定シェア	—	4%(R7)	2.1%(R5)
	県内民有林の間伐面積	年間	5,200ha(毎年)	2,673ha(R5)
	県内民有林の再造林面積	年間	630ha(R5)	294ha(R5)
循環型社会への取組	一般廃棄物の排出量	年間	231千t(R7)	238千t(R4)
	一般廃棄物のリサイクル率	年間	25%(R7)	20.1%(R4)
	県民一人当たりの1日分の家庭ごみの排出量(一般廃棄物)	年間	537g(R7)	590g(R4)
	リバーボランティアによる清掃活動の実施	—	継続的な実施	—
	下水汚泥処理で発生するガスの有効活用率※点検による発電停止期間を除く	年間	100%(毎年)	99.2%(R5)
	適正処理講習会の開催回数	年間	3回(毎年)	3回(R5)
	災害廃棄物処理広域ブロック協議会の開催(訓練を含む)	年間	3回(毎年)	3回(R5)
	リサイクル製品の認定数	累計	105件(R7)	104件(R5)
自然環境を守る取組	環境配慮型事業所の認定数	累計	20件(R7)	19件(R5)
	生物多様性の認知度	—	80%(R5)	63.5%(R5)
	防護柵の設置と維持による植生回復状況	年間	80%(毎年)	85.7%(R5)
	食害拡大地域の現地調査か所数	年間	5か所(毎年)	5か所(R5)
	ニホンジカの捕獲頭数	年間	30,000頭(R3)	22,185頭(R5)
	絶滅種・絶滅危惧種などの数(動物)	—	増やさない	—
	絶滅種・絶滅危惧種などの数(植物)	—	増やさない	721種(R4)
	協働の森づくり事業のパートナーズ協定締結数	累計	新規の増加 更新の継続	70件(R5)
	新規就農者数	年間	320人(毎年)	215人(R5)
	集落活動センターの設置数	累計	80か所(R6)	66か所(R5)
	協働の川づくりパートナーズ協定締結数	累計	新規の増加 更新の継続	8件(R5)
	おもてなしの水辺創成事業の実施	—	継続的な実施	—
	環境配慮が必要な河川での「多自然川づくり」の実施	—	継続的な実施	2か所(R5)
	公共用水域における水質汚濁に係る環境基準達成率	年間	93%(毎年)	96.7%(R5)
	地下水における環境基準達成率	年間	100%(毎年)	100%(R5)
	自然林の回復	年間	4,199㎡以上(毎年)	2,724㎡(R5)
	環境配慮勉強会の実施回数	年間	1回以上(毎年)	0回(R5)
地域資源を活かした産業振興	自然・体験型観光施設などの利用者数	年間	1,141千人(毎年)	2,122千人(R5)
	病害版IPM技術の新規導入技術数	累計	58.1%(R7)	45.1%(R5)
	県有公共施設の木造率	年間	100%(毎年)	100%(R5)
環境を守り次世代へつないでいくための人材育成と地域づくり	生物多様性こうち戦略推進リーダー登録者数	累計	100人(R5)	111人(R5)
	こうち山の日県民参加支援事業の参加者数	年間	450人(毎年)	1,150人(R5)
	地球温暖化防止活動推進員のリーダーとなる「スーパー推進員」の養成	累計	17人(R7)	22人(R5)
	県民一斉美化活動の参加者数	年間	3,000人(毎年)	1,617人(R5)
	環境学習などの受講者数	年間	2,500人以上(毎年)	2,221人(R5)

高知県環境審議会

(環境計画推進課)

1 概要

高知県環境審議会は環境基本法第43条及び自然環境保護法第51条に基づき、高知県内の環境保全に関する基本的事項や自然環境の保全に関する重要事項を調査審議するために設置された知事の附属機関です。

審議会には総合部会、水環境部会、生活環境部会、自然環境部会、温泉部会の5つの部会が設置されており、それぞれの所掌事務について審議を行っています。

【各部会の所掌事務】

部会名	所 掌 事 務
総合部会	1 部会の審議に関する総合調整に関すること 2 環境の保全に関する基本的事項に関すること 3 前各号に掲げるもののほか、審議会の所掌事務で他の部会の所掌事務に属しない事項に関すること
水環境部会	水質、地盤沈下その他水環境に係る重要事項に関すること
生活環境部会	1 大気汚染、悪臭、騒音及び振動の防止その他生活環境に係る重要事項に関すること 2 廃棄物処理に係る重要事項に関すること
自然環境部会	1 自然環境の保全に係る重要事項に関すること 2 県立自然公園に係る重要事項に関すること 3 鳥獣保護及び狩猟に係る重要事項に関すること
温泉部会	温泉に係る事項に関すること

【審議会及び各部会の開催実績（令和5年度）】

会議名	議 題
環境審議会	(令和5.7.27) 報告事項 ・ 令和5年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について ・ 白髪鳥獣保護区特別保護地区の指定について ・ 温泉の飲用利用許可にかかる取扱要領の制定(R5.4.5施行)について 審議事項 ・ 高知県環境基本計画第五次計画の取組状況について 諮問事項 ・ 生物多様性こうち戦略の改定について (令和6.1.31) 審議事項 ・ 高知県環境基本計画第五次計画の取組状況について 諮問事項 ・ 姫島鳥獣保護区特別保護地区の指定について
水環境部会	(令和6.2.6) ・ 令和4年度公共用水域及び地下水の水質測定結果について ・ 令和6年度公共用水域及び地下水の水質測定計画(案)について ・ 衛生環境研究所における研究事業の進捗について
自然環境部会	(令和5.8.21) ・ 生物多様性こうち戦略【改訂版】の行動計画の取組状況と成果について ・ 生物多様性こうち戦略改定について (令和6.1.22) ・ 室戸岬、工石山、足摺山、臼簗、大堂及び蒲葵島鳥獣保護区特別保護地区の指定について (令和6.2.7) ・ 生物多様性に関するアンケート調査について ・ 生物多様性こうち戦略 2024 改訂版(案)の策定について
温泉部会	(令和5.10.23) ・ 温泉のゆう出量増加を目的とした動力装置許可申請 1件

高知県文化環境功労者表彰（文化国際課）

1 概要

県では、文化の振興、国際交流の推進、環境の保全及び県民生活の向上に顕著な功績のあった個人や団体を表彰しています。

表彰の基準は、活動期間が概ね10年以上で、下記の表彰分野に該当する県内在住の個人や団体、又は先導的、先駆的な活動であり知事が表彰することを適当と認める場合としています。

受賞者（団体を含む）は、推薦のあったものの中から、選考委員会によって審査し、決定されています。

この表彰は、平成8年度から実施しており、令和5年度までに150の個人・団体を表彰しています。

また、環境関係では、35の個人・団体を表彰しています。

2 表彰分野

- (1) 芸術の振興、文化財の保護など文化の振興に尽くしたもの
- (2) 地域国際化、国際友好交流、国際協力など国際交流の推進に尽くしたもの
- (3) 自然共生社会づくり、循環型社会づくりなど環境の保全に尽くしたもの
- (4) 消費生活、安全安心まちづくり、男女共同参画の分野において県民生活の向上に尽くしたもの

3 令和5年度受賞者（環境分野）

環境の 保全	石川 妙子 (生態系や生物多様性の保全の意義を伝える活動や県内河川の保全及び流域の振興に尽力し、環境保全に貢献した。)
-----------	--

4 表彰実績

※分野は重複している場合がありますので、受賞者（団体を含む）の計とは合わないところがあります。

年 度	受 賞 者	受 賞 分 野							
		文化の 振興		生活文化	国際交流	環境の 保全	自然環境の 保護	県民生活の 向上	その他
		文化 芸術	文化財の 保護						
H8	4	2	1			1			
9	7	5			1	1			
10	5	2				1	1		1
11	7	1	2		1	3			
12	5		2		2	1			
13	9	5	2		1	1			
14	6	3	1		1	1			
15	7	4	1		1	2			
16	7	3	1	1		2			
17	7	2	1		2	2			
18	7	1	4		2		2		
19	6	2	2		2		2		
20	6	1	2		1		1	2	
21	4	2			1	1		1	
22	5	1	1		1		2		
23	4	3			1			1	
24	4	2				2			
25	6	3	3			1			
26	6	3	1			1		2	
27	3	2	1						
28	6	5				1			
29	3	1				1		1	
30	7	1	1		2	2		1	
R1	6	2	2		1	1			
2	4	3	1						
3	2					1		2	
4	5	4	1						
5	2	1				1			
合計	150	64	30	1	20	27	8	10	1

木の文化賞表彰

(林業環境政策課)

1 概要

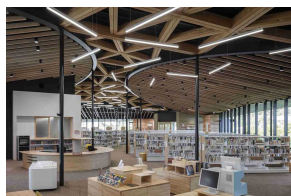
木の文化県構想の推進を図るため、木造建築物及び木造建造物の部、木の文化のまち並み及び生活のある風景の部、木の文化を実践している人たちの部、県産木材の利用促進の部の4部門で功績のあるものを表彰しています。

2 令和5年度 高知県木の文化賞

＜木造建築物及び木造建造物の部＞

香美市立図書館かみーる

撮影：山内紀人



【施設の概要】

当施設では建物や書架、椅子、テーブルなどに複数樹種の香美市産材を活用することで、異なる色や手触りを肌で感じられるような工夫がされています。

周辺の山並みや田園風景に溶け込む平屋建てで、建物内は木の香りが漂う空間となっています。

施工までに長い時間を掛けて、行政・設計者・住民が共に話し合ったことで、多くの市民が何度でも利用したくなる図書館となりました。

大豊町立大豊学園

【施設の概要】

当施設は、CLT材を活用した「楽しい学び舎」、「地域のシンボル」となることをコンセプトに建てられた義務教育学校です。

大豊町で製材されたラミナ（ひき板）を使ったCLTや製材、集成材を適材適所に組み合わせて利用するため、CLTパネルと在来貫工法を組み合わせた新たな架構を開発しました。

学校建築は南面採光が基本ですが、当立地は東西採光であるため、南面採光を享受できる設計としています。

仁淀川町林業振興センター



【施設の概要】

当施設は、林業に関する情報の集約化や生産された木材を効率的に流通させるなどの機能を持つ、今後、仁淀川町の林業の拠点となる建物です。

天井部分に見られるCLTや構造体、造作材は町産材を使用しています。

木をふんだんに使いながら自然光を取り入れていることから、森の中にいるような空間となっています。

＜木の文化を実践している人たちの部＞

竹虎 株式会社山岸竹材店



【団体の概要】

竹虎 株式会社山岸竹材店は、須崎市安和の虎竹の里にしか生育しない虎斑竹製品の製造・販売を行う会社です。

伝統的な技術を守るだけでなく、地元の小学生への竹文化の継承や、インターネットによる竹の魅力の情報発信、国外のイベントへの参加など、活発な普及啓発活動も展開しています。

また竹林整備だけでなく、製品に適さない竹材も購入して有効活用するなど、地域との信頼関係の構築と森林保全への取り組みは、まさに伝統的な技術を守り、育て、活かしながら活躍しているという賞の趣旨に沿うものです。

＜県産木材の利用促進の部＞

株式会社 大喜



【団体の概要】

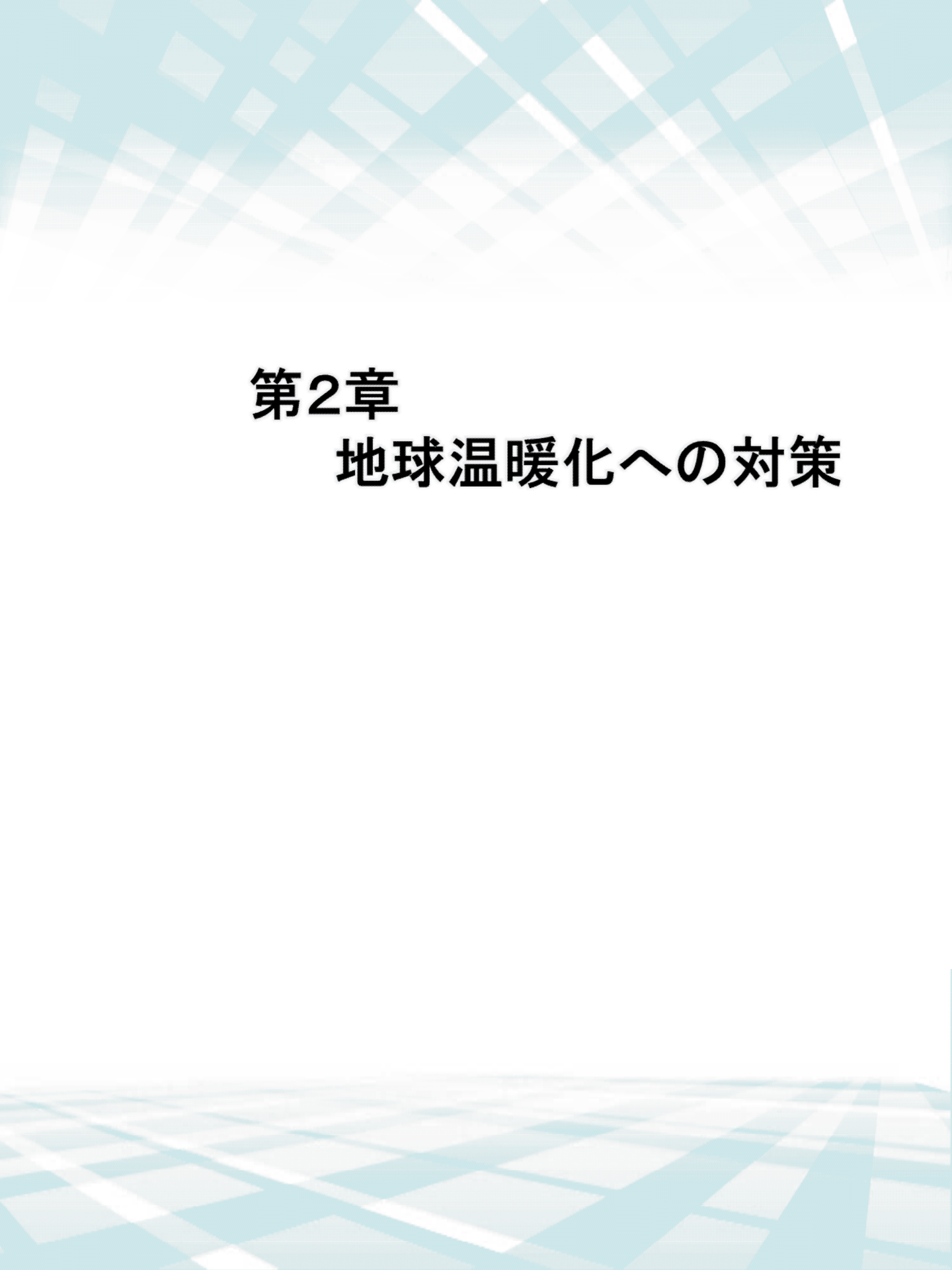
広島県広島市にある株式会社大喜は、長年にわたる「土佐材パートナー企業」であり、毎年20棟前後の高知県産木材を使用した住宅建築を行われている企業です。

施工技術の質を保つため、目が行き届く棟数を自社の職人だけで施工して

います。

また、顧客セミナーでは、代表自らが高知に来て感じた高知県産木材の特長をPRするなど需要の創出と普及活動に貢献しています。

さらに、高知県の木製玩具の紹介・販売を行うなど、住宅以外でも多角的な高知県産木材の広報活動に寄与しています。



第2章

地球温暖化への対策

高知県地球温暖化対策実行計画

(環境計画推進課)

1 経緯

県では、平成 23 年 3 月に策定し、平成 29 年 3 月に改定した「高知県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき、計画期間を令和 12 年までとして温室効果ガスの削減目標の達成を目指してきました。

しかし、平成 30 年 10 月の第 48 回 IPCC 総会における「1.5℃報告書」の採択や、温室効果ガスの削減に取り組む新たな国際的枠組み「パリ協定」の運用開始、政府による 2050 年のカーボンニュートラル宣言など、地球温暖化対策を取り巻く国内外の状況が大きく変化したことから、令和 3 年 3 月に本計画を改定しました。

改定した本計画に基づき、県民総参加により、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を推進するとともに、PDCA サイクルを取り入れた適切な進捗管理を行うことにより、温室効果ガスの削減目標の達成を目指しています。

2 基本的事項

(1) 計画の位置付け

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 3 項及び高知県環境基本条例第 29 条に基づき策定したものです。

(2) 計画期間等

計画期間 2017(平成 29)～2030(令和 12)年度
基準年 2013(平成 25)年度

(3) 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策の推進に関する法律第 2 条第 3 項に定める以下の 7 種類とします。

種類	主な用途・発生源
二酸化炭素 (CO ₂)	化石燃料の燃焼など
メタン (CH ₄)	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなど
一酸化二窒素 (N ₂ O)	化石燃料の燃焼、工業プロセスなど
ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)	スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、化学物質の製造プロセスなど
パーフルオロカーボン類 (PFC)	洗剤や溶剤
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気の絶縁体など
三ふっ化窒素 (NF ₃)	半導体の製造プロセスなど

(4) 対象とする部門

温室効果ガスは、下表のとおり、部門ごとに算定します。

部 門	排 出 源
産業部門	製造業（工場）、農林水産業、鉱業、建設業で使用された燃料・電力からの排出量
家庭部門	家庭で使用された燃料・電力からの排出量
業務その他部門	事務所・ビル、商業・サービス業施設に加え、製造業の管理部門で使用された燃料・電力からの排出量
運輸部門	自動車、鉄道、内航船舶、国内航空で使用された燃料・電力からの排出量
工業プロセス部門	セメント製造、生石灰製造などの工業プロセスからの排出量
廃棄物部門	一般廃棄物や産業廃棄物の焼却による排出量
その他部門	二酸化炭素以外の排出量（メタン、一酸化二窒素、フロンガス） 家畜の飼養、廃棄物の焼却などによるメタン及び一酸化二窒素の排出量 製造工程やカーエアコンなどからのフロンガスの排出量

(5) 温室効果ガスの削減目標

(2022 (令和 4) 年 3 月改定)

削減目標 2030 年度の森林等吸収量を反映した温室効果ガスの排出量を基準年比で

①47%以上削減

(電気の CO₂ 排出係数変動※)

②28%以上削減

(電気の CO₂ 排出係数を基準年で固定)

※国が「エネルギー基本計画」で定めた 2030 年度の電源構成（国の削減目標（46%削減））が達成された場合の電気の CO₂ 排出係数（電気事業低炭素社会協議会の目標値：0.25kg-CO₂/kWh）を用いて算定

	基準年（2013 年度）の電気の CO ₂ 排出係数で計算した場合	国が目指す 2030 年度の電気の CO ₂ 排出係数で計算した場合
電気の CO ₂ 排出係数	0.699 kg-CO ₂ /kWh	0.250 kg-CO ₂ /kWh (※)
現状すう勢での排出量（削減率）	4.4%	4.4%
施策の強化・充実による削減	13.4%	13.4%
電気の CO ₂ 排出係数の変動による削減		19.8% (※)
森林等吸収量による削減	9.7%	9.7%
削減目標推計値	28%	47%

部門別の削減目標

単位：千 t-CO₂

排出区分	2013 年度 排出量 (a)	現状すう勢 (特段の対策 強化を行わな い場合) (b)	対策等による 削減合計 (c)	削減 削減	電気の CO ₂ 排出係数変 動による削減	目標排出量 (d)	削減率 ((d)- (a))/(a)
産業部門	2,653	2,866	▲758	▲258	▲500	2,108	▲20.5%
業務その他 部門	1,471	1,328	▲1,008	▲346	▲662	320	▲78.3%
家庭部門	1,421	1,257	▲947	▲217	▲731	310	▲78.2%
運輸部門	1,412	1,335	▲320	▲318	▲2	1,015	▲28.1%
廃棄物	151	134	▲49	▲49	0	85	▲43.8%
工業プロセス 部門	1,799	1,603	▲3	▲3	0	1,600	▲11.1%
その他(メタン、 フロン等)	670	631	▲88	▲88	0	543	▲19.0%
合計	9,577	9,154	▲3,174	▲1,280	▲1,894	5,980	▲37.6%

森林等吸収量の将来推計結果

単位：千 t-CO₂

区分	森林吸収量			2013 年度温室 効果ガス排出量 (c)	2030 年度の吸収量の 2013 年度 温室効果ガス排出量に占める割合 (b)/(c)
	2013 年度 (a)	2030 年度 (b)	変化率 (b)/(a)-1		
国	51,720	38,000	-26.5%	1,408,000	2.70%
高知県	1,188	873.2		9,577	9.12%

農地土壌炭素吸収源対策による
吸収量の将来推計結果

国の計画の目標値	全国の耕地 面積	県の耕地 面積	県の 2030 年度 「農地土壌炭素 吸収源対策」による吸収 量	県の 2013 年度温 室効果ガス排出量	2030 年度の吸収量の 2013 年度温室効果ガ ス排出量に占める割合
(a)	(b)	(c)	(a) × ((c)/(b)) 【(d)】	(e)	(d)/(e)
8,500 千 t-CO ₂	4,372,000ha	26,600ha	51.7 千 t-CO ₂	9,577 千 t-CO ₂	0.53%

都市緑化等の推進による吸収量の将来推計結果

国の計画の目標値	全国の都市 緑地面積	県の都市 緑地面積	県の 2030 年度 「都市緑化等の 推進」による吸収 量	県の 2013 年度温 室効果ガス排出量	2030 年度の吸収量の 2013 年度温室効果ガ ス排出量に占める割合
(a)	(b)	(c)	(a) × ((c)/(b)) 【(d)】	(e)	(d)/(e)
1,240 千 t-CO ₂	18,163.4ha	38.9ha	2.7 千 t-CO ₂	9,577 千 t-CO ₂	0.03%

3 温室効果ガス排出量の現状

(1) 温室効果ガス総排出量の推移(電気の CO₂ 排
出係数変動)

2022(令和4)年度の本県の温室効果ガス排出量は総排出量 7,120 千 t-CO₂ から森林吸収量 1,618 千 t-CO₂ を差し引いた 5,502 千 t-CO₂ となり、基準年度(2013 年)の排出量(8,389 千 t-CO₂)からは 2,887 千 t-CO₂(34.4%)減少しました。

	2013 年 (基準年)	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年
総排出量(千 t-CO ₂)	9,577	9,121	8,847	8,347	8,502	8,181	7,603	7,979	7,818	7,120
基準年比(%)	-	△4.8	△7.6	△12.8	△11.2	△14.6	△20.6	△16.7	△18.4	△25.7
前年比(%)	-	△4.8	△3.0	△5.7	1.9	△3.8	△7.1	4.9	△2.0	△8.9

出典：環境計画推進課

(2) 部門別排出状況の推移

部 門	増 減
産業部門	前年度比 14.4%減少 (基準年度比 26.6%減少)
家庭部門	前年度比 8.2%減少 (基準年度比 46.7%減少)
業務その他 部門	前年度比 25.7%減少 (基準年度比 50.0%減少)
運輸部門	前年度比 0.6%増加 (基準年度比 18.0%減少)
工業プロセス 部門	前年度比 1.9%減少 (基準年度比では 9.1%減少)
廃棄物部門	前年度比 5.7%増加 (基準年度比 9.9%増加)
その他部門	前年度比 4.0%減少 (基準年度比 4.0%減少)

4 温室効果ガス削減などに向けた取組

温室効果ガスを削減する手法や対策は様々なものがあり、革新的な技術の導入時期も不確定ですが、国や産業界などの動向を踏まえながら、低炭素社会づくりの基盤を構築するために、計画的かつ総合的な地球温暖化対策を推進していきます。

具体的な施策や取組については下図のとおりですが、県民、事業者など各主体の取組を積極的に支援していくとともに、部門別削減対策、二酸化炭素吸収源対策など各分野での効果的な削減対策を講じていきます。

施策体系



地球温暖化防止県民運動推進事業

(環境計画推進課)

1 高知県地球温暖化防止県民会議による地球温暖化防止活動の推進

県民会議は、県民・事業者・NPO・行政などの各主体が連携・協働して地球温暖化防止の活動を県民総参加による県民運動として展開するため、平成20年9月に設立されました。

令和6年3月時点の会員数は308団体となっています。

(1) 県民会議の3部会の主な活動

ア 県民部会

家庭でのCO₂排出量削減などの取組について、成果を見える化しながら進めていき、温暖化防止活動を行う県民をあらゆる機会をとらえて増やす取組を推進します。



主な活動テーマ

- ・環境にやさしい買い物の取組推進
- ・公共交通エコポイント社会還元及び普及啓発
- ・県民に対する地球温暖化問題の周知・啓発



イ 事業者部会

事業者の業務にかかわるCO₂排出量削減などの取組について、その成果を見える化しながら進めていき、温暖化防止活動を行う事業者やその従業員を持続的に増やす仕組みづくりを行います。



主な活動テーマ

- ・エコアクション21 その他の環境マネジメントシステムの取組推進
- ・省エネアドバイザーの周知・派遣
- ・省エネ機器導入の促進

ウ 行政部会

行政自らの温暖化対策を推進するとともに、県民、事業者と一体となった取組を推進します。

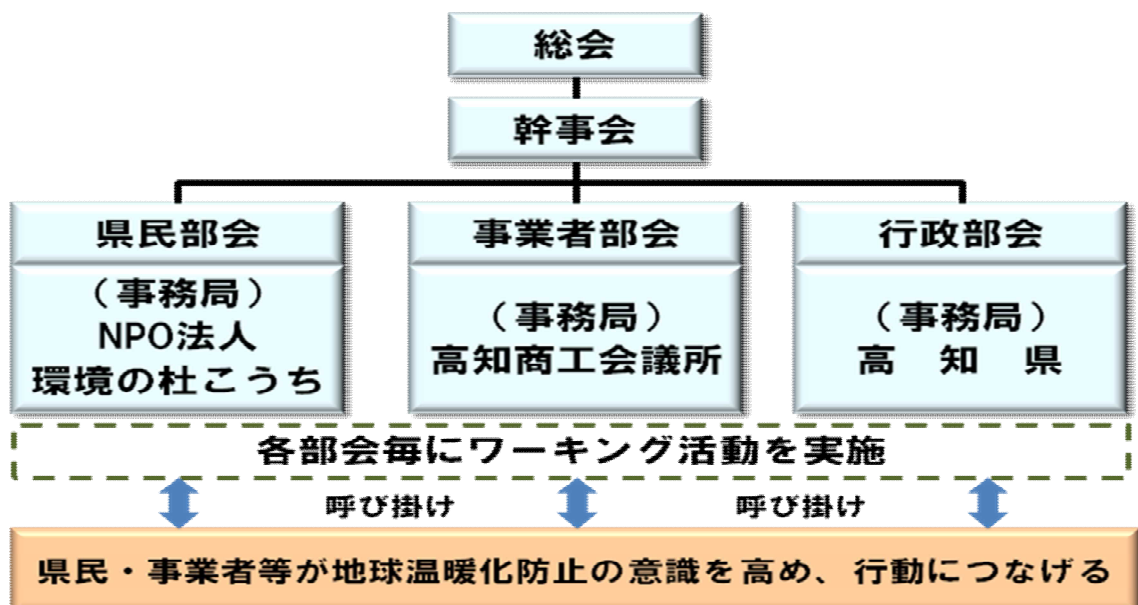


グリーン購入

主な活動テーマ

- ・地方公共団体実行計画の策定の推進
- ・エコオフィス活動の推進
- ・グリーン購入の推進
- ・地球温暖化防止活動推進員の活用と連携
- ・県民への地球温暖化防止の啓発

地球温暖化防止県民会議の組織図



(2) 地球温暖化対策普及啓発事業

平成30年度から、地球温暖化対策に関する普及啓発を強化するために、地球温暖化対策普及啓発事業を開始しました。

令和5年度は、ホームページやSNSなどのメディアを組み合わせ、効果的な情報発信を行うとともに、環境にやさしい買い物キャンペーンなどを実施することで実際に地球温暖化対策に取り組む県民の増加を図りました。

(3) 令和5年度の3部会の主な活動実績

ア 県民部会

部会を3回開催しました。

環境にやさしい買い物推進ワーキング、交通エコポイント活用社会還元事業監理委員会などを開催し、県民参加による温暖化防止のための取組を行いました。

(ア) 環境にやさしい買い物の取組

県内の事業者・団体などに呼び掛け、「環境にやさしい買い物キャンペーン2023」を実施しました。10、11月の2か月間、

①レジ袋を断る（レジ袋の削減）

②産地が近いものを購入する（輸送にかかるエネルギー削減）

③すぐに消費する場合には、消費・賞味期限が近いものを購入する（食品ロス削減）

以上、3点の回数を記録・集計し、CO₂の削減量を競うこの取組に2,815人が参加し、期間中の総CO₂削減量は10,779.88kgでした。



キャンペーン2023 ポスター

(イ) 交通エコポイント活用社会還元事業

県内の小学生が校外学習などを行う際に小学生用の「ですか」カードを無料で貸し出し、公共交通の利用を通じた地球温暖化防止の啓発活動を行いました。

令和5年度は、県民議会会員団体に事業への

寄付を呼び掛け117団体より173.2万円の寄付を受けて事業を運営し、利用者数は2,992人でした。



無料貸出「ですか」カードを活用した校外学習の様子

(ウ) 地球温暖化問題の周知・啓発

ホームページにより情報発信するとともに地域イベントへの出展（6か所）や学習会（2回）を実施しました。

イ 事業者部会

部会を2回、ワーキングを2回開催しました。

エコアクション21その他の環境マネジメントシステムの取組推進では、エコアクション21の普及のための基礎セミナーを開催し、計11社13名が受講しました。

省エネアドバイザーの派遣では、6社に省エネアドバイザーを派遣し、事業者の省エネの取組を支援しました。

ウ 行政部会

部会を3回、セミナーを2回開催しました。

地方公共団体実行計画の策定、環境マネジメントシステムの導入などのエコオフィス活動やグリーン購入の推進を図りました。

地球温暖化防止活動推進員の活用と連携では、推進員との協働の場を広げていくため、市町村が開催したイベントなどにのべ82名の推進員が参加し、地球温暖化防止に関する普及啓発を行いました。

県民への地球温暖化防止の啓発では、節電・省エネ対策に取り組み、節電の呼び掛けを18市町村で広報誌などを通じて実施しました。

また、環境にやさしい買い物キャンペーンへの参加を各市町村広報誌などで呼び掛けるとともに、県内14市町村と県庁の1,227名が環境にやさしい買い物キャンペーンに参加しました。

(4) 取組に対する表彰、感謝状贈呈

県民会議の行う事業を推進するうえで、先進的な活動や他の模範となる活動を行うなど、大きく寄与した団体を表彰するとともに、交通エコポイント活用社会還元事業に寄付を頂いた104団体に感謝状を贈呈しました。

◎会長表彰（1団体）

受賞対象活動	県内初の水素ステーションを整備
受賞団体	土佐酸素株式会社

◎部会長表彰（43団体）

受賞対象活動	「環境にやさしい買い物キャンペーン 2022」
受賞団体	株式会社フジ・リテイリング
	株式会社 ドコモ CS 四国高知支店
	高知市

受賞対象活動	「学校との連携による啓発」において模範となる活動の展開
受賞団体	うみのこども

受賞対象活動	交通エコポイント活用社会還元事業「ですかでゴー」
受賞団体	明治建設 有限会社
	山本建設 株式会社
	かしま工業 株式会社
	株式会社 シンゲン
	山本でんき 有限会社
	株式会社 不二土木

受賞対象活動	避難所や福祉施設へ太陽光発電と蓄電池の設備を導入
受賞団体	黒潮町

受賞対象活動	エコアクション 21
受賞団体	株式会社 開洋
	有限会社 西村建設
	株式会社 井上電工
	有限会社 長崎電機
	株式会社 高知電気
	株式会社 土佐建機
	有限会社 大谷組
	有限会社 竹崎組
	株式会社 岩村
	有限会社 共伸建設
	株式会社 ロードグリーンズ
	中田建機 有限会社
	有限会社 藤本組
	株式会社 田辺豊建設
	有限会社 手箱建設
	株式会社 今宮建設
	有限会社 三器建設
	昭栄設備工業 株式会社
	株式会社 島崎建設
	有限会社 郷田組
	株式会社 ニシトミ
	刈谷建設 株式会社
	かしま工業 株式会社
	株式会社 シマント
	有限会社 武森組
	黒潮電機 株式会社
	株式会社 濱田水道工業
	株式会社 長重建設
	株式会社 栄和電機
	有限会社 藤本組
	有限会社 アキテック
	正和電機 株式会社

新エネルギーの導入促進

(環境計画推進課)

1 概要

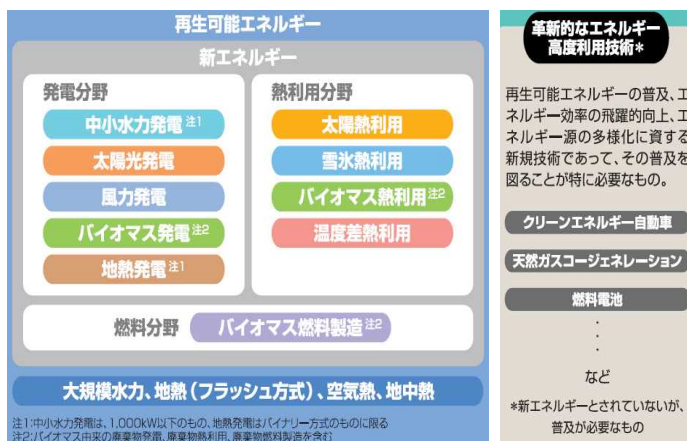
(1) 「新エネルギー」とは

地球温暖化への対応やエネルギー安全保障の観点から、太陽光や風力といった再生可能エネルギーが注目されています。

再生可能エネルギーとは、常に自然のなかに存在し、繰り返し利用できるエネルギーのことです。

このうち、新エネルギーは技術的に実用段階にあるものの、経済性の面で普及が十分でないものを指します。

図 新エネルギーの種類



資料：「分かる新エネ」パンフレット（資源エネルギー庁）

(2) 新エネルギービジョン
(2021年度～2025年度)

県では、平成23年3月に「高知県新エネルギービジョン」を策定し、平成28年3月に改定し、10年間にわたって高知県の自然条件などの強みを生かし、太陽光発電や木質バイオマス発電などの新エネルギーの導入を進めてきました。

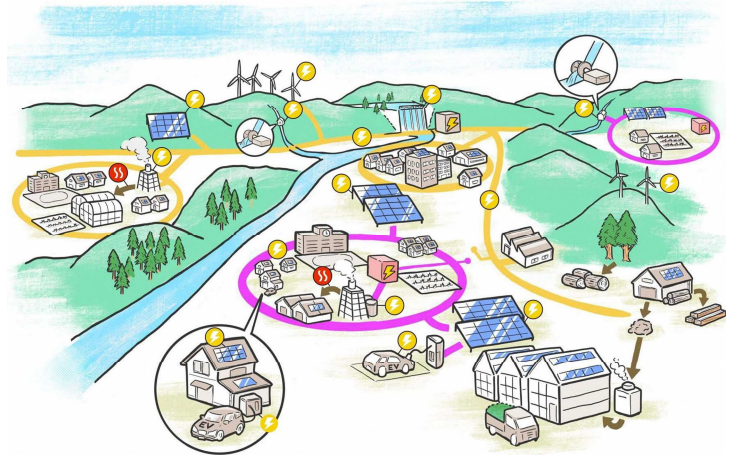
こうした取組により、太陽光発電を中心に新エネルギーの導入が進んできましたが、国のエネルギーを取り巻く環境の変化とともに、送電網の脆弱性による事業化の断念など、課題があります。

こうした現状を踏まえ、令和3年3月に「高知県新エネルギービジョン」を改定し、新エネルギーのさらなる導入促進に取り組んでいます。

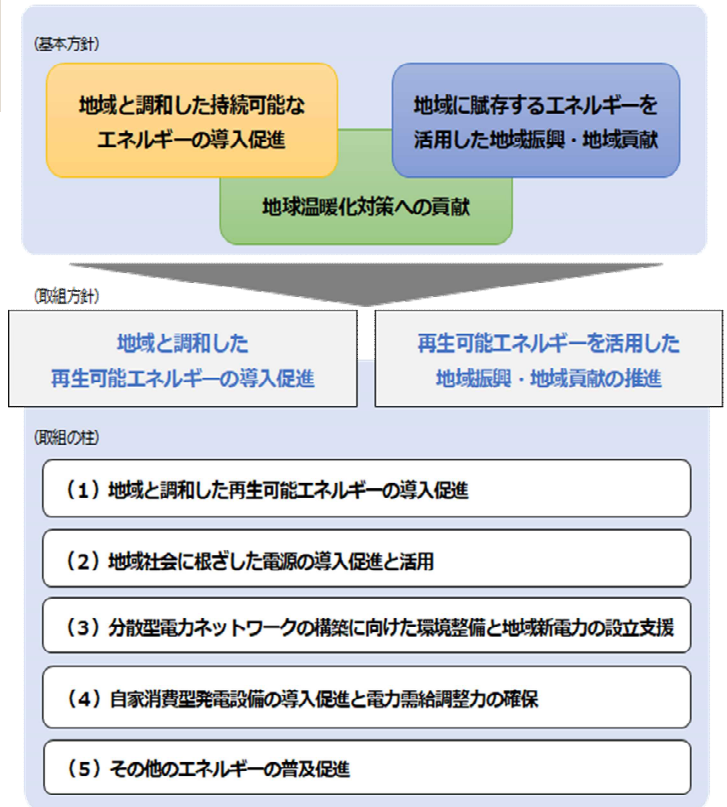
ア 高知県が目指す将来の再生可能エネルギー利用の姿

高知県産 100% !

自然エネルギーあふれる「こうち」の創造

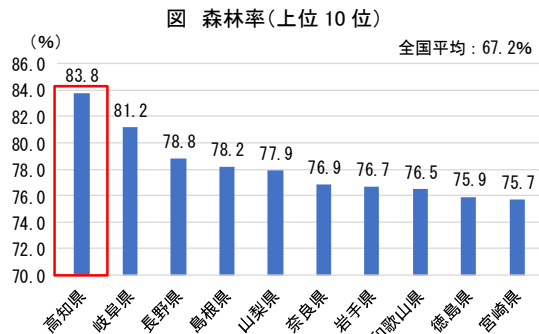


イ 基本方針と取組方針



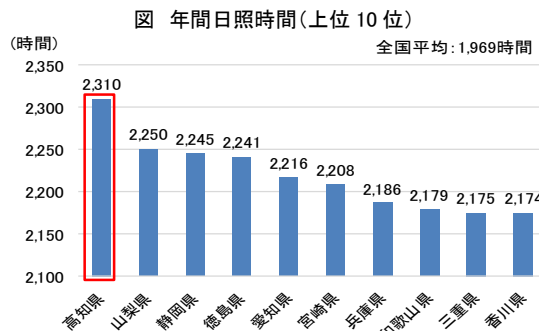
ウ 高知県の強み（豊富な地域資源）

(ア) 全国1位の森林率



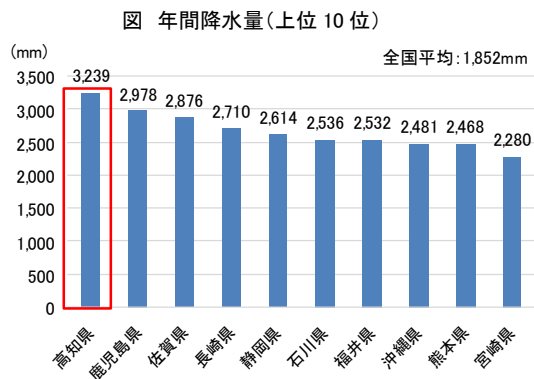
資料：林野庁「都道府県別森林率・人工林率（平成 29 年）」

(イ) 全国1位の日照時間



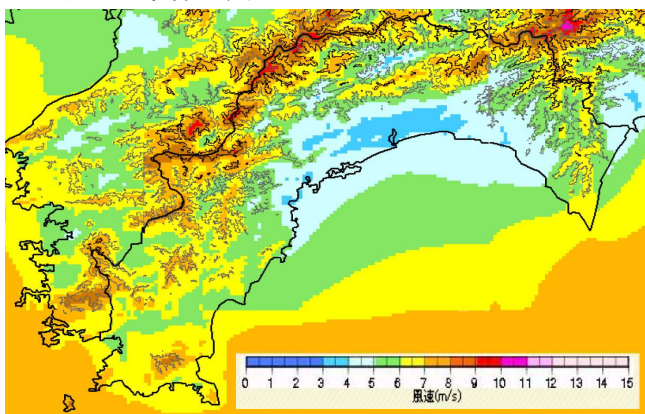
資料：日本統計年鑑（令和 2 年）

(ウ) 全国1位の降水量



資料：日本統計年鑑（令和 2 年）

(エ) 条件の良い風況



※風速 6m/s以上が風力発電に適している

出典：NEDO 局所風況マップ

(3) 県内の導入状況（令和 5 年度）

ア 太陽光発電

規模	件数	導入規模
10kW 未満	22,341	107,377kW
10kW 以上	4,713	416,207kW
うちメガソーラー(1,000kW 以上)	85	268,967kW

出典：固定価格買取制度情報公表用ウェブサイト

イ 風力発電施設（20kW以上）

市町村	名称	事業実施主体	出力
大豊町	ユーラス大豊ウィンドファーム	ユーラス大豊風力	18,370kW (計8基)
梶原町	梶原風力発電所	梶原町	2,000kW × 1 基
香美市	甫喜ヶ峰風力発電所	高知県	750kW × 2 基
津野町	葉山風力発電所	葉山風力発電所	1,000kW × 20 基
大月町	大月ウィンドファーム	大月ウィンドパワー	1,000kW × 12 基
大月町	大洞山ウィンドファーム	グリーンパワー大月	3,000kW × 11 基

※県が把握しているもの

ウ 小水力発電施設（1,000kW以下）

市町村	名称	事業実施主体	出力
安芸市	名村川発電所	四国電力	420kW
室戸市	吉良川発電所	四国電力	256kW
四万十町	松葉川発電所	四国電力	320kW
香美市	新改発電所2号機	四国電力	800kW
越知町	桐見ダム管理用発電	高知県	600kW
宿毛市	中筋川ダム管理用発電	国土交通省	300kW
四万十町	津賀発電所3号機	四国電力	550kW
大川村	白滝発電所	大川村ふるさとむら公社	60kW
梶原町	梶原町小水力発電所	(株)まつばら	3kW
宿毛市	渡川ダム管理用発電	国土交通省	190kW
梶原町	梶原町小水力発電所	梶原町	53kW
大川村	大平発電所	住友共同電力	150kW
馬路村	馬路村小水力発電所	馬路村	145kW
香美市	山田分水工発電所	山田堰井筋土地改良区	90kW
三原村	三原村ふるさと発電所	NPO 法人いきいきみはら会	116kW

※県が把握しているもの

エ 木質バイオマス発電施設

市町村	名称	事業実施主体	出力
高知市	土佐発電所	土佐グリーンパワー	6,300kW
宿毛市	宿毛バイオマス発電所	グリーン・エネルギー研究所	6,500kW
須崎市	高知工場第1発電所	住友大阪セメント	25,730kW
本山町	本山バイオマス発電所	エフビットコミュニケーションズ	1,990kW

※バイオマス比率考慮あり

出典：固定価格買取制度情報公表用ウェブサイト

（４）再生可能エネルギーの導入促進に向けた課題とその対応

現在、本県では、系統と呼ばれる送配電線の容量の関係から、一部の地域を除き、発電所を建設しても系統に接続できない、または条件付きでしか接続が出来ないといった状況があり、再生可能エネルギーの導入を促進する上で大きな課題となっています。

こうした状況は全国的にも生じており、国に対して、再生可能エネルギーのポテンシャルの高い地域を優先した系統増強のルール作りや、系統増強が実現するまでの間、再生可能エネルギーの導入が図れるよう系統運用のルールを見直すなどの政策提言を通じて働きかけを行っています。

また、系統の増強には、工事期間なども考慮すると早くても10年程度はかかると言われていることから、実現するまでの間は、系統を利用しない形、いわゆる再生可能エネルギーの地産地消を進める形で、本県の再生可能エネルギーの導入を促進していきます。

（５）福祉避難所等太陽光発電設備導入事業

再生可能エネルギーの導入促進については、自家消費を行う太陽光発電の普及を図ることも一つの方法です。

太陽光発電は、大規模災害などで発生する停電時に非常用電源として使える利点を持つため、県の課題である災害対策にも役立ちます。

そのため、太陽光発電設備の普及促進や啓発を図るために、災害発生時には重要な役割を担う福祉避難所や病院などが太陽光発電設備と蓄電池を設置する事業に対して補助を行っています。

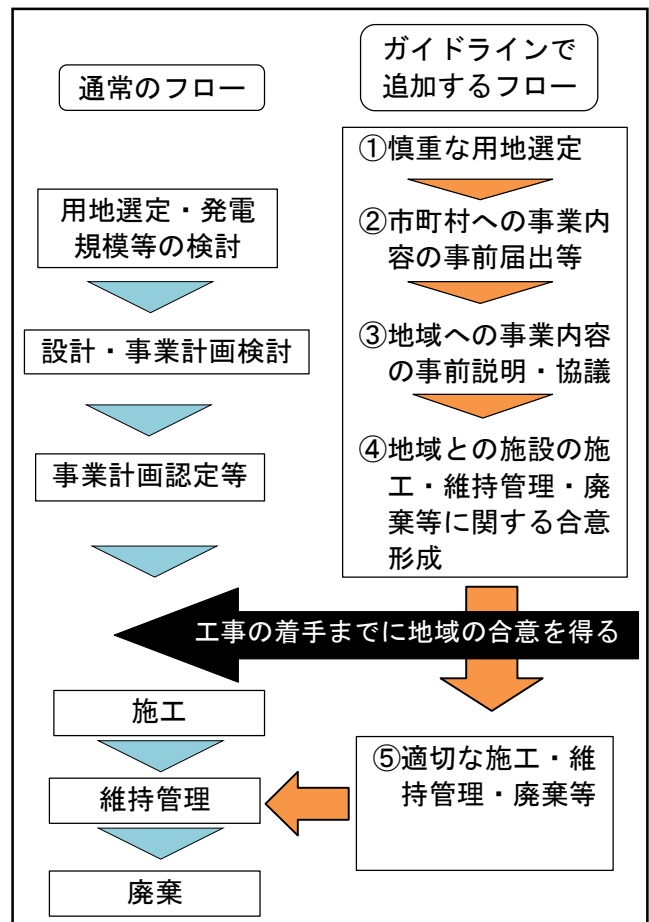
（６）太陽光発電施設の設置・運営等に関するガイドライン

太陽光発電の導入が進むなか、太陽光発電施設の設置・運営そのものに関する法令などがなかったことなどから、全国で地域住民などと太陽光発電事業者との間でトラブルが発生しており、本県においても問題となるケースが生じました。

そのため、事業実施にあたって、法令などの規制が無い場合でも遵守していただきたい事項を例示し、太陽光発電事業が地域と調和した事業となるよう事業者が自主的に取り組むことを目的として、平成28年3月に太陽光発電施設の設置・運営などに関するガイドラインを策定しました。

環境影響評価法及び高知県環境影響評価条例の対象に太陽光発電が追加されたことに伴い、地域への事前説明等を事業計画作成の初期段階から行うよう、令和2年8月11日にガイドラインの改定を行いました。

＜ガイドラインにより追加する事業化のフロー＞



太陽光発電事業

(公園上下水道課・のいち動物公園、環境計画推進課)

1 太陽光発電システム（のいち動物公園）

平成7年度にのいち動物公園の駐車場に設置した太陽光発電システムにより、県民に環境意識の啓発を図るとともに、太陽光発電の実用性を広く社会にPRし、令和5年度は次の業務を行いました。

(1) 発電事業

太陽光発電により発生する電力を、公園全体の電力量に対して5%程度補填しました。

令和5年度実績：約59千kWh

(2) 啓発活動

来園者用発電表示板により発電状況をリアルタイムに表示して、環境問題に関心をもってもらうようにしています。



太陽光発電システム（のいち動物公園）

2 グリーンニューディール基金事業

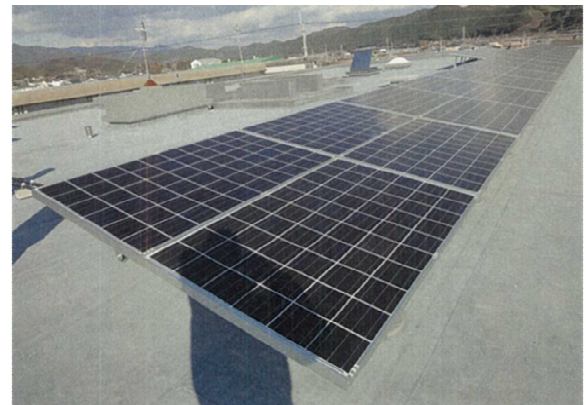
本県では、平成25年度に国の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を原資として「高知県グリーンニューディール基金」を造成し、当基金を活用して、平成27年度までに13の県有施設に太陽光発電設備などの整備を行いました。

施設名称	施設について (設備・用途など)	太陽光発電 出力 (kW)
県立春野総合運動公園	体育館・ グラウンド など	10
県立青少年センター		10
中央東土木事務所	土木事務所 など	10
伊野合同庁舎		10
須崎第二総合庁舎		10
中村合同庁舎		10

施設名称	施設について (設備・用途など)	太陽光発電出力 (kW)
高知若草養護学校	学校	20
中村特別支援学校		20
山田養護学校		10
日高養護学校		10
幡多総合庁舎	福祉保健所 など	10
中央東福祉保健所		10
中央西福祉保健所		10
合計		150

※太陽光発電の他、全施設に蓄電池も整備し、さらに一部施設には照明設備なども整備しています。

いずれの施設も県の災害対応の拠点施設や福祉避難所に該当し、非常用電源としての活用はもとより、平常時は自家消費に充てることでCO₂削減に貢献しています。



中央東福祉保健所に設置された太陽光発電パネル

3 こうち型地域還流再エネ事業

再生可能エネルギーにより発電された電気を電力会社が一定の期間・価格により買い取る固定価格買取制度が、平成24年7月に開始されました。

県では、この固定価格買取制度の追い風を最大限に生かすため、県と地元市町村、県内企業などが共同で発電事業会社を設立し、得られた利益を地域に還流させる「こうち型地域還流再エネ事業」の取組を行っています。

県が出資を行うなど、主体的に関わり、市町村や県内事業者が事業ノウハウを持ってもらうことで、資金調達などのハードルを引き下げ、やる気のある市町村や民間企業の発電事業への参入を促進します。

地元市町村は、発電事業に主体的に参画することで、発電事業で得た配当収入を、エネルギー施策や地域経済の活性化などの地域の取組に役立てています。また、県内の民間企業においては、施工、保守管理などの受注機会の拡大やノウハウの蓄積などが期待されます。

この事業スキームを活用し、6市町村7か所において、合計約11MWの太陽光発電事業に取り組んでいます。

市町村	出力規模	想定発電量	発電開始
安芸市	約5.2MW	約540万kWh 〔一般家庭 約1500世帯分〕	平成26年 11月21日
土佐町	約1.2MW	約128万kWh 〔一般家庭 約350世帯分〕	平成27年 4月1日
佐川町	約1.4MW	約142万kWh 〔一般家庭 約400世帯分〕	平成26年 10月17日
黒潮町	約0.5MW	約67万kWh 〔一般家庭 約180世帯分〕	平成26年 10月20日
日高村	約1.4MW	約147万kWh 〔一般家庭 約410世帯分〕	平成27年 1月19日
土佐清水市	約1.2MW ※2か所合計	約125万kWh 〔一般家庭 約350世帯分〕	平成27年 4月7日 平成27年 5月25日

4 県有施設の屋根貸しによる太陽光発電事業

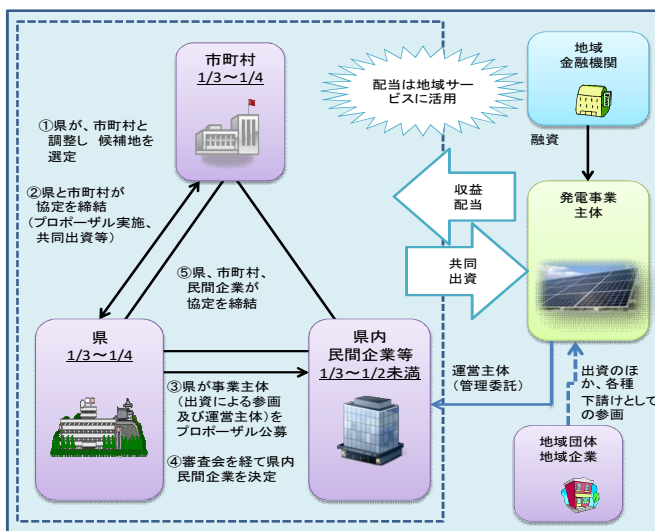
再生可能エネルギーの導入促進と産業振興に寄与することを目的として、県内事業者が行う中小規模の太陽光事業を支援するため、県有施設の屋根を活用した太陽光発電事業を県内6施設において実施しています。

普段発電した電力は固定価格買取制度により売電されていますが、災害時に停電が発生した場合には、施設に供給されるようになっています。

施設名称	発電開始日	太陽光発電出力(kW)
甫喜ヶ峰森林公園	平成28年 11月16日	19.8
森林技術センター		19.8
伊野商業高等学校		39.6
佐川高等学校		19.8
山田高等学校	平成28年 11月17日	49.5
中芸高等学校		49.5
合計		198.0

甫喜ヶ峰森林公園及び森林技術センターについては、環境学習などに活用できるよう、発電量などを表示することができるモニターを設置しています。

※こうち型地域還流再エネ事業スキーム



甫喜ヶ峰森林公園に設置されたモニター

風力発電

(公営企業局電気工水課)

1 概要

風力発電は、風の力で風車を回して発電する方式です。自然の風のエネルギーを利用して発電を行うため、二酸化炭素を排出しないなど環境に優しいクリーンな発電方法として、全国各地で風力発電所が建設されています。

日本では再生可能エネルギーの開発・導入の促進に向け、平成 24 年 7 月に「再生可能エネルギー固定価格買取制度」が開始され、発電設備の導入が加速しました。また、風力発電については、平成 31 年 4 月に「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」が施行され、洋上を含めた開発可能エリアの拡大に伴い更なる導入量の拡大が期待されます。

■風力発電の全国導入実績(令和 6 年 3 月末時点)

・総設備容量：603 万 kW、導入件数 2,658 件

■高知県内導入実績(上記同時点)

・総設備容量：88,535kW、導入件数 31 件

(※出典：経済産業省資源エネルギー庁HP - 「なっとく！再生可能エネルギー 固定価格買取制度 設備導入状況の公表」)

一方、風力発電所は、設置に当たり開発許可や建築物としての耐震基準といった様々な規制をクリアする必要があります。また、鳥獣類や自然景観への影響、住民生活に及ぼす騒音など周辺環境にも配慮が必要となります。そのため、事業の計画段階で、環境に対する影響の事前調査及び評価(環境アセスメント)が義務付けられており、発電事業と地域環境(自然・人間社会)との調和も事業計画における重要なテーマとしてあげられます。

このように課題もありますが、風力発電はクリーンエネルギーのひとつに位置付けられ、地球温暖化対策に貢献するものとして積極的に取り組んでいく必要があります。



甫喜ヶ峰風力発電所(香美市土佐山田町)

木質バイオマスエネルギーの利用

(木材産業振興課)

1 現状と課題

木質バイオマスの有効利用は、カーボンニュートラル※の特性による二酸化炭素の削減効果や林業・木材産業の振興につながるとともに、化石燃料に支払うエネルギー対価の県外、海外への流出を抑制して、エネルギーと資金が地域で循環する流れに変えていくことにより地域経済への波及効果が期待されます。

このため県では、令和6年度からの「第5期高知県産業振興計画」の産業成長戦略（林業分野）の柱の一つ「木材産業のイノベーション」の中で「森の資源を余すことなく活用」に位置づけ、小規模木質バイオマス発電所の整備や幅広い分野への木質バイオマスボイラーなどの導入を目指した取り組みを進めています。

これまで県内で施設園芸を中心に導入された木質バイオマスボイラーによる重油削減量は、県の試算では年間で約 3,951k1 となり、この二酸化炭素排出削減量は約 10,706t-CO₂ で、約 2,745 世帯分の排出量にあたります。

一方で、木質バイオマスエネルギーの利用に関しては、原木の確実な調達による木質燃料の安定供給が不可欠です。そのため、増大する需要にしっかりと対応するために、県内林業関係者と連携しながら、原木が安定的に供給できる体制づくりを懸命に行っているところです。

2 施策の展開

(1) 実施した取組

ア 木質バイオマスボイラーの普及拡大

平成21年度から木質バイオマスボイラーの積極的な導入に取り組み、令和5年度末現在では累計 290 台となり全国屈指の導入台数となっています。

また、木質燃料製造用の原木仕入れコスト支援や燃焼灰回収コスト支援などを実施しました。

イ ペレット製造施設

需要の拡大に併せて、県内にはペレット製造施設が4施設整備されており、それらの製造能力は県内需要を充足していますが、県内自給率は約6割にとどまっています。

ウ 木質バイオマス発電の整備

これまでの熱利用に加えて、電力の固定価格買取制度を活用した木質バイオマス発電2施設(専

焼)が、平成27年から運転を開始したことにより、低質材の需要が大幅に拡大しました。

また、令和4年度には、本山町に熱電併給施設が新たに運転を開始し、余熱を農業利用しています。

(2) 実施しようとする取組

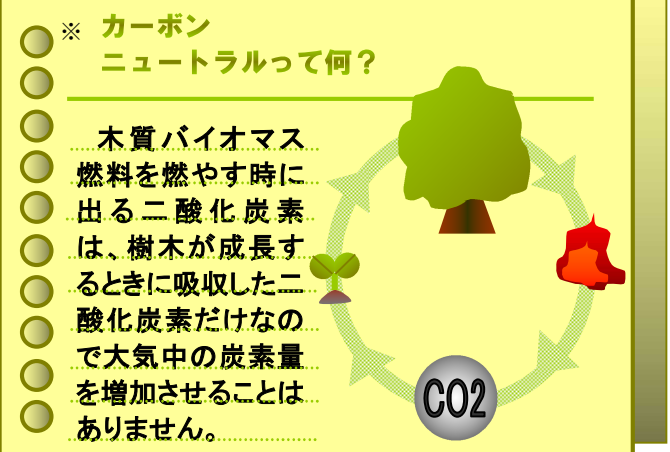
木質バイオマス利用を取り巻く状況は、これまでの建築・製紙における利用や熱利用に発電が加わったことにより、環境が大きく変わってきているところですが、未利用材など森林資源を余すことなく活用することは、森林整備を促進し、本県の山村地域の活性化につながる重要な取組です。今後もこうした動向を見据えながら、木質バイオマスの有効活用によるエネルギーの地産地消の取組を積極的に進めていきます。

木質バイオマスボイラーの導入先として約8割が農業利用となっており、今後は多様な業種への利用拡大を図っていく必要があります。

また、今後の新たな方向性として、熱電併給による小型の木質バイオマス発電の整備など、小規模な地域での木質バイオマスの利用拡大に取り組み、更にエネルギーの地産地消と二酸化炭素の排出削減を推進していきます。



木質ペレットボイラー（芸西村）



フロン対策

(環境対策課)

1 フロン排出抑制法

オゾン層破壊の原因物質であるフロン類を確実に回収、破壊することを目的として、平成13年6月に「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）」が制定公布されました。

しかし、冷媒回収率の低迷や機器使用時の冷媒の漏えいが深刻化していることなどから、フロン類の製造から破壊・再生までの包括的な対策をとるため、フロン回収破壊法が改正され、平成27年4月1日「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」が施行されました。

2 規制

フロン排出抑制法では、業務用冷凍空調機器の管理者は、機器の設置、使用及び廃棄などに関する義務などを定めた「管理者の判断基準」を遵守することが求められています。

さらに、1年度内に1,000t-CO₂以上のフロン類を漏えいさせた管理者は、翌年度の7月末日までに、その算定漏えい量を法人単位で事業所管大臣まで報告する必要があります。

フロン類は地球温暖化の原因となるものであり、回収量及び充填量を適切に把握することが必要です。フロン類充填回収登録業者への行程管理制度の啓発などにより、回収量及び充填量を正確に把握するよう努めます。

フロン排出抑制法に基づく登録事業者数

(令和6年3月31日現在)

登録業者の種別	登録事業者数
第一種フロン類充填回収業者	382

高知県庁環境マネジメントシステムの 取組 (環境計画推進課)

1 概要

環境マネジメントシステムとは、企業や自治体などが「環境」に対する保全活動に係る経営方針や事業方針を示し、組織的・計画的に実行し、その成果を見直して継続的に改善していく取組のことです。

県では、高知県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）におけるCO₂排出量削減目標を達成するために「高知県庁環境マネジメントシステム」を策定し、平成20年4月から取り組んできました。

2 環境マネジメントシステムの取組内容

(1) エコオフィス活動の実施

次のようなエコオフィス活動を実施しました。

- ア 電気、ガス、ガソリンなどの使用量の削減
- イ グリーン購入の推進
- ウ 紙の使用量削減
- エ 3R（ごみの減量、再使用、再資源化）の促進

(2) コツコツニュースの作成

(CO₂排出量や取組状況の見える化と情報共有)

ア 「コツコツニュース」の作成

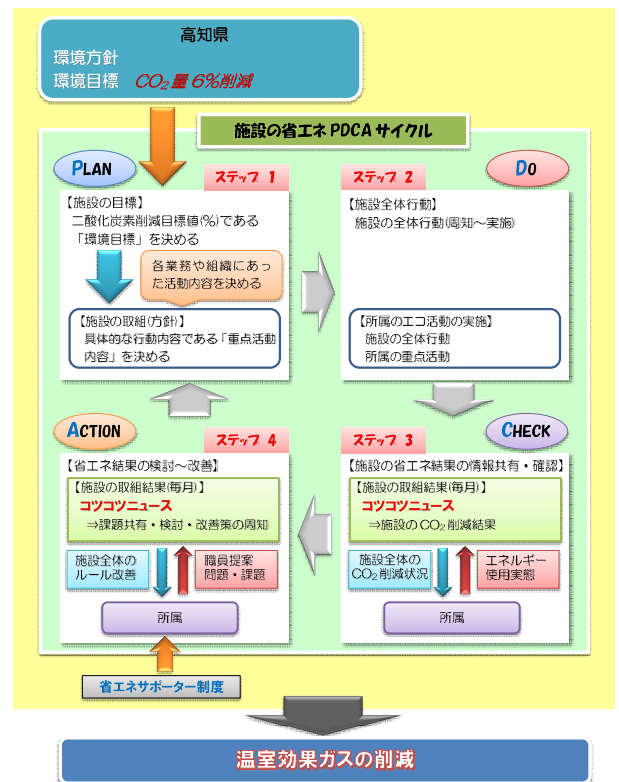
庁舎ごとに毎月、電気、水道、ガソリンなどのエネルギー使用量やCO₂排出量を把握し、その量を「見える化」する「コツコツニュース」を作成しました。

イ 省エネに関する意見やアイデアなどの情報共有

庁舎管理責任者や、職員からの省エネに関する意見やアイデアなどの情報を共有し、庁舎全体の省エネ活動につなげました。

(3) デマンド監視装置の設置

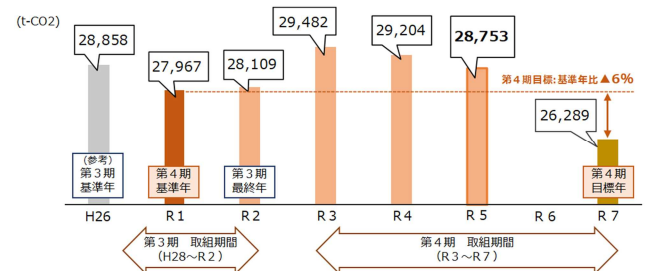
県の施設にデマンド監視装置を設置し、電力のピークカットに取り組んでいます。平成20年度から導入を開始し、令和5年度末で計105施設にまで設置施設を拡大しました。



3 令和5年度の取組結果

(1) 目標達成状況

令和5年度の施設からのCO₂排出量は、基準年(令和元年度)比で2.8%増加となりました。



(2) 実施期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

(3) 実施庁舎

164施設

(本庁3、出先機関等75、県立学校44、
県立病院2、指定管理施設40)

(4) 部局(庁舎管理責任者)別のCO₂排出量

基準年と比べて増減の大きい部局及び想定される主な要因は、以下のとおりです。

農業振興部は、農業技術センター本館の冷暖房設備を更新し、灯油燃料のものから電化したことにより灯油使用量が減少しています。

公営企業局は、幡多けんみん病院の空冷式チラー（循環水冷却装置）の更新による効率化で電気使用量が減少しています。これに伴い、灯油を燃料とする冷温水発生器の使用が減り、灯油使用量も減少しました。

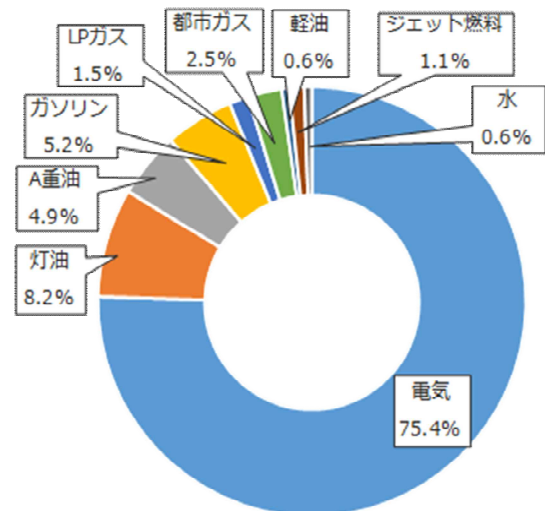
指定管理施設等は、施設の追加（田ノ浦漁港製氷貯水施設等）や、県民文化ホール、美術館、足摺海洋館等の電気使用量の増加が挙げられますが、県民文化ホール、美術館は基準年に改修工事等による休館期間があり電気や灯油等の使用量が大幅に少なかったこと、足摺海洋館は令和2年のリニューアルオープンに向けた施設の建て替えにより、基準年と令和5年度の施設が異なることから、比較が困難です。

部 局 名	令和元年度 (kg-CO ₂) (基準年)	令和5年度 (kg-CO ₂)	増減率 (%) 令和5年度/ 令和元年度
総務部	1,782,464	1,833,217	2.8
危機管理部	414,040	401,705	▲ 3.0
健康政策部	739,198	738,308	▲ 0.1
子ども・福祉政策部	506,771	573,098	13.1
文化生活スポーツ部	14,919	5,197	▲ 65.2
産業振興推進部	16,094	36,107	124.4
中山間振興・交通部	0	16,709	-
商工労働部	701,842	672,928	▲ 4.1
観光振興部	0	9,705	-
農業振興部	1,943,830	1,769,388	▲ 9.0
林業振興・環境部	155,004	245,131	58.1
水産振興部	496,763	438,375	▲ 11.8
土木部	849,874	809,479	▲ 4.8
議会事務局	0	1,013	-
教育委員会事務局	772,998	816,802	5.7
県立学校	5,201,164	5,096,600	▲ 2.0
公営企業局	6,176,695	5,801,511	▲ 6.1
指定管理施設など	8,195,128	9,488,074	15.8
合 計	27,966,784	28,753,348	2.8

※端数処理を行っていることから、合計と内訳の計とが一致しない場合があります。

(5) エネルギー別使用量

項 目	令和元年度 (基準年)	令和5年度	増減率 (%) (令和5年度/ 令和元年度)
電気使用量 (kWh)	55,690,058	57,335,673	3.0%
灯油使用量 (リットル)	961,037	950,749	▲ 1.1%
A重油使用量 (リットル)	565,186	524,753	▲ 7.2%
LPガス使用量 (kg)	157,686	139,757	▲ 11.4%
都市ガス使用量 (m ³)	272,277	328,255	20.6%
ガソリン使用量 (リットル)	535,654	642,936	20.0%
軽油使用量 (リットル)	61,262	62,868	2.6%
ジェット燃料 (リットル)	142,536	130,110	▲ 8.7%
水使用量 (m ³)	694,164	721,118	3.9%

(6) エネルギー源別CO₂排出量構成比 (%)

(7) デマンド監視装置の設置による省エネ効果

令和5年度にデマンド監視装置を設置した105施設の内、比較可能な93施設において、年間最大デマンドは平成21年度比で5.6%減少しました。また、デマンド監視装置の設置を含む県庁全体のエコオフィス活動の結果、年間電気使用量は約12.7%減少しました。

項 目	平成21年度	令和5年度	増減率 (%) (令和5年度/ 平成21年度)
年間最大デマンド (kW)	12,030	11,362	▲ 5.6
年間電気使用量 (千 kWh)	26,099	22,796	▲ 12.7

4 高知県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に係る温室効果ガス総排出量

高知県地球温暖化対策実行計画では、県の事務事業に伴う温室効果ガス排出量を、令和7年度までに基準年（令和元年度）比で6%削減するという目標を定めています。

令和5年度の総排出量は、基準年（令和元年度）比で1.8%減少しました。

高知県庁環境マネジメントシステムの結果と異なっている理由は、環境マネジメントシステムの結果を算出するために用いた平成21年度の電気の排出係数と比べて令和5年度の電気の排出係数が低下したことによります。

※高知県庁環境マネジメントシステムと高知県地球温暖化対策実行計画とは、対象となる燃料や温室効果ガス排出量を算定するための各種排出係数が異なるため、数値が異なります。

- ・高知県庁環境マネジメントシステムでは、職員の取り組んだ結果を分かりやすく比較するために、排出係数を平成21年度の数値で固定して算定しています。
- ・高知県地球温暖化対策実行計画では、法律に基づき各種排出係数を各年度の実数値で算定しています。

詳細は、環境計画推進課のホームページに掲載しています。

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/kankyoumonejimentosisutemunituite/>

温室効果ガス	令和元年度 排出量 (t-CO ₂) (基準年)	令和5年度 排出量 (t-CO ₂)	増減率(%) (令和5年度/ 令和元年度)
二酸化炭素	33,739	33,220	▲ 1.5
メタン	421	399	▲ 5.2
一酸化二窒素	225	155	▲ 3.1
ハイドロフル オロカーボン	5	8	60
合 計	34,389	33,782	▲ 1.8

※端数処理を行っていることから、合計と内訳の計とが一致しない場合があります。

本庁舎等における省エネルギー化**及び CO₂削減の取組**

(管財課)

1 本庁舎太陽光発電設備新設工事

令和5年度に本庁舎の屋上の一部に出力27.5kWの太陽光発電設備を設置しました。発電した電気を庁内電力として用いることとしており、庁内電力由来のCO₂排出量を削減します。本設備の発電状況については、本庁舎玄関ホールに設置した表示モニタで来庁者にも公開しており、県民の方への啓発活動にもつなげています。



太陽光発電設備（県庁本庁舎）

2 庁舎照明設備のLED化

令和5年8月に北庁舎の照明設備を従来の蛍光灯からLED照明に改修する工事を実施しました。この工事により庁内電力を従来より約25%削減することができ、庁内電力由来のCO₂の排出削減に貢献しています。

照明のLED化の取組は今後、西庁舎、本庁舎へも展開していく計画としています。



LED 照明設備（県庁北庁舎）

3 集中管理公用車への電気自動車の導入

管財課で集中管理している公用車について、平成26年3月に民間企業から電気自動車2台の寄贈を受けたことから、電気自動車の活用が始まりました。

その後、令和4年度に12台、令和5年度に8台電気自動車を導入し、県の業務に伴う温室効果ガス排出量の削減を図りました（集中管理公用車33台のうち22台が電気自動車）。

エコ通勤の促進

(交通運輸政策課)

1 現状と課題

バスや電車、鉄道などの公共交通は、地域の暮らしを支える大切な役割を担っています。

一方で、利用者数は年々減少し、公共交通を守り続けるには大変厳しい状況となっています。

公共交通の大切さ・便利さを伝え、移動手段として選んでもらえるような呼びかけを行うなど、公共交通を残していくための取組が必要です。

2 施策の展開**(実施した取組)**

毎月5日・20日(土日祝の場合は翌平日)を「こうち520(ゴーニーマル)運動の日」とし、この日は、まずは県職員が積極的に公共交通を利用して通勤しよう、と呼びかける、「こうち520運動」を行っています。

令和5年度については、毎月、「こうち520運動」の日の前日に、庁内メールや庁内放送で、運動に参加してもらえるよう呼びかけを行い、公共交通の利用促進を図りました。

なお、令和5年度の「こうち520運動」の実績については、次のとおりです。

【令和5年度「こうち520運動」実績】

期間	参加対象者 (公共交通利用者のべ人数)	参加率
令和5年 4月1日から 令和6年 3月31日	8,880人	21%

<上記参加率の計算方法>

下記①÷(参加対象者)

①通常の通勤手段がマイカー又はバイクとなっている職員のうち、5日、20日、その他の日に公共交通(バス、電車、鉄道)を利用して通勤したのべ日数

パーク・アンド・ライド（P&R）

事業の取組 （交通運輸政策課）

1 概要

県内では、国・県・市町・民間企業・交通事業者が協力し、公共交通の利用促進策としてパーク・アンド・ライド事業を行っています。

この事業は、駅やバス停、電停の周辺に駐車場を用意して、そこから路面電車やバス、鉄道に乗り換えて目的地へ向かってもらうという取組です。

これにより、高知市中心部に流入する自動車が抑えられ、交通渋滞の緩和や公共交通の活用によるエネルギーの効率的な利用、排気ガスや騒音の低減などの環境面への効果などが期待されます。

※パーク・アンド・ライドを利用するには、路面電車、バス、鉄道の定期券を購入するなどの条件があります。

2 実施した取組

県のホームページなどでパーク・アンド・ライド事業の周知を図り、公共交通の利用促進に努めました。

なお、令和6年3月31日現在の利用状況は右記のとおりです。

【路面電車利用】

	駐車可能台数	利用台数	高知市中心部までの1か月定期料金
美術館通駐車場	172 台	169 台	7,310 円
高須駐車場	28 台	27 台	7,310 円
とさでん交通 棧橋車庫構内	41 台	36 台	7,310 円
とさでん交通 後免町駅構内	68 台	60 台	17,320 円
とさでん交通 の車両置場	14 台	3 台	17,320 円

【路線バス利用】

	駐車可能台数	利用台数	高知市中心部までの1か月定期料金
一宮	27 台	1 台	15,960 円

【高速バス利用】

	駐車可能台数	利用台数	高知市中心部までの1か月定期料金
高知中央 IC 駐車場	202 台 (+49 台繁忙期のみ解放)	107 台	
一宮	148 台	39 台	

【鉄道利用】

	駐車可能台数	利用台数	高知市中心部までの1か月定期料金
土佐くろしお鉄道 後免町駅構内	15 台	14 台	16,550 円
フジグラン野市店 構内	18 台	17 台	17,810 円
土佐くろしお鉄道 安芸駅構内	3 台	1 台	38,230 円
土佐くろしお鉄道 田野駅構内	4 台	0 台	42,940 円
土佐くろしお鉄道 奈半利駅構内	3 台	2 台	42,940 円

コンパクトなまちづくりの推進

(都市計画課)

1 現状

高知県では、人口減少や高齢化が進行し、中心市街地が衰退するなど都市を取り巻く情勢が大きく変化しています。

社会情勢の変化に伴う課題解決に向け、地域活力を維持し、地域間を結ぶ公共交通の充実など持続的な都市の形成や日常生活における移動の利便性を確保することで、高齢者や子育て世代が安全で安心して暮らすことができるようなコンパクトに集約されたまちづくりを推進することが必要となっています。

2 施策の概要

(1) 都市計画区域マスタープランについて

都市計画の基本的な考え方について、概ね20年後の都市の姿を展望し、広域的な視点からまちづくりを進めていくための方向性を示したものが「都市計画区域マスタープラン」です。

都市計画区域マスタープランでは、都市計画の目標、区域区分の決定の有無およびその方針、土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業に関する主要な都市計画決定の方針などを定めています。

(2) 多極ネットワーク型都市構造について

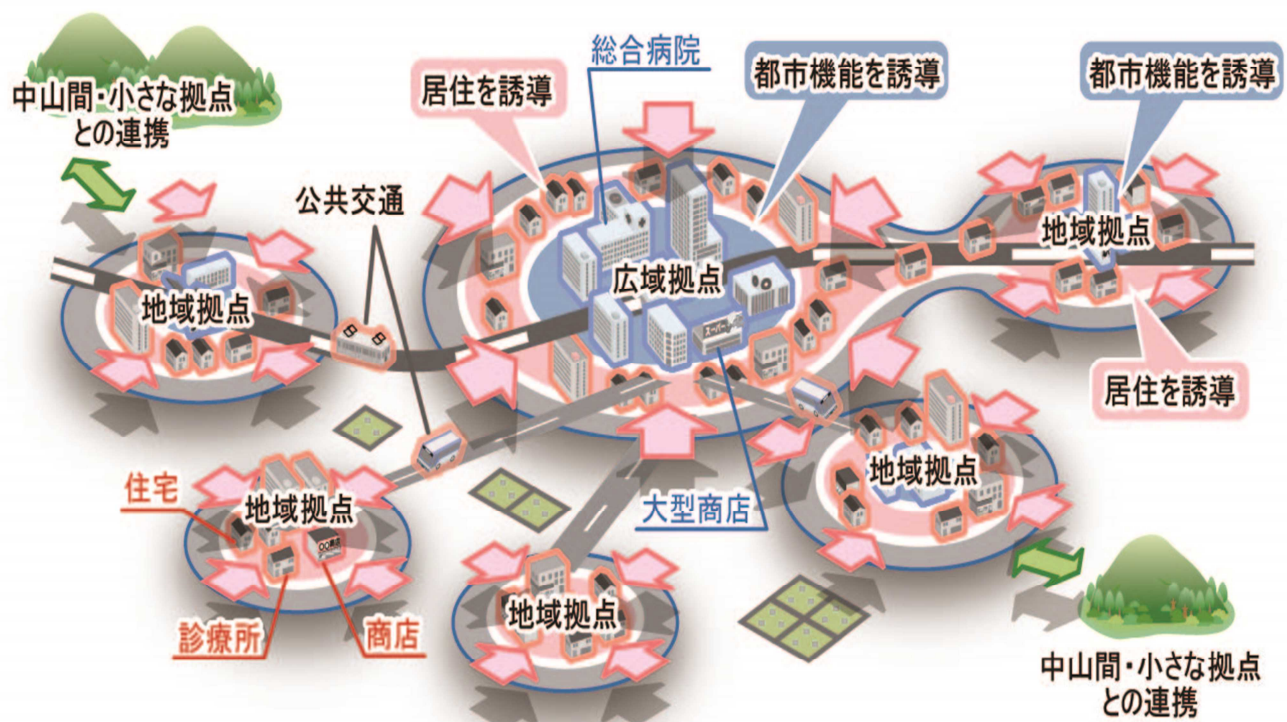
人口が減少し高齢化が進むなかで、地域の活力を維持しつつ、暮らしやすい環境を確保するためには、都市基盤が充実した市街地に都市機能や人口を誘導していく必要があります。

さらに、日常生活などに必要な機能がおおむね徒歩などで移動できる範囲に確保された地域を都市拠点として定め、利便性が高いコンパクトなまちとして強化するとともに、拠点間を公共交通を含めた交通ネットワークで結ぶ「多極ネットワーク型都市構造」を目指す必要があります。

(3) コンパクトなまちづくりの推進に向けて

人口減少および高齢化の進行に伴う都市の抱える課題に対応するため、日常生活の利便性や移動しやすい環境を構築し、コンパクトにまとめた都市を形成するため、多極ネットワーク型都市構造の形成を目指す方針を、都市計画区域マスタープランに定めています。

また、都市拠点を結ぶ利便性の高い公共交通体系の実現を目指す方針を定め、過度に自動車に依存することなく生活できる持続可能で利便性の高い公共交通体系の実現と、自動車を主体とした交通体系から環境負荷の低い自転車や公共交通中心の交通体系への転換を目指します。



高知広域都市計画区域における多極ネットワーク型のコンパクトな都市のイメージ

省エネ住宅の推進

(住宅課)

1 現状と課題

高知県は、沿岸部は高温多湿の蒸暑地である一方、山間部には寒冷な地域があるなど、気候の地域格差が大きいことに加え、台風の強風と豪雨の厳しい気象条件に長年耐えられる住宅の建築が求められます。

また、カーボンニュートラルの実現に向けた取り組みとして、家庭・業務部門では住宅・建築物における省エネ対策を強化する方針が国から示され、高知県住生活基本計画においても省エネ住宅の普及促進に取り組むこととしています。

こうした背景から、省エネ住宅の普及促進を図るため、省エネ住宅に関し県民の皆さまへ情報発信を行い、理解を深めていただくとともに、省エネ住宅の供給能力向上のため、地域事業者の育成を図ります。

2 施策の展開

省エネ住宅の普及促進のため、省エネリフォームのメリットを訴求することを目的にリーフレットを作成し、市町村窓口での配布や、ホームページで情報発信を行いました。

また、省エネ住宅の供給能力向上のため、ZEHの省エネルギー性能に係る技術基準に関する講習会を開催し、建築士や工務店など地域事業者の育成に取り組みました。

さらに、高知県住宅断熱改修費補助金を通じ、既存戸建て住宅の断熱改修を行う所有者等を対象に市町村が行う住宅断熱改修費補助事業について、支援を実施しました。

3 今後の取組

カーボンニュートラルの実現に向け、省エネ住宅の普及促進と地域事業者の育成に取り組んでいきます。

(1) 省エネ住宅の普及・啓発

県民の皆さまの理解を深めていただくため、省エネ住宅に関するリーフレットについて、配布及びホームページへの掲載などにより情報発信していきます。

また、住宅を新築又はリフォームする際に活用できる各種支援制度や税の優遇措置等の情報についても、市町村や事業者と連携し、発信していきます。

(2) 事業者の育成

省エネ住宅の供給能力向上のため、ZEHの省エネルギー性能に係る技術基準に関する講習会を開催し、建築士や工務店など地域事業者の育成に取り組んでいきます。

(3) 住宅の省エネ化への支援

既存戸建て住宅の省エネルギー化を促進するため、既存戸建て住宅の断熱改修を行う所有者等を対象に、市町村と協力して支援していきます。

(4) その他の取組

中山間地域などで増え続けている利用目的のない空き家は、耐震性が不足しているだけでなく、温熱性能も劣っている場合が多いため、リフォームと併せて耐震改修、断熱改修、バリアフリー化を実施し、効率よく付加価値を付けて再生することにより、移住希望者向け住宅などとして活用するなど、市町村や事業者と連携した取組を進めます。

リーフレット

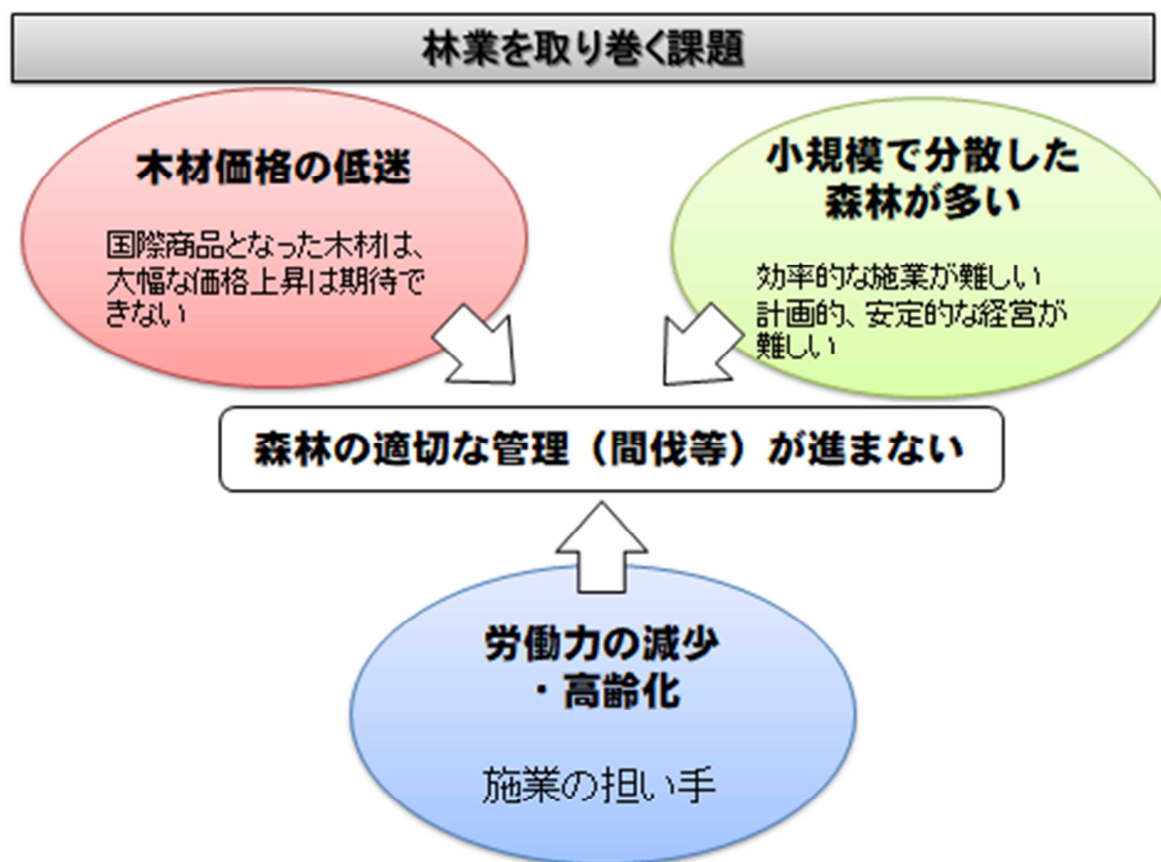


技術講習会



森の工場の推進

(木材増産推進課)



1 現状と課題

木材価格の低迷や労働力の減少・高齢化、小規模で分散した森林が多いことなど、林業を取り巻く状況は厳しい中にありますが、間伐などの森林の適切な整備を進めるとともに、原木の安定供給と増産につなげることが必要となっています。

そのためには、成熟した人工林資源を背景に、森林を集約化^{*}し、また、計画的かつ効率的な木材生産と再造林を一体的に行うことで、森林資源の循環利用とともに、林業事業体の収益性の向上や森林所有者への利益の還元、林業事業者の雇用の確保と所得の安定につなげることが課題となっています。

2 実施した取組

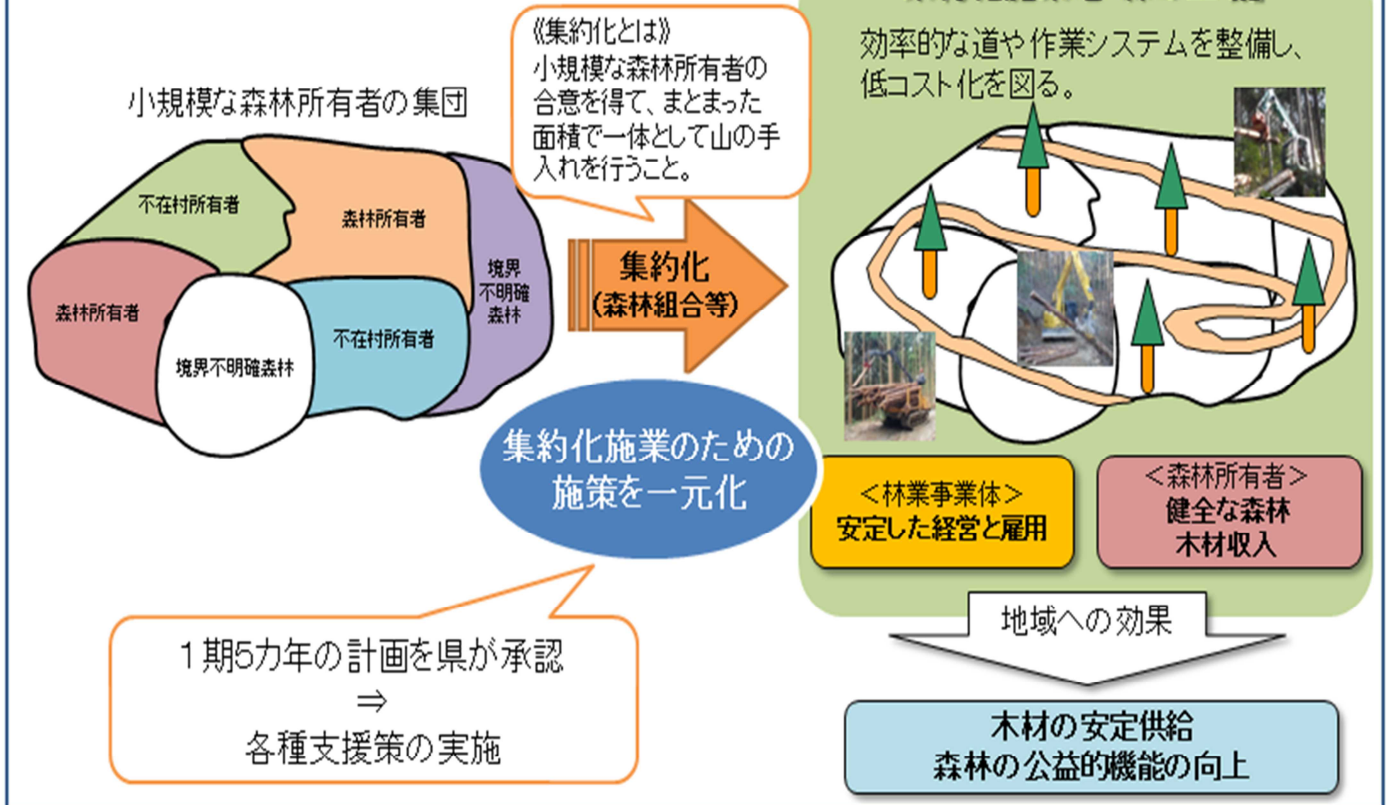
“森の工場”は、林業事業体がまとまりのある一体的な森林を設定し、安定的かつ効率的な搬出間伐や皆伐・再造林などの森林施業を進めるために作成した5か年間の計画を、高知県が承認するとともに素材等の搬出や作業道整備、作業システムの改善などの支援を一体的に実施する制度です。

近年では、ワイヤーロープよりも軽量で取り扱いの容易な繊維ロープや、木の伐採から作業道の開設までの作業を1台で実施可能な林業機械など、これまでにない新たな機材や仕組みの導入についても支援を行っています。



県職員による繊維ロープの紹介

実効性のある集約化施業の推進



伐倒・グラップル機能付きバックホウ

3 今後の取組

間伐や皆伐・再造林などの森林の適正な整備を進めるためには、その担い手である林業事業体の安定的な事業活動と経営の安定が必要不可欠です。

また、大型製材工場や木質バイオマス発電施設などへの県産材の安定的な供給や需要の高まりへ対応していく必要があります。

環境の保全と経済活動の両立を図りつつ木材の生産拡大に向けて、引き続き“森の工場”の推進に取り組んでいきます。

平成16年度に制度をスタートし、令和5年度における“森の工場”の面積は88,042haとなり、県内民有林面積（令和4年度時点）の約19%を占めています。

また、“森の工場”で生産される間伐材は令和5年度実績で約117千 m^3 となっています。

－用語解説－

※ 森林の集約化

小規模な森林所有者の合意を得て、まとまった面積で一体として山の手入れを行うこと。

オフセット・クレジット制度（自然共生課）

1 高知県の保有するオフセット・クレジット（J-VER）について

（1）高知県木質資源エネルギー活用事業

高知県では、平成 20 年度から平成 25 年度にかけて発電施設において石炭の代替燃料として林地残材を使うことで削減した CO₂ 量を、オフセット・クレジット（J-VER）制度※¹を活用して、クレジット化し、カーボン・オフセット※²を行う企業などに販売しています。



木材生産に伴って発生した林地残材

（2）高知県森林吸収量取引プロジェクト

高知県では、平成 22 年度と平成 25 年度に県有林を適切に間伐し整備することにより実現した CO₂ 吸収量を、オフセット・クレジット制度を活用して、クレジット化し、カーボン・オフセットを行う企業などに販売しています。

2 高知県版 J-クレジット制度

本制度により創出したクレジットは、国の J-クレジット制度に準拠する地方自治体の制度として国から認証を受けているため、国の J-クレジット制度により創出したクレジットと同等の価値を有します。

また、発行されたクレジットは販売することができ、新たな環境保全活動やカーボン・オフセットなどに使用することができます。

高知県では、現在、四万十市や三原村など 12 団体で高知県版 J-クレジット制度プロジェクトが創出されています。

高知県版 J-クレジット制度プロジェクト一覧

	プロジェクト名	プロジェクト実施者
1	高知県津野町龍馬の森間伐推進プロジェクト	津野町
2	高知県中土佐町四万十黒潮の森間伐推進プロジェクト	中土佐町
3	高知県大豊町ゆとりすとの森間伐推進プロジェクト	大豊町
4	高知県梶原町雲の上の間伐推進プロジェクト	梶原町
5	高知県森林整備公社造林地温室効果ガス吸収プロジェクト～みどりの風が気持ちいぜよ！の森づくり～	一般社団法人高知県森林整備公社
6	高知県安芸市五位ヶ森 CO ₂ 吸収プロジェクト	ニッポン高度紙工業株式会社
7	高知県土佐町「朝日・輝く森」間伐推進プロジェクト	土佐町
8	四万十町森林組合温室効果ガス吸収間伐推進プロジェクト～山、川、海、自然が人が元気です～	四万十町森林組合
9	いの町温室効果ガス吸収間伐推進プロジェクト～森林整備で清流仁淀川を守ります～	いの町
10	高知県高知市よさこいの森 CO ₂ 吸収プロジェクト	高知市
11	高知県三原村温室効果ガス吸収間伐推進プロジェクト	三原村
12	高知県四万十市役所市有林間伐推進プロジェクト（温室効果ガス削減）	四万十市

-用語解説-

※1 オフセット・クレジット（J-VER）制度

環境省が立ち上げた制度で、日本国内（J：Japan）における検証された排出削減（VER：Verified Emission Reduction）の略。京都メカニズムによる排出削減クレジットと異なり、一定の基準を満たす自主的な排出権でカーボン・オフセットに利用されるものを指します。

なお、平成 25 年度から、J-VER 制度にかわり J-クレジット制度が創設されています。

※2 カーボン・オフセット

日常生活や経済活動において避けることができない温室効果ガス排出について、できる限りの削減努力をし、どうしても削減が困難な部分について、他の場所でも実現した削減・吸収量によりその一部又は全部を埋め合わせることをいいます。

3 現状と課題

(1) 高知県クレジットの活用状況

現在、高知県では、排出削減クレジット（上記1（1））と森林吸収クレジット（上記1（2））の2種類を販売しています。クレジットの発行量と、現在までの販売量は以下のとおりです。

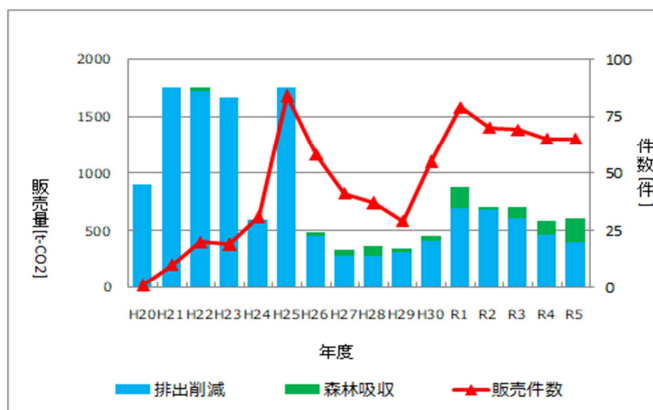
クレジットの発行・販売実績（令和6年3月末現在）

	発行量 [t-CO ₂]	販売量 [t-CO ₂]	残高 [t-CO ₂]
排出削減 クレジット	20,257	12,857	7,350
森林吸収 クレジット	2,305 (バッファ※3 68t-CO ₂)	917	1,320
合計	22,562	13,774	8,670

-用語解説-

※3 バッファ

自然撓乱や避けがたい土地転用などによる消失分を補てんするため、クレジット発行量の3%に当たる量を、制度事務局の「バッファ管理口座」に補てん用クレジットとして確保するものです。ただし、このバッファ率は自然撓乱や土地転用などの発生状況などを踏まえて変更する可能性があります。



クレジットの販売状況（令和6年3月末現在）

クレジットの販売を開始した当初は、全国でも先駆的な取組で、他のクレジット販売事業者が少なかったこともあり、販売量は好調でした。平成26年度以降、クレジット販売事業者も増え、販売量が低迷していた時期もありましたが、平成30年度以降は増加傾向に転じ、近年では販売量・販売件数とも横ばい傾向にあります。

クレジットをより多く活用していただくため、カーボン・オフセットの仕組み、地球温暖化防止を始めとする環境保全への効果についての理解を広め、新たな販売先を開拓していく必要があります。

4 実施した取組

(1) イベントのオフセット

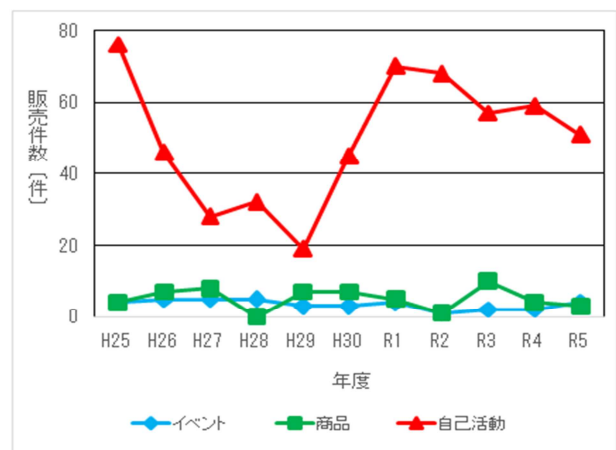
カーボン・オフセットの取組の一つにイベント開催に伴い発生するCO₂排出量のオフセットがあります。令和5年度は、「カシオ・ワールド・オープン」、「品川区橋梁ライトアップ」など、4件のイベントで実施されました。

(2) 環境貢献型商品

高知県では、事業者がクレジットを購入し、自社の商品にクレジットを付けて販売する「環境貢献型商品」の開発も支援しています。この商品は、消費者が購入するだけでカーボン・オフセットに参加することができる仕組みになっています。令和5年度は、企業等が放映するCMや旅行など、サービスにクレジットを付加した商品が3件売り出されました。

(3) 自己活動のオフセット

公共工事などの自己活動により発生したCO₂排出量のカーボン・オフセットも行われています。令和5年度には、公共工事や航空機利用などについて、50件のカーボン・オフセットが実施されました。



取組状況の推移（令和6年3月末現在）

平成26年度以降、自己活動のオフセットは特に減少傾向にありました。平成30年度からは上昇傾向に転じ、近年は横ばい状態にあります。イベントや環境貢献型商品と合わせて、更なる件数増加を目指し、普及活動を行い、環境への貢献を促進していく必要があります。

(4) カーボン・オフセット証明書

高知県では、オフセット・クレジットを購入された方に対し、「カーボン・オフセット証明書」を発行しています。さらに、カーボン・オフセットの取組回数が10回以上かつクレジットの購入量が100t-CO₂以上の方に「感謝状」の贈呈を行っています。



<カーボン・オフセット証明書>

5 今後の取組について

これまで、県内外のマッチングイベントに参加し、高知県のオフセット・クレジットの説明や、県内のクレジットを活用した環境貢献型商品の紹介などを行ってきました。

今後は、イベントへの参加だけでなく、SDGs への関心の高まりやカーボンニュートラルに向けた機運を生かし、企業の行動をオフセット・クレジットに向けるためのアプローチを行うなど、更なる普及活動を行っていく予定です。



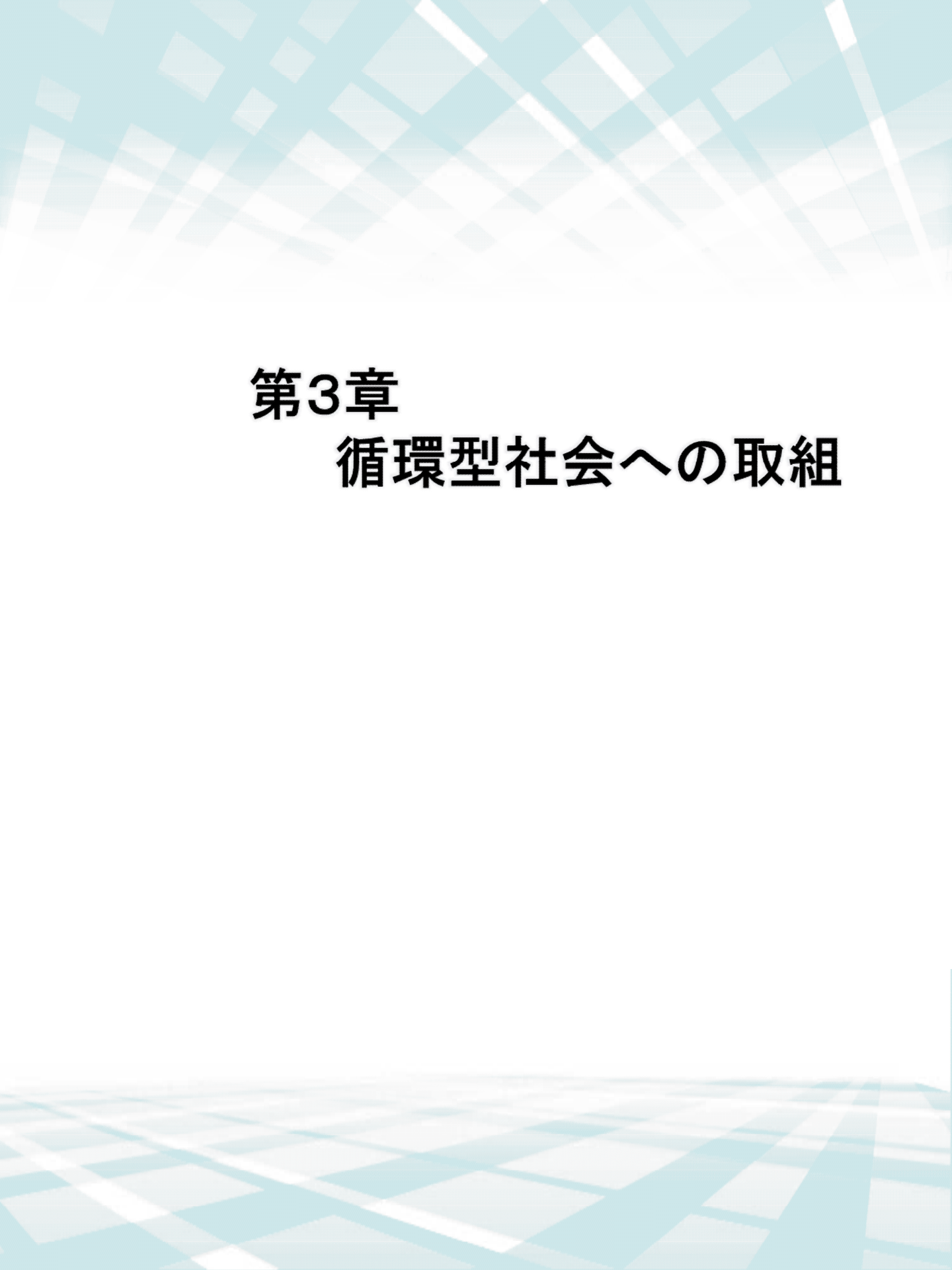
第89回東京インターナショナル・ギフト・ショー
2020 春へブース出展（令和2年2月）



第25回エコプロ2023へブース出展
（令和5年12月）



足立区主催 地球環境フェア2019へブース出展
（令和元年6月）



第3章

循環型社会への取組

OA機器等のリサイクル（デジタル政策課）**1 施策の展開****不用パソコンなどのリサイクル**

県庁で使用しているパソコンや、県庁ネットワークのサーバなどの機器で不用となったものを回収し、そのうち再利用できるもの以外は産業廃棄物として処理していましたが、リサイクル業者への売払いが可能であることが分かったため、平成19年度から不用となったパソコンやサーバなどの機器の売払いを行っています。

これにより、不用のパソコンや機器などを廃棄物として処理せずリサイクルすることで、廃棄物の排出量を削減するとともに、新たな歳入の確保につなげています。

※参考	平成28年度売払い実績	684台
	平成29年度売払い実績	0台
	平成30年度売払い実績	0台
	令和元年度売払い実績	841台
	令和2年度売払い実績	0台
	令和3年度売払い実績	0台
	令和4年度売払い実績	0台
	令和5年度売払い実績	0台

環境美化の推進

(環境対策課)

1 「清潔で美しい高知県をつくる条例」の概要

私たちのふるさと高知は、温暖な気候や緑あふれる山々、数多くの清流、黒潮流れる太平洋など豊かな自然環境に恵まれています。そして、その豊かな自然環境と美しい景観は、次の世代へ引き継ぐべき貴重な財産であり、本県を訪れる数多くの観光客を魅了するとともに、県民生活を支える農林漁業をはじめとした産業の基盤にもなっています。

しかしながら、私たちの周りを見渡してみると、空き地や河川、海岸、道路、公園、そして観光地に至るまで、様々な場所にごみが投げ捨てられ、生活環境を悪化させるとともに、美観を損ねているケースが見受けられます。

このため、私たち一人ひとりが、ふるさとの清潔で美しい県土がかけがえのない財産であることを深く認識し、身近な日常生活の中で美化活動の取組を実践することが必要です。また、県民、事業者及び土地所有者や市町村、県などが協働して、美観や清潔さを保持するとともに、周辺の生活環境を損なわないよう配慮し、清潔で美しい県土づくりを推し進めていくことが極めて重要となっています。

すべての県民が一体となって、県民総参加による美化活動や快適な生活環境の実現のための取組を展開することにより、清潔で美しい県土をつくり、次の世代へ引き継いでいくよう、平成19年12月にこの条例が制定されました。

清潔で美しい県土づくりは、快適で清々しい県民生活の確保のほか、教育や治安、また、人としての基本であるモラルへの好影響、そして、産業や観光業の活性化につながっていくことが期待されます。

2 これまでの取組と課題

県では、条例制定後、県内各地の地域の方々やボランティアによる美化活動への支援、企業や団体との協働による美化活動や美化意識の啓発（23企業・団体と「清潔で美しい高知県をつくるパートナーズ協定」を締結 令和6年3月現在）などを進めてきました。

また、毎年2月を「県民一斉美化活動月間」と定め、この期間には重点的に美化の取組を行うこととし、美観の保持や県民意識の醸成に取り組んでいます。令和5年度の月間の取組には、県内10市町村で、延べ1,617人が参加しました。

各地域での取組は広がりを見せていますが、その一方で、不法投棄やごみのポイ捨てが無くなる状況もあり、県民総参加の取組としていくことが必要です。



美化活動啓発ポスター(令和7.2)



美化活動の様子(高知市)

3 今後の取組

- ・市町村や企業、地域、学校などのボランティア美化活動の支援を進めます。
- ・啓発や活動を多様化するなど工夫し、美化活動への理解を深めるとともに、参加者の拡大を図ります。

動物性廃棄物リサイクル事業

(公園上下水道課・のいち動物公園)

1 概要

ごみ減量のために、一般廃棄物として焼却処分していたのいち動物公園内の「動物糞、敷ワラ、合併処理脱水汚泥など」を園内で強制発酵、堆肥化し、希望者へ無料配布するとともに、園内でも使用しています。令和5年度は次の業務を行いました。

2 啓発活動

毎月第3土曜日を「エコでえ〜」とし、希望者が自由に堆肥を持ち帰れるよう堆肥無料配布施設を園内に設置しました。

また、動物性廃棄物のリサイクルシステムをわかりやすく図化した「地球にやさしく気持ちよく」のポスターをどうぶつ科学館に掲示し、環境問題に関心をもってもらうようにしました。

「エコでえ〜」での配布実績：12回配布
600g袋を延べ
1,200袋配布

3 希望者への無料配布

家庭菜園などで使用する肥料として、配布の申込みのあった方に無料で配布しました。

配布実績：22件
10kg袋を255袋配布



リサイクルポスター



園内の来園者用堆肥無料配布施設

家畜排せつ物の有効活用（畜産振興課）

1 現状と課題

高知県では、家畜排せつ物の適正処理及び有効活用を目的として、平成 12 年に「高知県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」を策定しました。

この基本計画に基づき、県や市町村、農業団体、農業者が一体となって堆肥化施設などを整備してきた結果、平成 19 年には家畜排せつ物法に基づく管理基準は、ほぼ全ての対象農家において遵守できる状況となっています。

これらの畜産農家から発生する家畜排せつ物量は約 178,000t であり、たい肥生産量は約 65,000t と推定されます。そのうち約 28,000t (約 43%) が耕種農家や家庭菜園で利用されており、約 27,000t (約 42%) が畜産農家の飼料畑で使用されています。

このような中、規模拡大を図る畜産農家においては家畜ふん堆肥の量が増加しているため、畜産経営における飼料畑や水田での利用だけでなく、堆肥利用と組み合わせた耕畜連携による地域内需給体制づくりを進めることによって、地域内資源として幅広く有効活用を図ることとしています。

家畜ふん堆肥の生産量及び利用量

	戸数	生産量	利用量	余剰量
乳用牛	40	34,060	33,960	100
肉用牛	85	13,016	13,016	0
豚	10	3,006	3,006	0
採卵鶏	8	3,119	3,104	15
ブロイラー	12	5,415	5,415	0
堆肥センター	6	6,617	6,487	130
合計	155	65,233	64,988	245

(単位) t/年※高知県畜産振興課調べ (R6. 1)

2 施策の展開

地域にある家畜ふん堆肥を耕種農家及び家庭菜園などを営む方に利用していただくことを目的として、家畜ふん堆肥の利用に関する研修会の開催や家畜ふん堆肥マップの配布および県のホームページに掲載し、地域内の資源循環システムの構築に努めています。

今後も家畜ふん堆肥の利活用の推進に取り組んでいきます。



家畜ふん堆肥供給者リスト

(令和6年3月現在)										連絡先
No.	市町村	地区	畜種	飼料形態	運搬	取付	氏名等			
1	泉北町	乙	豚	/F	可(要相談)	不可	(合)494功楽産業	0887-38-3145	090-4979-2806	
2	田野町	大野	肉用牛	/F・保活給	不可	不可	池地 伸之	090-4975-3022		
3	安田町	東島	肉用牛	/F	不可	不可	牛野産業	090-1174-1294		
4	安芸市	川北	乳用牛	/F	不可	不可	豊農 耕	090-6285-6676		
5	香南市	豊野町(市外)	乳用牛	/F・保活給	可(要相談)	不可	小松 正章	090-3783-5160		
6	香南市	豊野町(市外)	乳用牛	保活給(40L)	可(要相談)	不可	高嶋尚樹	090-2661-5241		
7	香南市	龍浜	肉用牛	/F	可(要相談)	可(要相談)	龍浜高松肉用組合	090-3460-5743		
8	南高市	上野田	乳用牛	/F	可(要相談)	不可	野田高松肉用組合	090-2780-0080		
9	南高市	金地	肉用牛	/F(2t)	可(要相談)	可	龍村高松肉用組合	090-9773-7995		
10	南高市	才谷	乳用牛	/F	可(要相談)	不可	川村尚樹	090-3187-6905		
11	南高市	大城乙	肉用牛	/F	可(要相談)	不可	田島尚樹	088-863-4095		
12	南高市	田村乙	肉用牛	保活給	不可	不可	栗田尚樹	088-864-3242		
13	土佐市	土佐郡	肉用牛・乳用牛	/F・保活給	可(要相談)	可(要相談)	J A高松肉産 クリーンセ	088-862-2807		
14	大村町	鶴谷	肉用牛・焼肉	/F	不可	不可	株式会社のたけ木	0887-84-2267		
15	本庄市	木津津	乳用牛	/F・保活給(40L)	可(要相談)	不可	(有)黒川牧場	0887-76-3578		
16	高知市	内子区	肉用牛	/F	不可	不可	豊島 利三	088-872-4996		
17	高知市	弘川	乳用牛	/F	不可	不可	(有)川田牧場	088-840-1506		
18	高知市	針中(香野町)	探採用	ペレ(牧、フロン)	可(要相談)	不可	(有)ニート	088-894-3321		
19	土佐市	谷地	乳用牛	/F・保活給	可(要相談)	可(要相談)	天野 隆	090-3989-0756		
20	佐川町	水野町	乳用牛	/F	可(要相談)	不可	(有)藤島牧場	090-8697-4487		
21	佐川町	大田	乳用牛	/F	要相談	不可	竹村 茂	090-7624-3675		
22	越前町	越前	肉用牛	保活給(20kg)	不可	不可	J A土佐入(越前支所)	0889-26-3319		
23	中土佐町	大野見長野	肉用牛	/F・保活給(40L)	可(要相談)	可(要相談)	大野見長産業組合	0889-57-2051(畜産)	0889-57-2537(畜産)	
24	中土佐町	大野見長野	乳用牛	/F	不可	不可	大野見長牧場	0889-57-2537		
25	四万十市	東川角	牛・豚	/F・保活給(35L)	可	可	J A四万十塩坂センター	0880-22-2310		
26	四万十市	本町(大川)	肉用牛	/F	不可	不可	熊崎合 隆木	0880-22-0815		
27	四万十市	久城	乳用牛	/F・保活給	不可	不可	東 崇孝	0880-28-5096		
28	四万十市	七重乙	肉用牛	/F (2t,4t)	可(/F34)	可(/F32)	佐佐木 隆	0880-23-0819		
29	四万十市	六反地	乳用牛	/F	可(要相談)	不可	斎藤 直博	090-1579-1384		
30	四万十市	藤川	乳用牛	/F (0.5t,4t)	可(要相談)	不可	藤 悠	090-7625-5764		
31	四万十市	八千歳	豚	/F・保活給(40kg)	可(/F5)	可(要相談)	(有)四万十ジェフアーム	0880-24-0229		
32	四万十市	土庄	探採用	/F	不可	不可	株式会社JGFM	090-3189-9474		
33	橋岡町	橋岡	肉用牛	/F・保活給(15kg)	可(要相談)	不可	一般社団法人雪谷公司	0889-68-0110		
34	四万十市	西栗東	肉用牛	/F	可(要相談)	不可	笠原 隆一	0880-35-2584		
35	四万十市	西土庄	肉用牛	/F・保活給	不可	不可	(有)龍川産業	090-8690-1955(龍山)		
36	四万十市	横瀬	乳用牛	/F	可(要相談)	不可	岡村 真	0880-37-0386		
37	宮崎市	山崎町	乳用牛	/F・保活給(40L)	可(要相談)	不可	河田 誠輝	090-3187-1273		
38	四万市	坪川	乳用牛	/F	可(要相談)	不可	龍川 英文	090-1172-6299		
39	宮崎市	横上町	豚	/F (2t,4t)	不可	不可	村上 義博	0880-64-0447		
40	宮崎市	横上町	探採用	保活給	不可	不可	(有)関時牧場	0880-64-0518		
41	大月町	弘見	豚	/F	町内取付(可)	不可	大月町養豚組合	090-73-0859		
42	大月町	横井	ブドウ	/F・保活給	不可	不可	(有)ジェフアーム	090-3189-6495(牛)		

木質バイオマスの利用により発生した 燃焼灰の有効利用 （木材産業振興課）

1 現状と課題

二酸化炭素の排出削減による地球温暖化対策として、化石燃料に代わる木質バイオマスエネルギーへの期待が高まっており、県内においても施設園芸用ハウスや公共施設を中心に、木質バイオマスボイラーの導入の支援を続けてきました。

木質バイオマスボイラーは化石燃料と違い、木質バイオマス燃料の燃焼により焼却灰が発生しますが、事業活動により生じた燃焼灰は不要物であれば「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃掃法」という。）に定める産業廃棄物に該当するため、法令に従って取り扱う必要がありました。

2 施策の展開

（１）実施した取組

ア 木質バイオマス燃焼灰の自ら利用の手引きについて

平成 25 年 6 月 28 日付けで環境省から出された『「規制改革実施計画」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）において平成 25 年 6 月中に講ずることとされた措置（バイオマス資源の焼却灰関係）について（通知）』により、木質ペレット又は木質チップを専焼ボイラーで燃焼させて生じた焼却灰について、有効活用が確実で、かつ不要物と判断されない燃焼灰は一定の条件を満たせば産業廃棄物に該当しないとの解釈が示されました。

そのため県では平成 26 年に、燃焼灰を有用な資源として地域での有効利用を促進し、主に自ら利用する場合に適切に取り扱われるために必要な事項を「木質バイオマス燃焼灰の自ら利用の手引き」（以下、手引きという。）として整理しています。

燃焼灰の有効利用に向けた取扱いは図 1 に示すとおりです。

イ 手引きの内容と必要な整理・届出

手引きにおいて利用可能な燃焼灰とされているのは、製材由来のものや林地残材からの木材などを「チップ」、「おが粉」、「ペレット」などの燃料用に加工したものを、木質バイオマス専焼ボイラーで燃焼させて生じた灰としています。

また、廃掃法に定める産業廃棄物には該当しないことを証明するために、燃焼灰の性状、排出の状況、通常の取扱形態、取引価値の有無、占有者の意思を整理し、第 3 者からの疑義に対しても明確に説明が出来るようにしておくこととしています。

燃焼灰を肥料などとして販売（無償譲渡を含む）する場合は、農業振興部環境農業推進課に特殊肥料生産届と肥料販売届を届け出る必要があります。（無償の譲渡であっても生産者は販売の届出が必要となります。）

ウ 燃焼灰の有効利用に関する実証試験

令和 5 年度には、燃焼灰を防草資材として利用するための実証試験が実施され、一定の防草効果が確認されました。

（２）実施しようとする取組

前項までで示したとおり、木質バイオマスの熱利用・発電利用においては燃焼灰が発生し、基本的には廃棄物に該当するため、適切な処理が必要になります。手引きの整理によって、一定の条件を満たせば自ら利用が可能になりましたが、引き続き関係各課と協力しながら、有効利用の方法を模索していきます。

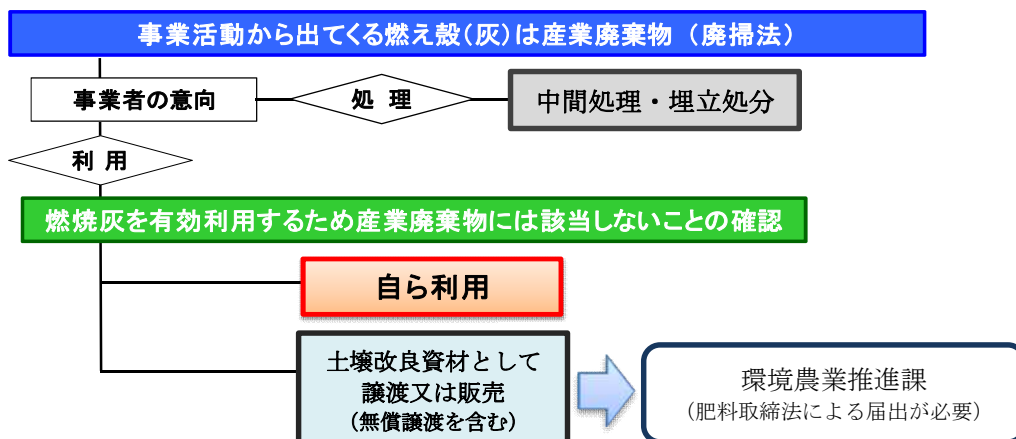


図 1 燃焼灰の有効利用に向けた取扱い

廃棄物適正処理の推進

(環境対策課・土木政策課・技術管理課)

1 一般廃棄物（ごみ・し尿）

(1) ごみ処理の状況

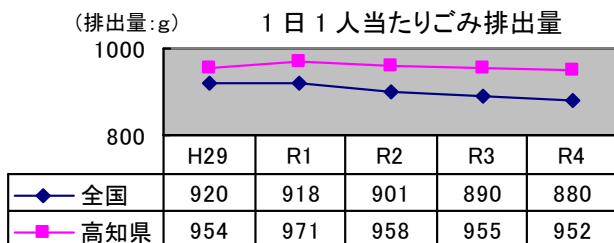
一般廃棄物※1は、市町村が定めた一般廃棄物処理計画に基づいて処理されます。家庭や事業所から出た一般廃棄物のうちの一部は自家処理されるものの、通常、市町村や一部事務組合などの収集車によって集められ、焼却などの中間処理を経て、最終処分場に埋め立てられます。

処理方法別ごみ処理量（令和4年度）

ごみ処理の方法	処理量（t/年）	割合（％）
直接焼却処理	197,594	82.9
焼却以外の中間処理	32,101	13.5
直接埋立	2,695	1.1
直接資源化	5,478	2.3
自家処理	89	0.1
集団回収による資源化	159	0.1
計	238,116	100.0

※出典：高知県一般廃棄物処理事業の概況（令和4年度）

令和4年度のごみの総排出量は238,412tで、前年度に比べ3,632t減少しています。また、1人1日当たりの排出量は、952gとなっています。



※出典：高知県一般廃棄物処理事業の概況（令和4年度）

令和4年度のごみ処理経費は129億円で、施設の建設・改良費29億円、処理に要する費用94億円が支出されており、県民1人当たりの年間処理及び維持管理費は13,657円となっています。

ごみ処理経費内訳（令和4年度）

	県内の総額 (千円)	県民1人 当たり (円)	割合(%)
建設改良費	2,850,551	4,156	22.2
処理及び 維持管理費	9,366,333	13,657	72.9
その他	635,925	927	4.9
計	12,852,809	18,740	100.0

※出典：高知県一般廃棄物処理事業の概況（令和4年度）

全市町村で、ごみの分別収集など、資源化に積極的に取り組んでおり、また、県民の環境意識の高まりによる成果も徐々に現われてきています。

高知県におけるリサイクルの状況（令和4年度）

分 類	処理量（t/年）	割合（％）
紙類	8,246	17.2
金属類	5,568	11.6
ガラス類	3,153	6.6
ペットボトル	769	1.6
プラスチック類	3,827	8.0
その他	26,312	55.0
計	47,875	100.0

※出典：高知県一般廃棄物処理事業の概況（令和4年度）

令和4年度のリサイクルによる処理量は47,875t、リサイクル率（自家処理量を除く）は20.1%となっています。

今後、さらに効率的な資源化、ごみの減量化に取り組み、循環型社会の形成を推進していくことが必要です。

－用語解説－

※1 一般廃棄物

家庭から出るごみ全々と、事務所から出る産業廃棄物以外のごみ及びし尿などの廃棄物をいいます。

(その他)

収 集…ごみを収集車等に取り集め、積み込む目的で移動すること

運 搬…収集し終わったごみを保管、積み替え、処分などを行う場所に降ろす目的で移動すること

中間処理…廃棄物を安全化、安定化するために、焼却、減量化のための脱水、破砕圧縮すること

最終処分…ごみの焼却処理によって生じた焼却灰などを埋立地に埋立処分すること

(2) し尿処理の状況

令和4年度の上尿の総排出量は、年間349,741klで、生し尿136,336kl、浄化槽汚泥213,405klとなっています。

令和4年度の上尿処理状況は、上尿処理施設投入349,338kl(99.9%)、自家処理403kl(0.1%)となっています。

水洗化人口は年々増加していますが、中山間地域を多く有する本県にあっては、49.6%が浄化槽人口であり、高い割合を占めています。処理施設の老朽化が進んでいますが、施設の更新時には、処理に伴い発生する汚泥の再生利用や資源の回収など、循環型社会形成を目指した施設整備が進められています。

し尿処理経費としては28億円で、施設の建設・改良費3.1億円、処理に要する費用24億円が支出されており、県民1人当たりの年間処理及び維持管理費は3,430円となっています。

し尿処理経費内訳（令和4年度）

	県内総額 (千円)	県民1人当たり (円)	割合 (%)
建設・改良費	306,373	447	10.9
処理及び維持管理費	2,352,570	3,430	83.8
その他	149,359	218	5.3
計	2,808,302	4,095	100.0

※出典：高知県一般廃棄物処理事業の概況（令和4年度）

（3）対策

安全にごみを処理するための高度な処理機能や経済性を持った施設を個々の市町村単位で整備するのは容易なことではなく、総合的かつ効率的な処理を行えるよう、ごみ処理の広域化を図り、大規模施設への集約化を進めてきました。

可燃ごみ処理施設については、そのほとんどが複数の市町村で構成する一部事務組合により運営されており、令和6年3月現在、8施設で焼却処理を行っています。

また、各市町村でごみの排出抑制や再資源化の促進を図るなど、最終処分場の延命化を意識した取組が行われています。



2 産業廃棄物（ごみ）

（1）発生の状況

平成20年度の本県における産業廃棄物※2の推計総排出量は、約1,485千tで、令和2年度に県内排出事業者を対象に実施したアンケート調査（県内約4万事業者から8,510事業者を抽出）結果に基づく令和元年度の産業廃棄物の推計総排出量は、約1,330千tとなっており、約155千t減少しています。

また、ほぼ全量が再資源化されている「動物のふん尿」を除いた排出量は、約1,125千tで、このうち約809千t（72.0%）が再生利用されています。

（2）産業廃棄物処理業者の状況

産業廃棄物を業として処理（収集運搬・処分）するには、廃棄物処理法により都道府県知事又は中核市の市長（高知市が該当）の許可が必要です。

産業廃棄物処理業者数（令和6.4.1）

	収集運搬業		処分業		施設	
	普通	特管	普通	特管	中間	最終
県	1,266	120	86	2	98	9
市	57	9	31	2	31	2

※「特管」：特別管理産業廃棄物

「中間」：中間処理施設

「最終」：最終処分場

（3）対策

産業廃棄物の適正処理を図るため、平成23年10月に管理型産業廃棄物最終処分場を整備するとともに、産業廃棄物管理票（マニフェスト）や優良産業廃棄物処理業者認定制度の普及に取り組んでいます。

－用語解説－

※2 産業廃棄物

事業者の事業活動に伴い生じた廃棄物のうち、燃え殻（焼却残渣等）、汚泥、廃油、廃プラスチック（タイヤ等）、紙くず、木くずなど20種類の廃棄物をいいます。

3 自動車リサイクル法

平成17年1月に、使用済自動車の再資源化などに関する法律が本格施行されました。この法律により、使用済自動車は引取業者に引き渡され、フロン類回収業者、解体業者、破砕業者によって廃棄物の適正処理及び資源の有効利用が図られています。

自動車リサイクル法登録等事業者数（令和6.4.1）

	引取	フロン類回収	解体	破砕
県	202	39	26	11
市	70	18	8	5

※「引取」「フロン類回収」は登録

「解体」「破砕（破砕前処理工程のみ）」は許可

4 建設リサイクル法(土木政策課・技術管理課)

平成 14 年 5 月から、建設工事に係る資材の再資源化などに関する法律（建設リサイクル法）が施行されました。この法律により、特定の建設資材^{※3} についての分別解体及び再資源化を促進するための措置が講じられるとともに、解体工事業者の登録制度を実施することにより、建設工事における資源の有効な利用の促進及び廃棄物の適正な処理が図られています。

令和 5 年 3 月末日現在の解体工事業^{※4} の登録業者数は 131 です。

－用語解説－

※3 特定の建設資材

- ・コンクリート
- ・コンクリート及び鉄から成る建設資材（プレキャスト鉄筋コンクリート版など）
- ・木材
- ・アスファルト・コンクリート

※4 解体工事業

解体工事業を営む者は、建設業法による「解体工事業の許可」又は、建設リサイクル法による「解体工事業登録」が必要です。（ただし、建設業法による土木工事業、建築工事業の許可業者が、請負金額が 500 万円未満の解体工事を行う場合は、解体工事業登録は不要です。）

5 不法投棄防止

不法投棄を行った者が判明した場合には、その者に廃棄物を撤去させ、悪質な場合は告発するなど厳しい対応をとっています。

しかしながら、投棄者を特定できないケースもあり、不法投棄された廃棄物が撤去されずにそのまま放置され、環境に著しい悪影響を及ぼす場合があります。

そのため、安芸・中央東・中央西・須崎・幡多の各福祉保健所に廃棄物監視員を配置し、日常的な監視・指導を行うとともに、福祉保健所・土木事務所・市町村・警察署などで構成する産業廃棄物などの連絡協議会を設置し、一致協力して不法投棄問題に当たっています。



廃棄物の不法投棄現場の一例

6 高知県災害廃棄物処理計画Ver. 2の策定

本県では、今後 30 年以内に 80% 程度の確率で発生するとされている南海トラフ地震に備え、取組を充実強化しています。

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、多くの尊い命や財産が奪われるとともに、広域にわたって発生した膨大な災害廃棄物が、地域の復旧・復興の大きな障壁となりました。

これらの教訓に学び、平成 26 年 9 月に策定した「高知県災害廃棄物処理計画 Ver. 1」について、平成 28 年熊本地震や平成 30 年 7 月豪雨における知見などを反映させ、より実効性のある計画として、平成 31 年 3 月に「同計画 Ver. 2」を策定しました。

同計画は大規模な地震災害はもとより、その他の地震災害や津波被害、風水害などにも対応可能な内容となっています。計画中の「災害廃棄物処理の基本方針」の一つとして、「土砂、コンクリートがら、木くず、金属くずなどの再生利用を最大限に進め、減量化を図る」ことを定め、発災現場における分別や仮置場などでの選別をできる限り行い、マテリアルリサイクル（素材としてのリサイクル）及びサーマルリサイクル（熱・エネルギーとしてのリサイクル）に向けて工夫することや、選別残さ及び焼却残さを最大限有効利用することなどに取り組むこととしています。

公共関与による廃棄物処理施設整備

(環境対策課)

1 エコサイクルセンター

高知県には、燃えがらや鋳さいなどの再生利用が困難な産業廃棄物の埋立処分ができる管理型最終処分場がなかったことから、それらの産業廃棄物は県外に搬出して処理せざるを得ない状況が続いていました。

このため、平成6年4月に高知県、市町村及び産業団体の出捐により設立された財団法人エコサイクル高知（平成25年4月1日公益財団法人へ移行）が、平成19年度から日高村において産業廃棄物処理施設である管理型最終処分場と医療廃棄物処理施設を併設した「エコサイクルセンター」

（総面積7ha）の整備を進め、平成23年10月に操業を開始しています。

（1）管理型最終処分場

管理型最終処分場は、埋立面積1.2ha、埋立容量111,550m³で雨水の浸入を防ぐ屋根を設置し、廃棄物への散水により発生する浸出水は処理後も処分場外へ放流しない周辺環境に配慮した施設内容となっており、国のモデル的整備事業に認定されています。

開業後、廃棄物の埋立てが計画を大幅に上回るペースで進行していたため、新たな施設に関して、平成28年度に策定した「基本構想」により、整備の必要性を確認しました。

平成29年度には、外部の有識者などからなる委員会により、県内全域を対象とした新たな施設の候補地選定が行われ、平成30年2月に3か所の最終候補地を選定、平成30年12月には、佐川町加茂への絞り込みを行い、佐川町へ受け入れの申し入れを行いました。

絞り込み後は、佐川町加茂の皆様へ施設の受け入れについてご理解いただけるよう、加茂地区の住民の皆様との「話し合いの場」などの様々な取組を重ね、令和元年6月に佐川町加茂を建設予定地として決定しました。

同年7月に県と佐川町で「確認書」を締結して以降、測量や設計などを進め、令和4年8月に施設本體工事等に着手し、施設整備を進めています。

※参考 令和4年度受入実績 8,247t
令和5年度受入実績 7,238t



エコサイクルセンター（管理型最終処分場）

（2）医療廃棄物処理施設

平成3年10月、高知県、高知市及び高知県医師会の出捐により財団法人高知県医療廃棄物処理センターを設立し、医療廃棄物を処理する焼却施設を整備し、平成4年7月に操業を開始しました。

その後、ダイオキシン類の排出基準値を遵守することが困難となったため、平成12年11月から施設の稼働を一時停止していましたが、マイクロ波滅菌処理方式を導入し、平成15年9月に操業を再開しました。

また、平成23年1月には財団法人エコサイクル高知と合併し、同年10月にエコサイクルセンター内に処理施設を移設して操業を開始し、県内の医療廃棄物の適正処理を行っています。

※参考 令和4年度受入実績 6,668kl
令和5年度受入実績 6,054kl



エコサイクルセンター（医療廃棄物処理施設）

2 魚腸骨資源化施設

平成9年3月に高知県、高知市ほか関係17市町村及び関係団体の出捐により設立した財団法人高知県魚さい加工公社（平成25年4月1日公益財団法人へ移行）が、日高村本郷で、魚あら（魚腸骨）を魚粉や魚油などに加工し、家畜等の飼料などにして販売してきました。

平成17年4月には、高知市神田に設置した新施設で本格操業を開始し、魚あらの再生利用を行っています。

高須浄化センターでの下水汚泥の有効**活用**

(公園上下水道課)

1 現状

高須浄化センターは浦戸湾東部の高知市、南国市、香美市の3市から排水される汚水を処理しています。

汚泥処理については、場内の汚水処理の過程で発生する汚泥に加え、高知市下知水再生センター及び潮江水再生センターからの高濃度汚水を受入れ処理を行っています。

2 下水汚泥の有効活用

平成30年までの高須浄化センターにおける脱水処理後の汚泥処理は、場内焼却と、民間事業者に委託して堆肥化・セメント原料化を行う場外搬出を行ってきました。

しかし、焼却炉が耐用年数を迎えることから、新たな汚泥処理方式の検討を行い、令和3年4月から汚泥の消化処理を開始しました。

汚泥の消化処理とは、嫌気的狀態に保たれた消化タンク内で汚泥中の有機物を嫌気性微生物の働きにより発酵分解する処理方式で、汚泥中の有機物を分解することで、汚泥を減量化するとともに、発酵分解の過程で有機分がガス化され副産物としてメタンガスが発生します。

高須浄化センターでは、消化処理で発生したメタンガスを民間の発電事業者に供給し、一般家庭約1,200世帯で利用できる電気を発電しています。

消化後の汚泥は約2/3に減量され、その処理は従前どおり、民間事業者に委託し肥料化やセメントの原材料として有効活用しています。

汚泥由来の肥料は農家に販売され、農作物として循環されています。

セメントの原料化では汚泥を焼却し人工鉱物を生成しセメントの原材料として活用されています。



消化施設（高須浄化センター）

リサイクル製品等の認定 (環境対策課)

1 高知県リサイクル製品等認定制度

廃棄物などを循環資源として利用し、県内で製造加工される優良な「リサイクル製品」と、環境に配慮した取組で優れた成果を上げている「環境配慮型事業所」、地域における循環型社会の形成に貢献している「エコショップ」について、県が認定を行っています。

また、認定された製品や事業所などは、県のホームページ、パンフレットによる広報等を通じて、その利用及び普及を推進しています。



リサイクル製品等認定制度シンボルマーク

2 認定製品・認定事業所

平成16年度から、高知県リサイクル製品等認定審査会での審査を経て、リサイクル製品、環境配慮型事業所、エコショップを県が認定しています。

3 四国4県での相互推奨

他の四国3県と連携し、各県が認定したリサイクル製品の相互推奨を進めています。各県の認定製品紹介パンフレットにおいて相互に製品の紹介を行っています。



4 認定一覧 (令和6年3月31日現在)

【認定リサイクル製品】

製品名	品目	企業名
TS・マカダム TS・Rサンド	再生碎石・再生砂	田中石灰工業株式会社
TS・マカダム TS・Rサンド (鉄鋼スラグ使用)	再生碎石・再生砂	田中石灰工業株式会社
建設汚泥改良土	建設汚泥から再生した改良土	株式会社国際環境技研
KanBey 水切りゴミ袋	再生PET原料を利用した水きりゴミ袋	金星製紙株式会社
Monacca bag (モナッカ)	間伐材を利用したカバン	株式会社エコアス馬路村
O&Dウッド	間伐材を利用した高耐久性保存処理木材	溝渕林産興業株式会社
O&Dウッド 残置型枠	間伐材を利用した残置型枠	溝渕林産興業株式会社
クイックポット(筋工)	間伐材を利用した筋工	溝渕林産興業株式会社
ゆすはらベレット	木質ベレット(全木ベレット)	ゆすはらベレット株式会社
TSベレット	廃プラスチックを利用したベレット	田中石灰工業株式会社
エコデザインミックス	肥料	株式会社エコデザイン研究所

【認定リサイクル製品】

製品名	品目	企業名
DO側溝	フライアッシュを使用したコンクリート二次製品	有限会社須崎サブコン
灰テックビーズ	ばいじん、燃え殻を利用した人工地盤材料	東洋電化工業株式会社
建設汚泥固化剤改良土TS・ソイル	建設汚泥固化剤改良土	田中石灰工業株式会社
I型ブロック	高炉スラグ微粉末を使用したコンクリート二次製品	四国ブロック工業株式会社
ガーディアン	高炉スラグ微粉末を使用したコンクリート二次製品	四国ブロック工業株式会社
環境II	高炉スラグ微粉末を使用したコンクリート二次製品	四国ブロック工業株式会社
ブレガードII	高炉スラグ微粉末を使用したコンクリート二次製品	四国ブロック工業株式会社
アントラーブロック	高炉スラグ微粉末を使用したコンクリート二次製品	四国ブロック工業株式会社
錠	高炉スラグ微粉末を使用したコンクリート二次製品	四国ブロック工業株式会社
耐震性L型擁壁	高炉スラグ微粉末を使用したコンクリート二次製品	四国ブロック工業株式会社
N-S.P.Cウォール	高炉スラグ微粉末を使用したコンクリート二次製品	四国ブロック工業株式会社
テールアルメ	高炉スラグ微粉末を使用したコンクリート二次製品	四国ブロック工業株式会社
歩車道境界ブロック付L型側溝	高炉スラグ微粉末を使用したコンクリート二次製品	四国ブロック工業株式会社
SK側溝ロードレイン	高炉スラグ微粉末を使用したコンクリート二次製品	四国ブロック工業株式会社
箱形U字側溝	高炉スラグ微粉末を使用したコンクリート二次製品	四国ブロック工業株式会社
再生碎石(RC-40)	再生碎石	大林道路株式会社 高知りょうまアスコン
再生アスファルト混合物(再生密粒度アスコン13)	再生アスファルト混合物	大林道路株式会社 高知りょうまアスコン
再生密粒度アスコン13	再生アスファルト混合物	株式会社南四国アスコン
木のうちわ	間伐材を利用したうちわ	株式会社エコアス馬路村
KFCR4号	下水汚泥、伐採材及び廃木材を使用した肥料	株式会社高知リサイクルセンター
スーパーソル	廃ガラスを利用した軽石	株式会社近澤建設
塊状クリンカアッシュ	木質バイオマス燃焼灰を利用した森林作業道用路盤材	株式会社グリーン・エネルギー研究所
木製かご枠	間伐材を使用したかご枠工	溝渕林産興業株式会社
再生密粒度アスファルト混合物(13)	がれき類を使用した再生骨材	鹿島道路株式会社 中村合材製造所
土佐和紙壁紙6種(御膳、利休、小判、元禄、夫婦、飛鳥)	割り箸及び廃棄されるバルブを利用した壁紙	株式会社モリシカ

【認定環境配慮型事業所】

	事業所	取組概要
環境に優しい事業所	フジグラン野市	・生鮮食品の加工残さや売れ残り商品、レストランの加工残さ、食べ残し等で発生する生ごみを専用の冷蔵庫で保管後、店内で肥料原料を作成し、生ごみの発生量を年間 100t 削減している。 ・肥料原料については、地域の農業生産者団体（空ふれあいエコファーム）において肥料化され、この肥料を使った農作物を再び店舗で販売するという食品資源循環システムの取組を行っている。 ・食品残さ以外でもダンボール・パッケージ・書類等の紙ごみ、ビン・カン・ペットボトル・ポリ袋・発泡スチロール等に関して可能な限り分別リサイクル処理を行い焼却ごみ・埋立てごみの削減に努めている。
	四万十町森林組合 大正集成材工場	・高知県産の間伐材を使った家具や集成材商品を製造。家具については、ロングライフ設計を心がけている。 ・バイオマスボイラーの使用や工場・事務所内の照明の LED 化により積極的に CO₂ の削減を実施。 ・FSC（森林管理協議会）や SGEC（『緑の循環』認証会議）の認証材を積極的に販売している。
	有限会社 安岡重機	・木質バイオマス事業（重油換算で 475kL/年の削減）。 ・環境省令に基づく施設の設置及び適用。 ・県内の森林資源を木質バイオマスエネルギーとして利用促進。（燃料用ペレットの製品化。）
	有限会社 大前田商店	・廃棄物（4 品目：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず）を混合し、固形燃料化（RPF：Refuse Paper & Plastic Fuel）し石炭代替燃料を製造している。 ・機密文書を焼却処分しないで、再生紙原料としてリサイクル化している。 ・フルタブを集め、車椅子に交換している。 ・工場への見学者を受け入れ、リサイクルに対する啓発活動も積極的に行っている。
	田中石灰工業 株式会社 高知プラスチック再生センター	・容器包装プラスチックとして持ち込まれた廃棄物を光学選別機 4 基で品種の選別精度を高めた上で、手選別を用いて徹底選別し、破碎・洗浄・比重選別・脱水・乾燥工程を経てペレットを製造しており、廃棄物の再資源化率の向上に努めている。 ・ペレット化できない複合素材品から塩素を取り除き、セメント原料として再生利用している。 ・旧式モーターを順次、高効率モーターへ更新し、省エネに努めている。 ・令和 4 年 7 月にレジリエンス認証を取得し、事業継続のための活動を積極的に行っている。 ・地元スーパーで店頭回収されたプラスチックを原料にし、バーゲン原料の代替品を製造している。 ・地域住民や学校等からの見学者を受け入れ、環境学習、ごみの適正分別等の啓発活動を行っている。
	株式会社 サニーマート	・食品循環資源（食品廃棄物）の回収リサイクルの取組。 ・プラスチック、紙くず等の分別リサイクルの取組 ・電気使用量のリアルタイム見える化機器の導入と節電の取組。 ・LED 照明や省エネタイプの空調機・冷蔵庫の積極的導入。 ・地域連携・協定締結によるレジ袋の無料配布中止（有料化）の実施。 ・高知県産の間伐材の積極的な利用。
	株式会社 サンブラザ	・発生した食品残さを堆肥化することにより、焼却による処分を「0」化。その堆肥化した完熟土を活用して作った野菜の販売による循環の確立。 ・これまで廃棄・焼却処分していた廃プラスチックを分別の徹底と RPF 化（固形燃料）へのリサイクルを進め、焼却処分を 40%削減。 ・ポイント付き古紙回収システムを高知県で初めて導入し、地域の新聞や雑誌など古紙の回収とリサイクルに貢献。 ・店頭において、トレー・ペットボトル・ペットボトルキャップ・アルミ缶・スチール缶・牛乳パック・たまごパックの回収を実施（回収実績：年間合計 150 トン） ・店内照明の LED 化、省エネ冷蔵ケース及び電気自動車の導入。
	株式会社 リサイクル高知	・家屋解体工事で発生した廃木材をチップ化し、発電用燃料として再資源化することにより、出荷先事業所の燃料費削減に貢献している。 ・チップ化する際に発生した、おがくずも堆肥原料として出荷し、100%リサイクルに取り組んでいる。 ・解体工事で発生した廃石膏ボードを粉砕し、石膏ボードの原料として再資源化している。

	事業所	取組概要
環境負荷低減技術開発等事業所	金星製紙株式会社	・回収ペットボトルから再生された繊維を原料としたリサイクル商品の開発に 1992 年ごろからいち早く取り組み、水切りゴミ袋を製品化。 ・水切りゴミ袋のほか、ペットボトルの再生繊維を 100% 使用したフローリング代替シートやドライ化学ふきん（エコハンドワイパー）、無漂白パルプを利用したてんぷら敷紙を製造、販売するなど環境に配慮した製品を開発、製造している。 ・ダンボール、ポリ袋等のごみを持ち込まない物流方法を開発し関西と九州地区にて運用中。
	兼松エンジニアリング 株式会社 本社・テクノベース	・主に強力吸引作業車、高圧洗浄車、汚泥脱水機・減容機等の環境整備機器の製造販売を行っている。 ・強力吸引作業車は道路での側溝清掃、土木建築現場での汚泥吸引、工場での乾粉等各種産業廃棄物の吸引回収に利用されている。 ・高圧洗浄車は、下水道管の洗浄作業に利用されている。 ・リサイクルコンビ車は強力吸引車と高圧洗浄車の機能を 1 台に集約し、尚且つ回収汚水を洗浄水として再利用する機能を備えている。 ・汚泥脱水機及び減容機は中間処理場における汚泥の脱水、減容化に利用。 ・製品の大部分は県外に販売され、日本全国の自然環境の保全に貢献している。
	株式会社太陽	・食品工場から排出される廃食油を燃料化し、蒸気熱源（ボイラー）等として再利用するシステムを開発。 ・生産工場（金属・機械加工）から発生する煙（油煙）・臭気を炉内で直接燃焼し、削減させる技術を開発し作業環境の改善を図る。 ・廃油を燃料としたボイラーや消煙装置等の ECO 製品シリーズは廃棄物として処理されている廃油等の資源循環利用が可能。 ・環境経営の基本 3R に繋がる製品を開発し、環境社会に貢献。
	エコ事業所 株式会社 サンライズクリーニング	・レジ袋有料化及びオリジナルエコバック販売によりレジ袋使用量を削減している。 ・当店使用のハンガーのポイント交換による回収を実施。再利用できる物は洗浄後に再使用し、再使用できないものは製造業者に送り再資源化している。 ・配送車の電気自動車化、最新空調設備の入れ替え、工場室内温度低下のためにミスト装置を取り付け等により、電気、電灯、ガソリン、LP ガス使用量の削減。 ・ドライ洗浄機カートリッジフィルターは再利用商品を使用している。 ・配送車をガソリン車から電気自動車に交換。

【認定エコショップ】

事業所	取組概要
株式会社 ナンコクスーパー パステ店・高須店・下知店・大津店・長浜店	・店頭で利用するトレーの材質を統一することにより、これまでに回収できなかった「発泡トレー以外のトレー」の店頭回収を実施し、回収率を大幅に向上。 ・発泡スチロールトレイの軽量化実施 ・バイオマス 25%配合レジ袋の販売。 ・社団法人高知県森と緑の会高知県レジ袋削減推進会議協定により、レジ袋削減によって節約されたレジ袋代金の一部を緑の募金に寄付。 ・マイバッグ、マイバスケットの販売及び利用促進のための広報活動の実施。

グリーン購入の推進（環境計画推進課）

1 概要

グリーン購入とは、商品やサービスを購入する際に、価格・機能・品質だけでなく、「環境」の視点を重視し、環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に購入することです。

県庁（警察を除く。）では、平成13年4月から「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、毎年グリーン購入実施計画を策定し、重点調達品目及び調達目標を定めてグリーン購入に取り組んでいます。

具体的には、国が特定調達品目として設定している品目に県独自の重点調達品目の11品目を追加した23分野301品目について、判断基準に適合したものを優先的に選択して調達するようにしています。

高知県グリーン購入基本方針（要旨）

（目的）

- ・県の業務活動から生じる環境負荷の低減
- ・県民、事業者等におけるグリーン購入、環境物品等への需要の転換促進

（基本原則）

- ・調達総量の削減
- ・必要のない機能、利便性の排除
- ・ライフサイクル全体について考慮したものを選択
- ・長期使用や分別廃棄などの徹底
- ・在庫管理の徹底

（物品調達の原則）

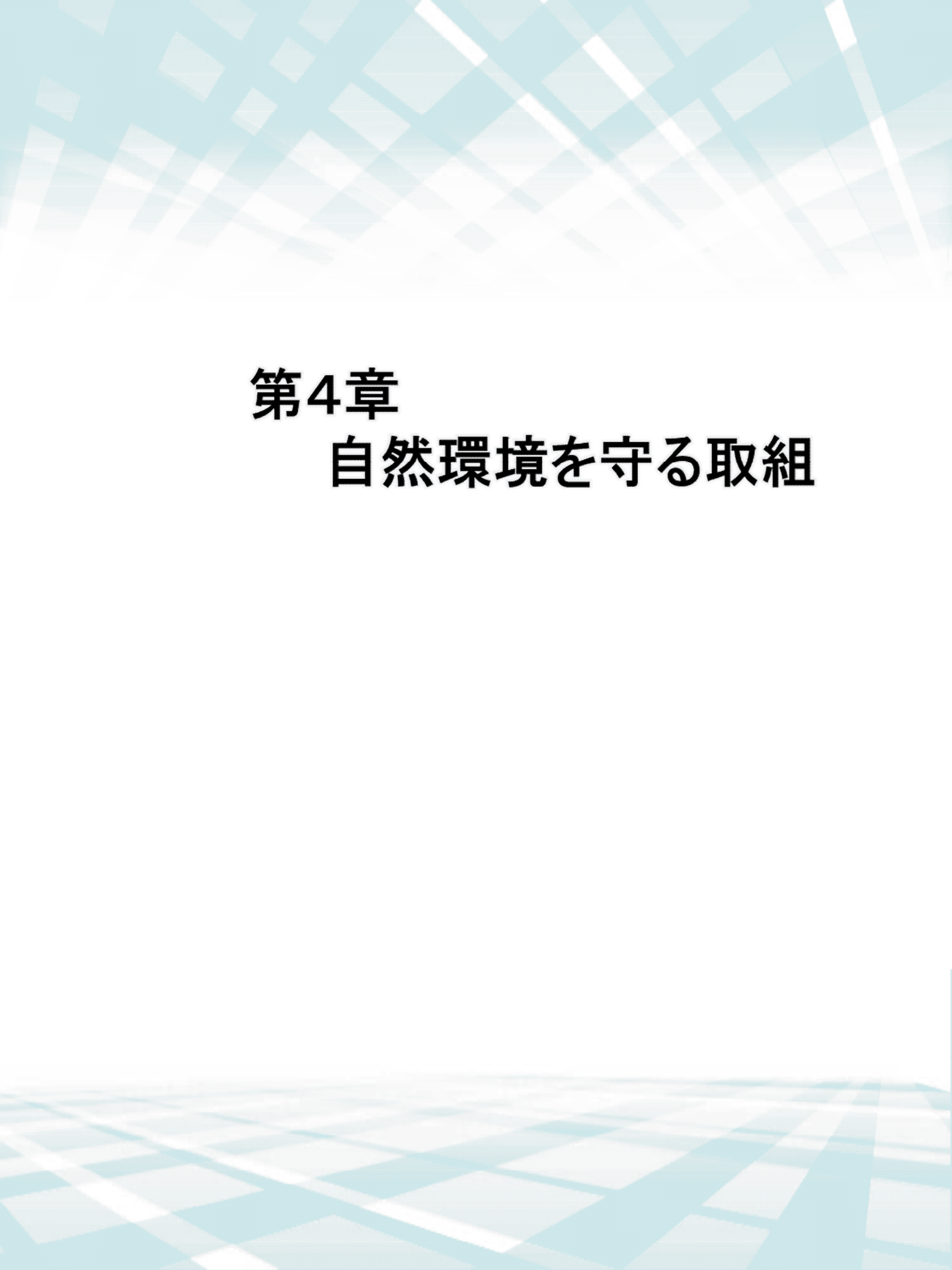
- ・重点調達品目を調達しようとするときは、判断基準を満たす環境物品等の中から調達

【令和5年度重点調達品目数及び適合環境物品等調達目標】

分 野	重点調達品目数	適合環境物品等調達目標
1 紙類	7	100%
2 文具類	86	100%（ただし、名刺については判断基準に適合する重点調達品目を調達するように努める）
3 事務用備品	12	100%
4 画像機器等	10	100%
5 電子計算機等	4	100%
6 オフィス機器等	5	100%
7 移動電話等	3	100%
8 家電製品	6	100%
9 エアコンディショナー等	4	100%
10 温水器等	4	100%
11 照明	3	100%
12 自動車等	8	判断基準に適合する自動車や機器の調達に努める
13 消火器	1	100%
14 制服・作業服・作業用手袋	5	100%
15 インテリア・寝装寝具	11	100%
16 その他繊維製品	7	100%
17 設備	12	判断基準に適合する重点調達品目を調達するように努める
18 災害備蓄用品	15	100%
19 公共工事	70	判断基準に適合する重点調達品目を調達するように努める
20 役務	21	判断基準に適合する役務の調達に努める（ただし、印刷については100%）
21 ごみ袋等	1	100%
22 農産物	4	判断基準に適合する重点調達品目を調達するように努める
23 その他	2	

●高知県独自の重点調達品目（11品目）

分 野	高知県独自の重点調達品目
2 文具類	間伐材名刺
17 設備	木質ペレットストーブ、木質ペレットボイラー
19 公共工事	FSC認証製品、木製型枠
21 農産物	野菜、果実、茶、米
22 その他	「高知エコ産業大賞」の各賞を受賞した製品やサービス、「高知県リサイクル製品等認定制度」において認定されたりサイクル製品（認定期間中のものに限る）



第4章

自然環境を守る取組

生物多様性こうち戦略

(自然共生課)

1 経緯

生物多様性基本法第13条に基づき、本県の生物多様性の保全や持続的な利用に関する施策を総合的・計画的に推進していくための指針と具体的施策を定める「生物多様性こうち戦略」を平成26年3月に策定し、平成31年3月には持続可能な開発目標(SDGs)や海洋プラスチックごみ問題など、県内の生物多様性を取り巻く環境の変化に対応した戦略の改訂を行いました。

2 高知県環境基本計画との関係

本戦略は、高知県環境基本計画の基本事項を尊重し、「自然環境を守る取組」に重点を置きます。

さらに、生物多様性の持続的な利用という観点から、一次産業の振興を施策に位置付けています。

3 生物多様性とは

「生物多様性こうち戦略」の目指すところは、「豊かな生きものの恵みを受けて、美味しく、楽しく、ずっと暮らしていくことができる高知県」を実現することです。その障害になっている課題を見つけて、それを解決するために私たちが何をすべきかを考えて実際の行動につなげていきます。

生物多様性とは(3つのレベルの多様性)

○生態系の多様性

地球上のさまざまな循環によって多様な環境がつくられていることを指します。生きものは、地形や気候などにより特徴づけられるさまざまな場所に棲むところを見つけて暮らし、その環境と生きもの同士の「食べる・食べられる」、「利用したり・されたり」という関係によって「生態系」というつながりをつくっています。

○種の多様性

地球上のさまざまな環境に合わせて生きものが進化した結果、動植物から細菌などの微生物、未知の生物も含めて現在、約3,000万種ともいわれる多様な生物が暮らしていることを指します。

○遺伝子の多様性

同じ種類の生きものでも、個々の個体はさまざまな遺伝子の組合せを持っています。こうした組合せが、見かけや挙動に明確な違いを生み出し、多様な個性として表れます。



4 概要

(1) 現状と課題

比較的豊かな自然が残っているとされている本県ですが、生物多様性は確実に失われつつあると考えられ、それが環境問題として現れています。山では林家数の減少、林業従事者の高齢化などが進み、放置人工林の増加が危惧される状況です。川では一部の河川で山の荒廃による高濁水の発生やダムの貯水による濁水長期化といった問題が生じています。海では海水温の上昇や藻食性動物などによる磯焼けが継続し、海岸ではプラスチックなどの漂着ごみが堆積し、生物への障害となっている可能性があります。

(2) 戦略の基本理念

ふるさと の いのちをつなぐ
～豊かな生きものの恵みを受けて
美味しく 楽しく ずっと暮らそう 高知県～

(3) 戦略の基本的な考え方

「ふるさと高知のすべてのいのちをつなぎ、私たちの手で責任を持って未来へ。」

この考え方の下、本戦略では森・川・里・海・まちの健全なつながりや生態系のネットワークを重視し、地域が持続的に発展していくことを目指します。さらにSDGsなどの世界的な動きや国策とも連携させながら、県民の皆さんをはじめとする各主体が協働・連携して具体的な行動を起こしていくことが大切です。

(4) 目標

☆ 現在

短期目標を達成するための5年として、
 (5)の行動計画に取り組みます。
 計画期間 令和元年度～令和5年度

☆ 短期目標【策定10年後】

生物多様性の損失を止めるために、生物多様性に配慮した活動や利活用が定着しつつある社会

☆ 中期目標【策定から50年後】

生物多様性が保全・再生され、人と自然の共生が適正に実現している社会

☆ 長期目標【策定から100年後】

地域が持続的に発展し、人と生きものが共に賑わうことで地域資源が活用され、現状よりはるかに生物多様性が豊かな社会

(5) 行動計画（令和元年度～令和5年度）

改訂戦略では、策定から5年間の変化をもとに課題に対する新たな目標値を設定し、それらを達成するために今後5年間で取り組む内容を、大きく4つのプランに分け、実施します。

PLAN 1 知る・広める

生物多様性の価値を把握し、社会全体で共有する

- ア 生物多様性の普及・啓発
- イ 地域の生物多様性から学ぶ教育の推進
- ウ 身近な自然とのふれあいの場の整備と五感で感じる機会の提供

PLAN 2 つなげる

生物多様性を支え、次世代につなぐ仕組みと基盤をつくる

- ア 生物多様性の調査と研究
- イ 生物多様性保全・回復のための体制の強化

PLAN 3 守る

自然環境の保全と回復を図る

- ア すぐれた自然環境の保全と管理
- イ 希少野生動植物等の保護と管理
- ウ 特定鳥獣の個体数管理と外来生物対策の推進
- エ 生物多様性に配慮した公共工事等の推進
- オ 地球温暖化の防止や循環型社会の構築へ向けた取組の推進

PLAN 4 活かす

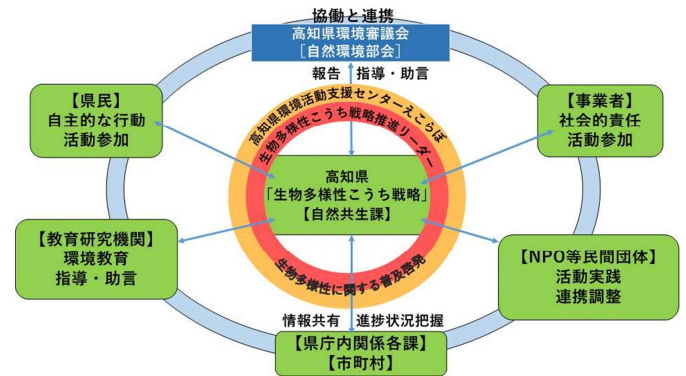
生物多様性の恵みを活かした地域産業の持続と活性化を促進する

- ア 生物多様性に立脚した地域資源の活用促進
- イ 生物多様性に密接な関係を有する一次産業の強化

(6) 推進体制

生物多様性を推進していくためには、県民挙げての行動が必要です。

生物多様性の重要性が社会の中で広く理解され、誰もが生物多様性に配慮した行動がとれるよう、各主体が協働・連携して取組を推進していきます。



用語解説

■生物多様性こうち戦略リーダー

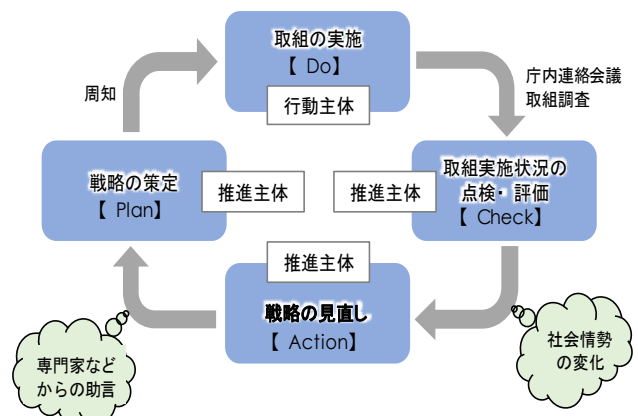
県は、改訂戦略に掲げた将来目標を達成するために、生物多様性の保全や普及、担い手育成、各主体間の連携促進や地域資源の発掘・活用に関しての専門性を有する先導的な人材を育成し、その活動を支援しています。

（令和5年度末時点のリーダー登録者数 111 名）

■環境活動支援センターえこらぼ（P129 参照）

(7) 進捗管理

PDCAサイクルの考え方にに基づき、着実に事業の進捗を図ります。実施状況は、県庁内の連絡会議や取組調査、高知県環境審議会（自然環境部会）などにおいて点検・評価し、結果は高知県のHPなどの媒体を通じて広く県民に公表します。



希少野生動植物の保全

(自然共生課)

1 概要

高知県内に生息・生育する野生動植物のうち、保護上重要な種の現状を明らかにし、絶滅のおそれのある種を保護するため、高知県レッドデータブックを作成し、その際に得た資料を基に、希少野生動植物種の保護対策を行っています。

直近では、平成30年10月に「動物編」、令和4年3月に「植物編」の改訂版レッドデータブックを発行しています。

※平成12年3月「高知県レッドデータブック（植物編）」

平成14年1月「同（動物編）」の出版

※平成23年1月「高知県レッドリスト（植物編）2010年改訂版」公表

※平成29年10月「高知県レッドリスト（動物編）2017改訂版」公表

※平成30年10月「高知県レッドデータブック（動物編）2018改訂版」発行

※令和2年3月「高知県レッドリスト（植物編）2020年改訂版」公表

※令和4年3月「高知県レッドデータブック（植物編）2022年改訂版」発行

高知県レッドデータブック掲載種数 (植物編 2022年版、動物編 2018年版)

カ テ ゴ リ	植物	動物
絶 滅	43	14
野 生 絶 滅	2	0
絶 滅 危 惧 I 類	475	122
絶 滅 危 惧 II 類	201	140
準 絶 滅 危 惧	93	308
情 報 不 足	49	222
計	863	806

2 高知県希少野生動植物保護条例

県、事業者及び県民が一体となって、県内に生息し又は生育する希少野生動植物の保護を図ることにより、生物の多様性の保全及び自然との共生に寄与し、健全な自然環境を将来の県民に継承していくため、条例を平成17年10月に制定しました。

この条例に基づき、県指定希少野生動植物を15種指定しています（第1次指定：植物4種、魚類4種、甲殻類1種、貝類1種、哺乳類1種、第2次指定：両生類1種、植物3種）

県指定希少野生動植物一覧

植 物	デンジソウ マイヅルテンナンショウ ダイサギソウ ハシナガヤマサギソウ カミガモソウ マルバテイショウソウ ヤブレガサモドキ
哺乳類	ツキノワグマ
両生類	ニホンアカガエル
魚 類	ヒナシドジョウ イドミズハゼ トビハゼ トサシマドジョウ (シマドジョウ2倍体性種)
甲殻類	シオマネキ
貝 類	ヒラコベソマイマイ

3 野生動植物保護区の指定

県指定希少野生動植物の保護を図るため、その個体の生息地又は生育地として重要な区域を野生動植物保護区として指定しています。平成21年8月に四万十市入田地区のマイヅルテンナンショウの生育地を野生動植物保護区として指定しました。



マイヅルテンナンショウ

(写真提供：公益財団法人高知県牧野記念財団)



ツキノワグマ

(写真提供：認定特定非営利活動法人四国自然史科学研究センター)

野生鳥獣の保護管理（中山間地域対策課）

1 現状と課題

令和5年度の野生鳥獣による農林水産業被害額は134,837千円で、そのうち、ニホンジカ（以下「シカ」という。）が21.5%、イノシシが46.9%、ニホンザルが9.3%、その他の鳥獣が22.3%であり、シカ及びイノシシによる被害は、依然として深刻な状況となっています。また、高標高域の自然植生に対しては、特にシカによる食害や踏み荒らしによる被害が深刻な事態となっています。

2 施策の展開

（実施した取組）

（1）鳥獣の保護繁殖（鳥獣保護区の指定）

鳥獣の保護繁殖を図るため、鳥獣の生息地として重要な箇所を鳥獣保護区として指定し、狩猟の対象外区域とします。鳥獣保護区は、令和5年度末時点で57か所、32,424haが指定されていますが、今後も農林水産業との調和を前提に指定していく方針です。

また、鳥獣保護区内で各種鳥獣の保護繁殖上、特に重要な区域については特別保護地区に指定し、立木の伐採、工作物の設置などを制限するなどして生息環境の維持、保全を図ることとしています。

（2）人と野生鳥獣とのかかわり（狩猟行政について）

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。）により、鳥獣の捕獲は禁止されていますが、野生鳥獣の中でも、とりわけ生息数が多く資源的価値のある種（鳥類26種、獣類20種）を「狩猟鳥獣」に定め、それらについては、狩猟免許を保有し、かつ狩猟者登録をすることにより、捕獲の期間、数量、方法などの規制が加えられたうえで狩猟が認められています。

令和5年度の狩猟による捕獲は、鳥類が5,042羽、獣類が11,428頭（うち、シカ7,294頭、イノシシ3,584頭、その他550頭）となっています。

（3）鳥獣被害対策

ア 鳥獣の特別捕獲許可

森林の手入れ不足などによる生息環境の変化、中山間地域における耕作放棄地や放任果樹の増加、狩猟人口の減少などにより、シカ、イノシシなどによる農林業作物などへの被害が発生しています。

被害発生地域では、防護柵などによる防除が有効ですが、被害が大きい場合は、環境大臣、都道府県知事又は市町村長の許可を受けて有害鳥獣の捕獲ができます。

特に被害を及ぼしている主要な鳥獣については、捕獲の適正かつ円滑な実施を期するために、各市町村において「有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領」に基づき、捕獲数、区域、期間などを定めて、有害

鳥獣の捕獲を実施しています。

令和5年度の特別捕獲許可（有害鳥獣捕獲、学術研究、特定計画による捕獲など）による捕獲は、鳥類が4,410羽、獣類が35,414頭（うち、シカ14,891頭、イノシシ13,164頭、ニホンザル851頭、その他6,508頭）となっています。

イ 第二種特定鳥獣管理計画

その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣がある場合に、当該鳥獣の管理を図るため特に必要な場合は「第二種特定鳥獣管理計画」を策定できることが「鳥獣保護管理法」に定められています。

高知県では、捕獲数に対して生息数が依然として高い状態にあり、また、生息分布の拡大がみられるシカとイノシシについて「第二種特定鳥獣管理計画」を策定し、計画に基づく個体数調整のために狩猟規制の緩和を行うなど、適正な鳥獣の管理に努めています。

＜第二種特定鳥獣管理計画による規制緩和＞

シカ及びイノシシについては、くくりわなの規制の解除などに加え、県内全域において狩猟期間を11月15日～3月31日としています。（シカ及びイノシシ以外についての狩猟期間は11月15日～2月15日です。）



シカの食害により裸地化した「さおりが原(香美市)」

（4）傷病鳥獣の保護治療

毎年、多くの傷病鳥獣が県民により保護収容されており、県では鳥獣保護に対する県民のニーズに応えるため、「公益社団法人高知県獣医師会」、「県立のいち動物公園」、「わんぱくこうちアニマルランド」、「特定非営利活動法人四国自然史科学センター」の4つの関係機関の理解と協力を得て、傷病鳥獣の受入、看護、治療などにあたることとしています。

（実施しようとする取組）

鳥獣の保護については、高知県鳥獣保護管理事業計画に基づき、農林水産業との調和を図り、利害関係者の意見調整を図りながら、野生鳥獣の良好な生息環境を維持するため、鳥獣保護区の指定を行うなど、野生鳥獣の保護及び繁殖を図ります。

また、特にシカ、イノシシについては、第二種特定鳥獣管理計画に基づく管理を実施し、農林業被害や自然植生被害の軽減に努めます。

外来種対策の推進

(自然共生課)

1 現状と課題

私たちの身の回りには、たくさんの生物が様々な環境で生息・生育しています。その中で、従来その地域にいた生物ではなく、私たち人間の活動によって、他地域から入ってきた生物（外来種）が侵略性を持ち、生態系などに被害を及ぼしています。

県内では、人の健康へ影響を及ぼすセアカゴケグモや生態系へ影響を及ぼすオオキンケイギク、ナルトサワギクなどが確認され、駆除されています。これらの外来種は特定外来生物として、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」により飼育や栽培などが規制されています。

しかし、全ての外来種が影響を及ぼしているわけではありません。日本ではイネに代表されるように、昔から数多くの外来種が利用されていますし、ペットや園芸用、食用など、私たちの社会生活に欠かせないものも少なくありません。

外来種について正しい知識を普及啓発することと優先度を踏まえた侵略的外来種*の駆除・防除の対策を推進することが今後の大きな課題です。

※ 侵略的外来種

外来種のうち、日本国内の生態系、人の生命又は身体、農林水産業などへの被害を及ぼす又は及ぼすおそれがあるもの

—用語解説—

2 生物多様性と外来種

高知県内には、多くの野生の動植物が生息・生育し、多種多様な生態系を育んでいます。これらの生物（種）にはそれぞれ個性があり、直接的・間接的に支え合い生きています。外来種は、生物の多様性に損失をもたらしている大きな要因のうちの一つと言われています。

3 特定外来生物

外来生物（海外起源の外来種）で、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼす又は及ぼすおそれのあるものは、法律により「特定外来生物」に指定されています。法律により以下のようなことが規制されており、違反すると罰則が課せられます。

- ・飼育、栽培、保管及び運搬（生きたまま移動させる）の原則禁止
- ・輸入の原則禁止
- ・野外へ放つ、植える及びまくことの禁止
- ・飼養等の許可を受けていない者に対しての譲渡、引渡し等（販売も含む）の禁止

4 取組

(1) 実施する取組

- ア 侵略的外来種の侵入や定着防止などのため、外来種について広報を実施します。
- イ 特定外来生物の駆除・防除に取り組みます。
- ウ 高知県版侵略的外来種リストにより普及啓発を行います。

(2) 令和5年度に実施した取組

- ア 特定外来生物について、関係機関へのパンフレット配布などによる注意喚起を行いました。
- イ 市町村及び関係機関と連携して、特定外来生物の駆除を行いました。
- ウ 普及啓発のため「高知県で注意すべき外来種」パンフレットを環境・自然保護イベントで配布しました。



特定外来生物ナルトサワギクの駆除活動（芸西村）



「高知県で注意すべき外来種」パンフレット

高知県うみがめ保護条例 (自然共生課)

1 概要

高知県内の海岸に上陸するうみがめを保護し、その生育環境を保全するため、平成16年3月に「高知県うみがめ保護条例」を制定しました。

2 内容

- (1) 県内の海岸に上陸したうみがめの捕獲等は原則的に禁止しています。
- (2) 県内の海岸に産卵されたうみがめの卵の採取、損傷も原則的に禁止しています。
- (3) 学術研究や繁殖目的等で、例外的にうみがめやその卵の捕獲、採取等をしようとするときは知事の許可が必要です。
- (4) 知事はうみがめの産卵地等を保護区に指定することができます。
- (5) 指定された保護区への車の乗り入れなどについては知事の許可が必要になります。
- (6) 捕獲等の禁止など条例の規定違反には罰則が適用されます。

3 生育地等保護区の指定

平成17年7月19日付けで県内2か所の海岸を生育地等保護区に指定しました。

保護区内では、工作物の設置や指定期間中（上陸産卵期の6月1日から9月30日まで）の車両の乗り入れなどの行為については知事の許可が必要です。

うみがめ生育地等保護区一覧表

名称	指定年月日	所在地
元・岩戸・奈良師海岸	H17. 7. 19	室戸市元、岩戸、奈良師
大岐浜	H17. 7. 19	土佐清水市大岐

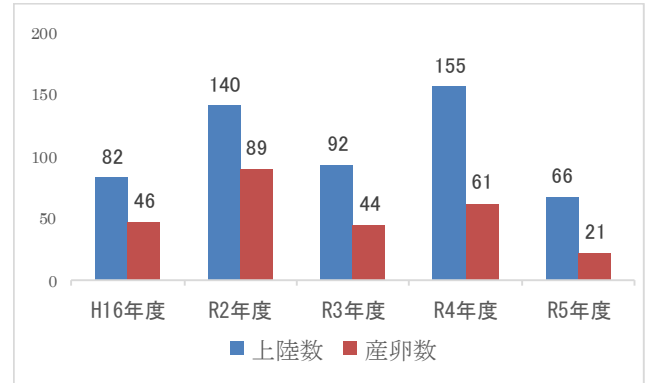


元・岩戸・奈良師海岸
(室戸市)



大岐浜 (土佐清水市)

うみがめ上陸・産卵数の推移 (自然共生課調べ)

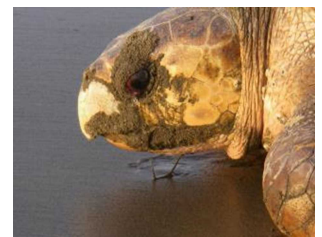


市町村別 うみがめ上陸・産卵回数 (自然共生課調べ)

市町村	令和4年度		令和5年度	
東洋町	2	2	3	2
室戸市	11	7	7	2
芸西村	8	2	3	0
南国市	43	9	15	2
高知市	50	19	23	5
土佐市	13	4	3	1
黒潮町	8	4	5	3
四万十市	19	13	5	4
土佐清水市	1	1	2	2
(上陸/産卵)	155	61	66	21



(平成25年黒潮町出口)



(平成26年四万十市双海)



(平成29年黒潮町出口)

※写真提供：溝渕幸三

4 うみがめ上陸・産卵調査

うみがめの上陸・産卵状況を把握し、保護活動につなげるため、毎年県内の上陸・産卵回数を市町村別に調べています。

海岸環境の整備と保全

(港湾・海岸課)

1 海岸保全基本計画

港湾・海岸課では、平成 15 年に「海岸保全基本計画」を作成（平成 29 年 3 月一部変更）し、津波・高潮・高波による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全・維持及び適正な利用を図る取組を進めています。

今後も引き続き、海岸環境を守ることに取り組んでいきます。

2 計画に基づく展開**（１）自然を守る**

高知県の海岸は、海岸侵食が著しく、汀線の後退により、波の打ち上げ高が増大するなど、侵食対策および高潮対策が求められています。

台風などの高潮・高波による越波、しぶきなどによる浸水被害が予想される地域では、人工リーフや突堤、離岸堤などにより現状の汀線を保全することを基本とし、必要な場合には、養浜などを施工し、海岸侵食の防止と海浜の維持・復元を図っています。

（２）海の生態系を守る

大雨や台風通過後に発生する大量の流木など、海岸環境を損なう海洋ごみなどの処理や発生抑制に係る普及・啓発事業を実施しています。

（３）自然とのふれあい

海岸環境保全に対する意識の向上を図るため、全ての人々が海岸の自然に触れ、親しむことのできる美しくうるおいのある海岸づくりに努めています。



高知港海岸（高知市種崎）

藻場・干潟・サンゴ群集の維持及び回復に向けた取組 (水産業振興課)

1 現状と課題

藻場や干潟、サンゴ群集は、アワビなどの磯根資源やアサリの漁場となるほか、多くの魚介類の稚魚を育む保育場として機能します。また、水質浄化機能や憩いの場になるなどの公益的機能を有しています。

しかし近年、本県の沿岸域では「磯焼け」と呼ばれる現象による藻場の消失、干潟におけるアサリ資源の減少、食害によるサンゴ群集の減少などの漁場環境の悪化が問題となっており、藻場や干潟、サンゴ群集の維持・回復に向けた取組の実施が急がれています。

2 施策の展開

(1) 実施した取組

藻場やサンゴ群集の消失・減少の原因には、海洋環境の変化など様々な要因が考えられますが、国や都道府県、大学などの研究機関による調査・研究から、藻食性魚類やウニ類、オニヒトデによる食害が、大きな原因の1つであることが分かってきました。

このため県では、平成19年度までに取り組んだ試験・研究の成果及び検証結果をもとに、漁業者などが磯焼け対策に取り組む際の参考となる「高知県磯焼け対策指針」を策定するとともに、令和3年度には、より効果的な保全対策活動の実施に向けて、県内の藻場や干潟、磯焼け等の事例・対策等を記した「高知県海域 藻場・干潟ビジョン（暫定版）」を策定しました。

また、平成21年度からは、漁業者や地域住民等で構成された組織が、国・県・市町村の支援を受けて、藻場・干潟・サンゴ群集等の保全活動に取り組んでおり、海藻の繁茂やサンゴ群集の回復、イセエビ等の漁獲対象生物の生息といった成果が報告されています。また、浦ノ内湾では干潟の環境改善とアサリの資源回復を図るため、耕うんや被せ網の敷設などの保全活動、アサリ資源や食害生物の調査を実施し、被せ網下でのアサリの増殖が確認されました。そのため、平成29年度からは、被せ網を大規模に設置し、アサリ資源の増大を目指しています。

(2) 今後の取組

- ・地域組織が行う保全活動への支援を継続し、藻場やサンゴ群集、アサリ資源の回復を図ります。
- ・令和4～6年度にかけて実施した高知県藻場分布調査の結果を「藻場・干潟ビジョン」に反映

させ、藻場保全活動に活用します。

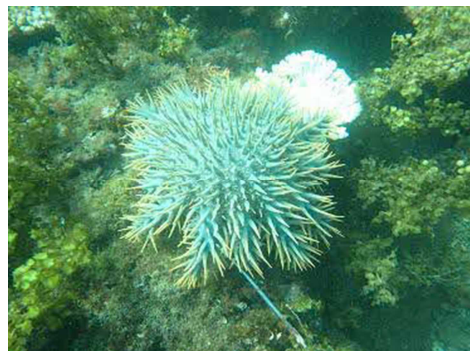
- ・国が公表した藻場の炭素吸収量の評価手法を活用し、本県藻場のカーボンニュートラルへの貢献度を評価します。
- ・令和5年度から取り組んでいる水中ドローンを活用した藻場保全活動の効率化を図る実証試験について、得られた成果を広く活動組織に普及します。



磯焼け状態の海底



ウニ除去作業（藻場保全）



オニヒトデ除去作業（サンゴ保全）



被せ網の下で増殖したアサリ（干潟保全）

環境先進企業との協働の森づくり事業の推進

(林業環境政策課)

1 現状と課題

森林は地球温暖化の原因となる二酸化炭素（CO₂）吸収機能をはじめとした様々な「力」を持っていますが、現在は木材価格の下落などから手入れが行き届かなくなり、その機能が十分に発揮できない状況になっています。

「協働の森づくり事業」は、環境問題に積極的に取り組んでいる企業と県、市町村などが協働して「森林整備」と「交流」を柱とした取組を行うことで、現在手入れの行き届かない状況となっている森林の再生を進めようとするものです。

企業などから提供のあった協賛金を活用し、協定の対象となった森林（協定森林）の手入れ（主に間伐）を実施するとともに、協定森林において企業の社員や家族の皆さんに間伐体験を行っていただくなど地域との交流も進めています。

また、希望する企業などに対して、協定森林で吸収される二酸化炭素量を京都議定書に準じて算定し「CO₂吸収証書」を発行しています。

さらに、協定森林が無い市町村に対して、「協働の森事業」の締結を積極的に呼びかけていきます。



Collaborative Forest Restoration with Environmentally Progressive Companies.

「森の力」ロゴマーク

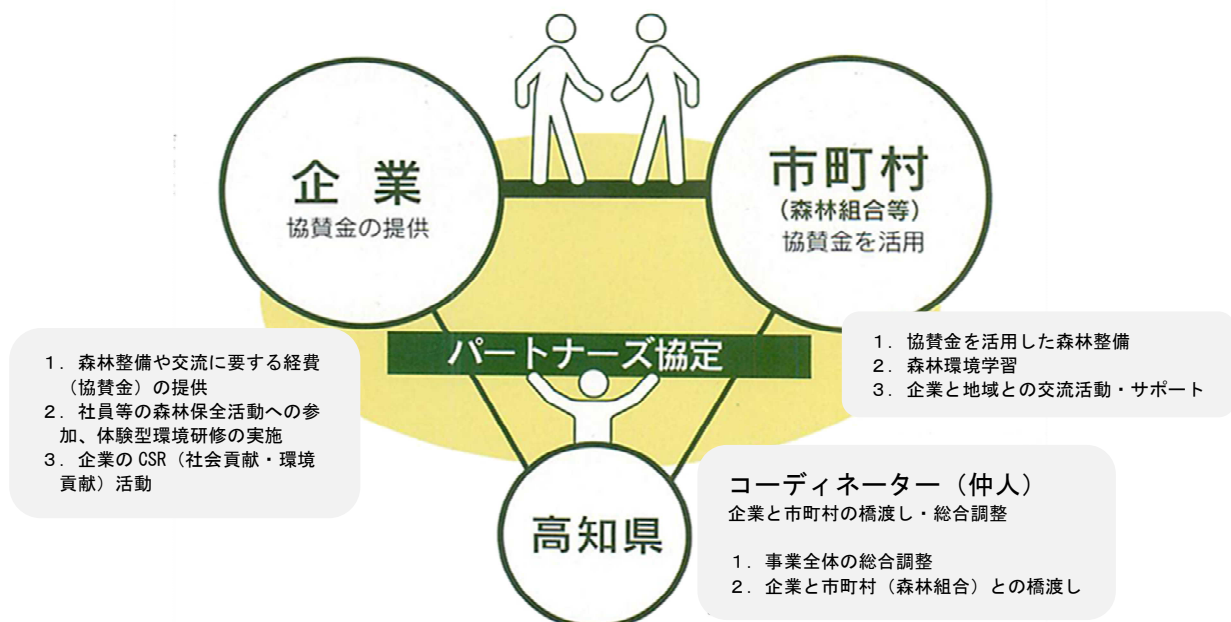
2 実施した取組

（１）協働の森づくり事業パートナーズ協定の締結

平成18年度からこれまでに、70件（令和6年3月現在）のパートナーズ協定を締結し、市町村や森林組合などにより、協賛金をもとした森林整備を進めるとともに、協賛企業が参加する森林ボランティア活動への支援や地域との交流行事が活発に行われています。



交流活動（チェーンソー体験・間伐体験）の様子



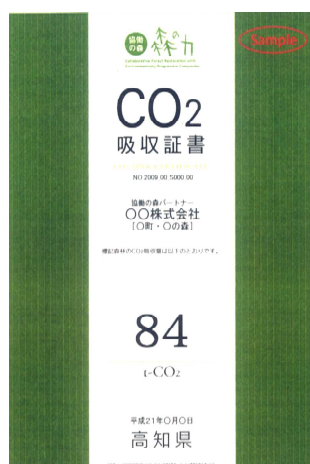
（２）CO₂吸収証書の発行

平成19年度から、協賛企業に対しCO₂吸収証書の発行を行い、企業や団体のCSR活動の成果が見える化しています。これまでに、約5,628haの間伐施業から586件の証書を発行しており、延べ192,986 t-CO₂の吸収量を認証しています。

CO₂吸収証書発行実績(令和6年3月現在)

年度	発行件数 (件)	CO ₂ 吸収量 (t-CO ₂)
平成19年度	3	1,114
平成20年度	18	2,537
平成21年度	28	5,431
平成22年度	34	9,735
平成23年度	38	12,883
平成24年度	30	3,512
平成25年度	45	14,728
平成26年度	44	15,348
平成27年度	43	15,463
平成28年度	41	14,918
平成29年度	39	15,426
平成30年度	38	14,958
令和元年度	38	15,158
令和2年度	37	14,354
令和3年度	36	13,510
令和4年度	37	12,269
令和5年度	37	11,642
合計	586	192,986

CO₂吸収証書例



（３）こうちカーボンニュートラル推進フォーラムの開催

「協働の森づくり事業」のパートナーズ協定を締結した企業と知事、市町村長などが一堂に集まり、森林の再生や、環境問題について自由に議論を行うフォーラムを、平成19年度から年1回開催しています。

令和5年度は一般社団法人 more trees 事務局長の水谷伸吉氏を講師にお招きし、『森づくりで実現するこうちのカーボンニュートラル』をテーマに基調講演を行いました。また、パネルディスカッションでは、『脱炭素社会が拓く企業の未来～“いま”こそ知りたい取り組むメリット～』と題し、4人のパネリストと共に企業がカーボンニュートラルに取り組むメリットについて、県内の先進企業・自治体の事例を交え、パネルディスカッションを行いました。

令和6年度も引き続き、協働の森づくり事業のパートナー間の連携や地域との絆を一層深められるよう取り組んでいきます。



「こうちカーボンニュートラル推進フォーラム 2023」での感謝状進呈の様子



パートナーズ協定 締結一覧表（令和6年3月現在）

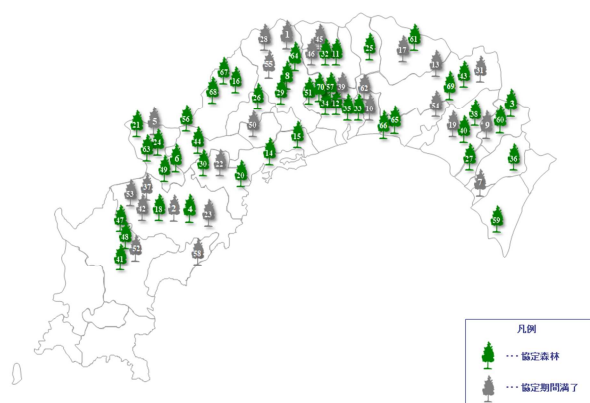


パートナーズ協定企業・団体一覧表（番号網掛：協定満了）

NO	企業・団体名	森の名前	対象市町村
1	三井物産株式会社	いの町・三井協働の森	いの町
2	麒麟ビール株式会社	たっすいがは、いかん！の森	四万十町
3	電源開発株式会社	やなせ・うまじ水源の森	馬路村
4	四国電力株式会社	四万十 よんでんの森	四万十町
5	全日本空輸株式会社(ANA)	私の青空 高知龍馬空港・梶原の森	梶原町
6	矢崎総業株式会社	“もったいない”未来に夢をつなぐ森	梶原町
7	日本たばこ産業株式会社(JT)	JTの森 奈半利	奈半利町
8	太陽石油株式会社	いの町 太陽が育む森	いの町
9	株式会社損害保険ジャパン	損保ジャパン・いきいき共生の森	馬路村
10	トヨタ車体株式会社	トヨタ車体グループの森	南国市
11	生活協同組合連合会 コープ自然派事業連合	コープ自然派の森	土佐町
12	株式会社四国銀行	未来を鏡に～四銀絆の森	高知市
13	ルネサス セミコンダクタ マニファクチャリング株式会社 高知工場	ルネサスの森	香美市
14	住友大阪セメント株式会社	住友大阪セメント～須崎 未来を拓く森	須崎市
15	高知トヨペット株式会社	高知トヨペットの森	土佐市
16	川崎重工業株式会社	Kawasakiー仁淀川憩いの森	仁淀川町
17	三菱UFJ信託銀行株式会社	三菱UFJ信託・「想い」をつなぐ森	大豊町
18	コクヨグループ	コクヨー四万十・結の森	四万十町
19	日本興亜おもいやり倶楽部 (日本興亜損害保険株式会社)	日本興亜・畑山の森林	安芸市
20	富士通グループ	富士通グループ・中土佐 黒潮の森	中土佐町
21	一般社団法人more trees	モア・トゥリーズの森	梶原町
22	一青 窈	FORESTYO	中土佐町
23	株式会社ハート	四万十ハートの森	四万十町
24	日本道路株式会社	日本道路の森	梶原町
25	三愛オブリ株式会社	三愛石油オブリの森	本山町
26	株式会社ツムラ	土佐ツムラの森	越知町
27	電源開発株式会社	清流安田川を育む森	安田町
28	西日本高速道路株式会社四国支社／ 西日本高速道路サービス・ホールディングス株式会社	つなぎの森 四国 いの町	いの町
29	株式会社土佐料理司	土佐料理 司 鮎を育む森	いの町
30	一般社団法人more trees	モア・トゥリーズの森	中土佐町
31	高知工科大学／高知工科大学校友会	高知工科大学一物部川共生の森	香美市
32	一般社団法人高知県トラック協会	土佐町とらっくの森	土佐町
33	NTT西日本グループ	NTT 光の森	高知市
34	株式会社オンワードホールディングス	土佐山 オンワード”虹の森”	高知市
35	商店街振興組合 原宿表参道櫓会	原宿表参道櫓会 元氣の森	高知市
36	奈半利川淡水漁業協同組合	奈半利川あゆを守る森	北川村
37	株式会社四万十ドラマ	RIVER しまんとの森	四万十町
38	三菱商事株式会社	三菱商事 千年の森	安芸市
39	旭食品株式会社	旭食品 RISSIの森	高知市
40	東京海上日動火災保険株式会社	東京海上日動 未来への森	安芸市

NO	企業・団体名	森の名前	対象市町村
41	日鉄エンジニアリング株式会社	その情熱で先端へ 四万十市 日鉄エンジの森	四万十市
42	株式会社デジタルマーケット	僕と地球を繋ぐ森	四万十町
43	セントラルグループ	セントラルグループ 香美市物部の森	香美市
44	福島ミドリ安全株式会社	龍馬の森(RYOMA FOREST)	津野町
45	株式会社朝日技研／朝日協力企業会	朝日・輝く森	土佐町
46	株式会社駒井ハルテック	土佐町 風の森	土佐町
47	日本管財環境サービス	清流の森	四万十市
48	浅野アタカ株式会社	アサノEco ～ 木漏れ陽の森	四万十市
49	一般社団法人四国クリエイティブ協会	橋原 交流の森	橋原町
50	高知西ロータリークラブ	高知西ロータリークラブ創立40周年記念の森	佐川町
51	太平洋セメント株式会社 高知太平洋鉱業株式会社	太平洋を育む土佐山の森	高知市
52	KDDI株式会社	KDDI取扱説明書リサイクルの森	四万十市
53	株式会社内田洋行	内田洋行 四万十の森	四万十町
54	高知空港ビル株式会社	高知空港ビル30th～空と人 出逢いの森～	香南市
55	ニッポン高度紙工業株式会社	ニッポン高度紙工業・輪の森	いの町
56	KNT-CTホールディングス株式会社／ KNT-CTパートナーズ会	KNT-CT四万十源流の森	津野町
57	井上石灰工業株式会社	井上石灰130周年の森	高知市
58	四国コカ・コーラボトリング株式会社	四国コカ・コーラ 黒潮町 協働の森	黒潮町
59	株式会社四国舞台テレビ照明	geo.光の森	室戸市
60	損害保険ジャパン日本興亜株式会社／ SOMPOちきゅう倶楽部	損保ジャパン日本興亜 いきいき共生の森	馬路村
61	西日本高速道路株式会社四国支社／ 西日本高速道路サービス・ホールディングス株式会社	つなぎの森 四国 大豊町	大豊町
62	高知空港ビル株式会社	高知空港ビル～空と人 出逢いの森～	南国市
63	株式会社建設マネジメント四国	橋原・建マネふれ愛の森	橋原町
64	セキシステムサプライ株式会社	セキシステムサプライ～仁淀川 恩送りの森	いの町
65	株式会社四国銀行	のいち総合公園整備活動	香南市
66	井上ワイナリー株式会社	香南市道 野市遊歩道線 周辺整備活動	香南市
67	西尾レントオール株式会社	ブルーの森	仁淀川町
68	和建設株式会社	和の森	仁淀川町
69	コトブキ環境株式会社	コトブキ環境未来の森～Future forest～	香南市
70	アクサ損害保険株式会社	アクサの森	高知市
累計協定件数70件(協定中45件、21市町村)			

協定森林位置図



森林環境税を活用した取組

(林業環境政策課・木材産業振興課)

1 現状と課題

高知県は、森林率が84%と全国一の森林県です。しかし、山村の過疎化や担い手の高齢化、木材価格の低迷などによって林業経営が難しくなっており、間伐などの手入れが行き届かない人工林が散見されます。

その結果、森林の水源かん養機能の低下や土壌の流出が起こり、川や海への影響も懸念されるなど、森林の荒廃は私たちの生活環境の問題となっています。

こうした問題を解決するため、高知県では、平成15年度に全国に先駆けて、森林環境の保全を目的とする税制度「森林環境税」を導入しました。森林環境税は、「広く薄い負担によって森林の重要性を認識し、県民みんなで森を守っていく」ことを目的としています。個人・法人の県民税均等割に年500円を上乗せして納めていただき、森林環境を保全するための事業の財源として活用しています。



森林環境税イメージロゴ

2 実施した取組

(1) こうちの森で人づくり事業

ア 将来を担う子どもたちなどへの森林環境学習

「木の文化県構想」を理解し行動できる人材を養成するため、森林環境学習を実施する小中学校などへ支援を行っています。

令和5年度は、以下のとおり、22市町村、88校の6,274人の児童・生徒の森林環境学習を支援しました（小中一貫校は、小学校・中学校それぞれで1校）。また、出前授業（山の一日先生派遣）に対する支援や、木育指導員の養成を行いました。

実施市町村	内容
東洋町（1校・25人）	木工、駒打ち体験など
室戸市（3校・73人）	森林学習、木工など
奈半利町（1校・19人）	間伐体験、木工など
安芸市（4校・101人）	木工、植樹体験など
芸西村（1校・77人）	里山体験、紙漉き体験など
香南市（2校・218人）	森林学習、木工など
香美市（10校・701人）	間伐体験、森林学習など
高知市（20校・2,711人）	間伐体験、木工など
南国市（1校・152人）	学校林の整備など
大豊町（1校・53人）	森林×防災学習など
本山町（2校・22人）	間伐体験、樹木調べなど
土佐町（1校・58人）	間伐体験、木工など
いの町（5校・116人）	植林、紙漉き体験など
佐川町（4校・271人）	間伐体験、森林学習など
日高村（3校・164人）	間伐体験、森林学習など
土佐市（2校・114人）	間伐体験、植物観察など
須崎市（5校・108人）	間伐体験、河川学習など
四万十町（3校・107人）	学校林の整備など
黒潮町（3校・51人）	環境学習、林業現場見学など
四万十市（5校・401人）	里山体験・河川学習など
宿毛市（6校・389人）	炭焼き、木工など
大月町（1校・119人）	炭焼き、森林学習など
学校法人（4校・224人）	森林学習、木工など



森林環境学習の様子

イ 県民の森や山に対する主体的な活動

「こうち山の日（11月11日）」を中心に行われる県民の皆さんの自発的な活動を支援し、森や山に対する理解と関心を深めていただきました。

また、地域住民、森林所有者等が協力して行う、里山林の保全管理や資源を利用するための活動に対して支援を行いました。



こうち山の日推進事業の様子

ウ 森林環境に対する意識向上のための普及啓発・広報

森林環境情報誌「もりりん」の発行や森林環境学習フェア、地域座談会の開催などを通じて、幅広い県民に森林環境保全の重要性について理解や関心を深めていただくための情報発信を行いました。



森林環境に関する情報誌「もりりん」

(2) 豊かな森づくり事業

ア 野生動植物との共存

国有林内の自然植生被害が著しい高標高域の鳥獣保護区等や、シカの生息密度が高く狩猟によるシカの捕獲実績が上位であり、隣県からのシカの流入が顕著かつ森林及び自然植生被害の著しい市町村でのシカ捕獲を推進しました。また、市町村を通じて狩猟者にくくりわなを配布し、更なるシカ捕獲の強化を図りました。

希少野生植物の食害被害を防止するため、現況調査や防護柵の設置を行いました。



希少野生植物の食害被害を防止する防護柵

イ 森林の保全につながる木材利用の促進

県内の公共的施設や幼稚園、保育園、小中学校などにおける木製品の導入や内外装の木質化及び屋外景観施設などの木造施設の整備を支援しました。



木製品（机・椅子）

森林認証制度の活用

(林業環境政策課・木材産業振興課)

1 概要

「森林認証制度」とは、第三者機関が森林経営の持続性や環境保全への配慮等に関する一定の基準に基づいて森林を認証するとともに、認証された森林から産出される木材及び木製品を分別し、表示管理することにより、消費者の選択的な購入を促す仕組みです。近年では、SDGs（持続可能な開発目標）の目標達成に貢献する制度として、また ESG 投資^{*1}の一つの指標としての関心も高まっています。

主な制度として、国際的な森林認証制度となる FSC 認証^{*2}、国内独自の森林認証制度となる SGEC 認証^{*3}があります。（下図参照）

なお、平成 28 年 6 月には SGEC 認証と PEFC 認証^{*4}との相互認証がスタートしました。

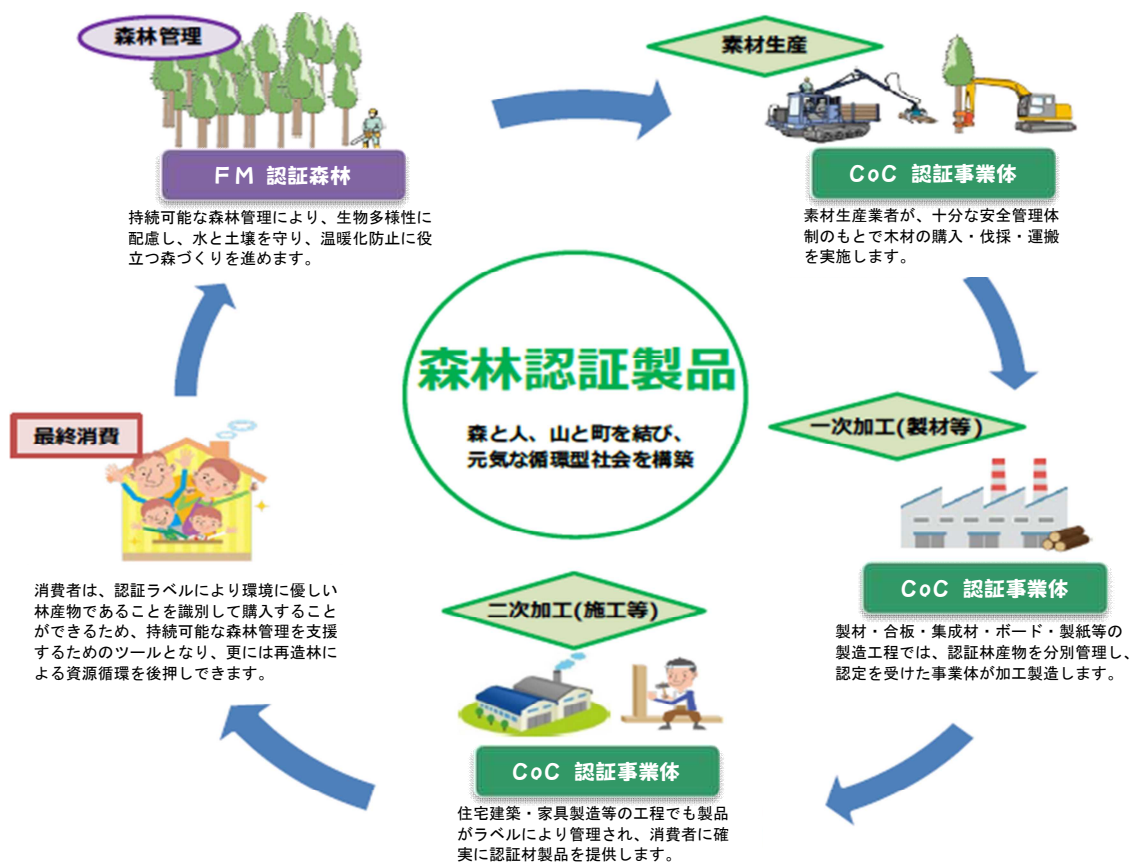
2 取組内容

森林認証制度では、社会的・経済的にも持続可能で、環境や生態系に配慮した森づくりを行っている森林を基準に基づいて審査し、一定の水準を満たしている経営者と森林を認証（森林管理認証）しています。また、そこから生産される木材や木製品を、他の森林のものと厳密に区分できる事業体を認証（加工・流通過程認証）し、認証製品にロゴマークをつけることによって、消費者に製品の信頼性を保証します。

消費者が認証を受けた製品などを選択的に購入することにより、適切な森林管理を支援し、人と環境にとって最適な森林が広がることは、県が提唱する「木の文化県構想」の趣旨にも合致しています。

2020 東京オリンピック・パラリンピック競技大会では、持続可能性に配慮した木材の調達基準が定められ、適合性が高いものとして森林認証材が競技場等の関連施設に使用されました。

森林認証の仕組み



出展：林野庁「森林認証材普及促進ガイド」

(1) 県内の森林認証の状況

単位:ha

認証区分	認証取得団体	SGEC:令和6.3月 FSC:令和6.3月ま での実績
FSC	梶原町森林組合	13,482
FSC	四万十町森林組合	5,430
SGEC	四万十町	1,798
SGEC	仁淀川町	922
SGEC	住友林業(株)	2,741
SGEC	日本製紙(株)	146
SGEC	王子グループ	846
SGEC	高知県嶺北森林認証協議会	992

(2) 加工・流通過程認証

CoC 認証^{※5}は、令和6年3月末現在、FSC 認証では梶原町森林組合外16事業体（製材、製紙業など）が、SGEC 認証では、四万十町森林組合外7事業体（製材、市場など）が取得しています。

－用語解説－

※1 ESG 投資

従来の財務情報に加え、環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance）を判断材料とする投資のことです。

※2 FSC 認証

世界の環境団体、木材の生産・加工・流通を行う業者などが協力して、国際的な審査機関である FSC が設立されました。

FSC では、10 の原則と 70 の基準により、認証に値するかどうかを審査しています。令和6年3月現在、世界 89 か国で約 1 億 5900 万 ha の森林が認証されています。

※3 SGEC 認証（緑の循環認証会議）

我が国にふさわしい森林認証制度を推進するため、森林・林業のみならず経済・産業、消費、自然環境など広範な方面の方々が参集して、平成 15 年に設立された組織です。

SGEC では、7 の基準と 35 の指標により審査・認証しており、令和6年3月現在の認証実績は、国内事業体 124 で約 220 万 ha となっています。

※4 PEFC 認証

持続可能な森林管理のために策定された国際基準（政府間プロセス基準）に則っていることを第三者認証するもので、各国で設立運営されている森林認証制度を国際的に共通するものとして認証する機関です。

令和6年9月現在、49 か国の森林認証制度が審査を済ませ、認証済みの森林は世界で約 2 億 8 千万 ha 以上となっており世界最大の森林認証制度です。

※5 CoC 認証

適正な森林管理を認証した林産物の製品を普及させるため、製造・加工・流通の全ての過程において、認証材にそれ以外の材が混入しないように管理・製造されていることを認証するものです。

森林整備の推進

(木材増産推進課)

1 概況

森林には木材を生産するだけではなく、県土の保全や水源のかん養、地球温暖化の防止といった、公益的な機能があります。

このような多面的機能を十分に発揮させていくためには、間伐などにより適正な森林の整備を進める必要があります。

2 施策の展開**(1) 造林事業**

植林や間伐などの森林整備に取り組む森林所有者や林業事業体などに対して、国の補助制度を活用して支援を行っています。

・令和5年度の実績

人工造林	233.28ha
下刈り	473.66ha
除間伐	1,290.20ha



荒廃した森林

手入れされた森林

(2) みどりの環境整備支援事業

森林の公益的機能※を高めるとともに、森林資源の質的充実を計画的に推進するため、未整備のまま高齢林へと移行している人工林の除伐・間伐等を支援しています。

－用語解説－**※ 公益的な機能**

一部の人だけが受ける恩恵ではなく、多くの人たちに利益をもたらす機能をいい、森林では、生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源のかん養、保健休養の場の提供などの機能をいいます。

物部川上流域における森林整備の推進

(公営企業局電気工水課)

1 公営企業局の森

公営企業局では、物部川流域の3か所で水力発電を行っており、安定的な事業の推進には、年間を通じて一定の河川水量の確保が理想的です。

このためには、森林のかん養機能を向上させるとともに、土砂災害防止、水質保全などの公益的機能を拡充させることが重要です。

公営企業局は、こうした森林の公益的機能の拡充を目的として、平成5年度から物部村（現香美市）、香北町（同）、香我美町（現香南市）で、山火事の被害跡地や人工林の伐採跡地など109.8haを購入し、広葉樹を中心とした植栽と下草刈りなどの手入れを行い、水源かん養林の造成に取り組んでいます。

・概要

購入面積：109.8ha

植栽実績：248,898本（88.7ha）

■位置図

香美市香北町32.2ha／香美市物部町74.0ha／香南市香我美町3.6ha



2 物部川水源の森整備事業費補助金

公営企業局は、平成19年度から、杉田ダム上流域で行われる人工林の間伐に助成を行っています。間伐を促進することにより、森林の水源かん養機能の向上を図り、併せて、地域林業の振興に寄与することとしています。

・概要

助成実績：1,478.0ha

緑のダムを創る流域保全総合治山事業

(治山林道課)

1 概要

森林は、土砂の流出防止や水源のかん養など、多面的かつ公益的な機能を有するとともに、二酸化炭素吸収源対策として地球温暖化の防止にも寄与しています。

これらの機能も適切な整備が実施されていなければ最大限の効果を発揮できません。

流域保全総合治山事業は、ダム上流域の水源林や地域の取水源として利用する水源地において、治山ダムなどのハード対策と森林の整備（ソフト対策）を一体的に行う事業です。

水源林内で発生した山腹崩壊や土砂が流出している溪流では従来から実施している治山事業によるハード対策を、植林内に光が届かず、下層植生が自生していない未整備森林に対しては、本数調整伐などのソフト対策を実施することとし、流域全体で健全な森林に誘導しています。

整備された森林では、広葉樹などの下層植生が導入され、土砂の流出防止や保水力の向上が見られるなど、「緑のダム」としての機能が発揮されるようになります。

(馬路村魚梁瀬)



環境保全型農業の推進（環境農業推進課）

1 現状と課題

高知県では平成6年以降、環境と調和した農業を目指して、環境保全型農業の県内全域への普及に取り組んできました。平成21年11月には環境保全型農業の世界のトップランナーであるオランダ王国ウェストラント市と友好園芸農業協定を締結し（写真1）、現在まで活発な交流活動を継続しています。令和5年2月には、国が制定した「みどりの食料システム戦略」に基づき、「農林漁業における環境負荷低減事業活動の促進に関する高知県基本計画」を策定し、継続して環境保全型農業の普及を推進しています。

これまでの取組により、トマトやナスを受粉するミツバチなどの交配昆虫の利用や、作物に被害を及ぼす害虫をエサにする有益昆虫（天敵）を利用する技術（表1）を中心としたIPM技術^{※1}の導入が、全国で最も進んでいます。また、残留農薬の検査体制の充実、廃プラスチック類の適正処理システムなど、全国に先駆けた環境保全型農業の取組も定着しています。

これら県域での先進的な環境保全型農業の取組は全国的にも高く評価されており、日本農業賞において、平成18年度にJA土佐れいほく園芸部が大賞を、平成20年度にJAとさしピーマン部会が特別賞を、平成21年度には十和おかみさん市、令和4年度には馬路村農協がそれぞれ食の架け橋部門大賞を受賞しています。

また、多面的機能発揮促進事業の環境保全型農業直接支払に関する優良な取組として、平成29年度に香北有機農業研究会、令和元年度には四万十有機部会が中国四国農政局長表彰の最優秀賞を（写真2）、平成27年度に馬路村農協ユズ部会、平成30年度には介良沖ノ丸環境保全の会がそれぞれ同優秀賞を受賞しました。

有機農業の取組としては、令和4年度に生見オーガニックトマトファームが「未来につながる持続可能な農業推進コンクール」中国四国農政局長賞を、令和5年度に馬路村農業協同組合が「第62回農林水産祭」多角化経営部門で天皇杯を受賞し、令和6年4月には馬路村が県内では初となる「オーガニックビレッジ宣言」を行いました（写真3）。

今後は、それらの取組をさらに県内全域に広げ、農業者が誇りとやりがいを持って持続できる環境保全型農業を確立していきます。

表1 高知県主要4品目での天敵導入率（令和5年度調査・施設栽培）

品目	栽培面積	導入面積	導入率(%)
ナス	24,859	24,571	99
ピーマン シシトウ	9,329	8,872	95
キュウリ	10,630	3,363	32
ミョウガ	10,343	8,108	78

※面積単位：a、導入率は面積比。



写真1：オランダ王国ウェストラント市との友好園芸農業協定締結式



写真2：四万十有機部会が多面的機能発揮促進事業（環境保全型農業直接支払）中国四国農政 局長表彰最優秀賞を受賞



写真3：馬路村が県内では初となる「オーガニックビレッジ」を宣言

2 施策の展開

(実施した取組)

(1) 環境保全型農業技術の実証と普及

- ・ニラなどにおける赤色LEDを活用した害虫防除技術及びナス、キュウリ、トルコギキョウなどの病害防除技術の実証・展示ほの設置(15か所)
- ・技術研修会の開催

(2) 環境保全型農業技術の導入支援

- ・天敵など IPM 関連資材、環境保全型農業推進に係る機器の導入などへの補助(須崎市など14市町村)

(3) GAP※²の推進

- ・生産者向け GAP セミナーの開催
- ・GAP 認証取得、維持への支援(4経営体)(認証取得経営体数累計:35)
- ・GAP 指導員の育成(JGAP 団体認証研修2名)

(4) 有機農業実践者の育成支援

- ・有機農業者との情報交換、研修会の開催
- ・県補助事業による有機 JAS 認証取得支援(2経営体)

(5) 環境に配慮した生産技術に関する研究開発

- ・施設内環境測定に基づくナス病害の発生予測技術の開発、施設野菜類の新たな天敵の探索と利用方法の検討など10研究課題を実施

(実施しようとする取組)

令和6年度からは、第5期産業振興計画の産業成長戦略における柱「生産力の向上と持続可能な農業による産地の強化」の中に「農業のグリーン化の推進」を位置付け、有機農業や堆肥の有効活用などを推進します。

全国トップレベルの取組となった IPM 技術のレベルアップなど、環境保全型農業の先進的取組をさらに広げ、経済性や生産性に留意しつつ環境負荷の低減をさらに図ることで、より持続性の高い農法へ転換していきます。

これらの取組により、県産農産物全体の信頼度を高め、消費者に選ばれる産地形成や農業者全体の所得の向上など高知県農業の振興につなげていきます。

(1) 環境保全型農業技術の実証と普及

- ・農薬だけに頼らない省力的病害管理技術(病害版 IPM)の取組拡大
- ・展示・実証ほの設置と技術研修会の開催

(2) 環境保全型農業技術の導入支援

- ・環境保全型農業の実施に必要な資材や設備の導入への支援
- ・農家の有機 JAS 認証取得や有機農業者が組織する団体が行う技術向上の取組への支援

(3) GAPの推進

- ・各産地生産部会及び集出荷場などへの高知県版ガイドライン準拠 GAP 以上の実践支援
- ・GAP 指導者の育成(JGAP 指導員資格取得者の育成)
- ・GAP 認証を取得するための経費への支援

(4) 有機農業への支援

- ・有機農業者などを対象とした有機農業研修会及び意見交換会開催
- ・高知オーガニックフェスタ開催への支援
- ・有機農業指導員の育成

(5) 環境に配慮した生産技術に関する研究開発

- ・施設野菜、施設花き、露地ショウガなどの IPM 技術や果菜類・茶の有機栽培技術、施設園芸からの温室効果ガス排出量低減技術等の開発(農業技術センター)

この他にも、ハウス栽培などでの省エネ対策の徹底、農業用廃プラスチックなどの適正処理、「みどりの食料システム法」に基づく、環境負荷低減活動に取り組む農業者の認定(みどり認定)の取組などについて、関係機関との連携を強化しながら推進していきます。

－用語解説－

※1 IPM (Integrated Pest Management、総合的病害虫・雑草管理)

病害虫や雑草防除において、化学合成農薬だけに頼るのではなく天敵、防虫ネット、防蛾灯など様々な防除技術を組み合わせ、農作物の収量や品質に経済的な被害が出ない程度に発生を抑制しようとする考え方です。

これに基づく防除技術は安全・安心な農産物の安定生産と、環境への負荷を軽減した持続可能な農業生産を両立させるために有効であると言えます。

※2 GAP

農業において、食品安全、環境保全、労働安全などの持続可能性を確保するための生産工程管理 (Good Agricultural Practice)。これを我が国の多くの農業者や産地が取り入れることにより、結果として持続可能性の確保、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化が図られるとともに、消費者や実需者の信頼の確保が期待されます。

高知県清流保全条例

(自然共生課)

1 現状と課題

県内には数多くの清流があります。この水環境を次代に引き継ぐことを目的として、平成元年12月に高知県清流保全条例を制定し、県民や事業者、行政がともに行動していくこととしています。

条例では、「高知県清流保全基本方針」として、水環境の保全の方向性を明らかにしたうえで、必要な水域について、「清流保全計画」を定めることとしています。

水環境の保全のためには、水質だけではなく、水量や景観、生態系の保全、水文化の承継などを含め、流域で暮らす方々の歴史と知恵を生かし、行政だけではなく、住民や事業者と協働して、流域全体で取組を進めていくことが求められています。

2 清流保全計画

「高知県清流保全基本方針」に基づき「四万十川清流保全計画」(平成3年)(平成13年の四万十川条例制定により、同条例での取組に移行)、「新荘川清流保全計画」(平成6年)、「仁淀川清流保全計画」(平成11年)、「安芸川・伊尾木川清流保全計画」(平成14年)を策定しました。

平成18年3月には「高知県清流保全基本方針」を改正して水環境の保全を住民、事業者と行政が協働で進めていくこととし、「物部川清流保全計画」(平成20年)、「第2次仁淀川清流保全計画」(平成22年)を策定しました。令和6年3月現在、計画年次が満了した計画を除き、仁淀川と物部川で取組が進められています。

(1) 仁淀川での取組

前述の「第2次仁淀川清流保全計画」は、流域の住民や団体、行政などの意見を幅広く聴いたうえで前計画を見直し、平成22年3月に策定しました。計画の推進に向け、平成22年5月に仁淀川清流保全推進協議会を設立し、流域と連携した取組を進めています。

令和2年3月には「第2次仁淀川清流保全計画(改訂2版)」を公表しました。

ア 川の安全教室(令和5年度)

- ・講座開催回数：1回
- ・延べ参加人数：3名

イ 第13回仁淀川一斉清掃

- ・令和5年10月14日(土)
- ・流域7会場
- (参加者数：355人、回収ゴミ：735kg)

(2) 物部川での取組

物部川流域では、早くから住民活動が盛んで、前述の「物部川清流保全計画」は、策定段階から流域住民が参画し、川への思いや、川やその周辺の生物や景観、山・川・海をつなぐ大きな水循環と人々の暮らしへとその視点を広げ、平成20年7月に策定しました。「物部川清流保全計画」の推進に向け、平成21年4月に物部川清流保全推進協議会を設立し、流域の関係者と連携した取組を進めています。

ア 物部川清流保全推進協議会での取組

- ・濁水対策を進める取組
- ・川本来の姿を取り戻す取組
- ・住民活動を支援する取組
- ・川に関する学習を推進する取組

イ 流域団体の活動支援の取組

- (協働の川づくり事業を活用した支援)
- ・物部川流域ふるさと交流推進協議会への活動支援
- ・環境活動団体の支援
- ・環境学習会の実施

ウ 公共工事における配慮

- ・環境配慮指針の作成、関係機関への配布

3 今後の取組

流域の住民や団体、事業者、行政などで構成する各河川の「清流保全推進協議会」が清流保全計画の進行管理を行い、計画に基づく取組を進めていきます。



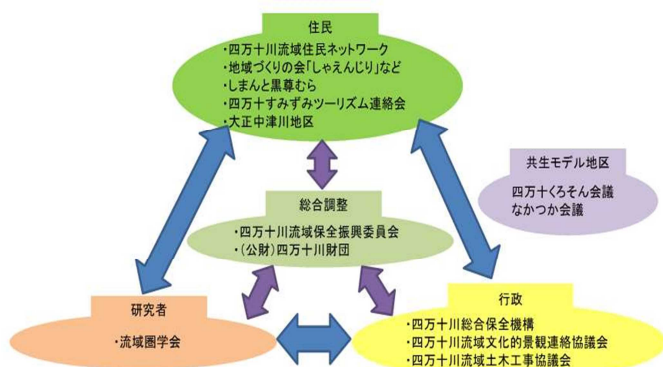
川の安全教室 in 仁淀川 2021 指導者養成講座(実技)の様子

四万十川の保全と流域の振興

(自然共生課)

1 概要

「日本最後の清流」といわれる四万十川を、流域の人々のみならず県民、国民共有の財産として後世に引き継ぐため、四万十川の保全と流域の振興が共存する地域づくりを進めています。



2 四万十川の保全と流域の振興に関する基本条例制定の経緯

四万十川の総合対策を進めるため、平成8年に基本指針となる「清流四万十川総合プラン21」を作成しましたが、このプランには法的根拠がなく、十分な実効性が確保されていないなどの課題がありました。

そこで、県庁内部や流域市町、国の関係機関と協議を重ねるとともに、地元住民の方々への趣旨などの説明に努め、平成13年3月に「高知県四万十川の保全と流域の振興に関する基本条例」（略称：四万十川条例）を制定しました。

この条例では「予防」「循環」「共生」「固有」「参加」の5つを基本原則として掲げ、県と流域市町、事業者や県民、旅行者などが、四万十川や四万十川流域の目指すべき将来像の実現に向け、取り組んでいくことで、環境の保全と流域の振興を目指すこととしています。

3 条例の主な内容

条例では、四万十川の保全と流域の振興につなげるため、四万十川と一体的な生態系・景観を形成している地域などを保全のための方策を行う地域とする重点地域の指定、四万十川の望ましい姿を示す新たな清流基準や、県が実施する事業（市町などへ補助する事業も含む。）において生態系や景観の保全への配慮が適切に行われるようにする環境配慮指針、流域の振興のための方針を示す流域振興ビジョン、条例の目的の達成状況を把握するための目標指標の策定のほか、野生動植物や生活文化財産の保全に向けた取組などを行うこととしています。

4 流域市町の取組

県の四万十川条例の制定を受け、流域市町〔四万十市（旧中村市、旧西土佐村）、中土佐町（旧大野見村）、梶原町、津野町（旧東津野村）、四万十町（旧窪川町、旧大正町、旧十和村）〕でも、平成14年に市町の条例が制定されました。

なお、愛媛県の流域3市町〔宇和島市（旧宇和島市、旧三間町）、鬼北町（旧広見町、旧日吉村）、松野町〕においても、平成14年10月に「四万十川流域の河川をきれいにする条例」が制定されました。

5 条例の推進に向けた取組

[条例に基づく具体的取組]

(1) 重点地域（条例第11条～第22条）

四万十川流域の中でも最も重要な地域を「重点地域」として指定し、その地域の生態系や農山村の風景を保全するため、民間の方々の開発行為等については、知事の許可※を要することとし、平成18年10月1日から許可制度を運用しています。

令和5年度の許可件数は190件で、申請の多くは、電柱などの工作物の建築となっています。近年は、流域で太陽光発電施設の設置が増加しているため、景観の保全に配慮した計画となるよう平成29年度に許可制度の見直しを行い、平成30年4月1日以降の申請は、見直し後の許可基準に基づき審査を行っています。

また、この制度では、現地のパトロールの役割を流域の住民の方々に担っていただく「四万十川重点地域調査員」を設置し、住民と行政との協働で運用しています。

※知事許可権限の移譲

（梶原町管内の行為については運用当初より梶原町長の許可）

平成20年4月1日 四万十町長

平成21年4月1日 中土佐町長、津野町長

平成27年4月1日 四万十市長

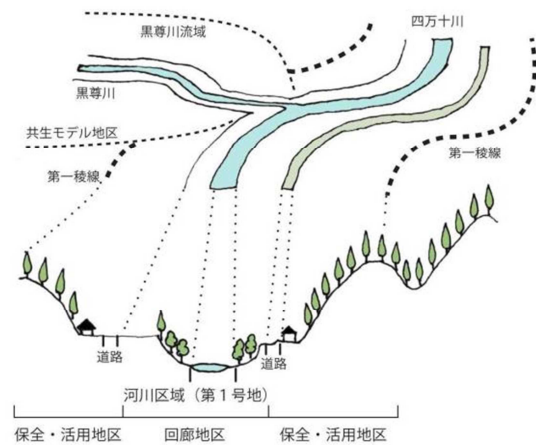
○四万十川条例施行規則の主な改正点

(1) 平成30年4月1日から適用

太陽光発電施設の工作物としての明記及び景観保全への配慮、開発行為完了後の濁水対策、屋外で物品を堆積又は貯蔵する行為の基準の明瞭化

(2) 令和3年3月1日から適用

植栽による遮蔽、緩衝帯、緑地の配置に際し、使用する樹木を在来種に限定



〈重点地域の概要〉

重点地域	清流・水辺・生き物回廊地区 (回廊地区)	景観保全・森林等資源活用地区 (保全・活用地区)	人と自然の共生モデル地区 (共生モデル地区)	原生林保全地区
対象地域	本川・主要支川に沿って存在する道路や鉄道で区切られる河畔域	本川・主要支川に一番近い尾根(第一稜線)まで(回廊地区は除きます。)	黒尊川流域、大正中津川地区(協定の内容)	原生林等
許可が必要な行為	1 鉱物掘採・土石採取 2 土地の形状変更 3 建築物・工作物の建築等 4 建築物の外観の模様替え 5 建築物・工作物の色彩の変更 6 天然林の伐採 7 針葉樹(スギ・ヒノキ)の植樹 8 看板・広告板等の設置 9 屋外における物品の集積又は貯蔵	1 鉱物掘採・土石採取 2 土地の形状変更 3 建築物・工作物の建築等 4 建築物の外観の模様替え 5 建築物・工作物の色彩の変更 6 看板・広告板等の設置 7 屋外における物品の集積又は貯蔵	1 協定の対象となる土地の区域(協定の内容) 2 協定区域の管理の方法・目標に関する事項 3 協定の有効期間 4 その他の必要事項	1 鉱物掘採・土石採取 2 土地の形状変更 3 建築物・工作物の建築等 4 建築物の外観の模様替え 5 建築物・工作物の色彩の変更 6 天然林の伐採 7 針葉樹(スギ・ヒノキ)の植樹 8 看板・広告板等の設置 9 屋外における物品の集積又は貯蔵
指定等	平成 18 年 10 月 1 日		平成 18 年 11 月 19 日(黒尊川流域) 平成 25 年 8 月 23 日(大正中津川地区)	—
許可が不要な行為	1 都市計画法に規定する用途地域で行う行為(四万十市) 2 機能維持のために日常的、定期的に行う管理行為 3 軽易な行為で、許可が必要な規模や日数を下回る行為 4 自分の用途のために木材を伐採する行為、宅地内で行う土石の採取、木竹を植樹する行為 5 自宅又は自宅と店舗等を兼用する住宅の場合で店舗部分が延べ床面積の1/2未満かつ100㎡未満のものを建築する行為 6 住民が農・林・漁業を営むために行う次の行為 ・用途を変更しない農地の改変 ・農道や林業経営のために附帯して行う行為や作業道を調整する行為 ・支障木を伐採する行為 ・その他 7 非常災害のために必要な応急措置として行う行為 8 学術研究・環境学習その他公益上の事由による行為 9 河川法等の許可・承認等の対象行為 10 国・県・流域市町等の行為 11 平成 18 年 9 月 30 日までに着手している行為			1 機能維持のために日常的、定期的に行う管理行為 2 軽易な行為で、許可が必要な規模や日数を下回る行為 3 非常災害のために必要な応急措置として行う行為 4 学術研究・環境学習その他公益上の事由による行為 5 国・県・流域市町等の行為 6 既に着手している行為



重点地域における許可制度

重点地域内の開発行為は、知事の許可を受けなければ行うことはできません。許可制度では、「生態系の保全」や「景観の保全」に関する技術的な基準を定めています。

「自然環境」



「自然景観」



（２）清流基準（条例第23条）

目指すべき四万十川の望ましい姿として、環境基本法に定められたBOD（生物化学的酸素要求量）などの環境基準のほかに、清流度（河川の水平方向に見通した透明性を表す数値）、窒素、りん、水生生物による新たな清流保全の指標を設定しています。

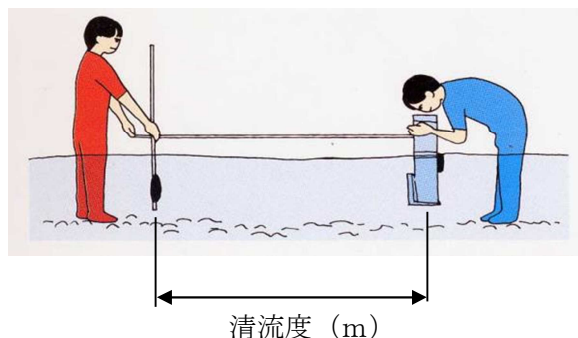
また、平成15年度から、流域の小中高校生や住民が主体となって四万十川流域の水環境調査を継続して実施していくための体制を作ってきました。

今までに四万十高校、窪川高校、中村高校西土佐分校、西土佐小学校、四万十市内（旧西土佐村）の住民グループのみなさんが調査に参加し、四万十川条例の清流基準のうち「清流度」と「水生生物」についての調査を行うなど、住民参加の環境調査を実施しています。

今後も調査活動を通じて、環境保全の意識の向上を図っていきます。

【清流基準】

清流度調査



【水生生物調査】



アサギ (スコア値 10) ヒトボ (スコア値 9) トビ (スコア値 7)

※きれいな水が保たれている川に棲む水生生物から順に10～1の点数(スコア値)を設け、清流基準調査を行っている。

（３）環境配慮指針（条例第32条）

四万十川の流域で、県が実施する公共事業などにおいて、生態系や景観への保全が適切に行われるよう定めたものです。

この指針の特色は、生態系や景観の保全だけでなく、地域固有の文化的な景観や農山村の風景の保全、地域間交流の活性化の視点も盛り込んだことです。

また、地域の特色を生かすため、基本となる「配慮すべき6項目」を定め、「配慮すべき段階」と「配慮すべき事業分類」で構成しています。

（配慮すべき6項目）

- ①自然の浄化機能、②水辺林、③重要な動植物、④農林水産業、⑤文化や景観、⑥地域間交流

（配慮すべき段階）

「計画」「実施」「管理」の各段階ごとに配慮すべき6項目を定めています。

（配慮すべき事業分類）

- ①山地関連事業、②河川関連事業、③農地関連事業、④道路関連事業、⑤建築関連事業

【環境配慮指針の適用例】

配慮すべき6項目の対象例

守るべき自然

守るべき環境



環境に配慮した工事の例



（４）流域振興ビジョン（条例第33条）

四万十川流域を対象に、生活環境の確保、自然と共生した農林水産業など経済活動の活性化、多様な地域間交流などについて定める「流域振興ビジョン」を平成22年3月に策定しました。「流域振興ビジョン」は流域の住民の方にワークショップに参加していただき、自分たちの計画は自分たちで作るというコンセプトの下、策定を行いました。本ビジョンを流域内外の皆様にご覧いただき、それぞれの立場から役割を認識し、取組を実践していただくことにより、流域の振興を図ります。

（５）目標指標（条例第36条）

四万十川条例の目的の達成状況を把握し、進捗管理を行うため、具体的な目標をできる限り数値化した目標指標を設定しています。

「生態系及び景観の保全」「生活・文化・歴史の豊かさの確保」を大きな柱として、目標指標の項目、項目ごとの現状の数値、目標とする年度、数値などを設けています。

[流域市町等との連携]

ア 公益財団法人四万十川財団



四万十川の保全と流域の振興を推進する中核的实践組織として、平成12年2月に流域の5市町(旧8市町村)とともに設立しました。

四万十川財団では、高知県民及び国民の財産である四万十川を後世に引き継いでいくため、関係者が連携して自然環境、景観及び生物資源の保全、その啓発事業を実施しています。また、令和元年度には、より流域の振興に資するよう中長期計画を策定しています。

イ 四万十川総合保全機構

四万十川流域5市町で構成する組織で、広域的な連携の下に、県とともに四万十川の抱える諸課題の解消に向けた各種方策の検討を行っています。

ウ 四万十川流域文化的景観連絡協議会

県及び流域市町が協働して四万十川流域の文化的景観についての調査研究、情報交換、施策の調整を行い、流域に育まれた文化的景観を守り育てるとともに、地域住民の生活環境及び文化の向上を目的としています。

6 住民と行政の協働の取組

四万十川条例では、四万十川流域内において優れた水質や動植物の多様性、良好な景観を有し、人と自然が共生している地域を「共生モデル地区」として指定しています。共生モデル地区は、四万十川の保全の方策を重点的に行う「重点地域」の中に位置付けられており、自然との共生をキーワードに、地域の住民組織と行政とが保全のための協定を締結しています。

現在、2地区を共生モデル地区として指定し、協定を締結しています。

(1) 黒尊川流域の人と自然が共生する地域づくり協定

四万十市黒尊川流域の住民組織「しまんと黒尊むら」と四万十市、高知県との三者で協定を締結

(2) 大正中津川集落の人と自然が共生する地域づくり協定

四万十町中津川流域の四万十町大正中津川地区と四万十町、高知県との三者で協定を締結



紅葉時期の黒尊地区



田植時期の中津川地区

共生モデル地区では、住民がグループに分かれて地域に残る清流や昔ながらの農山村の景観などを保全し、活用する取組を行っています。



住民組織と行政の話し合い（黒尊地区）



住民組織と行政の協定締結（中津川地区）

協働の川づくり

(自然共生課)

1 取組の概要

高知県では、環境先進企業のご協力の下、山・川・海を連動させた自然再生活動の支援及び豊かな自然を未来へとつなげるための「協働の川づくり事業」を進めています。



協定式

2 実施した取組

(1) アサヒビール株式会社

協定者	アサヒビール株式会社、仁淀川流域交流会議、高知県 ※アサヒビール株式会社、仁淀川の緑と清流を再生する会、仁淀川町、高知県
協定期間	第1期:H20. 3. 4~H23. 3. 3※ 第2期:H22. 2. 25~H24. 2. 24 第3期:H24. 2. 25~H26. 2. 24 第4期:H26. 2. 25~H28. 2. 24 第5期:H28. 2. 25~H30. 2. 24 第6期:H30. 2. 25~R2. 2. 24 第7期:R2. 2. 25~R3. 2. 24 第8期:R3. 2. 25~R4. 2. 24 第9期:R4. 2. 25~R5. 2. 24 第10期:R5. 2. 25~R6. 2. 24 第11期:R6. 2. 25~R7. 2. 24
協定の概要	アサヒビール株式会社から、「仁淀川流域交流会議」に寄附を行い、仁淀川流域の清流保全活動を協働で進める。
活用	川の安全教室、仁淀川一斉清掃



寄附対象商品

(3) 有限会社高知アイス

協定者	有限会社高知アイス、仁淀川清流保全推進協議会、高知県
協定期間	第1期:H28. 1. 1~H30. 12. 31 第2期:H31. 1. 1~R3. 12. 31 第3期:R4. 1. 1~R6. 12. 31
協定の概要	有限会社高知アイスから、仁淀川沿いの高知アイス売店でのソフトクリーム1本販売につき1円を「仁淀川清流保全推進協議会」に寄附し、仁淀川の清流保全活動を進める。
活用	仁淀川での子どもたちの環境学習教材(水生生物のパネル)の作成など



協定式



仁淀川一斉清掃



協定式



寄附対象商品

(2) 高知食糧株式会社

協定者	高知食糧株式会社、高知県
協定期間	第1期:H23. 9. 1~H27. 3. 31 第2期:H27. 4. 1~H30. 3. 31 第3期:H30. 4. 1~R3. 3. 31 第4期:R3. 4. 1~R6. 3. 31
協定の概要	高知食糧株式会社が販売する「無洗米」対象商品1kgにつき1円を積み立て、それを原資として「清流保全団体」に寄附を行い、河川の水質調査など(寄附先団体は公募選定)
活用	河川の清掃、清流保全に関する勉強会、河川の水質調査など(寄附先団体は公募選定)



水生生物のパネル

(4) 株式会社あさの

協定者	株式会社あさの、物部川流域ふるさと交流推進協議会、高知県
協定期間	第1期：H29. 2. 15～R2. 2. 14 第2期：R2. 2. 15～R5. 2. 14 第3期：R5. 2. 15～R8. 2. 14
協定の概要	株式会社あさのから、「あさの家」ブランド3商品1袋につき1円を「物部川流域ふるさと交流推進協議会」に寄附し、物部川の清流保全活動を進める。
活用	川遊びイベントなど



協定式



寄附対象商品

(6) 株式会社四万十ドラマ

協定者	株式会社四万十ドラマ、四万十町、高知県
協定期間	第1期：H30. 3. 27～R3. 3. 26 第2期：R3. 3. 28～R6. 3. 27 第3期：R6. 3. 28～R9. 3. 27
協定の概要	地元子どもたちを対象に、十和地域の一次産業を後世に繋ぐ活動「しまんと流域農業」の一環である栗の植樹を行うなど、四万十川の清流保全活動を協働で進める。
活用	地元子どもたちとの栗の植樹等の実施など



協定式

(5) 株式会社伊藤園

協定者	株式会社伊藤園、物部川流域ふるさと交流推進協議会、高知県
協定期間	第1期：H30. 1. 15～R3. 1. 14 第2期：R3. 1. 15～R6. 1. 14 第3期：R6. 1. 15～R9. 1. 14
協定の概要	株式会社伊藤園から、キャンペーン実施期間中の「お〜いお茶」全飲料製品の売上の一部を「物部川流域ふるさと交流推進協議会」に寄附し、物部川の清流保全活動を進める。
活用	清流保全普及啓発用パネルの作成など



協定式



(7) 株式会社サンプラザ

協定者	株式会社サンプラザ、仁淀川清流保全推進協議会、高知県
協定期間	第1期：R2. 7. 16～R4. 7. 15 第2期：R4. 7. 16～R6. 7. 15
協定の概要	株式会社サンプラザから、「アイ・ラブ・コウチ〜仁淀川の綺麗を残そう!〜サンプラザ寄付つき商品販売キャンペーン」の売上の一部を「仁淀川清流保全推進協議会」に寄附し、仁淀川流域の環境保全活動を協働で進める。
活用	清流保全のための環境学習、清掃活動など



協定式



キャンペーンポスター

(8) 株式会社土佐山田ショッピングセンター

協定者	株式会社土佐山田ショッピングセンター、 物部川流域ふるさと交流推進協議会、高知県
協定期間	第1期：R3. 1. 19～R5. 1. 18 第2期：R5. 1. 19～R7. 1. 18
協定の概要	株式会社土佐山田ショッピングセンターから、有料レジ袋の売上の一部を「物部川流域ふるさと交流推進協議会」に寄附し、物部川流域の環境保全活動を協働で進める。
活用	物部川流域での森林整備や大抜茶のPRなど



協定式

寄附金を活用した事業
(物部川流域での森林整備)

3 今後の取組

豊かな自然を未来へ残すため、高知県内で清流保全に取り組むさまざまな活動への支援と活動への参加を環境先進企業に呼びかけ、「協働の川づくり事業」を進めます。

多自然川づくりの推進

(河川課)

1 現状と課題

昭和 20～30 年代の河川においては、至る所に木や石を使った木工沈床・水制などの河川構造物が存在し、その空間には、魚類が棲み、また水生植物が繁茂する世界が開かれていました。

また、河川は春から夏にかけて子供達の青空の下での遊び場として、自然の恵みや優しさ、四季の移り変わりを感じ取る格好の場でもありました。

しかし、高度経済成長時代には、生産性を優先するあまり、川づくりにおいてはコンクリート崇拝の意識が顕著となり、安全・安心の確保は一定達成されましたが、本来自然の川が持つ多様な自然環境・生態系・景観を損なうといった弊害が生じました。

このため、河川環境の整備と保全を目指した取組が必要となっています。

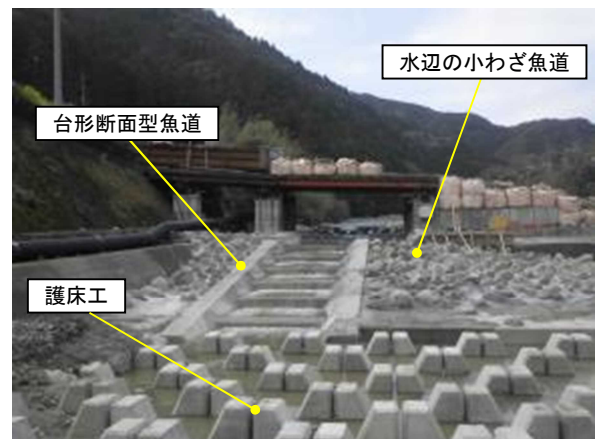
2 実施した取組

四万十川（四万十市）や上八川川（いの町）などの河川で、置土や分散型落差工などを設置することにより、本来、川が有している瀬・淵の環境を復元するとともに、昔ながらの良好な河川景観を創出するといった「多自然川づくり」を進めています。

新莊川（津野町）では、過去に施工された落差工にて河床の安定を図っていました。しかし、近年の豪雨により、河床洗掘や整備していた巨石護床工が流出し、河川の流速が早くなったことから、下流域の護岸や魚類の遡上にも影響を与え始めました。このため、当該箇所、河床環境の改善及び下流域の護岸の安定を目的として、護床工の修繕や生態系に配慮した魚道工の整備を実施しました。



着工前（新莊川：津野町新土居）

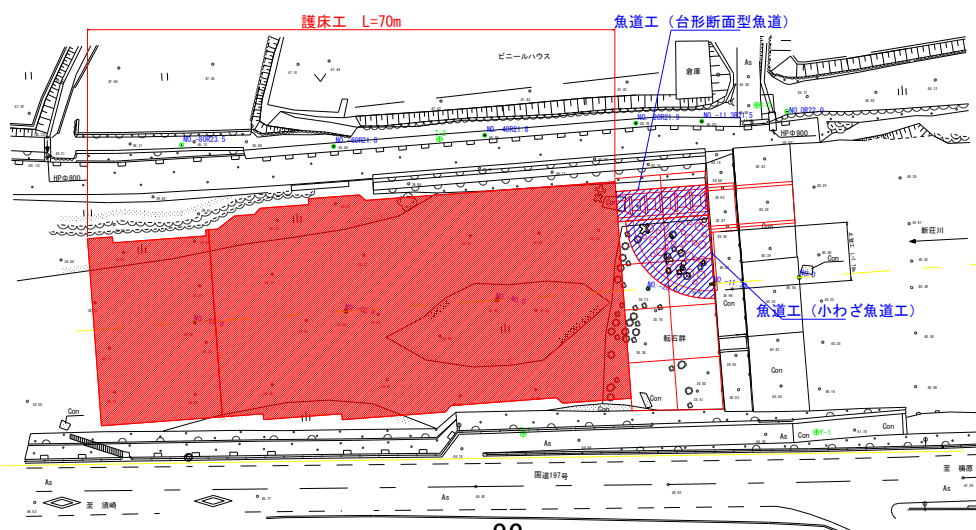


魚道工施工状況



護床工及び魚道工完成

【計画平面図】



環境の保全と監視

(環境対策課)

1 概要

私たちの日常生活の中で、望ましい環境の目標として、環境基本法とダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、水質、土壌及び騒音について環境基準が定められています。

環境基準には、人への健康影響を考慮し、全国一律に適用されるものと、生活環境を保全するために、地域や水域などの利用状況に応じて、いくつかの類型を定めて適用されるものがあります。

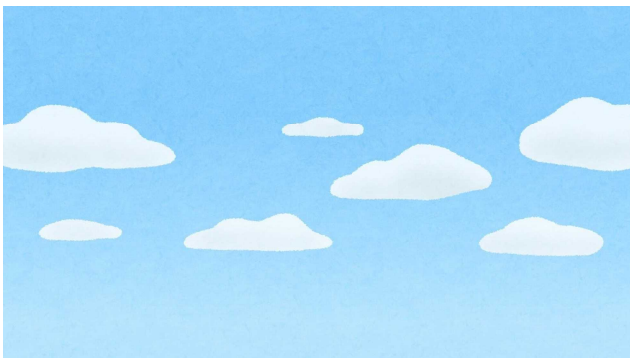
この基準は、住居やその周辺、公園、河川など私たちの日常生活の範囲に適用される行政目標とされ、これを達成・維持するために、大気汚染防止法や水質汚濁防止法などの法律で、工場・事業場に対する「規制基準」を設定しています。

また、事業活動だけではなく、私たちの日常生活から生じる自動車排ガスや生活排水、廃棄物も環境に負荷を与えているため、法律で環境対策のための規制などが定められています。

このほか、様々な化学物質による環境への影響も懸念されており、問題の未然防止の観点から多くの指針値が設定されています。

環境の状況は、一朝一夕で変化するものではなく、長期的・継続的な状況把握が必要なため、各々の行政機関が分担し、計画的に環境監視を行っています。また、工場・事業場からの排ガスや排水などについて、立入調査などにより規制基準の監視を行っています。

今後も、高知県の環境を保全するために、必要な取組を行っていきます。



衛生環境研究所の取組

(環境対策課・衛生環境研究所)

1 概要

産業型公害が社会問題化していた昭和48年に、衛生環境研究所の前身となる「公害防止センター」が、大気科、水質科、特殊公害科の3科体制により発足しました。平成9年4月に「環境研究センター」に改称、平成31年4月に機構改革により衛生研究所と統合し、「衛生環境研究所」となりました。旧環境研究センターで行われていた業務は、衛生環境研究所環境科学課へ移管されており、環境保全担当、大気担当、水質担当が、業務の効率化を図りながら、調査研究などに取り組んでいます。

2 主な取組

(1) 環境の状況把握

- ア 大気環境や河川など公共用水域・地下水の水質、騒音などが環境基本法に基づく「環境基準」に適合しているかの調査を実施しています。
 - ・大気：大気環境測定局(7局)での常時監視
【測定項目：SO₂、NO_x、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、PM2.5など9項目】
 - ・水質：河川及び地下水の水質測定
 - ・騒音：航空機騒音の調査
【高知龍馬空港(南国市)周辺4地点、年2回(春・秋)調査】
- イ 有害大気汚染物質のモニタリング調査
【2地点(安芸市、須崎市)において、ベンゼン、トリクロロエチレンなど22物質を調査】

(2) 公害防止

- ア 工場・事業場から排出される排ガスや排水が、大気汚染防止法や水質汚濁防止法などの法律で定められる「排出基準」(規制基準)に適合しているかどうかの調査を実施しています。
- イ 事故などに伴う汚染源の原因物質を特定するための調査を実施しています。
 - ・河川などでの魚類へい死、廃棄物浸出水、悪臭苦情など

(3) 調査研究

行政課題の解決や、科学的な基礎資料として活用するための各種調査・分析・研究を実施しています。

水環境の保全

(環境対策課)

1 概要

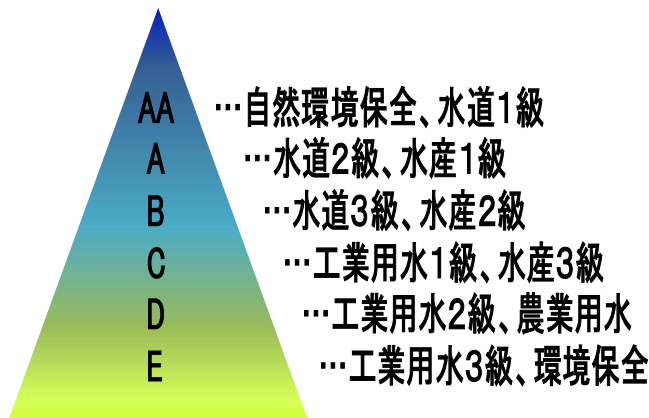
水環境の保全を図るための水質目標として、公共用水域（河川・湖沼・海域）には、環境基本法に基づき「水質汚濁に係る環境基準」が設定されています。

この基準は、行政目標として位置付けられ、排水規制などの個々の対策の実施にあたり、最終的に公共用水域の水質をどの程度に保つかの目標として定めるものであり、「人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）」と「生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）」が設けられています。

健康項目は全ての公共用水域に適用され、生活環境項目は水域の利用目的などに応じて類型区分されています。類型は河川・湖沼・海域ごとに指定されており、それぞれの適応性に沿った基準値が定められています。

例えば、河川における水域類型では、水道や親水が利用目的の適応性に含まれる AA 類型において、最も厳しい基準値が設定されています。

河川の類型と利用目的の適応性



※自然環境保全
環境保全 : 自然探勝等の環境保全
: 国民の日常生活において不快感を生じない程度

高知県内の公共用水域では、恵まれた水環境を背景に、他県と比較して厳しい（上位水質）目標が設定されており、42 河川 49 水域、3 湖沼 3 水域、7 海域 10 水域について、類型指定が行われています。海域 2 水域については、全窒素・全燐の類型指定が行われています。

生活環境の保全に関する環境基準の類型指定状況

河川類型	AA	A	B	C	D	E	計
BOD(mg/l)	≤1	≤2	≤3	≤5	≤8	≤10	
指定水域数	22	13	11	3	0	0	49

湖沼類型	AA	A	B	C	計
COD(mg/l)	≤1	≤3	≤5	≤8	
指定水域数	0	3	0	0	3

湖沼類型	I	II	III	IV	V	計
全燐(mg/l)	≤0.005	≤0.01	≤0.03	≤0.05	≤0.1	
指定水域数	0	3	0	0	0	3

海域類型	A	B	C	計
COD(mg/l)	≤2	≤3	≤8	
指定水域数	7	3	0	10

海域類型	I	II	III	IV	計
全窒素(mg/l)	≤0.2	≤0.3	≤0.6	≤0.1	
全燐(mg/l)	≤0.02	≤0.03	≤0.05	≤0.09	
指定水域数	0	1	1	0	2

2 公共用水域の水質状況

(1) 水質測定

公共用水域の水質状況を把握するため、昭和46年度から、年度ごとに知事が定めた計画に従って主要水域で定期的に水質測定を行っています。この水質測定は、県及び高知市、国土交通省、独立行政法人水資源機構が行っています。

令和5年度に実施した水質測定の概要は次のとおりです。

公共用水域	健康項目	生活環境項目	類型指定水域
河川	50河川73地点	62河川113地点	42河川49水域
湖沼	3地点	3地点	3湖沼3水域
海域	29地点	59地点	7海域10水域
計	105地点	175地点	62水域※

※湖沼3水域については、全燐の類型指定有り
海域2水域については、全窒素・全燐の類型指定有り

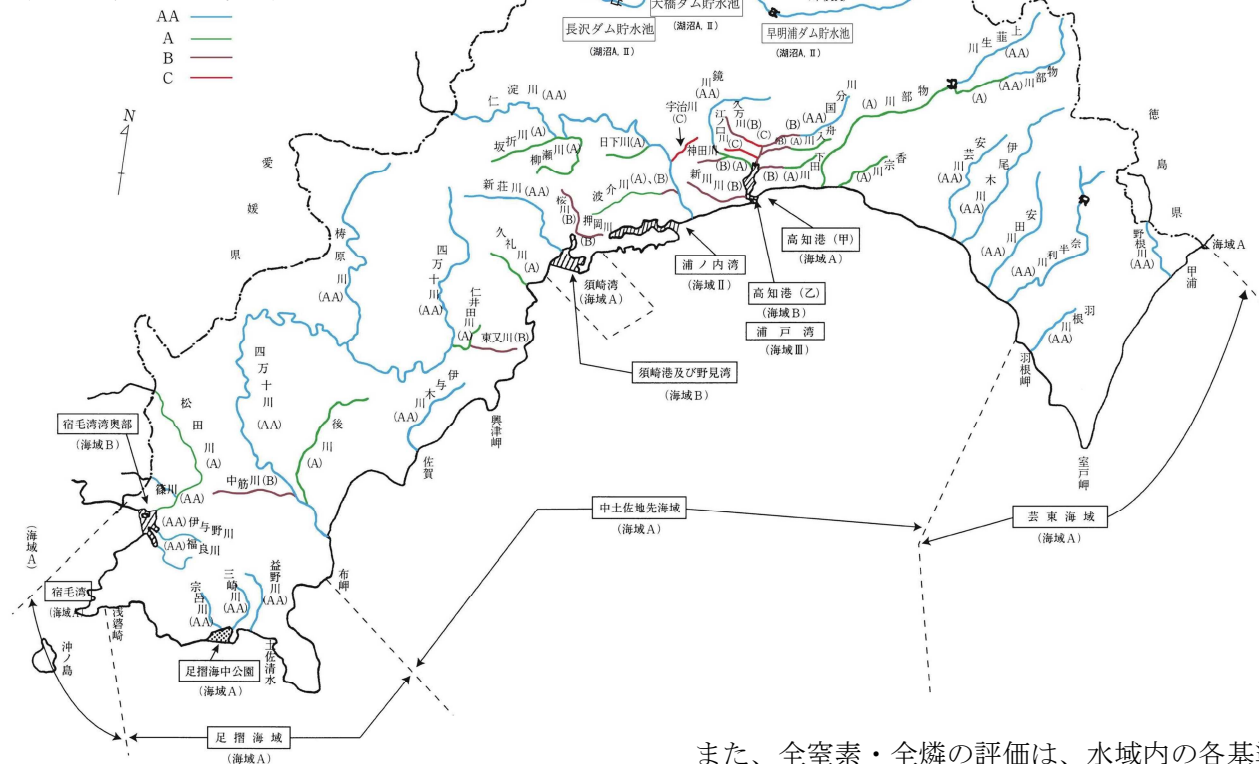
(2) 水質環境基準の達成状況等

ア 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

重金属、有機塩素化合物、農薬などの27項目について基準が定められています。健康項目は、各測定点における年間平均値（全シアンについては最大値）が基準を満たしている場合に環境基準を達成したものと評価します。

令和5年度は、河川73地点、湖沼3地点、海域29地点の計105地点で測定を行い、全ての地点で環境基準を達成していました。

公共用水域類型指定状況
(令和6年4月1日現在)



イ 生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目)

水素イオン濃度 (pH)、溶存酸素量 (DO)、生物化学的酸素要求量 (BOD) ※¹、化学的酸素要求量 (COD) ※²、浮遊物質量 (SS)、大腸菌数 (令和3年度までは大腸菌群数)、油分、全窒素・全リン※³、亜鉛、ノニルフェノール、LAS (直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩) について、各々の公共用水域の指定された類型ごとに基準が設定されています。

達成状況の判断は、有機汚濁指標として河川ではBOD、湖沼及び海域ではCODを用い、水域の代表地点として設けた環境基準地点における全測定値が基準を満たしている場合を達成とします。

類型別の環境基準達成状況

区分	類型(基準値)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		水点数	達成率(%)	水点数	達成率(%)	水点数	達成率(%)
河川 (BOD)	AA(1mg/l以下)	16	93.8	22	100.0	22	100.0
	A(2mg/l以下)	19	100.0	13	100.0	13	100.0
	B(3mg/l以下)	11	100.0	11	100.0	11	100.0
	C(5mg/l以下)	3	100.0	3	100.0	3	100.0
	小計	49	98.0	49	100.0	49	100.0
湖沼 (COD)	A(3mg/l以下)	3	100.0	3	100.0	3	100.0
	小計	3	100.0	3	100.0	3	100.0
	A(2mg/l以下)	7	85.7	7	85.7	6	85.7
海域 (COD)	B(3mg/l以下)	3	66.7	3	100.0	2	66.7
	小計	10	80.0	10	90.0	8	80.0
公共用水域全体		62	95.2	62	98.4	60	96.7

注) 吉野川水域(河川AA類型)の環境基準地点は徳島県大川橋にあるため、ここでは高知県本山町山本山下橋での測定結果を用いました。

また、全窒素・全リンの評価は、水域内の各基準地点の表層の年平均値の合計を、基準点数で除した値により行います。

令和5年度の各類型指定水域達成状況は、BOD又はCODで判断する62水域のうち60水域が基準を達成しており、達成率は96.7%でした。

また、閉鎖性水域の全窒素・全リンは浦戸湾と浦ノ内湾の海域2水域、全リンは吉野川上流の湖沼3水域を類型指定していますが、全ての地点で環境基準を達成していました。

生活環境の保全に関する基準を達成しなかった水域

(単位:mg/l)

海 域	基準非達成の環境基準地点	水域類型	COD 75%値	年度別達成状況		
				R3	R4	R5
高知港(甲)	st-113	A	3.2	×	×	×
	st-114		3.1	×	×	×
高知港(乙)	st-104	B	2.8	×	○	×
	st-106		3.0	×	○	×
	st-111		3.2	×	○	×
	st-111		3.2	×	○	×

注) 1. 環境基準地点が複数ある水域は、全ての基準地点で基準に適合している場合を達成とします。

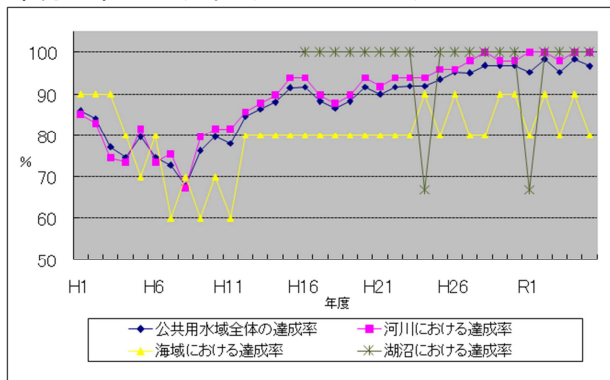
2. 「年度別達成状況」欄の○は基準を達成していることを、×は達成しなかったことを示します。

令和5年度県内類型指定河川水質状況：BOD (ベスト・ワースト)

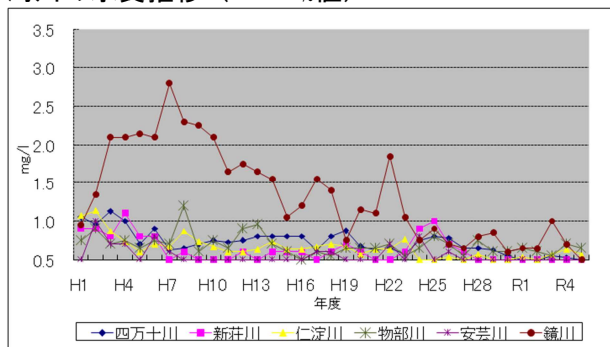
水質が特に良好な水域(環境基準地点) (BOD平均値及び75%値がともに0.5mg/L未満)			平均値 (mg/l)	75%値 (mg/l)
水域名	地点	類型		
吉野川	本山沈下橋(注)	A A	<0.5	<0.5
羽根川	羽根橋	A A		
伊尾木川	観音橋	A A		
安芸川	桁の木橋	A A		
物部川	日の出橋	A A		
上葦生川	安丸橋水位観測所	A A		
仁淀川	伊野水位観測所	A A		
押岡川	押岡橋	B		
新莊川	高保木堰	A A		
久礼川	和田川橋	A		
伊尾木川	藤縄橋	A A		
四万十川	鍛冶屋瀬橋	A A		
四万十川	西土佐大橋	A A		
益野川	といぐち堰	A A		
宗呂川	下川口橋	A A		
三崎川	竜串橋	A A		
福良川	中ヶ市橋	A A		
伊与野川	日の下橋	A A		
篠川	野地堰	A A		
BODの高い水域(環境基準地点) (BOD平均値ワースト3)			平均値 (mg/l)	75%値 (mg/l)
水域名	地点	類型		
久万川下流※	比島橋	C	1.3	2.2
波介川下流※	小野橋	B	1.3	1.8
宇治川※	音竹	C	1.2	1.7

※それぞれの指定類型の水質基準には適合

環境基準の達成率 (BOD 又は COD)



河川の水質推移 (BOD75%値)



※1 生物化学的酸素要求量 (BOD)

水中の有機物等が微生物によって生物的に分解される際に消費される酸素の量のこと。河川の有機物汚染のおおよその指標とされ、BOD 値が小さいほど河川の汚染が少ないといえる。

※2 化学的酸素要求量 (COD)

水中の有機物等を酸化剤で化学的に酸化する際に消費される酸素の量のこと。湖沼や海域の有機物汚染のおおよその指標とされ、COD 値が小さいほど湖沼や海域の汚染が少ないといえる。

※3 全窒素・全リン

水中に存在する窒素・リンの総量のこと。どちらの元素も動植物の増殖に欠かせないが、量が多すぎると富栄養化の要因となり赤潮などを引き起こす。なお、湖沼、海域には環境基準が設定されているが、河川には設定されていない。

3 地下水の水質状況

(1) 水質測定

有害物質による地下水汚染の未然防止などを図るため、地下水の水質測定計画を作成し、水質測定を実施しています。

この調査は、県内の全体的な地下水質の状況を把握するための概況調査、概況調査で汚染が確認された井戸の周辺状況を把握するための汚染井戸周辺地区調査、既に地下水汚染が確認されている地域において、継続的な汚染監視を目的とした継続監視調査を実施しています。

令和5年度は、15市町村46井戸について、県、高知市及び国土交通省が調査を実施しました。

(2) 水質環境基準の達成状況

ア 概況調査

地下水質環境基準に定められた27項目を中心に13市町村28井戸で調査した結果、全ての井戸で環境基準値を超過した項目はありませんでした。

イ 汚染井戸周辺地区調査

令和5年度は、1市1井戸で調査を実施した結果、環境基準値を超過した井戸はありませんでした。

ウ 継続監視調査

6市町村16井戸において、過去に汚染が認められた項目を調査した結果、室戸市の1井戸でテトラクロロエチレン、高知市の1井戸でほう素、高知市の1井戸で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準値を超えて検出されました。地下水の汚染原因となった事業者に対して、当該物質の管理を徹底することや、井戸所有者に対して、井戸水を飲用しないことを指導しています。

調査市町村

調査区分	調査市町村名
概況調査	高知市、南国市、土佐市、須崎市、 四万十市、いの町、中土佐町、佐川町、 越知町、橋原町、日高村、津野町、四万十町
汚染井戸周辺地区 調査	香美市
継続監視調査	高知市、室戸市、南国市、土佐市、香美市 佐川町

4 水質汚濁防止法

昭和46年6月に施行された水質汚濁防止法は、工場・事業場からの排水の規制や生活排水対策の実施を推進することによって、公共用水域の水質汚濁の防止を図ることを目的とした法律です。

水質汚濁防止法では、公共用水域にとって影響の大きい汚濁物質を排出する施設を特定施設として指定し、これらを有する事業場（特定事業場）からの排水に対して排水基準を定めて、基準に適合しない水を公共用水域に排出してはならないとされています。

(1) 届出施設の概況

県内にある特定事業場数及びその業種の内訳は次のとおりです。

令和5年度末現在の特定事業場件数（業種別）

特定事業場の種類	事業場数
旅館業	778
車両洗浄施設	293
洗濯業	159
畜産農業	141
その他	1,322
総数	2,693

うち、排水基準が適用される特定事業場件数

特定事業場の種類	事業場数
し尿処理施設	141
製紙業	33
旅館業	36
パッチャープラント	1
その他	155
総数	366

(2) 排水基準

排水基準として規定される物質は、人の健康に被害を生ずるおそれのある物質（有害物質）を含む排水に係る項目と水の汚染状態を示す項目（生活環境項目）の2つに分類されます。

有害物質については27項目の基準が設定され

ており、有害物質を排出する全ての特定事業場に基準が適用されます。

生活環境項目についてはBOD、COD等15項目の基準が設定されており、1日の平均排水量が50m³以上の事業場に対して、基準が適用されます。

また、高知県では清流の保全を目的とした清流保全条例によって、全国一律の基準よりも厳しい排水基準（上乘せ排水基準）が、業種や項目ごとに定められています。

現在、上乘せ排水基準が設定されているのは、浦戸湾水域、仁淀川水域、吉野川水域の3水域です。

(3) 立入検査及び指導

特定事業場に対しては、水質汚濁防止法に基づき、届出審査を行い、施設設置後は計画的に立入検査を行っています。

立入検査では、排水の測定、施設の使用管理状況、排水の自主検査の実施状況などについて確認のうえ指導を行っています。なお、違反事業場については、施設の改善、管理の強化などの行政指導を行っています。

令和5年度特定事業場立入検査件数

立入検査件数	うち、排水基準 適用（規制対象）	指導件数 （のべ）
183	66	47

生活排水処理対策

(公園上下水道課・漁港漁場課)

1 現状と課題

生活排水処理施設は、河川などの公共用水域の水質保全を図るとともに、健康で快適な生活環境を確保するために欠かすことのできない生活基盤施設です。

県内の公共用水域は、四万十川や仁淀川に代表されるように全体的に良好な水質を保っていますが、一方で、都市部の河川でも水質改善がみられますが、まだ十分といえず、生活排水処理施設の整備促進は、水環境の改善に大きな役割を果たすものと期待されています。

2 高知県全県域生活排水処理構想 2023

この生活排水処理施設の整備を計画的かつ効率的に進めていくため、県では市町村ごとに経済性・地域特性などを考慮した処理区域・処理方式（下水道などの集合処理又は浄化槽による個別処理）を定めた、「高知県全県域生活排水処理構想」を平成9年度に策定しました。

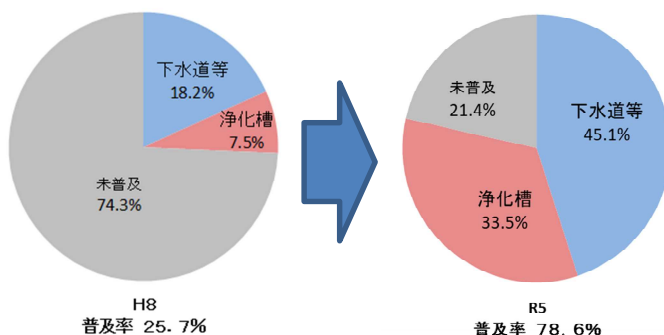
これまで、急激な人口減少・高齢化の進展など地域社会の情勢の変化を踏まえ見直しを行っており、現在は、未整備地区における汚水処理の早期概成を目標とした、より実効性の高い「高知県全県域生活排水処理構想 2023」を策定しています。

市町村は、この構想に基づき効果的かつ適正な施設整備を進めていきます。

(1) 汚水処理人口普及率の推移

平成8年度から、これまでの27年間で普及率が52.9%向上しました。

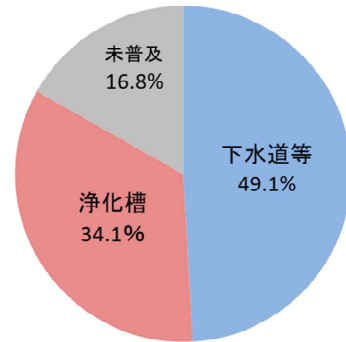
※「汚水処理人口普及率」とは、生活排水処理施設の普及状況を示しており、施設を利用することができる人口、すなわち生活排水を適切に処理することができる人口の割合を示すものです。



(2) 本構想の目標

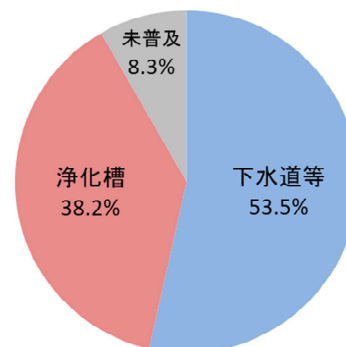
2026年度を中期目標年次、2037年度を長期目標年次として、次の目標を設定します。

ア 中期目標 (2026年度)



普及率 83.2%

イ 長期目標 (2037年度)



普及率 91.7%

3 水環境の汚れの原因

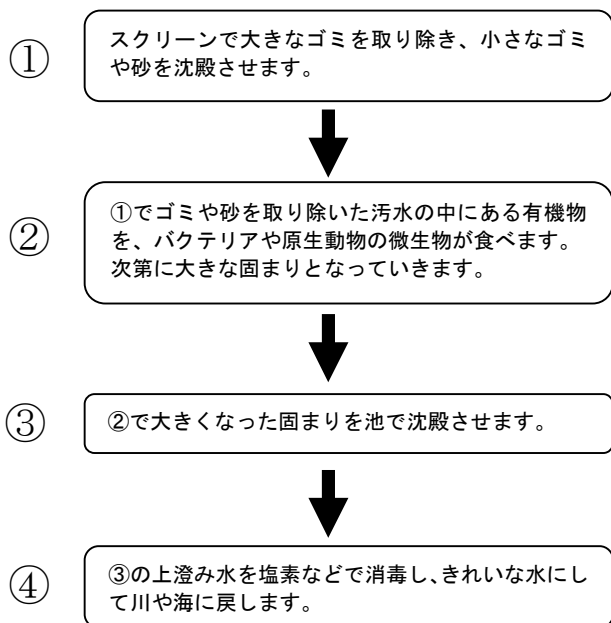
川や海が汚れる原因として、生活排水・営業排水や工場排水などがありますが、その中でも家庭から出される生活排水が大きな原因となっています。

浦戸湾流域では、汚れの約8割が家庭からの生活排水によると言われています。

4 汚水浄化の仕組み

生活排水処理施設は、下水道、農業集落排水、漁業集落排水、浄化槽など種類によって規模の大きさは様々です。

しかし、汚水をきれいにする方法は、若干の違いはあるものの基本的には同じで、微生物の力を活用しています。



5 生活排水処理施設の整備効果

生活排水処理施設整備により、生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び水質改善に効果があります。

(1) 街が清潔になる

生活排水が水路などに流されなくなるので、蚊やハエなどの害虫や悪臭の発生を防ぎ、快適な生活環境を作ります。

(2) トイレが水洗化される

家の中で嫌な臭いなくなり、さわやかな暮らしを実現します。子どもやお年寄りなどが、安心してトイレに行けます。

(3) 川や海がよみがえる

汚れた川がきれいになり、本来の生態系が復活します。子どもたちが安心して遊べる水辺を取り戻します。

事例① 国分川（高知市）

浦戸湾流域は高知県の県都である高知市と南国市、香美市を含んだ半円形に広がる区域であり、国分川、鏡川、下田川、舟入川、江ノ口川、久万川、新川川などが流入しています。

しかし、市街地の拡大や人口の増加などにより、家庭や工場などから排出される都市汚水の量が増加し、水質が悪化していました。

このような状況から高知市、南国市、香美市の3市を対象とした浦戸湾東部流域下水道として高知県が高須浄化センターを設置し、浦戸湾流域の水質保全と生活環境の改善などを図っています。



国分川の様子

事例② 仁淀川（いの町）

良好な水質を維持している清流仁淀川は、カヌー、キャンプ、釣りを楽しむ人に親しまれています。その清流の水質を保全するため、昭和53年に公共下水道の事業に着手し、平成元年より供用を開始しており、今後も整備区域の拡大に努めています。



仁淀川（5月の紙のこいのぼり）

事例③ 吉野川（土佐町）

吉野川上流域に位置する土佐町においても、河川の水質保全に努めることが重要です。このことから、平成8年に農業集落排水の整備、平成14年に公共下水道の整備に着手し、平成24年度には全ての集合処理施設が完成しました。今後、下水道などの集合処理への加入を促進し、いっそうの水質の向上に努めてまいります。



吉野川の様子

6 各施設の取組

(1) 下水道（公園上下水道課）

ア 概要

下水道は、主として市街地における下水を排除し、または処理するもので、市町村が管理する公共下水道と、都道府県が管理する流域下水道があります。

イ 実施した取組

市町村における下水道は、昭和 23 年に高知市が県内で初めて事業着手しました。

令和 5 年度末時点で、下水道を実施している 15 市町村（8 市 6 町 1 村、うち流域下水道関連 3 市）の 280,642 人で供用しており、普及率は 41.9%となっています。

ウ 今後の取組

地域の実情にあった整備を促進し、供用が開始している区域の下水道への接続率の向上を図っていきます。

(2) 農業集落排水施設（公園上下水道課）

ア 概要

農村部でも公共用水域や農業用水の水質保全、トイレの水洗化などによる農村生活環境の改善、汚泥や処理水の循環利用などを目的に、し尿や家庭の雑排水を処理する農業集落排水施設を市町村が管理しています。

この施設は農業集落の形態に適した小規模集合処理方式の污水处理システムです。

イ 実施した取組

この事業は、農林水産省の補助事業として、平成 4 年度から取組を開始し、令和 5 年度末時点で 17 市町村 42 地区の 18,692 人を対象に供用しています。加入率は 74%となっています。

近年、新規着手はなく、令和 3 年度末までに、機能保全対策が必要な施設について、対策時期及び対策費用を最適化し、市町村毎に集排施設全体の整備シナリオをとりまとめた「最適整備構想」の策定が 16 市町村で完了、維持管理のコストや負担の軽減を目的として施設の再編、集約、規模・污水处理方式の適正化、省エネルギー技術の導入などの対策をとりまとめた「維持管理適正化計画」の策定が 2 市町の 5 地区で完了、対策工事を 12 市町村の 30 地区で、実施しています。

ウ 今後の取組

農業集落排水施設の整備は完了したことから、維持管理適正化計画の策定や対策工事などにより、持続的な施設の運営を実現するための

取組を支援します。

(3) 漁業集落排水施設（漁港漁場課）

ア 現状と課題

漁業集落排水施設は、漁港や漁場の水域環境を保全するため、漁港の背後の漁業集落などにおけるトイレの水洗化、水産関係施設及び家庭の雑排水の処理を目的とする污水处理施設です。これら日常の使用に加え、後継者の確保や都市漁村交流を行うためには、漁業集落の衛生的な生活環境を維持する必要があります。

国、地方公共団体及び関係団体は、整備の促進を図るとともに施設の維持を行っていきます。

イ 実施した取組

県内では現在 105 漁業集落（17 市町村）のうち、施設整備が計画された 10 集落（6 市町）において、施設整備は完了していますが、令和元年度に 1 集落（1 市）が、処理施設のダウンサイジングにより公共下水道へ統合されました。

令和 5 年 3 月末時点の漁業集落排水施設を供用している 9 集落（886 人）の加入率は 81%（715 人）となっています。

令和 4 年 3 月に水産庁において策定された、「漁港漁場整備長期計画（令和 4 年度～令和 8 年度）」では、重点課題の一つに『「海業」振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得の向上』が挙げられ、今後 5 年間に実施する整備目標として、漁業集落排水処理施設が整備された漁村の人口割合をおおむね 95%に向上させるとされています。

また、平成 26 年 8 月に水産庁において策定された「インフラ長寿命化計画（行動計画）」では、施設の長寿命化やライフサイクルコストの削減を図る戦略的な維持管理・更新などの推進に向けて、「個別施設毎の長寿命化計画」を策定することとされており、漁業集落排水施設も全て策定することとされています。

令和 2 年度末までに、9 集落（5 市町）において機能保全計画の策定が完了し、3 集落（3 市町）において機能保全工事を実施しています。

ウ 今後の取組

漁業集落排水施設の整備は完了したため、加入率の向上に取り組むとともに、機能保全工事により、施設の適切な維持管理と長寿命化を図るための取組を支援します。

(4) 浄化槽（公園上下水道課）

ア 概要

浄化槽は、個別処理施設であり、短期間に設置でき、身近な河川の水量も確保できる生活排水処理施設として、下水道、農業集落排水、漁業集落排水などの集合処理施設整備が進まない区域を中心に整備が進められています。

中山間地域が多い高知県では、令和5年度末時点で県内汚水処理人口普及率78.6%のうち、33.5%と大きなウェイトを占めています。

イ 実施した取組

県では、平成4年度から県内全市町村で補助制度を導入して普及を促進しており、令和4年度末までに約4万5千基が設置されています。今後も設置基数の増加が見込まれます。

また、平成13年4月からは、し尿のみを処理する単独処理浄化槽の新規設置が禁止されましたが、令和4年度末時点で約4万基の単独処理浄化槽が設置されています。このため、し尿とそれ以外の生活排水（台所、風呂など）を併せて処理する合併処理浄化槽や下水道への転換が課題となっています。

なお、補助以外も含めた県内の合併処理浄化槽の設置基数は、令和4年度末で約6万5千基です。

浄化槽が正しく機能するためには適正な維持管理が必要で、設置者にその責任があります。このため、浄化槽法で保守点検・清掃を実施するとともに、法定検査を定期的に受けることが義務付けられています。この法定検査の県内の令和4年度の浄化槽法第11条で規定される水質検査受検率は、59.4%で十分な受検率ではありません。

ウ 今後の取組

県、市町村及び関係機関は、今後も補助制度による浄化槽の設置を計画的に進め、併せて、水環境を守るため、浄化槽法に定められた保守点検、清掃、法定検査を実施するよう指導・啓発をしていきます。

具体的には、未受検者への受検指導に努めるとともに、各種イベントや市町村広報などを活用して適正管理についてPRを進めています。

施設別汚水処理施設整備状況（令和6年3月末現在）

	下水道	農・漁業等排水施設	浄化槽	コミュニティ・プラント	計
汚水処理整備人口	280,642	19,594	224,478	1,438	526,152
県整備率	41.9%	3.0%	33.5%	0.2%	78.6%
全国整備率	81.4%	2.4%	9.4%	0.1%	93.3%

※ 県整備率：令和6.3.31現在の高知県の人口669,703人に対する割合。

※ 全国整備率：福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な町（大熊町、双葉町）を除いた値。

大気環境の保全

(環境対策課)

1 概要

大気環境を守るため、大気環境中の二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンについては、環境基本法に基づき人の健康を保護するうえで維持することが望ましい基準として、「大気汚染に係る環境基準」が設定されています。

また、アクリロニトリル、アセトアルデヒド、塩化ビニルモノマー、塩化メチル、水銀、ニッケル化合物、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン、ヒ素、マンガンには、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るため、環境目標値として指針値が設定されています。

県及び高知市は、大気に係る生活環境を保全するため、これら大気汚染物質を調査し、環境基準適合状況など、大気環境の把握に努めています。

【大気汚染に係る環境基準】

二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が、0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が、10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が、0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が、0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内または0.04ppm以下であること。
光化学オキシダント (O ₃)	1時間値が0.06ppm以下であること。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1日平均値が15 µg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35 µg/m ³ 以下であること。

2 大気汚染状況の調査測定結果

(1) 大気汚染常時監視

二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質の6物質の一般環境については、高知市、安芸市、香美市、南国市、いの町、須崎市、四万十市の9測定局で、また、自動車排出ガスについては、高知市の1測定局で自動測定機による常時監視を実施しています。

令和5年度は、光化学オキシダントを除く5物質について、環境基準を達成していました。

また、光化学オキシダントは、観測地点全てで環境基準を超過していましたが、いずれの地点も注意報を発令する濃度(0.12ppm)には達していませんでした。

なお、本県で観測されるオゾンは、主に自然界や広域の人間活動由来のものと推定されています。また、これまでに県内で光化学オキシダントによ

る人の健康被害が確認されたことはありません。

ア 微小粒子状物質 (PM_{2.5})

大気汚染物質の1つで直径2.5 µm以下の小さな粒子のことで、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え循環器系への影響が懸念され、平成21年9月に環境基準が設定されました。

県では平成22年から測定を開始し、令和5年度末現在、県及び高知市の6測定局で測定を実施しています。

また、環境省が示した暫定的な指針に従い、平成25年3月から、1日平均値が70 µg/m³を超えると予測される場合には、注意喚起を行うこととしました。

【注意喚起の判断基準】

対象事象	判断基準 ((1) または (2))	注意喚起の 対象地域
大気中のPM _{2.5} 濃度の1日平均値が70 µg/m ³ を超えると予想される場合	(1) 測定局のいずれかで、午前5時から7時までの1時間値の平均値が85 µg/m ³ を超えた場合 (2) 測定局のいずれかで、午前5時から12時までの1時間値の平均値が80 µg/m ³ を超えた場合	高知県全域

※ただし、注意喚起の実施にあたっては、以下の点に留意します。

- ・近隣県の状況等、周辺状況の把握・情報収集を行い判断します。
- ・測定機器の故障等による一時的な濃度上昇と判断される場合は除きます。
- ・注意喚起は、当該日午後12時まで適用し、翌日は別に判定するものとします。

【注意喚起時の行動の目安】

- ・不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らす。
- ・屋内においても換気や窓の開閉を必要最小限にするなど、外気の侵入を少なくし吸入を減らす。
- ・呼吸器系や循環器系疾患のある方、小児、高齢者などの高感受性者は、体調に応じてより慎重に行動することが望ましい。

イ 光化学オキシダント

工場や事業所、自動車などから排出される窒素酸化物や炭化水素類が太陽の紫外線を受けると光化学反応を起こし、「光化学オキシダント」と呼ばれるオゾンなどの酸化性物質が生成されます。

令和5年度末現在では、県及び高知市の7測定局で測定を実施しています。

オキシダント濃度が発令基準値以上になった場合、注意報などを発令し、基準値を下回れば解除します。

【発令基準】

区分	発令基準値 (オキシダント濃度の1時間値)
注意報	0.12ppm
警報	0.24ppm
重大緊急時警報	0.40ppm

【光化学オキシダント注意報発令時の注意事項】

- ・学校、幼稚園、保育所などでは、状況に応じて屋外での運動を中止し、屋内に入って窓を閉める。また、なるべく屋外に出ないこと。
- ・目や喉に刺激を感じた時は、洗眼、うがいなどを行うとともに、最寄の福祉保健所又は市町村役場に連絡する。症状が重い場合には、医療機関を受診する。
- ・自動車の不要不急の使用を控える。
- ・ばい煙を発生している工場・事業場に対して、オキシダントの原因物質の排出抑制の協力を依頼する。

令和5年度環境基準の達成状況（常時監視）

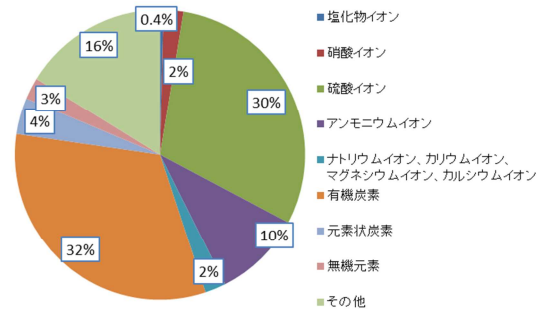
区分	所在地	測定局	測定物質					
			二酸化硫黄 (SO ₂)	二酸化窒素 (NO ₂)	光化学 オキシダント (O ₃)	浮遊粒子 状物質 (SPM)	一酸化炭素 (CO)	微小粒子 状物質 (PM _{2.5})
一般	高知市	介良	○	○	×	○		○
	南新田町		○	○	×	○		
	安芸市	安芸	○	○	×	○		○
	南国市	稲生				○		
	須崎市	旧須崎高等学校	○		×	○		○
		押岡公園	○	○		○		
	四万十市	中村	○	○	×	○		○
	香美市	土佐山田	○	○	×	○		○
	いの町	伊野合同庁舎	○	○	×	○		○
	高知市	朝倉		○		○	○	
自排	高知市	朝倉		○		○	○	

※一般：一般局 自排：自動車排出ガス測定局

(2) PM_{2.5}の成分分析調査

本県では、環境中のPM_{2.5}の濃度及びその金属成分などの構成割合を把握するため、平成23年度からPM_{2.5}の成分分析を行っています。

令和5年度は、いの町の1地点で測定を行い、主要な成分は硫酸イオン(SO₄²⁻)、有機炭素(OC)及びアンモニウムイオン(NH₄⁺)でした。



令和5年度成分割合(年平均)

(3) 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質とは、微量でも継続的に摂取した場合、人の健康を害するおそれのある物質であり、248物質が選定されています。そのうち、23物質が優先取組物質に選定されています。

令和5年度は、優先取組物質について、一般環境調査を高知市(介良局)、須崎市(旧須崎高等学校局)、安芸市(安芸局)の3か所で、また、沿道調査を高知市(朝倉局)の1か所で行いました。

環境基準が設定されている4物質及び指針値が設定されている11物質の測定結果は、全ての測定地点で基準値・指針値を下回っていました。

令和5年度環境基準の達成状況（有害大気）

区分	所在地	測定局	測定物質			
			ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
一般	高知市	介良	(○)	(○)	(○)	(○)
	須崎市	旧須崎高等学校局	○	○	○	○
	安芸市	安芸局	○	○	○	○
自排局	高知市	朝倉	(○)	(○)	(○)	(○)

(○)は、月1回以上の頻度で1年間にわたって測定していない地点。

測定局所在地（令和5年度末現在）



(4) 降下ばいじん

令和5年度は、高知市及び須崎市の9地点で測定を行い、各地点の年平均値は0.7～2.3t/km²/月でした。

3 大気汚染防止法

大気汚染防止法では、発生源から排出されるばい煙への規制などにより、大気汚染の防止を図っています。

工場・事業場に設置されているばい煙発生施設、粉じん発生施設及び揮発性有機化合物排出施設、水銀排出施設に対して、規制基準が定められています。

(1) 届出施設の概況

令和5年度末時点で県内にある大気汚染防止法に係る届出対象施設及びその内訳は以下のとおりです。

施設の種類	工場・事業場数	施設数
ばい煙発生施設	677	1233
一般粉じん発生施設	85	748
特定粉じん発生施設	0	0
揮発性有機化合物排出施設	2	7
水銀排出施設	23	34

なお、それぞれの施設数の内訳は以下のとおりです。

ばい煙発生施設数

施設の種類	施設数
ボイラー	598
ディーゼル機関	430
ガスタービン	64
乾燥炉	51
廃棄物焼却炉	40
その他	50

一般粉じん発生施設数

施設の種類	施設数
コンベア	464
破砕機・摩砕機	110
ふるい	89
堆積場	85

揮発性有機化合物排出施設

施設の種類	施設数
大規模塗装施設	6
貯蔵タンク	1

水銀排出施設

施設の種類	施設数
小型石炭混焼ボイラー	3
石炭燃焼ボイラー	1
セメントの製造の用に供する焼成炉	2
廃棄物焼却炉	28

(2) 排出基準

ばい煙発生施設は、施設の種類や規模に応じて、硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん及び有害物質（塩化水素など）について排出基準が定められています。

(3) 立入検査及び指導

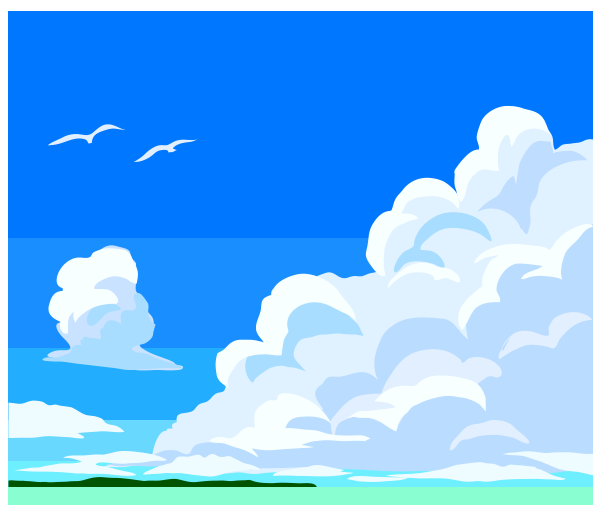
ばい煙発生施設などについて、大気汚染防止法に基づき届出審査を行い、施設設置後は計画的に立入検査を行っています。

立入検査は、ばい煙の測定、施設の使用管理状況、ばい煙の自主測定の実施状況について、現況を確認のうえ指導を行っています。なお、違反事業場に対しては、施設の改善、管理の強化などの行政指導を行っています。

令和5年度事業場立入検査件数（延べ）

立入件数 （事業所数）	測定実施 施設数	指導件数
48	4	10

※のべ件数



化学物質対策

(環境対策課)

1 ダイオキシン類

ダイオキシン類は、生殖機能に悪影響を及ぼすおそれや発ガン性などが指摘されており、その排出を抑制し、環境中の濃度を低減する必要があります。

ダイオキシン類による環境汚染の防止などを図るため、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、各種対策を進めています。

(1) 排出量削減対策

廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類による環境への影響が懸念されており、廃棄物焼却炉などの設置者は、毎年1回以上排出ガスなどのダイオキシン類汚染状況について測定し、結果を知事（高知市は市長）に報告する義務があります。

なお、令和5年度の自主測定結果報告のあった施設については、基準を超過しているものはありませんでした。

令和5年度ダイオキシン類対策特別措置法に基づく自主測定結果

対象施設	区 分	届 出 施設数	報 告 施設数	測定結果 最小値～最大値
廃棄物 焼却炉	大気関係	115 (63)	37	0.0000020～4.4
			33	0～4.0
			23	0～2.1
	水質関係	9 (1)	1	0.053～0.11

※ () 内は、報告対象事業場数

※大気排出基準（廃棄物焼却炉）

焼却能力	新設施設の排出基準	既存施設の排出基準
4 t/時間以上	0.1 ng-TEQ/m ³ N	1 ng-TEQ/m ³ N
2～4 t/時間	1 ng-TEQ/m ³ N	5 ng-TEQ/m ³ N
2 t/時間未満	5 ng-TEQ/m ³ N	10 ng-TEQ/m ³ N

※ばいじん等の処理基準：3 ng-TEQ/g

※水質排出基準：10 pg-TEQ/l

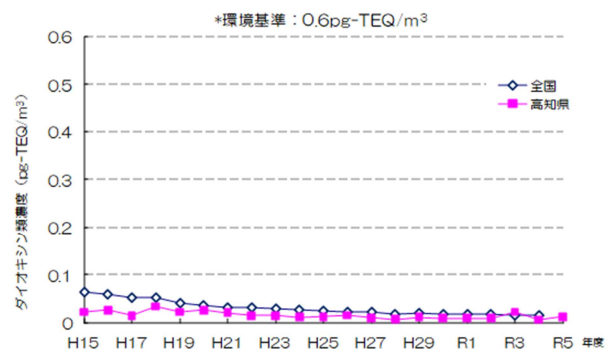
(2) 環境中の汚染状況

ダイオキシン類の一般環境中への影響を把握するため、県、高知市及び国土交通省が大気、水質、底質、地下水、土壌の調査を実施したところ、令和5年度の結果は全て環境基準値以下でした。

令和5年度ダイオキシン類常時監視結果集計表

媒 体	区 分	測定 地点数	測定結果			環境基準
			最小値	最大値	平均値	
大 気	モニタリング調査	6	0.0021	0.060	0.012	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
水 質	河 川	14	0.054	0.61	0.18	1 pg-TEQ/l 以下
	海 域	2	0.086	0.11	0.098	
	計	16	0.054	0.61	0.19	
底 質	河 川	14	0.077	16	3.2	150 pg-TEQ/g 以下
	海 域	2	6.00	10	8.0	
	計	16	0.077	16	3.8	
地下水質	—	2	0.055	0.055	0.055	1 pg-TEQ/l 以下
土 壌	一般環境	2	0.023	0.05	0.038	1,000 pg-TEQ/g 以下

大気モニタリング調査結果の年度推移



—用語解説—

※ TEQ（毒性等量）

ダイオキシン類全体の毒性の強さは毒性等量(TEQ)で表します。

ダイオキシン類は多くの異性体を持ち、それぞれ毒性の強さが異なります。TEQ（毒性等量）とは、異性体の中で最も毒性の強い2, 3, 7, 8-TCDDの毒性を1として、各異性体の毒性を毒性等価係数（TEF）により換算した量のことです。

各異性体ごとに濃度とTEFの積を求め、これを合計したものをダイオキシン類濃度のTEQ換算値といいます。

微量物質に用いられる単位

mg（ミリグラム）＝10⁻³ g（千分の1グラム）

μg（マイクログラム）

＝10⁻⁶ g（百万分の1グラム）ng（ナノグラム）＝10⁻⁹ g（10億分の1グラム）pg（ピコグラム）＝10⁻¹² g（1兆分の1グラム）

2 PRTR制度(化学物質排出移動量届出制度)

(1) 概要

「化学物質排出移動量届出制度」(PRTR制度)は、人の健康や生態系への影響のおそれがある化学物質の環境への排出量を把握することなどにより、事業者による自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的としています。

届出対象物質として、「第一種指定化学物質」は462物質が指定されています。(令和5年度以降は515物質)

(2) 県内における化学物質排出量の概要

令和4年度における県内の化学物質の排出・移動量については、177事業所(全国32,209事業所)から届出があり、環境への排出量は449t(全国122,313t)、事業所外への移動量は77t(全国247,081t)で、合計526t(全国369,395t)の化学物質が排出・移動されました。

また、届出対象事業所以外からの指定化学物質の排出量に関する国の調査では、県内での排出量は合計1,912t(全国186,938t)と推定されています。

その内訳は、対象業種からの届出外排出量の推定値が245t(全国41,427t)、非対象業種からの排出量の推定値が910t(全国61,425t)、家庭からの排出量の推定値が352t(全国29,728t)、移動体からの排出量の推定値が406t(全国54,359t)と推定されています。

(3) 業種別届出件数

業種	届出数 (高知県)
製造業	37
下水道業	20
倉庫業	1
石油卸売業	1
燃料小売業	99
一般廃棄物処理業 (ごみ処分業に限る)	16
産業廃棄物処分業	2
高等教育機関	1

土壌汚染対策

(環境対策課)

1 概要

土壌汚染とは、人の活動に伴って排出された有害物質又は自然由来の有害物質が土に蓄積されている状態をいい、さまざまな経路で人の健康や生活環境・生態系に影響を及ぼすとされています。

2 土壌汚染対策法

土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めることなどにより、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的としています。

(1) 届出・調査の概況

土壌汚染対策法では、有害物質使用特定施設の使用を廃止するとき、一定規模以上の土地の形質変更をする場合や、土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがある場合に知事等が必要と認めたときは、土壌の汚染について調査し、その結果を報告する義務が生じます。

令和5年度における一定規模以上の土地の形質の変更に係る届出とその土壌汚染状況調査命令の発出件数は以下のとおりです。

届出件数	調査命令発出件数
74	1

(2) 指定区域

知事等は、土壌の汚染についての調査の結果報告を受けたとき、報告を受けた土地について、健康被害のおそれの有無に応じて、区域の指定を行います。

令和5年度末時点の県内の指定区域は以下のとおりです。

高知県内の指定区域の状況

要措置区域※1	形質変更時要届出区域※2
0 区域	2 区域

※1 土壌汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域

※2 土壌汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が必要ない区域

(3) 汚染土壌処理業者

指定区域内の汚染土壌を区域外へ搬出する場合は、知事等の許可を受けた汚染土壌処理業者の施設で処理しなければなりません。

高知県内で許可を受けている汚染土壌処理業者

処理業者数	処理施設の種類の
1	セメント製造施設

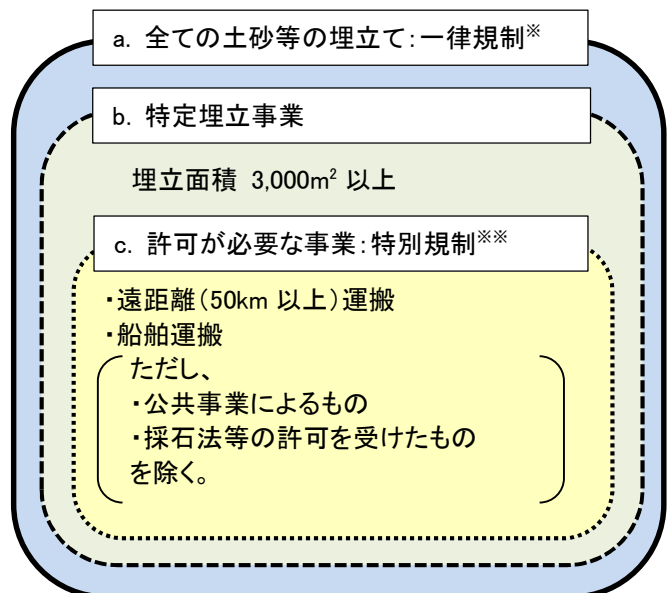
3 土砂に関する規制

県では、埋立て、盛土、たい積に使用される建設残土などの土砂に対する安全性の確保と不安定な埋立てが引き起こす土砂流出、崩壊を未然に防止するため、「高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」(以下「土砂条例」という。)を制定しています。

土砂条例では、一定規模以上の土砂等の埋立てなどの行為に対して許可制度を設けて規制しています。

土砂条例によるこれまでの許可件数は1件です。

土砂条例の概要



※ 土砂基準、水質基準、崩落防止措置、立入検査等

※※ 事前許可制、定期報告、完了届、措置命令等

騒音対策

(環境対策課)

1 概要

(1) 騒音規制法

工場・事業場騒音、建設作業騒音、道路交通騒音を規制対象として、知事（市は市長）が指定した地域において、規制基準が適用され、指定地域を保有する市町村が、監視や指導を行います。

該当する市町村は、高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香美市、いの町、芸西村となっています。

(2) 環境基準

環境基準については、騒音に係る環境基準の類型あてはめ*地域として、高知市、南国市、宿毛市、四万十市、香美市、いの町の一部を指定しています。

また、航空機騒音に係る環境基準は、高知龍馬空港周辺（南国市及び香南市の一部）を指定しています。

2 騒音防止対策

(1) 工場・事業場騒音、建設作業騒音

騒音規制法に基づく令和4年度末の特定施設の届出数は、601工場2,368施設で、内訳は、空気圧縮機1,345施設（56.8%）、金属加工機械290施設（12.2%）、木材加工機械245施設（10.3%）、印刷機械225施設（9.5%）などとなっています。

また、令和4年度の特定建設作業の届出数は

272件で、内訳は、空気圧縮機を使用する作業119件（43.8%）、削岩機を使用する作業73件（26.8%）、バックホウを使用する作業56件（20.6%）などとなっています。

(2) 自動車騒音

自動車本体から発生する騒音対策として、全ての新車を対象に昭和46年以降、定常走行騒音、排気騒音、加速走行騒音の規制が実施されています。

市町村長は、指定地域について騒音測定を行った場合において、指定地域内における自動車騒音が総理府令で定める限度を超えていることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請することとされています。

また、市町村長は、測定を行った場合において必要があると認めるときは、当該道路部分の構造の改造やその他自動車騒音の大きさの減少に資する事項に関し、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べることができます。

(3) 航空機騒音

高知龍馬空港は「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」に基づき、第1種地域の住宅防音工事が完了しており、引き続き、諸施策が実施されています。

3 騒音の状況

(1) 環境騒音

環境騒音の実態を把握するため、環境基準の類型あてはめを行った市町の協力を得て、騒音測定を行っています。

令和5年度における一般環境地域の騒音測定結果は、測定を実施した2地点のうち全ての地点において環境基準を達成していました。

一般環境地域騒音測定結果（令和5年度）

測定場所		類型	測定値		環境基準	
			LAeq (dB)		LAeq (dB)	
			昼間	夜間	昼間	夜間
南国市	篠原1067	A	46	40	55	45
	日吉町2丁目3-28	B	50	39	55	45

(2) 道路に面する地域の騒音

道路に面する地域については、(1)の基準値に替えて下表の環境基準が適用されます。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

令和5年度の測定結果では、評価区間延長22.9km、住居など4,826戸のうち6戸（0.1%）で、昼間もしくは夜間のいずれか、またはその両方で環境基準を超過している可能性があるとして推定されました。



道路に面する地域騒音の面的評価結果（令和5年度）

路線名	基準 達成率
一般国道56号 (高知市知寄町1丁目6 ~ 高知市二葉町15)	100.0%
一般国道56号 (高知市二葉町15 ~ 高知市棧橋通3丁目1)	100.0%
一般国道56号 (高知市棧橋通3丁目31 ~ 高知市北高見町)	100.0%
一般国道56号 (高知市北高見町 ~ 高知市北高見町)	100.0%
桂浜はりまや線 (高知市棧橋通5丁目3 ~ 高知市棧橋通1丁目1)	100.0%
桂浜はりまや線 (高知市棧橋通1丁目1 ~ 高知市梅ノ辻4)	100.0%
桂浜はりまや線 (高知市梅ノ辻4 ~ 高知市南はりまや町1丁目8)	100.0%
一般県道35号線（桂浜宝永線） (高知市若松町10 ~ 高知市二葉町15)	100.0%
高知南環状線（県道36号） (高知市六泉寺町 ~ 高知市百石町2丁目29)	100.0%
梅ノ辻朝倉線 (高知市梅ノ辻19 ~ 高知市天神町15)	100.0%
梅ノ辻朝倉線 (高知市天神町15 ~ 高知市大原町)	100.0%
一般国道55号線 (安芸市川北甲1341-1 ~ 安芸市川北甲1830-34)	100.0%
国道195号 (香美市土佐山田町西本町2丁目1 ~ 香美市土佐山田町西本町2丁目2)	100.0%
一般国道55号 (南国市大そね ~ 南国市大そね)	92.2%
一般国道195号 (南国市後免町1丁目9 ~ 南国市陣山)	100.0%
土佐伊野線 (土佐市宇佐町宇佐1961-1 ~ 土佐市高岡町甲370-1)	100.0%
県道中村下ノ加江線 (四万十市中村 大橋通 ~ 四万十市中村 大橋通)	100.0%
県道中村下ノ加江線 (四万十市中村 大橋通 ~ 四万十市具同)	99.7%
一般国道321号 (宿毛市宿毛 ~ 宿毛市宿毛)	100.0%
一般国道33号線 (高岡郡佐川町丙 ~ 高岡郡佐川町丙)	100.0%
一般国道33号線 (高岡郡越知町越知 ~ 高岡郡越知町越知)	100.0%

※各市の測定及び面的評価については、各市が実施。町村域の測定及び面的評価については、高知県が実施。

(3) 航空機騒音

高知龍馬空港周辺における航空機騒音の実態を把握するため、南国市の航空機騒音に係る類型あてはめを行った地域で騒音調査を行いました。

なお、測定地点のうち大埴については、令和4年度から大篠小学校に変更しました。

結果は、全ての地点で環境基準を達成していました。

航空機騒音

単位：Lden

測定場所	地域 類型	H30	R1	R2	R3	R4	R5
大埴	I	48	48	46	43		
大篠小学校						49	50
コミュニティ 広場	II	54	54	54	51	53	54
下田村		55	54	53	50	52	53
日章開拓記念公園(下島)		52	52	52	49	51	52

航空機騒音の環境基準

地域の類型	基準値（単位：L _{den} 【dB】）
I	57以下
II	62以下

－用語解説－

※ 類型あてはめ

水質汚濁の生活環境項目及び騒音の環境基準については、全国一律の環境基準値を設定していません。

国において類型別に基準値が示され、これに基づき都道府県が河川等の状況や、騒音に係る地域の土地利用状況、時間帯等に応じてあてはめ、指定していくこととされています。

これを、類型あてはめ（類型指定）といいます。

振動対策

(環境対策課)

1 振動規制法

騒音の規制と同様に、工場・事業場振動、建設作業振動、道路交通振動を規制対象として、知事（市は市長）が指定した地域において、規制基準が適用され、指定地域を保有する市町が、監視や指導を行います。

該当する市町は、高知市、室戸市、安芸市、須崎市、四万十市、いの町となっています。

2 振動防止対策**（１）工場・事業場振動、建設作業振動**

振動規制法に基づく令和４年度末の特定施設の届出数は、250 工場 1,264 施設で、内訳は、圧縮機 909 施設(71.9%)、金属加工 140 施設(11.1%)、印刷機械 91 施設（7.2%）などとなっています。

また、令和４年度の特定建設作業の届出数は 172 件で、ブレーカーを使用する作業 136 件（79.1%）、くい打機などを使用する作業 36 件（20.9%）などとなっています。

（２）道路交通振動

市町村長は、指定地域内における道路交通振動が総理府令で定める限度を超えていることにより、道路の周辺的生活環境が著しく損なわれると認められるときは、道路管理者又は県公安委員会に対し、道路交通振動の防止のための措置を執るべきことを要請することとされています。

悪臭対策

(環境対策課)

1 悪臭防止法

工場・事業場における事業活動により発生する臭気に対して、不快なおい原因となり、生活環境を損なうおそれのある特定悪臭物質（現在 22 物質指定）の濃度による規制又は人間の嗅覚によっておいの程度を数値化した臭気指数による規制が行われます。

本県では、特定悪臭物質濃度による規制を実施しています。

2 悪臭防止対策

本県では、知事（市は市長）が県内全域を規制地域として指定し、第１種区域（臭気強度 2.5 規制区域）及び第２種区域（臭気強度 3.5 規制区域）に区分して、全域で特定悪臭物質全ての規制基準を定めています。

それぞれの地域において、市町村が監視や指導を行います。

公害対策

(環境対策課)

1 公害紛争処理対策

「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいい、これに関する当事者間の紛争を公害紛争といいます。

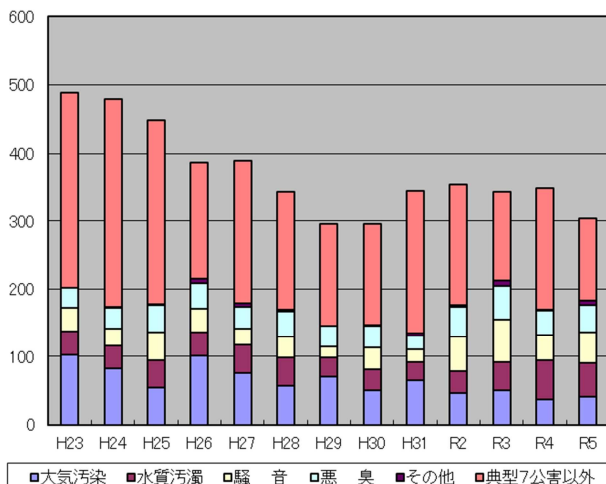
公害紛争の迅速・適正な解決を図るため、司法的解決とは別に公害紛争処理制度が設けられています。この制度は、民事訴訟に比べて、迅速な解決が図られる、費用が安い、専門的知識が活用できるといった利点があります。

公害紛争を処理する機関としては、国には公害等調整委員会があり、県には10名の学識経験者・法曹関係者などからなる「高知県公害審査会」が設置されています。公害等調整委員会と公害審査会は、それぞれの管轄に応じ、独立して紛争の解決にあたっています。

2 公害苦情

令和5年度に市町村及び県（福祉保健所など）が新規に受理した苦情件数（他からの移送を含む。）は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭（以下「典型7公害」という。）及びその他を合わせて304件でした。

公害苦情件数の状況（件）



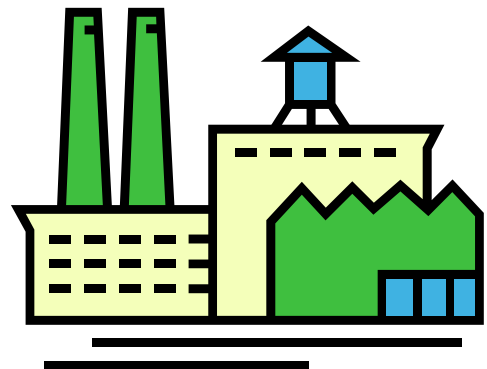
3 公害防止管理者制度

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」により、事業者には、特定工場内に公害防止統括者（及び代理者）を置き、その下に公害防止対策の専門知識・技術と権限を有した公害防止管理者（及び代理者）を選任するといった公害防止のための体制の整備が義務付けられています。

また、大規模な工場では、公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮する公害防止主任管理者（及び代理者）を置くことが定められています。

公害防止管理者の設置義務のある工場

管理者等の区分		特定工場
大気	第1種	大気関係有害物質を含むばい煙発生施設で排ガス量4万Nm ³ /h以上の工場
	第2種	大気関係有害物質を含むばい煙発生施設で排ガス量4万Nm ³ /h未満の工場
	第3種	ばい煙発生施設で排ガス量4万Nm ³ /h以上の工場
	第4種	ばい煙発生施設で排ガス量1万Nm ³ /h以上4万Nm ³ /h未満の工場
水質	第1種	水質関係有害物質を含む汚水排出施設で排出量1万m ³ /日以上以上の工場
	第2種	水質関係有害物質を含む汚水排出施設で排出量1万m ³ /日未満の工場
	第3種	汚水等排出施設で排出量1万m ³ /日以上以上の工場
	第4種	汚水等排出施設で排出量1千m ³ /日以上1万m ³ /日未満の工場
騒音		機械プレス（呼び加圧能力980KN以上）を設置する工場 鍛造機（落下部分の重量が1t以上のハンマー）を設置する工場
振動		液圧プレス（呼び加圧能力2941KN以上）を設置する工場 機械プレス・鍛造機（騒音と同じ）
粉じん		粉じん発生施設を設置する工場
ダイオキシン類		ダイオキシン類発生施設（廃棄物焼却炉を除く）を設置する工場
統括者		常時使用する従業員が21名以上の工場
主任管理者		ばい煙発生施設及び汚水排出施設設置工場で排ガス量4万Nm ³ /日以上、かつ、排出水量1万Nm ³ /日以上以上の工場



アスベスト対策

(環境対策課)

1 概要

アスベスト※については、平成 17 年 6 月末の兵庫県尼崎市のアスベスト取扱工場における健康被害の公表を契機として社会問題化したことを受け、高知県では以下のような取組を進めてきました。

2 これまでの取組**(1) アスベスト対応体制**

平成 17 年 7 月に高知県アスベスト対策本部を設置し、高知労働局及び高知市と連携して、県全体として対応しました。

(2) 吹付けアスベスト等使用実態調査

昭和 63 年に、昭和 51 年以前の竣工の公共施設などを対象に調査を行い、アスベストの使用を確認した施設について除去などの対応を行いました。

平成 17 年には、対象とする吹付け材及び対象施設を拡大し、平成 8 年以前の竣工の公共施設と社会福祉施設などの公共的民間施設について調査を行いました。

平成 18 年には、規制対象となるアスベスト含有率が 1 % 超から 0.1 % 超へと規制が強化されたため、補足調査を行い、113 施設で吹付けアスベストなどの使用が確認されました。

平成 20 年には、トレモライトなどを対象に再分析調査及び再確認調査を行いました。再調査を行った施設からは、トレモライトなどは確認されませんでした。

県では、施設を利用される方々の安全のため、対応方針を定め、これらの施設について、空気中アスベスト濃度 1 本/L を目安に対応を図っていきます。

3 アスベスト飛散防止対策

吹付けアスベスト等使用建築物の除去作業において立入指導を行うなど、アスベスト飛散防止の徹底について指導しています。

令和 5 年度建築物解体工事等のアスベスト現地調査件数

	届出件数	立入件数
特定粉じん排出等作業届出件数	38	56



建物の天井に吹き付けられたアスベスト
(吹き付けロックウール：飛散性)

—用語解説—

※ アスベスト

アスベスト（石綿）とは、天然に産出される繊維状の物質で、薬品や熱に強いなどの性質から、建築物では屋根材や内外装材、石綿セメント円筒などとして、また、自動車のブレーキやクラッチなど、私たちの身の回りで多用されてきました。（平成 16 年度からは禁止）

過去にアスベストに関与した方の健康障害の状況が明らかになってきたこと、アスベストが多用された建築物が改築時期を迎えつつあることなど、全国的に社会問題化しています。

環境配慮の道路整備

(道路課)

1 概要

道路の整備や交差点の改良などにより、交通の流れの円滑化を図るとともに、遮音壁や緩衝緑地帯を設置するなど、大気汚染、騒音、振動の防止に努めています。

都市部においては、雨水を道路の路面下に浸透させ排水するとともに、交通騒音の発生を減少させる排水性舗装を必要に応じて採用しています。なお、舗装材や路盤材は再生資源の利用も推進しています。また、近年は照明施設における省電力化のため、道路・トンネル照明施設のLED化を進めています。

【トンネル照明のLED化】



2 木の香る道づくり事業

道路事業により切土斜面が発生する場合は、自生する樹種の種から育てたポット苗を植栽し、自然林の復元を目指します。これにより、野生生物の生息・生育空間（ビオトープ）を確保し、地域の健全な生態系を保全するよう努めています。

※苗木は2～3年で地肌を完全に覆い、約10年で自然林がほとんど復元されます。

【自然林復元への取組】

平成9年7月の状況



令和3年7月の状況



県道窪川船戸線一斗俵工区（四万十町）

公共工事での木材利用 (木材産業振興課)

1 現状と課題

県では、県産材の需要拡大を図るため、平成16年に「県産材利用推進方針」を策定しました。翌年には、具体的な数値目標を掲げた「県産材利用推進に向けた行動計画」を定め、公共建築施設の木造化及び公共土木工事への木材利用に取り組んでいます。

公共土木工事における木材利用については、行動計画の中で次の3つの目標値を定め、全庁的なメンバーが集まる県産材利用推進本部で進捗管理を行っています。

【公共土木工事における目標値】

- ① 木材利用量は工事費1億円当たり12m³の活用
- ② 木製型枠への木製品の使用率は原則100%
- ③ 工事用仮設資材への木製品の使用率は原則100%

また、平成29年には「高知県県産木材の供給及び利用の促進に関する条例」が施行されました。この条例の第13条第1号では、公共土木施設における県産木材の利用に関して、県が必要な措置を講ずるよう努めるものとされており、県産材利用に対する県民の期待が高まっています。

【条例第13条第1号】

県は、県産木材の利用の促進を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 建築物、公共土木施設その他の工作物及びこれらに係る工事における県産木材及び県産木材を利用した製品の利用に関すること。

2 施策の展開

(1) 実施した取組

公共土木工事における令和5年度の木材利用量は、目標の工事費1億円当たり12m³に対して10.2m³となりました。具体的には、斜面の土砂流出防止のために設置する木柵工や、木製の型枠などで利用されています。

また、木製型枠の使用率は、小型構造物など木製型枠が使えない工事を除き100%、工事用看板などの木製資材の使用率は100%となり、取組は定着してきています。

【令和5年度取組】

- ① 木材利用量 (目標: 工事費1億円当たり12m³)
実績: 1,302 m³ (10.2 m³/億円)
- ② 木製型枠使用率 (目標: 100%)
実績: 100%

- ③ 木製資材使用率 (目標: 100%)
実績: 100%

【公共工事における使用例】



【型枠における使用例】



【工事看板における使用例】



(2) 今後の取組

公共土木工事における県産材の利用は、地元で生産される木材を利用することで、県内の森林整備が進むだけでなく、地域経済への波及効果も大きいものがあります。

今後も「県産材利用推進に向けた行動計画」に掲げる目標値の達成に向けて、県が自ら取り組むとともに、地域ごとに設置している地域推進会議などを通じて、市町村における木材利用についても促進していきます。

文化環境評価システム (自然共生課)

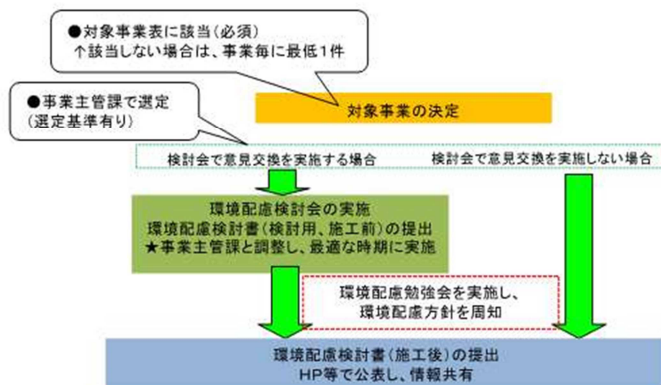
1 概要

県が公共事業などのハード事業を行う際に、文化環境配慮方針に基づき、環境負荷の軽減と地域文化の保存・活用を継続的に行う全庁的なシステムとして、平成 11 年度から実施しています。

事業費が一定規模以上の工事などについて、事業主管課の判断により環境配慮検討会を開催し、より効果のある環境配慮を検討します。

文化環境配慮方針の項目の中からそれぞれの現場において必要と思われる配慮について検討を行い、工事終了後は実施した配慮項目について情報発信・情報共有をしています。

【システムフロー】



2 配慮方針

配慮項目は、全事業種別が対象の「共通配慮事項」と、事業種別ごとに異なる「個別配慮事項」から構成されており、共通配慮事項は図のような4分野で25項目を設定し、また、個別配慮事項は事業種別ごとに4～13項目を設定しています。

例えば、共通配慮事項の「健全な生態系の維持・創造」の分野では「多様な生態系の維持・創造」や「動物の移動経路の確保」などの項目を設け、生態系への環境保全を検討、実施します。

また、河川事業の個別配慮事項では「多自然工法の導入の検討」や「魚の産卵、遡上時期の工事の回避」などの項目を設けて、河川工事の環境影響について検討します。

文化環境配慮方針の配慮項目

共通配慮事項

生活 地域環境の保全

健全な生態系の維持 創造

自然景観への配慮

地域の文化の保存 活用

個別配慮事項

道路 河川 海岸など
の各事業種別ごとに個別
の配慮事項を設定

3 令和5年度の具体的な配慮例

令和5年度までの事業(工事)で取り組んできた配慮の具体的な内容を抜粋して紹介します。

(1) 茶や谷復旧治山工事

【工事概要】

溪間工 0.04ha

谷止工 1基(鋼製) 59.0t

(施工場所) 高岡郡栲原町茶や谷

(工期) 令和4年4月～令和6年1月

【主な環境配慮】

(自然環境になじむ材料の有効活用)

谷止工(本堤)完了後、その前後の取り合わせについて、木材および巨石等を使用することで、周辺の調和を図った。



(2) 国道493号(北川道路)道路改築事業

【工事概要】

施工延長 L=2,230m

トンネル(NATM) L=2,230m

(施工場所) 安芸郡北川村和田～柏木

(工期) 平成30年12月～令和6年3月

【主な環境配慮】

(騒音・振動・水質汚濁等の防止対策徹底)

人家への騒音・振動が最も影響が大きくなる坑口部の掘削方式について、機械掘削(地山を機械的に圧砕または切削して掘削する方法)を採用し、騒音・振動の低減に努め、坑内掘削時には2重防音扉を設置し防音扉間には低周波音源低減装置を設置し、低周波音の抑制に努めた。

トンネル掘削工事時に起因する濁水については、現場内に濁水処理装置を設置し、凝集剤による浮遊物質の分離や炭酸ガスによる中和処理を行った処理水を放流した。

(土地改変後の緑化の推進)

トンネル坑門施工時は坑口背面の地山掘削により発生する切土法面を最小限に抑え、切土法面できない法面については、緑化を図るなど周辺の自然環境の保全に努めた。

(トンネルの坑口部の緑化・デザイン等による修景)

トンネル坑門の形式は両坑口とも面壁形状であるため、自然石に模したデザインとし、また、切土法面を緑化した。



(3) 下土居桧谷線 1 工区工事

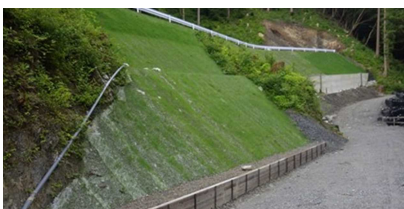
【工事概要】

施工延長 L=252m 開設延長 L=80m
 幅員 W=4.0m 切土 V=5110 m³ 盛土 V=1990 m³
 捨土 V=2876 m³ 植生工 A=621.8 m²
 特殊モルタル吹付工 A=424.2 m²
 場所打擁壁 V=592.9 m³
 プレキャスト U 型側溝 L=221.1m
 横断排水溝 L=20.5m ガードレール L=134.5m
 反射鏡 N=1 基 仮設工 1 式
 (施工場所) 吾川郡仁淀川町用居
 (工期) 令和 3 年 8 月～令和 5 年 6 月

【主な環境配慮】

(林道と周辺の景観との調和)

緑化工法及び木柵の施工により周辺環境との調和を図るとともに、雨水による浸食及び土砂流出の防止を行い濁水発生を低減を図った。



(自然景観になじむ材料の有効利用)

掘削作業中の土砂の流出等を防止するために仮設的に設置する柵に木材を利用し、景観になじむ材料の利用に務めた。

可能な個所においては、木製品（木製かご枠）を利用し景観への配慮を行った。



(4) 安芸漁港水産生産基盤整備工事

【工事概要】

安芸漁港 沖防波堤 L=17.0m
 基礎工 L=17.1m
 本体工 L=17.0m (ケーソン据付 N=1 函)
 (ケーソン: 2308t/函、設置水深 8.0m)
 上部工 L=17.0m

【主な環境配慮】

(騒音・振動・水質汚濁等の防止対策徹底)

ケーソン据付後に隔室内に中詰材として砂を投入する際、隔室内に海水が滞水していると、砂に付着した泥が隔室内の海水と混じる。その泥混じり海水がケーソン隔室部から海へオーバーフローすることで、周辺海域に濁りが発生し、環境に影響を与える。

対策として、隔室内に滞水している海水を可能な限り排水した後で、中詰材として砂を投入することで、泥混じり海水の海へのオーバーフローを阻止し、周辺海域の環境への影響を防止できた。



4 令和 6 年度の取組

令和 6 年度は、次の全 24 工事（前年度以前からの繰越工事などを除く）を対象として環境配慮を進めます。また、「文化環境評価システム」を改定し、できるだけ早い時期から工事に関する情報を提供し、希少野生動植物が生育・生息する地域での工事に配慮する体制とします。

・一般道路事業	5
・林道整備事業	17
・その他公園事業	1
・ほ場整備事業	1

環境影響評価制度（自然共生課）

1 現状と課題

環境影響評価（以下「環境アセスメント」といいます。）制度とは、大規模な開発事業を実施しようとする際に、あらかじめその事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて事業者自らが調査、予測、評価を行い、その結果を公表して国民、県民などから意見を聴き、環境への適正な配慮をするための制度です。

2 国・県の制度の運用について

環境影響評価法（平成11年6月施行）及び高知県環境影響評価条例（平成11年10月施行）に基づき運用されています。

3 環境影響評価の実施状況

令和6年3月末時点の環境影響評価法に基づく環境アセスメントの実施状況については表1、表2のとおりです。

環境影響評価法に基づくものは、手続が完了した事業が5件、手続中の事業が5件あります。また、高知県環境影響評価条例に基づくものは、5件あり、そのうち4件はアセス手続が完了し、1件は事後調査手続を行っています。

近年は、風力発電事業に係る環境アセスメントの実施事例が増加しています。

表1 環境影響評価法に基づき実施した事業

太平洋セメント土佐工場発電所3号発電設備建設 ※アセス手続完了	
建設地	高知市孕東町
事業者名	太平洋セメント(株)
対象事業	火力発電所
規模	出力167,000kW(第1種事業※ ¹)
方法書※ ² 受理日	平成11年8月30日
準備書※ ³ 受理日	平成13年12月12日
評価書※ ⁴ 受理日	平成14年12月18日
事後調査	実施なし
(仮称) 今ノ山風力発電事業 ※アセス手続完了	
建設地	土佐清水市及び三原村
事業者名	電源開発(株)
対象事業	風力発電所
規模	出力44,700kW(最大) (第1種事業)
配慮書※ ⁵ 受理日	平成26年3月4日
事業廃止通知書受理日	平成26年9月18日
ユーラス大豊ウインドファーム ※アセス手続完了	
建設地	大豊町
事業者名	(合)ユーラス大豊風力
対象事業	風力発電所
規模	出力18,370kW(第1種事業)

方法書受理日	平成25年3月18日
準備書受理日	平成26年4月30日
評価書受理日	平成27年11月19日
事後調査報告書受理日	令和3年5月7日
(仮称) 今ノ山風力発電事業	
建設地	土佐清水市及び三原村
事業者名	今ノ山風力(合)
対象事業	風力発電事業
規模	出力193,070kW(第1種事業)
配慮書受理日	平成27年1月19日
配慮書受理日	平成31年4月19日
方法書受理日	令和元年9月2日
準備書受理日	令和4年6月29日
(事業引継) 事業引継通知書受理日	令和2年12月21日
事業者名	(株)ジャパンウィンドエンジニアリング
(事業引継) 事業引継通知書受理日	平成31年3月14日
事業者名	(株)関電エネルギーソリューション
(仮称) 今ノ山風力発電事業	
建設地	土佐清水市及び三原村
事業者名	日立サステナブルエナジー(株)
対象事業	風力発電事業
規模	出力38,000kW(最大) (第1種事業)
配慮書受理日	平成29年3月23日
方法書受理日	令和元年12月9日
(事業引継) 事業引継通知書受理日	令和元年10月2日
事業者名	くろしお風力発電(株)
(仮称) 西予梶原風力発電事業	
建設地	愛媛県西予市及び梶原町
事業者名	電源開発(株)
対象事業	風力発電事業
規模	出力47,300kW(最大) (第1種事業)
配慮書受理日	平成30年2月5日
方法書受理日	令和元年6月25日
(仮称) 高知県国見山周辺における風力発電事業	
建設地	香美市、本山町、大豊町
事業者名	電源開発(株)
対象事業	風力発電事業
規模	出力50,600kW(最大) (第1種事業)
配慮書受理日	平成31年1月8日
方法書受理日	令和元年6月25日
準備書受理日	令和4年6月14日
(仮称) 三方山風力発電事業	
建設地	仁淀川町
事業者名	HSE(株)、荒川電工(株)
対象事業	風力発電事業

規 模	出力 58,800kW (最大) (第 1 種事業)
配慮書受理日	令和 4 年 9 月 20 日
(仮称) 大藤風力発電事業 ※アセス手続完了	
建 設 地	四万十市、四万十町
事 業 者 名	オリックス(株)
対 象 事 業	風力発電事業
規 模	出力 147,000 kW (最大) (第 1 種事業)
配慮書受理日	平成 31 年 2 月 15 日
方法書受理日	令和元年 6 月 18 日
事業廃止通知書受理日	令和 4 年 6 月 24 日
(仮称) 那賀・海部・安芸風力発電事業 ※アセス手続完了	
建 設 地	徳島県那賀町、海陽町及び馬路村
事 業 者 名	那賀・海部・安芸風力発電(合)
対 象 事 業	風力発電事業
規 模	出力 94,450 kW (最大) (第 1 種事業)
配慮書受理日	令和 2 年 5 月 8 日
方法書受理日	令和 2 年 11 月 4 日
事業廃止通知書受理日	令和 4 年 8 月 10 日

表 2【高知県環境影響評価条例に基づき実施した事業】

一般国道 493 号東洋北川道路 ※アセス手続完了

建 設 地	東洋町から北川村
事 業 者 名	高知県
対 象 事 業	一般国道(地域高規格道路)
規 模	4 車線・約 7 km (第 2 種事業※ ¹)
方法書受理日	平成 12 年 6 月 29 日
事業廃止通知書受理日	令和 2 年 2 月 4 日

都市計画道路窪川佐賀線

建 設 地	窪川町(現四万十町)から佐賀町(現黒潮町)
事 業 者 名	国土交通省 ※アセス主体は高知県
対 象 事 業	一般国道(自動車専用道路)
規 模	2 車線・約 17 km (特別地域：鳥獣保護区) (平成 15 年に法アセス第 1 種事業から条例アセス第 2 種事業に変更、規模縮小)
方法書受理日	平成 12 年 10 月 23 日
準備書受理日	平成 15 年 12 月 11 日
評価書受理日	平成 16 年 11 月 2 日
事後調査	実施中

事後調査報告書受理日 令和 3 年 10 月 25 日(片坂バイパス区間) ※窪川工区、佐賀工区については調査中

都市計画道路佐賀四万十線(仮称) ※アセス手続完了

建 設 地	黒潮町から四万十市
事 業 者 名	国土交通省 ※アセス主体は高知県
対 象 事 業	一般国道(自動車専用道路)
規 模	2 車線・約 22 km (特別地域：鳥獣保護区)
第 2 種事業判定	平成 27 年 10 月 23 日
判 定 結 果	アセス手続不要

香南清掃組合まほろばクリーンセンター整備事業

※アセス手続完了

建 設 地	南国市廿枝
事 業 者 名	香南清掃組合
対 象 事 業	一般廃棄物焼却施設
規 模	処理能力 120t/日 (第 1 種事業)
方法書受理日	平成 23 年 10 月 27 日
準備書受理日	平成 25 年 11 月 28 日
評価書受理日	平成 26 年 6 月 25 日
事後調査報告書受理日 (工 事 中)	平成 27 年 12 月 22 日
事後調査報告書受理日	平成 29 年 8 月 24 日

阿南安芸自動車道(奈半利-安芸) ※アセス手続完了

建 設 地	奈半利町から安芸市
事 業 者 名	国土交通省
対 象 事 業	一般国道(地域高規格道路)
規 模	2 車線・約 13 km (特別地域：県立自然公園)
第 2 種事業判定	令和 3 年 5 月 25 日
判 定 結 果	アセス手続不要

一用語解説一

※ 1 第 1 種事業と第 2 種事業

第 1 種事業とは、必ず環境アセスメントを実施する事業

第 2 種事業とは、環境アセスメントを実施するかどうか個別に判定する事業

※ 2 方法書

環境アセスメントの調査の方法などを示した計画図書

※ 3 準備書

方法書に基づき、調査・予測・評価した結果図書

※ 4 評価書

準備書への意見を検討・反映した環境アセスメントの最終結果図書

※ 5 配慮書

事業の早期段階における環境配慮を図るために、環境の保全について適正な配慮をするべき事項について検討を行った結果の図書

詳しい情報は、下記 URL に掲載しています。

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030701/kochiasses.html>

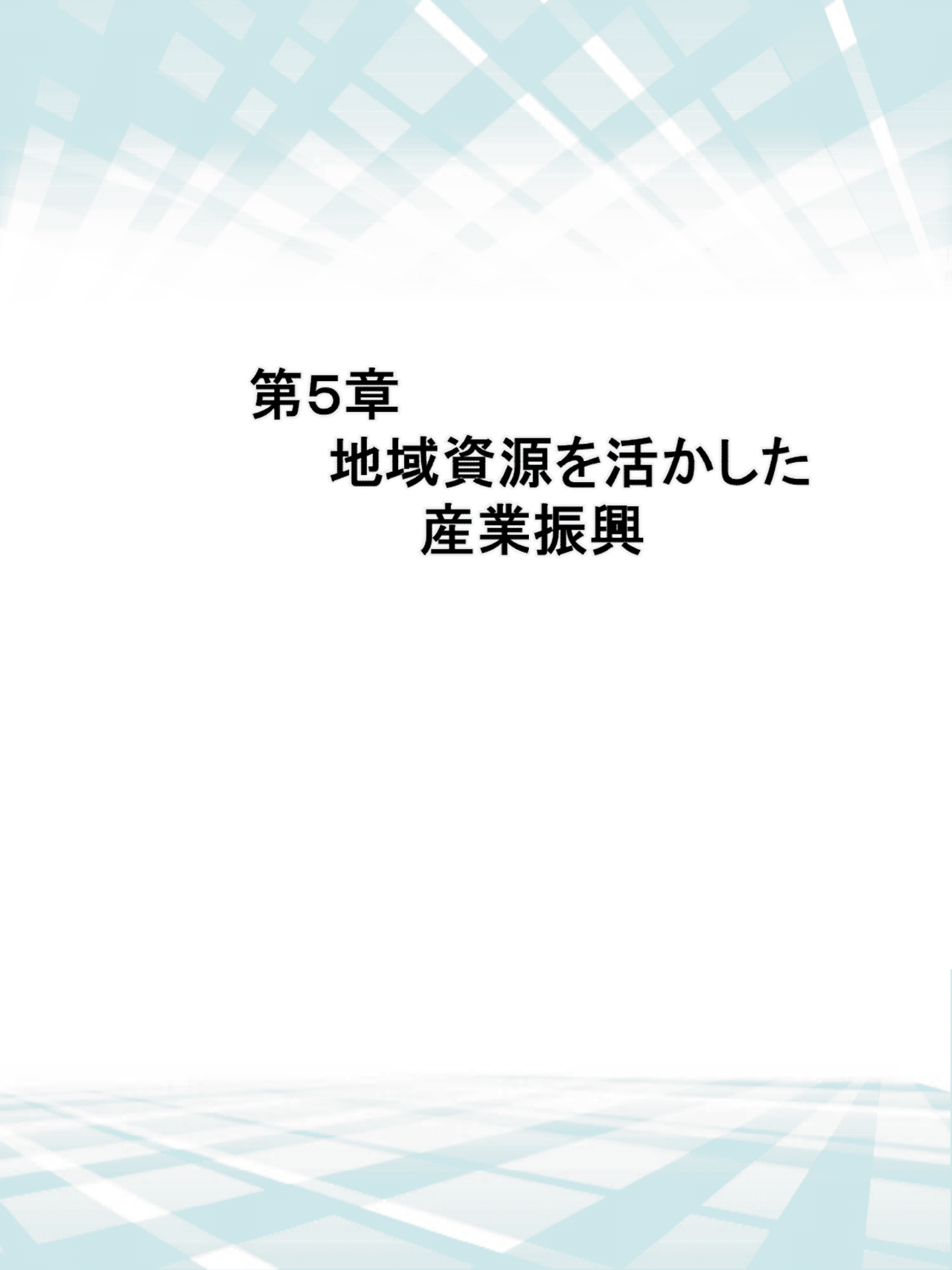
また、同条例の対象事業一覧表を次頁に示します。

表3【高知県環境影響評価条例の対象事業一覧等】

事業内容		第1種事業の規模要件	第2種事業の規模要件
(1) 道路	一般国道	4車線以上かつ長さが10km以上	4車線以上かつ長さが5km以上10km未満 (特別地域※ ¹ 内) 2車線以上かつ長さが10km以上
	林道	幅員6.5m以上かつ長さが20km以上	幅員6.5m以上かつ長さが10km以上20km未満
	農道	—	(特別地域内) 2車線以上かつ長さが10km以上
(2) 河川	ダム	貯水面積：100ha以上	貯水面積：50ha以上100ha未満
	堰	湛水面積：100ha以上	湛水面積：50ha以上100ha未満
	放水路	土地改変面積：100ha以上	土地改変面積：50ha以上100ha未満
(3) 鉄道	普通鉄道	長さ：10km以上	長さ：5km以上10km未満
	軌道	長さ：10km以上	長さ：5km以上10km未満
(4) 飛行場		滑走路長：2,500m以上	滑走路長：1,250m以上2,500m未満
(5) 電気事業	水力発電所	出力：3万kW以上	出力：1.5万kW以上3万kW未満
	火力発電所	出力：15万kW以上	出力7.5万kW以上15万kW未満
	風力発電所	出力：1万kW以上	出力：5,000kW以上1万kW未満
	太陽光発電所	出力：4万kW以上 太陽電池発電所区域の面積50ha以上(特別地域を含む場合10ha以上)又は森林伐採面積20ha以上	出力：2万kW以上4万kW未満
(6) 廃棄物	最終処分場	埋立面積：30ha以上	埋立面積：15ha以上30ha未満
	一般廃棄物焼却施設	処理能力：100t/日以上	—
	産業廃棄物焼却施設	処理能力：100t/日以上	—
	し尿処理施設	処理能力：100kl/日以上	—
(7) 公有水面の埋立て又は干拓		面積：50haを超えるもの	面積：25ha以上50ha以下
(8) 下水道終末処理場		計画排水量：2万m ³ /日以上	—
(9) 工場		最大排出ガス量：4万m ³ /時以上 又は平均排水量：1万m ³ /日以上	—
(10) 畜舎	豚舎	飼育頭数：5,000頭以上	—
	牛舎	飼育頭数：500頭以上	—
(11) 採土・採石		面積：50ha以上	—
(12) 土地区画整理事業		面積：100ha以上	面積：50ha以上100ha未満
(13) 流通業務市街地整備		面積：100ha以上	面積：50ha以上100ha未満
(14) 宅地造成		面積：100ha以上	面積：50ha以上100ha未満
(15) レクリエーション施設		面積：50ha以上	—
(16) 複合開発事業		各事業の面積比の合計が1以上であるもの $(A+B+C)/100+D/50$ A：(12)の面積 B：(13)の面積 C：(14)の面積 D：(15)の面積	一つの事業として行われるものの土地の面積合計が50ha以上であるもの $A+B+C+D \geq 50$ (単位はha) A：(12)の面積 B：(13)の面積 C：(14)の面積 D：(15)の面積
◎港湾計画		埋立又は掘込面積：150ha以上	—

※1 この表における「特別地域」とは、次に掲げる地域をいいます。

- (1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項の規定に基づき指定された鳥獣保護区の区域
- (2) 自然公園法第5条第1項の規定により指定された国立公園、同条第2項の規定により指定された国定公園又は高知県立自然公園条例第5条第1項の規定により指定された高知県立自然公園の区域
- (3) 自然環境保全法第14条第1項の規定に基づき指定された原生自然環境保全地域、同法第22条第1項の規定に基づき指定された自然環境保全地域又は高知県自然環境保全条例第14条第1項の規定に基づき指定された高知県自然環境保全地域の区域



第5章

地域資源を活かした 産業振興

滞在型観光・体験型観光の推進

(地域観光課)

1 現状と課題

高知県では、連続テレビ小説「らんまん」の放送を最大限生かすため、観光博覧会「牧野博士の新休日～らんまんの舞台・高知～」を開催しました。牧野博士ゆかりの四季折々の草花スポットはもちろん、これまで磨きあげてきた「歴史」「食」「自然」を県内外の多くの方々に体感いただき、周遊・滞在型観光を推進しています。

自然を生かした体験や地域ならではの食文化、歴史資源が楽しめる受入環境整備と観光客の周遊促進につながる取組が求められています。

2 施策の展開**(実施した取組)**

草花スポットを磨き上げるとともに、草花の魅力を解説する観光ガイドを養成しました。

草花スポットでの散策に、食事や体験、土産物などを組み合わせた草花ガイドプランを作成し、県内各地で多くの観光客に草花ガイドを楽しんでいただきました。

**(実施しようとする取組)**

中山間地域を中心とした長期滞在型の地域づくりを推進するため、「どっぷり高知旅キャンペーン」を令和6年度から4年にわたって開催します。同キャンペーンでは、これまで磨きあげてきた「自然」「食」「歴史」をしっかりと打ち出すとともに、新たに養成した草花ガイドなど地域の人との交流により本県の魅力を深く体感いただくことを目指します。

地元の人との交流や暮らし、自然が体感できる観光商品づくりや、中山間地域での滞在延長につながる分散型ホテルの取組等を通じてしっかりと地域経済に波及する取組を進めていきます。

温泉の保護と利用

(薬務衛生課)

1 概要

温泉法（昭和23年法律第125号）は、温泉の保護、温泉の採取などに伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止、温泉の利用の適正を図り、公共の福祉の増進に寄与することを目的としています。

温泉の掘削や増掘、動力を装置する場合又は温泉を採取する場合には都道府県知事の許可、温泉を公共の浴用又は飲用に供する場合には、都道府県知事又は保健所設置市長の許可が必要となります。

・令和5年度の許可件数

温泉掘削0件、動力装置1件、増掘0件、採取0件、利用2件（高知市を除く）

自然公園

(自然共生課)

1 現況

自然公園は、国立公園・国定公園・都道府県立自然公園の総称であり、その指定の目的は、優れた自然風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の健康、休養及び教化に役立てることにあります。

国立公園は、我が国を代表する優れた自然の風景地を環境大臣が指定したもので、全国で35か所指定されています。本県には、「足摺宇和海国立公園」があります。

国定公園は、国立公園に準ずる優れた自然の風景地を都道府県知事の申出によって環境大臣が指定したもので、全国で57か所指定されています。本県には「室戸阿南海岸国定公園」「剣山国定公園」「石鎚国定公園」の3か所があります。

都道府県立自然公園は、都道府県内の優れた自然の風景地を知事が指定したもので、全国で311か所指定されています。本県には、「手結住吉」「奥物部」「白髪山」「横倉山」「横浪」「入野」「宿毛」「龍河洞」「中津溪谷」「須崎湾」「興津」「安居溪谷」「四国カルスト」「北山」「魚梁瀬」「梶ヶ森」「鷺尾山」「工石山陣ヶ森」の18か所の県立自然公園があります。

また、海城公園地区は、国立公園又は国定公園区域内の海域で景観の優れた地域を環境大臣が指定したものです。本県には、足摺宇和海国立公園内の「竜串」「沖の島」「檜西」「尻貝」「勤崎」の5地区、13か所があります。

※自然公園の箇所数：令和6年3月31日現在

2 利用状況

令和5年の利用者数(推計)は6,962千人と対前年比で588千人減少しました。

()は前年比

国立公園	2,082千人(▲341千人)
国定公園	1,663千人(▲159千人)
県立自然公園	3,217千人(▲88千人)
合計	6,962千人(▲588千人)

3 保護管理

・自然公園指導員制度

自然公園の風景地を保護し、その利用の適正化、特に動植物の愛護、自然環境の美化清掃及び事故の予防などについて利用者への指導を行うため、環境省及び県委嘱の自然公園指導員が、国立・国定公園及び主要な県立自然公園においてボランティア活動を実施しています。

4 施設整備

自然とのふれあいを求める人々のニーズに適切に対応するため、多様な自然環境を保全しつつ、安全で快適な利用施設の整備や改修を進めています。

令和5年度は、足摺宇和海国立公園内の宿毛市沖の島にある白岩岬園地の再整備等を実施しました。



足摺宇和海国立公園の柏島（大月町）



白岩岬園地（宿毛市）

自然公園指定状況・面積（陸域）など

令和6年6月末現在

公園区分	高 知 県				全 国			
	箇所数	面積 (ha)	県民1人 当たり面積	本県総面積 に対する割合	箇所数	面積 (ha)	人口1人 当たり面積	国土総面積 に対する割合
国立公園	1	6,041	92 m ²	0.85%	35	2,444,364	197 m ²	6.47%
国定公園	3	8,133	124 m ²	1.15%	57	1,391,216	112 m ²	3.68%
県立自然公園	18	33,330	507 m ²	4.69%	311	1,915,027	154 m ²	5.07%
計	22	47,504	723 m ²	6.69%	403	5,750,607	463 m ²	15.22%

※日本の人口、国土面積

人口 令和6年7月1日現在

高知県推計人口

総務省統計局

本県 658 千人

全国 123,975 千人

面積 令和6年10月1日現在

国土地理院

本県 710,228ha

全国 37,797,564ha

海域公園指定状況

公園名	海域公園地区名	位置	指定年月日	箇所数	面積 (ha)	備考
足摺宇和海 国立公園	竜串	土佐清水市	S47.11.10	4	49.1	竜串地区は S45.7.1及び S46.1.22 足摺国定 公園の時代に指定 されたもの
	沖の島	宿毛市	〃	5	36.3	
	檜西	大月町	〃	2	16.8	
	尻貝	〃	H7.8.21	1	10.4	
	勤崎	〃	〃	1	8.3	
計				13 箇所	120.9	

自然環境保全地域

(自然共生課)

1 概要

特に自然環境が優れた地域を将来にわたって保全するため、国が自然環境保全法、県が高知県自然環境保全条例に基づき、「自然環境保全地域」を指定しています。

地域内における工作物の新築、増改築や、土地の形質の変更及び木竹の伐採などの行為については制限があり、これらの行為を行う場合は、許可申請あるいは届出が必要です。



鹿島自然環境保全地域（黒潮町）

自然環境保全地域一覧表

名 称	指定年月日	所 在 地	面 積			保 全 対 策
			特別地区	普通地区	計	
鹿 島 (県指定)	S55. 8. 15	幡多郡黒潮町佐賀	4. 7ha	—	4. 7ha	暖温帯の常緑広葉樹林の極盛相林
笹ヶ峰 (国指定)	S57. 3. 31	いの町本川	504. 0ha(うち 226. 0ha 野生動植物保護地区)	—	504. 0ha (うち 226. 0ha 野生動植物保護地区)	冷温帯のブナ林の気候的極盛林と亜寒帯林の南限
		愛媛県内	33. 0ha(全地域野生動植物保護地区)	—	33. 0ha(全地域野生動植物保護地区)	

県立月見山こどもの森 (自然共生課)

1 概要

郷土の雄大な自然の中で、子どもたちが自由に遊びながら、自然から学び、たくましく、心豊かに育ってほしいとの願いを込めて、昭和54年の国際児童年を記念して香南市(旧香我美町及び旧夜須町)の月見山に、敷地面積20ha、総事業費310,329千円で整備、昭和55年10月に開設しました。

管理運営は、平成18年8月から情報交流館ネットワークを指定管理者に指定して行っています。

自然に親しむための大切なマナーを身につけることを目的として、園内にはくずカゴを設置せず、ゴミの持ち帰り運動を推進しています。

2 主な施設

(1) 全体図



(2) フィールドアスレチックコース



3 令和5年度の主な活動実績

(1) 環境教育・体験学習

ア 森の学校

月見山でのんびりと自然に触れ合う体験を実施しました。

- ・木工教室
- ・木の实クラフト
- ・作品展「間伐材で作った動物たち」
- ・クリスマスリースづくり
- ・お正月かざりづくり

イ 森と海の学校

毎年取り組んできた道の駅やす(愛称:ヤ・シィパーク)と共催で実施しました。

- ・木工教室



「クリスマスリースづくり」内で作られたクリスマスオーナメント

(2) 地域との連携

地元住民団体などと連携し事業を行いました。また、地元ボランティア団体などが開催する子どもたちを対象としたイベントを積極的に支援しています。

(3) 出前教室

小学校や各種会館などへの出前教室を実施しています。令和5年度は児童クラブ等3か所で3回実施しました。

月見山こどもの森ホームページ

<https://www.tukimiyama.sakura.ne.jp/>

四国のみち

(自然共生課)

1 概要

四国のみち（四国自然歩道）は、第3次全国総合開発計画の自然環境保全に関する計画課題に指定されたことを受け、国の長距離自然歩道の1つとして昭和56年度から平成元年度までに整備されました。

全長1,545.6kmで、四国霊場を始め各地に点する身近な自然や歴史に親しみながら、歩いて四国を一周することができる歩道であり、高知県ルートは足摺岬、横浪半島などの海岸線や、四万十川、四国カルスト、龍河洞などの高知を代表する多彩な自然景観や史跡が組み込まれた全38コース、総延長約440kmとなっています。また、連絡路を含んだ高知県の全長は約600kmとなっています。

四国4県の当初整備状況

県名	関係市町村数	ルート数	全長(km)			事業費(千円)
			延長	連絡路	計	
徳島	19	24	297.4	21.1	318.5	565,282
香川	23	28	265.7	0.0	265.7	454,900
愛媛	25	33	362.5	0.0	362.5	465,409
高知	27	38	440.4	158.5	598.9	459,682
計	94	123	1366.0	179.6	1545.6	1,945,273



安芸ふるさとのみち看板



手結・月見山のみち

CLT 建築などの県産材利用推進の取組

(木材産業振興課)

1 現状と課題

木は成長する過程で、光合成により大気中の二酸化炭素を吸収し固定します。このため、森林から伐採された木材を住宅などの建築資材として利用することは、大気中の二酸化炭素を固定し続けることになります。

また、木材は、鉄やコンクリートに比べて、材料を製造する際の二酸化炭素放出量が少ないことから、建築資材として木材を選択することは、二酸化炭素の排出削減になります。

このようなことから、建築資材への木材利用は、中山間地域の活性化だけでなく、地球温暖化対策としても貢献することになります。

高知県には豊富な森林資源がありますが、住宅（戸建て）における木造率は92.9%（令和5年）と全国平均を上回っているものの、非住宅分野での木造率は15.7%（令和5年）となっており、木材の需要を拡大していくことが重要です。

2 施策の展開

(1) 実施した取組

ア 住宅分野

住宅においては、県内産乾燥木材を構造材に使用することを条件とした「こうちの木の住まいづくり助成事業」による支援を継続的に行い、良質で長持ちし、安心して生活できる木造住宅の普及と県産材の利用促進を図っています。

これまでの取組により、県産材を使用した木造住宅への助成事業は定着しており、平成16年度からの前身事業も含めると、助成件数累計で5千戸を超えました。また、戸建て住宅の木造率も平成24年からは全国平均を上回っています。

こうちの木の住まいづくり助成事業

年 度	H30	R 元	R2	R3	R4	R5
戸数（計）	313	322	291	265	250	164
新築・増築	303	309	276	254	231	151
リフォーム	10	13	15	11	19	13

イ 非住宅分野

「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」への改正により、木材利用を促進する建築物の対象が、公共建築物から全ての建築物とされ、これに

伴い「県産材利用推進方針」の変更と、本県の木材利用に関する自主宣言を行いました。

県内全市町村においても「市町村方針」を令和6年度中に改定する予定です。

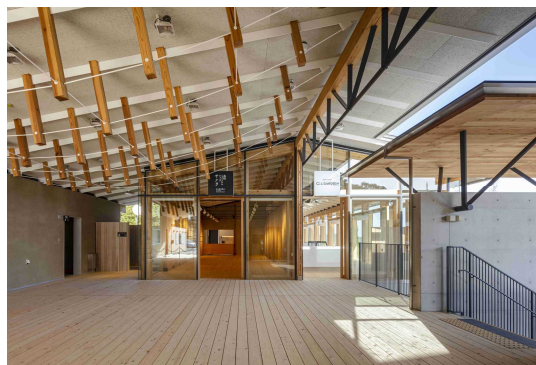
県有施設の建築については、原則木造化として取り組んでおり、令和5年度に建築した県有施設の木造化率は、100%（6件中6件が木造化）となっています。

また、新たな木材需要の拡大を目指して、本県では平成25年度に全国に先駆けてCLTの普及の取組を開始しました。

CLTは新たな木質建築資材であり、建築物に使用するにあたっては様々な課題を解決する必要があるため、設計段階での課題を洗い出し、実施設計に必要な実証実験などの支援等により、県内では51棟（令和6年3月末現在）のCLT建築物が完成しています。

さらに、令和5年4月から、脱炭素社会の実現に向け、木造・木質化された建物を高知県環境不動産として認定する制度をスタートさせました。この制度では、認定された高知県環境不動産のうち、一定の基準を満たしたものは、不動産取得税の免除や容積率の緩和といった優遇措置を受けることができます。

これらの取り組みにより、木材全般の利用の拡大につなげていきます。



牧野植物園 新研究棟

(令和5年3月完成 [CLT を利用] 延べ床面積 1,650m²)

(2) 実施しようとする取組

住宅分野では、令和元年度から「こうちの木の住まいづくり助成事業」の木材を対象に JAS 製材品への支援を開始しており、品質の保証された県産木材の利用拡大を目指します。

非住宅分野では、県有施設の木造化を引き続き進めるとともに、市町村などに対しても CLT 建築物をはじめとする木造施設の紹介などを行い、木造公共施設をはじめ、民間施設における木材利用を推進します。

このような木材利用の推進の取組を通じ、地球温暖化防止への寄与にもつなげていきます。

CO2 木づかい固定量認証制度（自然共生課）

1 概要

木は、成長過程において大気中の二酸化炭素（CO₂）を吸収し固定します。この機能は伐採された後も続いており、木材を使って建物などを建築することにより、数十年にわたり CO₂ を固定することができます。

県産材の利用が温暖化防止に貢献することを数値化することで、県産材を身近に感じていただくとともに、需要を促進するため、県では平成 20 年度から県産材木造住宅などを対象に、木材中の CO₂ 固定量を算定し認証する「CO₂ 木づかい固定量認証制度」に取り組んでいます。

2 認証の対象と要件

(1) 個人及び建売の県産木造住宅

- ア 高知県産材を用いた新築の木造住宅であること。
- イ 認証申請者が対象となる家屋の建築主であること。
- ウ 「こうちの木住まいづくり助成事業※¹」を利用し（予定を含む）、又は「土佐の木住まい普及推進事業※²」の補助要件（1 企業当たりの補助金額の上限要件を除く。）を満たすこと。

(2) 県有及び市町村有の県産木造公共建築施設

- ア 高知県産材を用いた新築の木造公共施設であること。
- イ 認証申請者は、施設を所管する課長であること。

(3) 一般建築施設

- ア 高知県産材を用いた公共建築施設以外の新築の木造建築施設であること。
- イ 認証申請者は、対象となる施設の建築主で、認証を希望する者であること。

(4) 県産木製品※³

- ア 原則として、高知県内で製造される商品であること。
- イ 認証申請者は、認証を希望する木製品の製造業者の代表者であること。

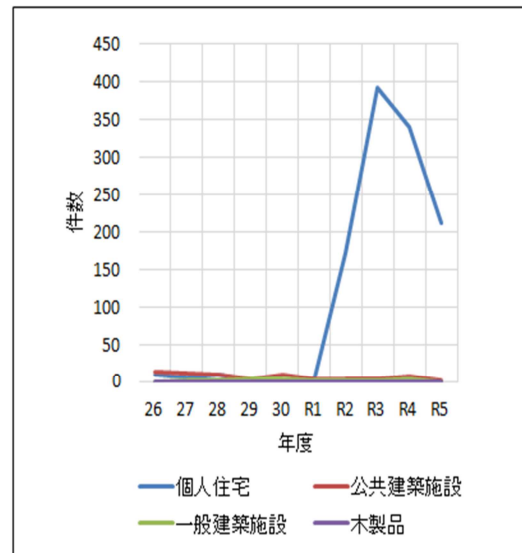
3 認証状況（令和 6 年 3 月末現在）

(1) 総認証件数：1,388 件

令和 5 年度の認証件数は、公共建築施設が 2 件、一般建築施設が 0 件となっています。

(2) 認証概要

年度	認証件数
平成 20 年度～平成 24 年度	136
平成 25 年度	26
平成 26 年度	22
平成 27 年度	18
平成 28 年度	22
平成 29 年度	9
平成 30 年度	14
令和元年度	4
令和 2 年度	177
令和 3 年度	397
令和 4 年度	349
令和 5 年度	214
合計	1388

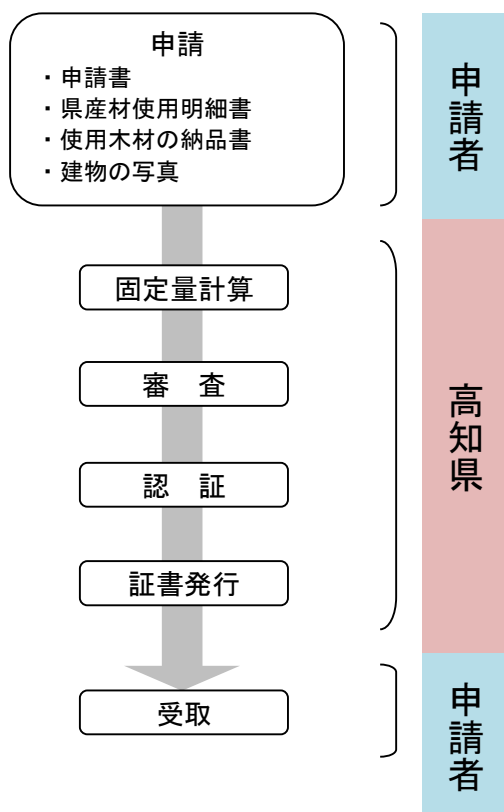


認証件数の推移

※一般建築施設は平成 27 年度から認証対象に追加

令和 2 年度以降、県外のハウスメーカーからの申請が伸びています。今後も県内外を問わず、積極的な広報活動を実施し、環境貢献の見える化と、県産材需要の増加促進を図ります。

(3) 認証までの流れ

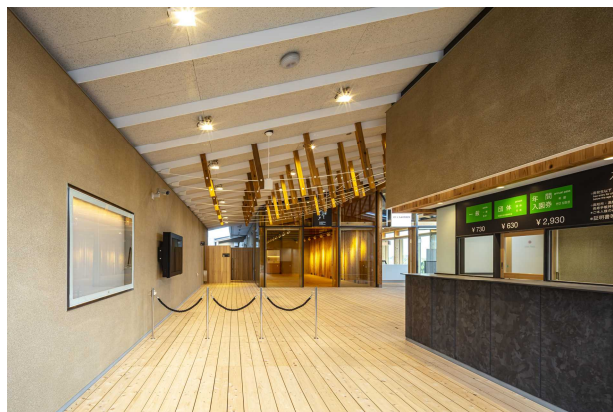


<CO2 木づかい固定証書>

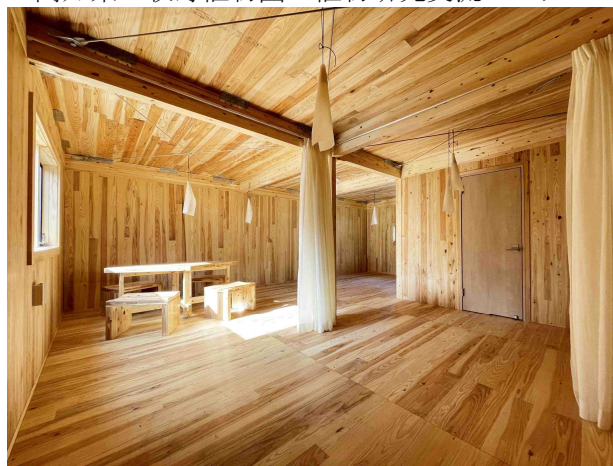
4 令和5年度に認証した公共施設

(1) 県有施設

- ア 高知県立牧野植物園 植物研究交流センター
- イ CLT 簡易住宅



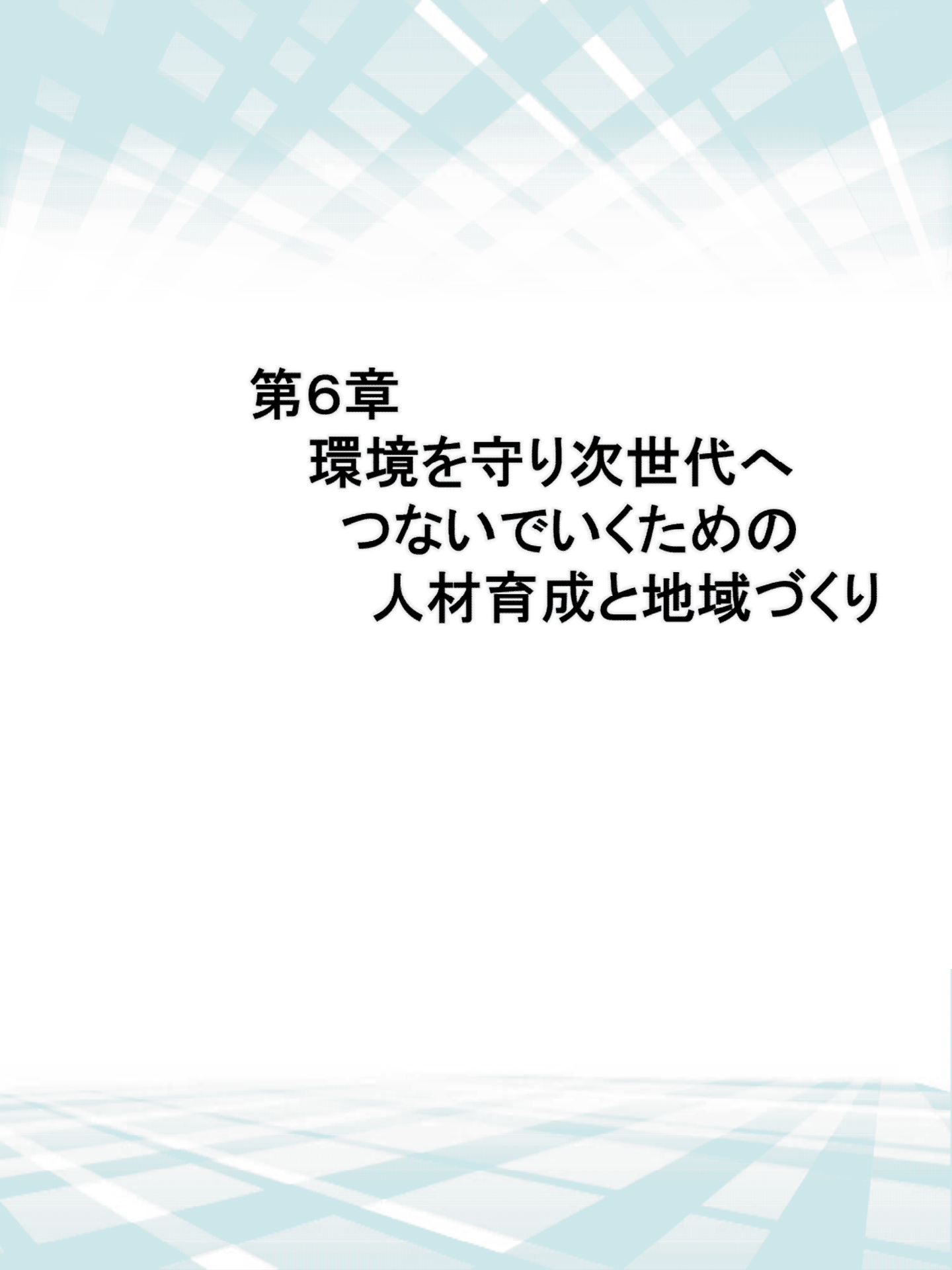
高知県立牧野植物園 植物研究交流センター



CLT 簡易住宅

—用語解説—

- ※1 こうちの木の住まいづくり助成事業
高知県内で新築、増築、リフォームを行う木造住宅に対し、補助を行う事業です。
- ※2 土佐の木の住まい普及推進事業
土佐材パートナー企業※4として、高知県外において高知県産材の普及活動に努めていただいたうえで、県産材を利用した建築などをしていただいた場合に、その県産材利用量などに応じて補助を行う事業です。
- ※3 県産木製品
県内で製造されたスギ又はヒノキなどの木製の家具、小物などをいいます。
- ※4 土佐材パートナー企業
高知県外で高知県産材を使用した住宅などの建築を促進するため、自ら積極的に県産材のPR活動を実施する高知県に登録された工務店などのことです。



第6章

環境を守り次世代へ つないでいくための 人材育成と地域づくり

地球環境や風力発電の出前授業

(公営企業局電気工水課)

令和5年度 出前授業実績

- ・実施回数：7回
- ・受講生徒数：延べ211名
(その他、教員・保護者多数)

1 概要

公営企業局は甫喜ヶ峰森林公園内において、地球環境にやさしい風力発電所を令和6年5月まで運営することとしています。

私どもが行う出前授業は、風力発電を通して子どもたちに地球環境への関心を持ってもらうことを目的とし、職員が学校などに出向き「風力エネルギー出前授業」として実施しています。

令和5年度は、小学校の学年行事としてこの出前授業を活用していただいています。

2 体験を通した学習

出前授業では、まず風力発電や環境問題についての基礎的な講義を行います。講義は、受講される子どもたちの学年を考慮した内容で実施しています。

講義終了後は、ペットボトルで風車の羽根を作成してもらいます。この羽根を風力で回して電気を起こし、発電量を計る実験を行っています。

また、授業で作成していただいた風車の羽根をご家庭の扇風機などで楽しめるように公営企業局オリジナルの手持ち棒を配布しています。

その他、公営企業局では「風力エネルギーブックレット」を作成しており、風力発電や再生可能エネルギーについてわかりやすく学習していただけるよう、出前授業の際に冊子の配布を行っています。

なお、出前授業の詳細な内容や申し込み方法については、公営企業局電気工水課のホームページに掲載しています。

※出前授業のご案内

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/koueikigyouchiiki-demae/>



出前授業の様子



ペットボトル風車の発電量測定風景



ペットボトル風車の羽根と手持ち棒

自然体験型学習事業

(生涯学習課)

1 現状と課題

- ・高知県は豊かな森林をはじめ、様々な地域の魅力があります。しかしながら子どもたちの自然体験活動や地域と関わる機会は減少しています。
- ・中山間においては、小規模の学校が多いため、集団で体験活動をする機会が限られています。そのため、児童生徒が他者と協働して活動する機会が減少する懸念があります。
- ・厳しい環境にある児童生徒の割合が全国平均を大きく上回る本県では、経済的な理由で家庭や学校を離れた自然に関わる体験の機会が限られてしまうことが懸念されます。

2 施策の展開

(実施した取組)

自然体験・集団活動を通じて、子どもの生きる力を育成するため、小中学校等が学校行事として、青少年教育施設等を活用して行う、森林環境学習や自然体験などを含む2泊3日以上宿泊体験活動の経費に対して補助を行いました。また、NPO法人や青少年教育団体などの民間団体等が実施する概ね高校生以下の児童生徒を対象とした1泊2日以上同活動に対して補助を行いました。

1 参加校・参加団体、参加児童生徒数
学校⇒6校、民間団体等5団体、計241名

○小学校

須崎市立上分小学校、梶原町立梶原小学校、津野町立葉山小学校、津野町立精華小学校、津野町立中央小学校

○中学校

津野町立葉山中学校

○民間団体等

黒潮町、地域の応援隊 和、社会福祉法人ぷらうらんど、高知県青年団協議会 大川村

2 開催場所

高知県立幡多青少年の家、いしはらコミュニティセンター、自然教育センター白滝、高知市立工石山青少年の家、須崎市立上分交流会館

3 活動内容

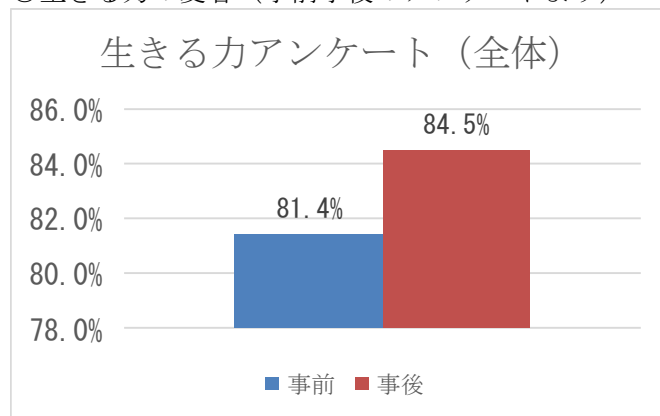
○森林環境学習など、山や木に関わる活動

- ・森林学習
- ・木工体験
- ・薪割り実習
- ・糸のこ体験
- ・ネイチャーゲーム
- ・森のエコバッグづくり
- ・ミニいかだ作り

○その他の体験活動

- ・シーカヤック体験
- ・川遊び体験
- ・防災学習
- ・火のおこしかた体験
- ・こんにやくづくり
- ・餅つき体験
- ・テント設営生活体験
- ・川の学習
- ・カヌー体験
- ・竹飯盒体験

○生きる力の変容（事前事後のアンケートより）



『自然体験学習アンケート』：参加校による生きる力の平均

○学校からの意見

- ・自主的に行動する姿が見られた。
- ・他人に気を配ったり、周囲を見て行動しようとする姿が見られるようになった。
- ・体験活動を通して達成感を得て、自信を持つ姿が見られた。

○保護者からの意見

- ・帰宅後、掃除や調理などを自ら進んで手伝うようになった。
- ・他校との交流が刺激となり、人との関わり方やコミュニケーション力など、どんどん学んでほしいと感じた。

3 今後について

当該事業は、令和6年度より林業環境政策課の山の学習支援事業費補助金に移管します。

森林活用指導者育成事業

(生涯学習課)

1 現状と課題

令和2年度に、高知県社会教育委員会より体験活動を支える人材の育成等に関する提案がされました。高知県では私立学校を含め学校林を保有している小中学校のうち、これらを活用しているのは一部の小中学校となっています。

その理由の一つに、指導者等の人材不足が挙げられていることから、森林保全に関する知識・技能をもつ人材や、学校林だけでなく身近な自然環境を活用した体験活動を支援することのできる地域人材の育成が必要だと考えられます。

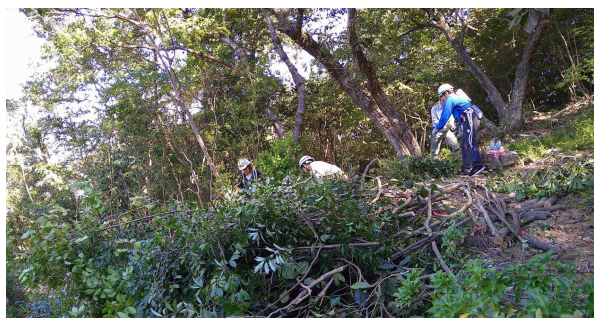
2 施策の展開

(実施した取組)

○第1回：令和5年10月21日（土）

会場：認定こども園 若草幼稚園 すくすくの森

内容：里山を保全していくための事業説明、整備活動



○第2回：令和5年11月11日（土）

会場：株式会社 井上建築

内容：多様な児童生徒とのコミュニケーションのあり方についての学習、森林の活用の可能性について、森林をフィールドとした体験活動



○第3回：令和6年1月27日（土）

会場：高知県立高知青少年の家

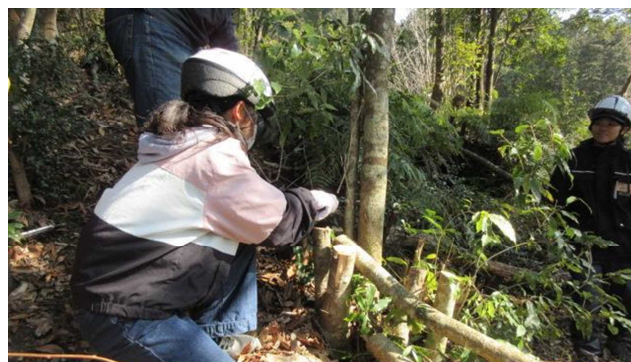
内容：森林環境教育の目的と意義、安全管理等、研修修了者からの講話、資材を使ったものづくり体験



○第4回：令和6年2月13日（火）

会場：四万十町農村環境改善センター、
四万十町立東又小学校

内容：自己プロフィールの作成
学校林を活用した事業説明及び体験



(実施しようとする取組)

環境教育に関する講義や技能演習等を織り交ぜた魅力あるプログラムを設定します。学校林を活用した演習では、実際に子供たちと関わりながら環境学習を深めていきます。

あわせて、育成研修を修了した指導者を対象としたフォローアップ研修を実施し、指導者のスキルアップを図ります。

また、研修修了者が各地域で森林環境教育を推進できるよう、市町村教育委員会や関係機関に情報提供することにより、児童生徒の森林環境教育の充実に繋げていきたいと考えています。

森林研修センター情報交流館

森林環境教育指導者養成講座

(林業環境政策課)

1 現状と課題

森林研修センター情報交流館は、平成11年4月に、森林及び木の文化に関する情報の収集及び提供並びに学習機会の提供と、森林に関するボランティア活動などの支援を目的とした施設として開館しました。平成18年の指定管理者制度の導入に伴い、情報交流館ネットワークを指定し、管理運営を行っています。

情報交流館では、高知県の自然豊かな環境を次世代につなげ、その尊さ、大切さを伝えていく人材を育成するため、森林環境教育指導者養成講座を開催しています。講座は知識や技術を高めるための通年講座と、より参加しやすい単発講座の2区分で実施しており、令和5年度は通年講座として竹細工講座などの3種類、短期講座として刈り払い機初心者講座や薪作り講座などの6種類の計9講座を全18回に分けて行いました。令和6年度も多くの方に受講していただいております。情報交流館の取組拡大とボランティア支援に努めています。

(令和5年度の受講生実績はのべ123名)



2 実施した取組

(1) 通年講座 (3種類 計9回)

里山暮らし体験講座や竹細工講座など森林環境学習を実践するとともに、子どもたちに森林の大切さを伝えることのできる人材を育成しました。



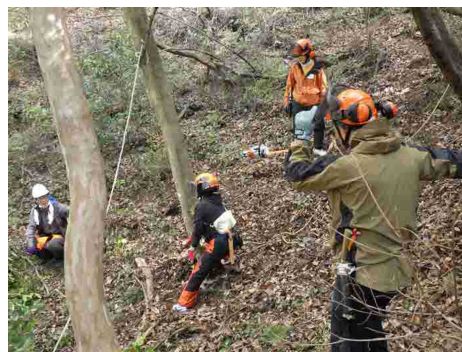
通年講座(里山暮らし体験講座)の様子

(2) 単発講座 (6種類 計9回)

通年では参加が難しいという受講者のために、1回～3回の単発講座を開催しました。刈り払い機初心者講座や里山整備体験講座など、森林整備を実践する人材を育成する講座のほか、薪作りや木のスプーン作りなど幅広い講座を実施しました。



刈り払い機初心者講座



里山整備体験講座

その他、ブランコ作り講座など、たくさんの専門家、ボランティアの方々にご協力いただきながら、森林により高い関心を持つ人材を育成しました。



竹のブランコ作り講座の様子

3 今後の取組

引き続きボランティア確保とリーダーの養成が課題となっています。一般の方々にも広く講座を周知し、受講された方々にボランティア活動への興味を持っていただけるよう、また、その中からボランティアリーダーとなる人材を育成する仕組みづくりを構築します。

コクヨ-四万十 結の森

プロジェクトへの参加

(高等学校課・四万十高校)

1 概要

四万十高校は、平成11年から普通科に「自然環境コース」を設置し、高知県の恵まれた自然環境を生かした環境教育に関する取組を積極的に行っています。

これまでに「森と川と海のつながりフィールドワーク」など幅広く環境学習を行ってきました。

2 施策の展開

(実施した取組)

コクヨ-四万十 結の森プロジェクト

(1) 目的

森と川と海のつながりや、自然と地域のつながりを知り、四万十川周辺の環境を考え行動する人材となる。

(2) 主催

コクヨ株式会社・四万十町森林組合
高知県立四万十高等学校

(3) 開催日

- ① 令和5年 5月 11日 (木)
- ② 令和5年 11月 2日 (木)
- ③ 令和5年 11月 10日 (金)
- ④ 令和5年 11月 11日 (土)

(4) 開催場所

四万十町大正

(5) 実施内容

- ① 森学習 動物調査
- ② 結の森 植生調査 (事前)
(参加者 25 名)
- ③ 四万十高校プレゼンテーション
・結の森の活動
・植生調査方法の説明
- ④ 結の森 植生調査 (当日)



森学習 動物調査



結の森 植生調査(事前)



四万十高校プレゼンテーション



結の森 植生調査(当日)

県立牧野植物園

(自然共生課)

1 概要

牧野植物園は、高知県が生んだ植物学者・牧野富太郎博士の偉業を顕彰する施設として、昭和33年4月に高知市五台山に開園しました。

多様なニーズに応えるため、平成11年に「牧野富太郎記念館」、平成22年に新温室を整備。平成29年に策定した磨き上げ整備基本構想に基づき、平成31年に「こんこん山広場」「ふむふむ広場」のオープンや常設展示室のリニューアル、令和5年に「植物研究交流センター」のオープンするなど、進化を続けています。

植物園地は20.5ha（うち7.8haを供用）。主要施設は上記のほか、温室、土佐寒蘭センター、長江圃場などがあり、レストラン、ショップ、カフェも運営しています。



常設展示室「展示館シアター」

2 運営主体

公益財団法人高知県牧野記念財団（指定管理者）
(R6.4.1～R9.3.31)

3 令和5年度の主な植物園活動実績など

牧野植物園では、植物に親しみながら、植物の大切さや自然環境の保護保全について改めて考えていただく機会を提供するため、各種教室やイベント、展示活動等を行っています。

(1) 植物教室

植物についての知識の普及を目的とした教室など、社会のニーズを意識した実践的かつ幅広い内容で植物教室を実施しています。

・「草花を描く」、「ふれあい植物観察会」、「ハーブの教室」、「くらしの植物教室」など

(2) 子ども向け体験教室

子どもたちに五感で自然を感じてもらうため、様々な体験教室を実施しています。

・「生け花で秋の草花を楽しもう!」、「竹でつくろうマイカトラリー」など

(3) 学習プログラムなど

遠足や校外学習で来園する未就学児や児童生徒に対し、学習プログラムやクイズ形式の解説を実施するとともに、出前授業を行うなど幅広く植物について学ぶ機会を提供しています。

・学習プログラム「フィールドクイズ」、「空とぶタネ」、「植物観察」など

(4) 企画展関連イベントなど

植物に興味・関心を抱き、植物園に足を運んでもらうため、植物や牧野富太郎博士に関連した催し、様々な植物の展示や教室、夜間イベントなどを開催しています。

・「春のフラワーショー」、「植物スタンプラリー」、「オオオニバスにのろう!」、「夜の植物園」、「ラン展」、「桜の宵」など



こんこん山広場での春のフラワーショー

(5) その他

来園者への展示解説・植物解説、園外への講師派遣などを行っています。

※令和5年度入園者数:466,200人

4 研究型植物園として

牧野富太郎博士の研究業績を受け継ぎ、県内の自然環境を保全するための研究、調査を実施し、野生植物の分布や生育地の状況の把握に努めています。

また、県内で栽培が可能と思われる薬用植物資源の品目の選定を行い、県内農家で実証試験栽培を行うなど、研究結果を県の産業振興に結び付けることを模索しています。

さらに、ミャンマーやソロモンで収集した豊富な植物の有用性を見出すためのエキスライブラリー化を進め、県内外の大学や企業との共同研究により、新薬や機能性食品などへ利用可能な植物の探索を行っています。

牧野植物園ホームページ

<https://www.makino.or.jp/>

県立甫喜ヶ峰森林公園（林業環境政策課）

1 森林環境プログラムの実施

甫喜ヶ峰森林公園は、昭和 53 年に開催されました第 29 回全国植樹祭の会場として整備した後、森林公園として開放し、それ以来、県民の憩いの場、児童・生徒の学習の場として多くの県民の皆様に親しまれています。

甫喜ヶ峰森林公園では、公園の設置目的である「県民への森林に関する知識の普及を図り、もって森林愛護の思想を高める」ための、森林環境プログラムを実施しています。



県立甫喜ヶ峰森林公園の様子

（１） 森の贈りものの届けます事業

学校関係の利用促進と森林環境学習の充実を図るため、公園内での森林環境学習、間伐体験、自然観察、ネイチャーゲーム、クラフトなどの体験プログラムや、学校などへの出張により実施しています。令和 5 年度は 78 件（参加人数 3,923 人）でした。

（２） 森あそび体験事業

小学校 4 年生までの児童とその保護者を対象とし、“森あそび”として公園内での子どもの遊び場づくりをしながら自然体験活動をする事業で、年間を通じて実施しています。令和 5 年度は 3 件（参加人数 48 人）でした。

（３） その他の自然体験事業

里山林をうまく生活に取り入れていた時代に行われてきたことや、里山林の成り立ちや仕組みについて学習する機会として、ドラム缶風呂体験や園内の植物観察などのプログラムを年間を通じて実施しています。令和 5 年度は 9 件（参加人数 203 人）でした。



森の贈りものの届けます事業（おはし作り）



森あそび体験事業



その他の自然体験事業
（ガイドウォークの様子）

環境活動支援センターえこらぼの活動

(自然共生課)

1 概要

平成 18 年 4 月に、県民の行う環境活動に対する支援や環境学習及び地球温暖化防止活動の推進拠点となる「環境活動支援センターえこらぼ」を開設し、環境情報の発信や環境学習講師の派遣、環境イベントの開催などの事業を実施しています。

2 令和 5 年度の主な活動実績

(1) 情報発信

メールマガジンやホームページなどで、イベント情報の紹介や、環境活動団体及び環境学習講師の情報を提供しました。

(2) 環境学習の支援

環境学習講師の紹介・派遣により地域や学校での環境学習の支援を行いました。

また、環境学習の機会を提供するため、「環境絵日記コンテスト」を開催しました。

さらに、環境省が行うこどもエコクラブ事業の県事務局として、子どもたちが地域の中で楽しみながら自主的に行う環境学習や実践活動を支援しました。

ア 環境学習講師派遣

学校や地域のイベントなどへ、えこらぼに登録している環境学習講師を紹介・派遣しました。

講師紹介・派遣件数：81 件

環境学習受講者数：2,221 人

イ 環境絵日記コンテスト

県内の小学生を対象に、環境について考え、行動したことを絵日記に表現することで環境への意識や理解を育むことを目的とした「環境絵日記コンテスト」を実施しました。

参加学校数：86 校

応募作品数：3,816 作品



高知「環境絵日記」表彰式（令和 5 年 11 月 19 日）

ウ こどもエコクラブ事業

こども達の地域での環境保全活動、環境学習に対する講師の派遣を行いました。また、こども壁新聞展・交流発表会を 3 月に開催し、情報交換・意見交換を行いました。

こどもエコクラブ登録数 14 クラブ

（令和 6 年 3 月 31 日現在）

(3) 環境学習プログラムリストの配布

学校・地域における環境学習機会の提供を拡大するため、環境学習プログラムリストを配布しました。

・小学校向けプログラムリスト

配布先：県内の小学校

各市町村教育委員会など

・中学校及び高等学校向けプログラムリスト

配布先：県内の中学校及び高等学校

各市町村教育委員会など

・社会人向けプログラムリスト

配布先：県内の公民館、集落活動センター

各市町村教育委員会生涯学習課など

(4) 生物多様性こうち戦略推進リーダー養成講座

「生物多様性こうち戦略」を推進するため、生物多様性の保全や普及などに関する専門性を有する先導的な人材の育成を行いました。

・開催日：令和 5 年 7 月 22 日（土）

令和 5 年 7 月 23 日（日）

・受講者：15 名（会場 5 名、オンライン 10 名）

(5) 生物多様性の意義の普及・啓発

生物多様性という言葉とその意義を広く県民が理解し、一人ひとりのライフスタイルが生物多様性に配慮した行動に変わっていくよう取り組んでいます。

ア 表彰事業

地域における生物多様性の保全と持続可能な利用につながる取組などを表彰する事業「令和 5 年度 ふるさとのいのちをつなぐ 生物多様性こうちプラン大賞」を開催（10 組の応募）。

イ 普及啓発キットの貸出

生物多様性こうち戦略推進リーダーの活動支援を目的に、普及啓発キットの貸出を行いました。

（活用実績：7 回）

(6) 環境イベントの開催

「環境活動見本市 in 黒潮町 ー 幡多のエコ大集合 ー」の開催

高知県西部地域の環境活動団体や環境学習講師の活動を地域に紹介するとともに、学校や生涯学習の場への環境学習講師紹介・派遣の普及を図ることを目的とする、体験型環境学習イベントを開催しました。

- ・開催日：令和6年3月10日(日)
- ・会場：土佐西南大規模公園
ふるさと総合センター
- ・来場者：361人
- ・出展者：16団体



環境活動支援センターえこらぼ

令和5年度管理運営団体
特定非営利活動法人 環境の杜こうち

所在地：高知市旭町3丁目115番地
こうち男女共同参画センター3F
TEL：088-802-7765 / FAX：088-802-2205
E-Mail：center@ecolabo-kochi.jp
ホームページ：https://ecolabo-kochi.jp/



參考資料

補助金及び融資制度

名称	こうち山の日推進事業費補助金
対象団体	市町村等、高知県内に事務局等を置く法人若しくは任意団体
対象事業	「こうち山の日」の制定趣旨に沿った普及啓発に資する取組を総合的に支援する。 ・森づくり ①間伐 ②環境整備 ③植栽 ④竹林整備 ・木使い ⑤木工 ⑥木材普及 ・森林体験と教育 ⑦森林体験 ⑧森林環境教育
助成率	定額(事業実施主体が市町村等の場合は1/2) 補助限度額:上記①～⑧ 250千円
特記事項	公益社団法人高知県森と緑の会からの間接補助事業
問い合わせ先	林業環境政策課 木の文化担当 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL 088-821-4586

名称	山の学習支援事業費補助金
対象団体	(1)市町村、市町村教育委員会、学校組合、県内で小中高等学校を運営する学校法人又はその私立小中高等学校、国立大学法人高知大学に付属する小中学校等 (2)市町村等、高知県内に事務局等を置く法人若しくは任意団体又は高知県内に居住する個人
対象事業	(1)「総合的な学習の時間」等において年間を通して森林環境学習を実践する事業 (2)山の一日先生を派遣する事業
助成率	定額(事業実施主体が市町村等の場合は1/2 (2)のみ) (1)補助限度額:50人未満 200千円 50人以上100人未満 400千円 100人以上200人未満 600千円 200人以上300人未満 800千円 300人以上 1,000千円 (2)補助限度額:750千円
特記事項	公益社団法人高知県森と緑の会からの間接補助事業
問い合わせ先	林業環境政策課 木の文化担当 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL 088-821-4586

名称	高知県緑化促進事業費補助金
対象団体	市町村及び市町村教育委員会(以下「市町村等」という。)、社会福祉法人、医療法人、財団法人、県内に事務所を置く企業、団体(政治団体又は宗教団体は除く。)等であって、補助事業完了後も責任をもって継続的に樹木の育成管理を行えるもの
対象事業	郷土樹種を活用した、モデル的な緑化における植樹及び樹木展示に要する経費(樹木・プランター購入費、運搬費、土壌改良費、産業廃棄物運搬処理費(前生樹等がある場合、前生樹の撤去費用を含む。)、工事請負費及び設計・測量・調査委託料(ただし、外注した場合に限り補助対象経費とする。))
助成額	下記の助成率により予算の範囲内で補助。
助成率	市町村等、教育・保育施設:10分の10以内 上限600万円/事業 その他:2分の1以内(ただし大企業に該当する場合は3分の1以内) 上限600万円/事業
問い合わせ先	林業環境政策課 木の文化担当 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL 088-821-4586

名称	造林事業(森林環境保全整備事業)
対象団体	市町村、森林組合、生産森林組合、森林経営計画作成主体 等
対象事業	森林環境保全整備事業 ①森林環境保全直接支援事業 持続的な森林経営を実現するため、森林経営計画の作成者等が施業の集約化を通じて計画的に行う搬出間伐等の森林整備 ②特定森林再生事業 自然条件等の理由で更新が困難な森林の人工造林等
助成額	知事が定める標準事業費に対する補助率以内
助成率	森林環境保全整備事業 ①森林環境保全直接支援事業 ②特定森林再生事業 知事が定める基準で査定した額の4/10
問い合わせ先	安芸林業事務所 (TEL: 0887-34-1181) 中央東林業事務所 (TEL: 0887-53-0655) 嶺北林業振興事務所 (TEL: 0887-82-0162) 中央西林業事務所 (TEL: 088-893-3612) 須崎林業事務所 (TEL: 0889-42-2371) 幡多林業事務所 (TEL: 0880-35-5977) 木材増産推進課 (TEL: 088-821-4602) 各地域の森林組合

名称	高知県みどりの環境整備支援事業
対象団体	県が補助する森林整備事業(造林事業)の実施主体
対象事業	みどりの環境整備支援事業 CO2吸収効果の高い人工林の除伐、保育間伐を促進することで、森林の荒廃を防止し、森林の持つ公益的機能が効果的に発揮されるよう森林を整備 (森林環境譲与税を財源とした市町村の交付金等を受ける事業を除く) (1)除伐(不用木の除去)…3～5齢級 (2)保育間伐A(不良木の淘汰)…3～7齢級 保育間伐B(伐採木の平均胸高直径が18cm未満の不良木の淘汰)…3～9齢級 保育間伐D(不良木の淘汰)…3～9齢級 保育間伐E(不良木の淘汰)…8～9齢級
助成額	定額 除伐=42,000円/ha 保育間伐A=46,000円/ha 保育間伐B=42,000円/ha 保育間伐D=44,000円/ha 保育間伐E=28,000円/ha
助成率	定額
問い合わせ先	安芸林業事務所 (TEL: 0887-34-1181) 中央東林業事務所 (TEL: 0887-53-0655) 嶺北林業振興事務所 (TEL: 0887-82-0162) 中央西林業事務所 (TEL: 088-893-3612) 須崎林業事務所 (TEL: 0889-42-2371) 幡多林業事務所 (TEL: 0880-35-5977) 木材増産推進課 (TEL: 088-821-4602) 各地域の森林組合

名称	森の工場活性化対策事業
対象団体	森の工場事業実施計画の承認を受けた林業事業者等
対象事業	森の工場における搬出間伐等の施業の推進に必要な次の事業に対して支援する。 1 森の工場活性化対策事業費補助金 ①間伐材搬出支援事業 6齢級～標準伐期齢の2倍までの人工林における搬出間伐に要する経費 ②作業道整備事業 効率的な作業システムの構築に必要な路網の整備に要する経費 2 林内路網アップグレード事業費補助金 木材の安定供給及び効率的な木材搬出のための路網の改良・災害復旧等に要する経費
助成額	1-①:一般用材並びにチップ等端材(間伐材) 下限30m³/ha、上限80m³/ha 補助対象期間は森の工場ごとに新規承認から5か年間 ただし、台風や豪雨による路網の災害復旧及び新型コロナウイルスの影響によるものは最大5年間延長できる 2 : 1か所の補助金が10万円以上であること
助成率	1-①: 定額900円/m³ 1-②: 造林事業等の補助対象事業費(木材安定供給推進事業にあつては査定事業費)の12%以内 (造林事業の補助率が10分の4である場合にのみ、当該事業の補助対象とする) ただし、造林事業等の補助金額と当事業の補助金額の合計が事業費(実行経費)を上回る場合は、事業費から造林事業等の補助金額を差し引いた額以内 2 : コンクリート路面工、路盤工、路面整備…定額 改修又は補強・復旧…50%以内
問い合わせ先	木材増産推進課 原木増産担当 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL 088-821-4876 FAX 088-821-4576 E-mail 030301@ken.pref.kochi.lg.jp

名称	高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金
対象団体	①社会福祉法人、医療法人、財団法人、県内に事務所を置く企業、団体等 ②社会福祉法人、学校法人、財団法人、その他認可外保育施設等
対象事業	①木材活用施設等整備 玄関・ロビーその他県民の目に触れる機会が多い公的空間における、内外装の木質化及び木製品の導入を行う事業 ②学校関連環境整備 県内の幼稚園、保育施設、小学校、中学校、高等学校、大学、専門学校、その他子どもたちの利用が多い放課後児童クラブや図書館などの木質化、木製品の導入を行う事業
助成額	次の上限額と下記の助成率によって予算の範囲内で補助 ◆上限額 ①②:1施設当たり4,000千円及び1事業者当たり5,000千円まで (ただし、小・中学校の内装木質化については限度額10,000千円) ◆下限額 ①②:補助金額25,000円以上
助成率	1/2以内
問い合わせ先	木材産業振興課 需要拡大担当 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL 088-821-4593 FAX 088-821-4594 E-mail 030501@ken.pref.kochi.lg.jp

名称	高知県木質資源利用促進事業費補助金
対象団体	市町村、農業協同組合、民間事業者等
対象事業	森林資源を活かした循環型社会の形成、新たな産業及び雇用の創出、2050年カーボンニュートラルの実現並びに2030年温室効果ガス排出削減目標の達成に向け、木質バイオマスエネルギーの地域循環利用の促進を図るため、事業主体が木質バイオマス利用施設の整備や木質バイオマスの利用を行う事業 ◆事業メニュー ①木質バイオマス利用施設等整備 木質バイオマスエネルギー利用施設及び加工流通施設の整備に要する経費 〔対象施設〕 木質資源利用ボイラー、吸収冷凍機、木質燃料製造施設等 ②熱利用原木確保緊急対策 熱利用向け木質燃料製造に必要な原木の仕入れに係る経費 〔対象経費〕原木購入費 ③木質バイオマス利用コスト支援 燃焼灰を取り扱うために必要な経費 〔対象経費〕回収・運搬費、検査・分析費、処分費等 ④地域脱炭素移行・再エネ推進 木質バイオマス熱利用設備の導入に要する経費 〔対象施設〕 木質資源利用ボイラー等
助成額	下記の助成率により予算の範囲内で補助。ただし対象事業のうち②については上限額あり
助成率	①2/3以内、1/2以内、1/3以内、15%以内(一部上限あり) ②1/2以内、上限2,000円/t ③1/2以内 ④2/3以内
問い合わせ先	木材産業振興課 加工促進担当 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL 088-821-4591 FAX 088-821-4594 E-mail 030501@ken.pref.kochi.lg.jp

名称	こちの木の住まいづくり助成事業費補助金
対象団体	・高知県内に住宅を建築・取得される方※ ・高知県内に住宅を所有されている方でリフォーム工事をされる方※ ※賃貸を目的とするものを除く
対象事業	・高知県内に建築する木造住宅（一部非木造混構造含） ・高知県内に存在する既存木造住宅（一部非木造混構造含） ＊内装木質化にあつては、住宅であること ①延べ面積の過半の用途が住宅であること。 ②新築、増築の場合は、基本部位の80%以上に高知県内産乾燥木材を使用すること。 ③リフォームの場合は、リフォーム工事部分に高知県内産乾燥木材を使用すること。 ④「瑕疵担保責任保険加入住宅」であること。 ⑤住宅の引渡前、またはリフォーム工完了前に申込を行うこと。
助成額	①基本部位、その他の部位 県内産JAS製品の使用量1㎡当たり20,000円 県内産JAS製品以外の使用量1㎡当たり11,000円 ②内装木質化（居室に限る。押入及び収納部分を除く） 高知県内産乾燥木材の使用面積1㎡当たり2,000円 ③長期優良認定住宅の場合は、1棟あたり10万円を加算 ④児童手当を受ける児童が2人以上居る場合は②で算出された金額を加算 ※①+②+③+④の合計金額の上限は80万円 （予算の範囲内）
助成率	・地域型住宅グリーン化事業のうち、地域材加算がないものと併用可能 ・地域型住宅グリーン化事業と併用する場合は、長期優良住宅の加算（10万円）は不可 ・補助対象経費が区分できる場合は、住宅耐震化促進事業と併用可能
問い合わせ先	木材産業振興課 需要拡大担当 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL 088-821-4592 FAX 088-821-4594 E-mail 030501@ken.pref.kochi.lg.jp

名称	高知県豊かな環境づくり総合支援事業費補助金
対象団体	高知県内の次のいずれかに該当する団体 (1)公益社団法人又は公益財団法人 (2)県内で特定非営利活動を行う特定非営利活動法人 (3)地球温暖化防止県民会議の会員(市町村を除く。以下「会員」という。)又は会員が代表構成員となる実行委員会が事業主体となり、高知県地球温暖化防止県民会議幹事会において適当であると認められた事業を行うもの (4)地域の多様な主体から構成された協議会 (5)非営利の任意団体で規約等が定められており、継続的な活動が行われている団体
対象事業	「高知県環境基本計画第五次計画」を効果的に実行するため、県の環境政策と連携した取組を総合的に支援する。 1 一般事業 環境基本計画が目指す低炭素・循環型・自然共生の3つの社会づくりの方向性に沿った県内で行う取組であり、かつ、環境基本計画の対象となる次に掲げる5分野のいずれかに資すると認められるハード事業及びソフト事業とする。 (1)地球温暖化への対策 (2)循環型社会への取組(3Rの推進等) (3)自然環境を守る取組 (4)環境ビジネスの振興 (5)環境を守り育てる人材の育成 2 ステップアップ事業 一般事業の実施を目指すために必要となるソフト事業
助成額	1 一般事業 : 1団体当たり10万円以上、50万円以下 2 ステップアップ事業 : 1団体当たり20万円以下
助成率	定額
問い合わせ先	自然共生課 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL 088-821-4554

名称	高知県みどりの食料システム戦略推進事業費補助金
対象団体	・環境保全型農業を実践する生産者組織 ・有機JAS認定を受ける生産行程管理者 ・有機農業に取り組む農業者が組織する団体 ・施設園芸において脱炭素に取り組む生産者組織
対象事業	①化学合成農業低減に必要と認められる資材・設備等の導入に要する経費 ②常温煙霧機の導入に要する経費 ③養液栽培における廃液処理装置の導入に要する経費 ④有機JAS認定に要する認定手数料(基本料金、検査員人件費、検査員旅費等) ⑤有機農業に取り組む農業者が組織する団体が、有機栽培技術習得・実証に要する経費 ⑥施設園芸において燃油使用量及び二酸化炭素排出量の低減に有効なヒートポンプの導入に要する経費
助成額	次の補助対象限度額と下記の助成率によって予算の範囲内で補助 ① 50万円/10a ② 上限なし ③ 200万円/台 ④ 15万円/件 ⑤ 20万円/団体 ⑥ 上限なし
助成率	1/3以内(①、②、③、⑥)、1/2以内(④、⑤)
問い合わせ先	環境農業推進課 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL 088-821-4545 FAX 088-821-4536 E-mail 160501@ken.pref.kochi.lg.jp

名称	環境保全型農業直接支払交付金
対象団体	1 対象者は、農業者の組織する団体を基本とする(国の掲げる要件を満たしたうえで市町村が特に認める場合は単独で対象者となる場合もある)。 2 1の団体の構成員又は単独で対象者と特に認められる農業者は次の要件を満たす必要がある。 ①主作物※について、販売することを目的に生産を行っていること ②みどりのチェックシートの取組を実践していること ③環境保全型農業の取組を広げる活動に取り組むこと ※主作物・・・化学肥料及び化学合成農薬の使用を県慣行レベルの原則5割以上低減する取組又は有機農業の取組対象の作物
対象事業	○化学肥料、化学合成農薬を県の慣行レベルから5割以上低減する取組と ①カバークロップ ②堆肥の施用 ③リピングマルチ ④草生栽培 ⑤不耕起播種 ⑥長期中干し ⑦秋耕 ⑧冬期湛水管理 ⑨土着天敵の温存利用技術 ⑩インセクタリアープランツの植栽 のいずれかを組み合わせた取組 ○有機農業の取組 (化学肥料、化学合成農薬を使用しない取組)
助成額	取組面積10aあたり ①6,000円以内、②4,400円以内、③5,400円以内、④5,000円以内 ⑤3,000円以内、⑥800円以内、⑦800円以内、⑧8,000円以内 ⑨8,000円以内、⑩8,000円以内 有機農業は12,000円以内 (ただし、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合に限り2,000円を加算)
助成率	定額(国1/2、県1/4、市町村1/4)
特記事項	市町村によっては、本事業に取り組んでいない場合がありますので、事前に市町村にご確認ください。
問い合わせ先	環境農業推進課 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL 088-821-4545 FAX 088-821-4536 E-mail 160501@ken.pref.kochi.lg.jp

名称	多面的機能支払交付金 (農地維持支払交付金、資源向上支払交付金(共同))
対象団体	農業者及び地域住民等で構成される集落ぐるみでの共同活動実践組織(以下、「活動組織」という)
対象事業	農村地域の過疎化、高齢化等の進行に伴い、適切な保全管理が困難になった農地法面の草刈りや農業用水路の泥上げといった農業用水路や農道等の資源保全活動【基礎活動】、農村の自然環境や景観の保全等の活動【農村環境保全活動】に要する経費を交付する仕組みです。 【基礎活動:農地維持支払交付金】 ・農地や農業用水等の資源を維持、保全する取組 【農村環境保全活動:資源向上支払交付金(共同)】 ①生態系を保全する活動 (生物の生息状況調査や在来生物の育成等) ②水質を保全する活動 (水質モニタリング調査等) ③景観形成や生活環境を保全する活動 (農用地等を活用した景観形成活動等) などの、農村の環境を保全し、向上させる取組
助成額	定額(対象農用地10アール当たり) 【基礎活動:農地維持支払交付金】 田:3,000円 畑:2,000円 草地:250円 【農村環境保全活動:資源向上支払交付金(共同)】 ①資源向上支払交付金(長寿命化)に係る活動には取り組まない活動組織 田:2,400円 畑:1,440円 草地:240円 ②資源向上支払交付金(長寿命化)に係る活動にも取り組む活動組織、及び農地・水保全管理支払の取組を含め5年間以上活動に取り組んでいる活動組織 田:1,800円 畑:1,080円 草地:180円
問い合わせ先	農業政策課 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL 088-821-4511 FAX 088-821-4519 E-mail 162201@ken.pref.kochi.lg.jp

名称	中山間地域等直接支払交付金
対象団体	以下のいずれかに該当する者 (1)集落協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等 (2)個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う認定農業者等
対象事業	中山間地域等で取り組まれている農業生産活動は、洪水や土砂崩れの防止や美しい風景や生き物のすみかを守るといった広く国民全体に及ぶ効果(農業の有する多面的機能)をもたらすものです。 農業の有する多面的機能を発揮するため、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取り決め(協定)を締結し、それに従って農業生産活動等を行う農業者等に面積に応じて一定額を交付する仕組みです。 1 制度の対象となる地域及び農用地 地域振興立法で指定された地域において、傾斜がある等の基準を満たす農用地 2 対象行為 交付金の交付の対象となる行為は、協定に基づき、5年間以上継続して行われる農業生産活動等 【農業生産活動等(必須事項)】 適正な農業生産活動を通じた耕作放棄の防止、農道の草刈り、水路の清掃、農地法面の定期点検(崩壊防止)、協定農用地への柵・ネットの設置(鳥獣害の防止)等 【多面的機能を増進する活動(選択的事項)】 土壌流亡に留意した営農、体験民宿(グリーン・ツーリズム)、魚類や昆虫類の保護(ビオトープの確保)、冬期湛水や不作付地での水張りによる鳥類の餌場の確保、景観作物の作付等
助成額	定額 (対象農用地10アール当たり) 田:急傾斜(1/20以上)21,000円、緩傾斜(1/100以上)8,000円 畑:急傾斜(15度以上)11,500円、緩傾斜(8度以上)3,500円 草地:急傾斜(15度以上)10,500円、緩傾斜(8度以上)3,000円 採草放牧地:急傾斜(15度以上)1,000円、緩傾斜(8度以上)300円
問い合わせ先	農業政策課 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL 088-821-4511 FAX 088-821-4519 E-mail 162201@ken.pref.kochi.lg.jp

名称	(1)高知県水産多面的機能発揮対策支援交付金 (2)高知県水産多面的機能発揮対策推進支援交付金
対象団体	(1)高知県環境生態系保全対策地域協議会 (2)市町村
対象事業	(1)交付金対象活動組織の実施する保全活動を高知県環境生態系保全対策地域協議会が支援する事業 (2)市町村が保全活動支援事業の交付対象となる対象活動組織の保全活動を指導・確認する事業
助成額等	(1)事業費に要する経費の15%以内(上限30万円※) (2)定額 ※「海洋汚染等の原因となる漂流、漂着物、堆積物処理」については、事業に要する経費の15パーセント以内かつ予算の範囲内において、必要な経費を支給
問い合わせ先	水産業振興課 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL 088-821-4829 FAX 088-821-4528 E-mail 040401@ken.pref.kochi.lg.jp

名称	農山漁村地域整備交付金 (漁港漁村環境整備事業)
対象団体	都道府県、市町村
対象事業	漁港背後の漁業集落等における生活環境の改善を図るため、以下の事業を行う。 (1)衛生関連施設 漁業集落排水施設整備、水産飲雑用水施設整備、地域資源利活用基盤整備、用地整備 (2)防災関連施設 漁業集落道整備、防災安全施設整備、緑地・広場施設整備、土地利用高度化再編整備、用地整備
助成額	(助成額の要件なし)
助成率	国:事業費の1/2、県:事業費の11%
特記事項	事業の採択要件 (1)対象集落要件 漁港背後の漁業依存度又は漁家比率1位の漁業集落等 (2)人口要件 対象集落の規模 人口100人以上、5,000人以下等 (3)事業費要件 全体事業費 300万円以上 ※機能診断と機能保全計画策定のみの場合は、300万円未満も可
問い合わせ先	漁港漁場課 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL 088-821-4615 FAX 088-821-4529 E-mail 040501@ken.pref.kochi.lg.jp

名称	高知県浄化槽設置整備事業費補助金
対象団体	市町村
対象事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止及び快適な生活環境の創造を図るため、浄化槽を設置する個人に設置費を補助している市町村に対し、補助する。
助成額	(1)県の定めた補助基準額 5人槽 332千円 7人槽 414千円 10人槽 548千円 (2)市町村が定めた補助基準額 助成額は(1)(2)を比較していずれか少ない金額の1/3 (環境配慮・防災まちづくり整備推進事業又は離島は、1/4)
問い合わせ先	公園上下水道課 〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20 TEL 088-823-9851 FAX 088-823-9036 E-mail 171801@ken.pref.kochi.lg.jp

名称	高知県海岸漂着物等処理推進事業費補助金
対象団体	高知県内の市町村
対象事業	(1) 海洋ごみの回収・処理に係る事業(民間団体等と連携・協力して実施する事業を含む。)&及び海洋ごみの回収・処理に係る調査研究の事業 (2) 海洋ごみの発生の抑制に係る普及・啓発、調査・研究、関係者間の連携・協力等の事業(民間団体等と連携・協力して実施する事業を含む。)
助成額	上限規定なし:予算の範囲内
助成率	(1) 離島振興対策実施地域(離島振興法第2条第1項) ・・・9/10 (2) (1)に該当する地域の確認漂着木造船等の回収・処理に係る事業 ・・・9.5/10 (3) (1)以外の地域の過疎地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 第2条第1項)、半島振興対策実施地域(半島振興法第2条第1項) ・・・8/10 過疎法付則第5条第一項の規定に基づく特定市町村 ・・・7.2~8.0(8.6~9.0) ※()内は確認漂着木造船等 過疎法付則第5条第一項の規定に基づく特別特定市町村 ・・・7.2~8.0(8.6~9.0) ※()内は確認漂着木造船等 (4) (3)に該当する地域の確認漂着木造船等の回収・処理に係る事業(特定市町村及び特別特定市町村を除く) ・・・9/10 (5) (1)、(2)以外の地域 ・・・7/10 (6) (5)に該当する地域の確認漂着木造船等の回収・処理に係る事業 ・・・8.5/10
問い合わせ先	港湾・海岸課 〒780-0850 高知市丸ノ内1-2-20 TEL 088-823-9887 FAX 088-823-9657 E-mail 175001@ken.pref.kochi.lg.jp

名称	再生可能エネルギー活用事業費補助金
対象団体	高知県内の市町村等(一部事務組合、広域連合等)
対象事業	(1)再生可能エネルギー事業化促進事業 再生可能エネルギーを活用した具体的な事業の実施を目的として行う可能性調査・現地測量等の各種調査業務、事業化のための仕組みづくり(ビジネスモデルの検討等)及び各種の設計業務など事業化に至るまでの間で実施が必要な事業。 (2)再生可能エネルギー活用促進普及事業 再生可能エネルギーの活用を促進するための地域の「核」となる人材づくりや協議会等の組織づくり及び再生可能エネルギーを活用した事業実施に向けた協議・検討作業並びに広報活動等の普及啓発事業に対する支援事業。
助成額	(1)上限規定なし:予算の範囲内 (2)定額50万円以内
助成率	(1)事業費の1/2以内 (2)定額
問い合わせ先	公営企業局 電気工水課 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL 088-821-4622 FAX 088-821-4626 E-mail 610301@ken.pref.kochi.lg.jp

名称	物部川水源の森整備事業費補助金
対象団体	香美市、香南市
対象事業	香美市及び香南市に位置する私有林のうち、杉田ダム上流の人工林において実施される次の間伐事業を対象とし、高知県林業振興・環境部が所管する所定の間伐補助事業に採択されたもの。 (1)切捨て及び巻き枯らし間伐 (2)搬出間伐
助成率	(1)高知県林業振興・環境部の要綱で定める標準事業費の10分の1以内 (2)1m3当たり1,000円
問い合わせ先	公営企業局 電気工水課 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL 088-821-4622 FAX 088-821-4626 E-mail 610301@ken.pref.kochi.lg.jp

名称	中小企業等融資制度 次世代施策推進融資
対象企業	●脱炭素化(省エネ化含む、以下同じ)にかかる取組について事業計画書等 を作成した県内中小企業者等 ●デジタル化にかかる取組について事業計画書等を作成した県内中小企業者等 ●グローバル化にかかる取組について事業計画書等を作成した県内中小企業者等 ○グリーン診断(省エネ診断)を受診すること(脱炭素化にかかる取組のみ) ○県税を滞納していないこと (○ 必ず該当 ● いずれかに該当)
資金使途	脱炭素化(省エネ化含む)、デジタル化及びグローバル化にかかる運転資金及び設備資金
貸付限度額	1億円
償還期間	7年以内(うち据置1年以内)、10年以内(うち据置2年以内) 15年以内(うち据置3年以内)、20年以内(うち据置3年以内) ※15年以内(うち据置3年以内)及び20年以内(うち据置3年以内)は、脱炭素化にかかる取組の場合のみ
特記事項	〔金利〕 償還期間が7年以内の場合:1.87%以内 償還期間が10年以内の場合:2.07%以内 償還期間が15年以内の場合:2.27%以内 償還期間が20年以内の場合:2.47%以内 〔保証料〕 償還期間が7年以内の場合:0.12%~0.49% 償還期間が7年超の場合:0.11%~0.42%
問い合わせ先	経営支援課 〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20 TEL 088-823-9695

名称	高知県中小企業設備資金利子補給制度 (脱炭素化枠)
対象企業	○経営計画等に基づき、生産性の向上に資する設備投資 (ソフトウェア等含む)の融資を受けた県内中小企業者等 ○グリーン診断(省エネ診断)を受診すること (○ 必ず該当)
利子補給期間	10年以内
利子補給の 対象融資額 上限	①経営計画・事業戦略型:2,000万円 ②先端設備等導入計画型:5,000万円 ③生産性向上計画型:1億円
補給率	1%以内
特記事項	生産性向上計画型は製造業のみが対象
問い合わせ先	経営支援課 〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20 TEL 088-823-9695

名称	高知県住宅断熱改修費補助金
対象企業	市町村
対象事業	既存戸建て住宅の断熱改修を行う所有者等を対象に市町村が行う住宅断熱改修費補助事業について、予算の範囲内で補助金を交付する。
助成率	補助対象経費の3分の1以内でかつ、補助事業者が間接補助事業者へ補助する額の10分の10以内(限度額:120万円/戸)
問い合わせ先	住宅課 〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20 TEL 088-823-9862 FAX 088-823-2999 E-mail 171901@ken.pref.kochi.lg.jp

問い合わせ先

課名	環境白書 掲載記事	電話番号	ホームページアドレス
林業環境政策課	木の文化賞表彰	088-821-4586	https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030000/030101/
	環境先進企業との協働の森づくり事業の推進		
	森林環境税を活用した取組		
	森林認証制度の活用		
	森林研修センター情報交流館・森林環境教育指導者養成講座		
	県立串喜ヶ峰森林公園		
	こうち山の日推進事業費補助金		
	山の学習支援事業費補助金		
	高知県緑化促進事業費補助金		
木材産業振興課	木質バイオマスエネルギーの利用	088-832-4593	https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030000/030501/
	木質バイオマスの利用により発生した燃焼灰の有効利用		
	森林環境税を活用した取組		
	森林認証制度の活用		
	公共工事での木材利用		
	CLT建築などの県産材利用推進の取組		
	高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金		
	高知県木質資源利用促進事業費補助金		
	こうちの木に住まいづくり助成事業費補助金		
木材増産推進課	森林整備の推進	088-821-4602	https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030000/030301/
	造林事業（森林環境保全整備事業）		
	高知県みどりの環境整備支援事業	088-821-4876	
	森の工場の推進		
	森の工場活性化対策事業		
環境計画推進課	第Ⅱ期高知県脱炭素社会推進アクションプランの策定について	088-821-4841	https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030000/030901/
	高知県庁環境マネジメントシステムの取組		
	グリーン購入の推進		
	高知県環境基本条例	088-821-4538	
	高知県環境基本計画第五次計画の推進		
	高知県環境審議会		
	高知県地球温暖化対策実行計画		
	地球温暖化防止県民運動推進事業		
	新エネルギーの導入促進		
	太陽光発電事業		
自然共生課	オフセット・クレジット制度	088-821-4554	https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030000/030701/
	生物多様性こうち戦略		
	環境影響評価制度		
	CO2木づかい固定量認証制度		
	環境活動支援センターえこらぼの活動		
	高知県豊かな環境づくり総合支援事業費補助金		
	高知県清流保全条例	088-821-4863	
	四万十川の保全と流域の振興		
	協働の川づくり		
	文化環境評価システム		
	希少野生動植物の保全		
	外来種対策の推進	088-821-4842	
	高知県うみがめ保護条例		
	自然公園		
	自然環境保全地域		
	県立月見山こどもの森		
	四国のみち		
	県立牧野植物園		
環境対策課	環境美化の推進	088-821-4590	https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030000/030801/
	廃棄物適正処理の推進		
	公共関与による廃棄物処理施設整備		
	フロン対策	088-821-4524	
	リサイクル製品等の認定		
	環境の保全と監視		
	衛生環境研究所の取組		
	水環境の保全		
	大気環境の保全		
	化学物質対策		
	土壌汚染対策		
	騒音対策		

問い合わせ先

課名	環境白書 掲載記事	電話番号	ホームページアドレス
環境対策課	振動対策	088-821-4524	https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/160000/160501/
	悪臭対策		
	公害対策		
	アスベスト対策		
環境農業推進課	環境保全型農業の推進	088-821-4545	https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/160501/
	高知県みどりの食料システム戦略推進事業費補助金		
	環境保全型農業直接支払交付金		
管財課	本庁舎等における省エネルギー化及びCO ₂ 削減の取組	088-823-9322	https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110000/110801/
水産業振興課	藻場・干潟・サンゴ群集の維持及び回復に向けた取組	088-821-4829	https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/040000/040401/
	(1) 高知県水産多面的機能発揮対策支援交付金 (2) 高知県水産多面的機能発揮対策推進支援交付金		
漁港漁場課	生活排水処理対策	088-821-4615	https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/040000/040501/
	農山漁村地域整備交付金（漁港漁村環境整備事業）		
経営支援課	中小企業等特別融資制度	088-823-9695	https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150000/150401/
	次世代施策推進融資		
	高知県中小企業設備資金利子補給制度（脱炭素化枠）		
公営企業局 電気工水課	風力発電	088-821-4622	https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/610000/610301/
	物部川上流域における森林整備の推進		
	地球環境や風力発電の出前授業		
	再生可能エネルギー活用事業費補助金		
	物部川水源の森整備事業費補助金		
公園上下水道課	高須浄化センター下水污泥の有効活用	088-823-9851	https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170000/171801/
	生活排水処理対策		
	高知県浄化槽設置整備事業費補助金		
公園上下水道課・ のいち動物公園	太陽光発電事業	088-823-9853	
	動物性廃棄物リサイクル事業		
交通運輸政策課	エコ通勤の促進	088-823-9732	https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/080000/080801/
	パーク・アンド・ライド（P&R）事業の取組		
高等学校課・四万十高校	コクヨ-四万十 結の森プロジェクトへの参加	088-821-4907	https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310000/311701/
港湾・海岸課	海岸環境の整備と保全	088-823-9887	https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170000/175001/
	高知県海岸漂着物等処理推進事業費補助金		
住宅課	省エネ住宅の推進	088-823-9862	https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170000/171901/
	高知県住宅断熱改修費補助金		
生涯学習課	自然体験型学習事業	088-821-4629	https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310000/310401/
	森林活用指導者育成事業		
デジタル政策課	OA機器等のリサイクル	088-823-9773	https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/080000/080501/
業務衛生課	温泉の保護と利用	088-823-9671	https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/130000/131901/
地域観光課	滞在型観光・体験型観光の推進	088-823-9612	https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/020000/020601/
農業政策課	多面的機能支払交付金 （農地維持支払交付金、資源向上支払交付金（共同））	088-821-4511	https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/160000/162201/
	中山間地域等直接支払交付金		
畜産振興課	家畜排せつ物の有効活用	088-821-4553	https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/160000/160901/
河川課	多自然川づくりの推進	088-823-9841	https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170000/170901/
治山林道課	緑のダムを創る流域保全総合治山事業	088-821-4867	https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030000/030601/
中山間地域対策課 鳥獣対策室	野生鳥獣の保護管理	088-823-9039	https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/080000/080601/
道路課	環境配慮の道路整備	088-823-9830	https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170000/170701/
都市計画課	コンパクトなまちづくりの推進	088-823-9846	https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170000/171701/
土木政策課 技術管理課	廃棄物適正処理の推進	088-823-9815	https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170000/170201/
		088-823-9826	https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170000/170601/
文化国際課	高知県文化環境功労者表彰	088-823-9793	https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/140000/140201/

【関連施設】

施設名	所在地	連絡先	ホームページアドレス
衛生環境研究所	〒780-0850 高知市丸ノ内2丁目4番	TEL 088-821-4960	https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/130120/
		FAX 088-872-6324	
高知県立牧野植物園	〒781-8125 高知市五台山4200-6	TEL 088-882-2601	https://www.makino.or.jp/
		FAX 088-882-8635	
高知県立のいち動物公園	〒781-5233 香南市野市町大谷738	TEL 0887-56-3500	http://www.noichizoo.or.jp/
		FAX 0887-56-3723	
高知県立甫喜ヶ峰森林公園	〒789-0583 香美市土佐山田町平山字立石丸1491-2	TEL 0887-57-9007	https://hokigamine.jp/
		FAX 0887-57-9007	
高知県立森林研修センター	〒782-0078 香美市土佐山田町大平80番地	TEL 0887-52-0087	https://www.k-kouryu.net/
		FAX 0887-52-0097	